

第三次循環型社会形成推進基本計画の
進捗状況の第 1 回点検結果について
(案)

平成 27 年 ● 月
中央環境審議会

目 次

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果について

I	はじめに		1
II	循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況		3
	第1節 物質フロー指標に関する目標に向けた進捗状況		3
	1 目標を設定する指標		3
	(1)「入口」：資源生産性		5
	(2)「循環」：循環利用率		8
	(3)「出口」：最終処分量		10
	2 目標を設定する補助指標		11
	(1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性		11
	(2) 出口（排出）側の循環利用率		12
	3 推移をモニターする指標		13
	(1) 一次資源等価換算した資源生産性		14
	(2) 化石系資源に関する資源生産性		14
	(3) バイオマス系資源投入量		15
	(4) ものづくりの資源生産性・産業分野別の資源生産性		16
	(5) 循環資源の輸出入量		17
	(6) 隠れたフローを考慮した金属資源の TMRベースの循環利用率		18
	(7) 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等		20
	第2節 取組指標に関する目標に向けた進捗状況		21
	1 目標を設定する指標		24
	(1) 廃棄物等の減量化		24
	(2) 電子マニフェストの普及率		26
	(3) 循環型社会に関する意識・行動		27
	(4) 循環型社会ビジネス市場規模		33
	(5) 各種リサイクル法の目標達成状況		36
	2 推移をモニターする指標		37
	(1) 国民一人当たりの資源消費量		37
	(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率		38
	(3) 耐久消費財の平均使用年数		40
	(4) 2Rの取組状況		42
	(5) 一般廃棄物のリサイクル率		50
	(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・ 実施人口割合		51
	(7) 廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況		52

(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数	・ ・ ・ ・	53
(9) 不法投棄の発生件数・投棄量	・ ・ ・ ・	54
(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組	・ ・ ・ ・	55
(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している 地方公共団体数	・ ・ ・ ・	58
(12) 環境マネジメント等の実施	・ ・ ・ ・	59
Ⅲ 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・課題	・ ・ ・ ・	66
(1) 資源生産性	・ ・ ・ ・	66
(2) 循環利用率	・ ・ ・ ・	66
(3) 最終処分量	・ ・ ・ ・	66
(4) 低炭素社会に向けた取組と循環型社会に向けた取組 との統合的な取組	・ ・ ・ ・	67
(5) 2Rの取組状況	・ ・ ・ ・	67
Ⅳ 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況 及び評価・課題	・ ・ ・ ・	68
第1節 国民の取組	・ ・ ・ ・	68
現在の状況		
評価・課題		
第2節 NGO/NPO、大学等の取組	・ ・ ・ ・	70
現在の状況		
評価・課題		
第3節 事業者の取組	・ ・ ・ ・	72
現在の状況		
評価・課題		
第4節 地方公共団体の取組	・ ・ ・ ・	77
現在の状況		
評価・課題		
Ⅴ 国の主な取組状況（詳細な取組は、別添参照）	・ ・ ・ ・	80
1 「質」にも着目した循環型社会の形成	・ ・ ・ ・	81
2 低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的な取組	・ ・ ・ ・	85

3	地域循環圏の高度化	・ ・ ・ ・ ・	86
4	循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用	・ ・ ・ ・ ・	87
5	循環産業の育成	・ ・ ・ ・ ・	88
6	廃棄物の適正な処理	・ ・ ・ ・ ・	90
7	各個別法の対応	・ ・ ・ ・ ・	91
8	環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発	・ ・ ・ ・ ・	93
9	国際的取組の推進	・ ・ ・ ・ ・	94
10	東日本大震災への対応	・ ・ ・ ・ ・	97
VI	今後の展開の方向	・ ・ ・ ・ ・	101
VII	参考資料	・ ・ ・ ・ ・	-
	国の取組に係る進捗状況総表（第一回点検）		
	（参考1）国内における取組、各個別法の対応	・ ・ ・ ・ ・	104
	（参考2）国際的取組	・ ・ ・ ・ ・	167
	（参考3）東日本大震災への対応	・ ・ ・ ・ ・	175
	その他		
	（参考4）災害廃棄物等を考慮した物質フロー図の試算結果	・ ・ ・ ・ ・	180
	（参考5）中央環境審議会循環型社会部会における審議経緯 （平成24～25年度）	・ ・ ・ ・ ・	182

第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の

第1回点検結果について（案）

I はじめに

今日、環境保全は、人類の生存基盤に関わる極めて重要な課題となっています。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、環境保全と健全な物質循環を阻害する側面を有しています。また、天然資源の消費は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

これまで、3Rの取組進展、個別リサイクル法等の法的基盤の整備とそれに基づく努力等により、循環型社会の形成は概ね順調に進んできました。一方で、東日本大震災・東京電力福島第一原子力発電所の事故をきっかけとして、平素から大規模災害発生時の円滑な廃棄物処理体制を築いていくこと、環境保全と国民の安全・安心を確保した上で循環資源の利用を行うことが求められるなど、政策の在り方を改めて検討することが強く求められています。さらに、近年の資源の高騰にみられるように、今後、世界規模で資源制約が強まると予想されています。

このような現状を踏まえると、循環型社会の形成に関する政策課題は、循環を量だけでなく質の観点からも捉え、環境保全と安心・安全を確保した上で、廃棄物等を貴重な資源やエネルギー源として一層有効活用して資源生産性を高め、枯渇が懸念される天然資源の消費を抑制するという、新たなステージに進んでいると言えます。

循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）では、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画として、循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という。）を策定することを規定しています。この規定に基づき、平成15年3月に「第一次循環基本計画」、平成20年3月に「第二次循環基本計画」、そして平成25年5月には「第三次循環基本計画」が閣議決定されました。

本計画は、第四次環境基本計画（平成24年4月27日閣議決定）を踏まえ、最終処分量の削減などこれまで進展してきた廃棄物の量に着目した施策に加え、循環の質にも着目し、リサイクルに比べ取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化、有用金属の回収、安心・安全の取組強化、3R国際協力の推進等を新たな政策の柱と据えた計画です。循環型社会形成の中長期的なイメージを示しつつ、循環型社会の形成に向けた指標と数値目標を充実させるとともに、国民、NGO/NPO、大学等、事業者、地方公共団体に期待される役割及び国が行うべき取組を記載しています。

第三次循環基本計画においては、毎年度、着実な実行を確保するため、中央環境審議会において、循環基本計画に基づく施策の進捗状況の評価・点検を適切に行うこととされています。今回は第三次循環基本計画の第1回目の点検となり、中央環境審議会（循環型社会部会）において平成26年3月から5回にわたって審議を行い、この点検結果を取りまとめました。

今回の点検は、前回の第二次循環基本計画における点検方法を基本的に踏襲し、指標を活用して定量的な評価を行いつつ、ヒアリングや関係府省庁への調査等を通じて、可能な限り客観的・総合的な評価と課題の提示を行っています。なお、物質フロー指標や取組指標については、原則としてデータの得られた平成24年度まで（最新データがあるものについては平成25、26年度まで）のデータを中心に、また、施策・取組については、第三次循環基本計画が閣議決定された平成25年5月以降に実施された施策を中心として、進捗状況の点検を実施しています。

これまでの点検報告と報告に基づく施策の一層の推進により、今後、循環型社会形成に向けた取組が更に発展していくことを期待しています。

Ⅱ 循環型社会形成のための数値目標に関する進捗状況

第1節 物質フロー指標に関する目標に向けた進捗状況

第三次循環基本計画において設定されている物質フロー指標は、以下のとおりです。

1 目標を設定する指標

目標を設定する指標の状況は以下のとおりです。なお、表 1 では推移を把握するため、循環元年ともいえる平成12年度の数値と比較しています。

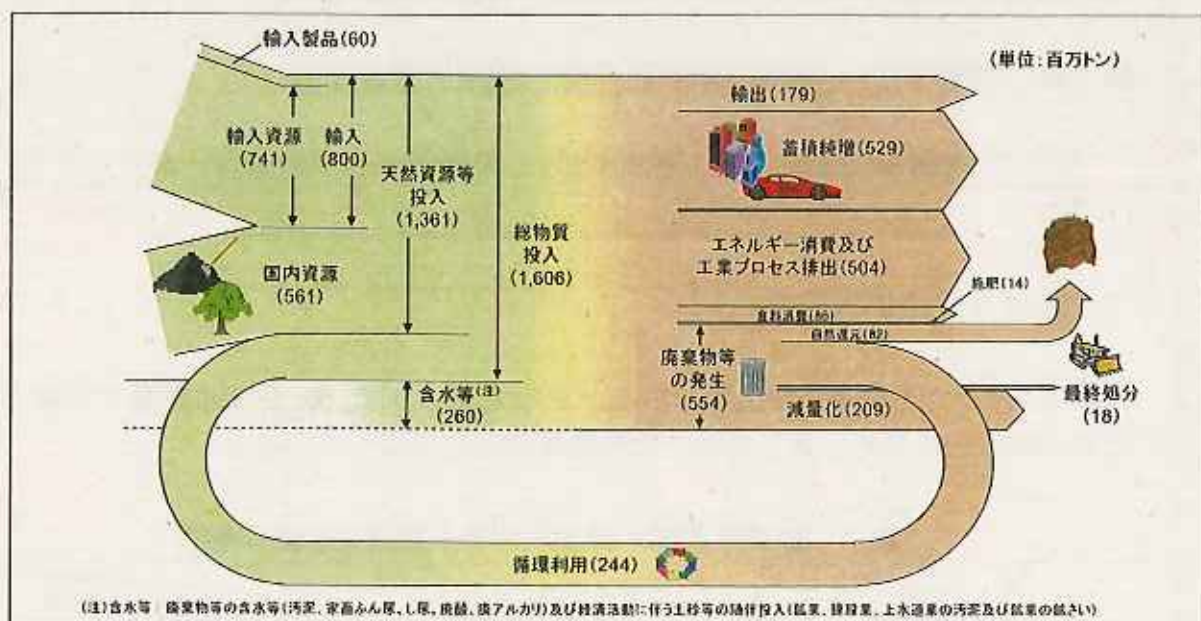
表 1 資源生産性・循環利用率・最終処分量の推移

		32年度 (目標年)	12年度	17年度	22年度	23年度	24年度		長期的 な傾向 1	短期的 な動向 2
資源 生産 性	万円 /ト	46	24.8	30.8	37.5	38.6	38.0	+54%		
循環 利用 率	%	17	10.0	12.2	15.3	15.2	15.2	+5.3 ポイント		
最終 処 量	百万 ト	17	56	31	19.2	17.4	17.9	▲68%		

1 直近10年間（あるいは10年以内の最古値から最新値まで）のトレンドの傾き。青色は望ましい傾向、黄色は変化のない傾向、赤色は望ましくない傾向を示す。10年間の変化量が10%未満は変化なし（黄色）とみなしている。

2 「前々年値と前年値の平均値」から「前年値と最新年値の平均値」の増減。青色は望ましい傾向、黄色は変化のない傾向、赤色は望ましくない傾向を示す。変化量が1%未満は変化なし（黄色）とみなしている。

【参考】



※災害廃棄物は考慮していない。

図 1 平成24年度の我が国における物質フローの模式図

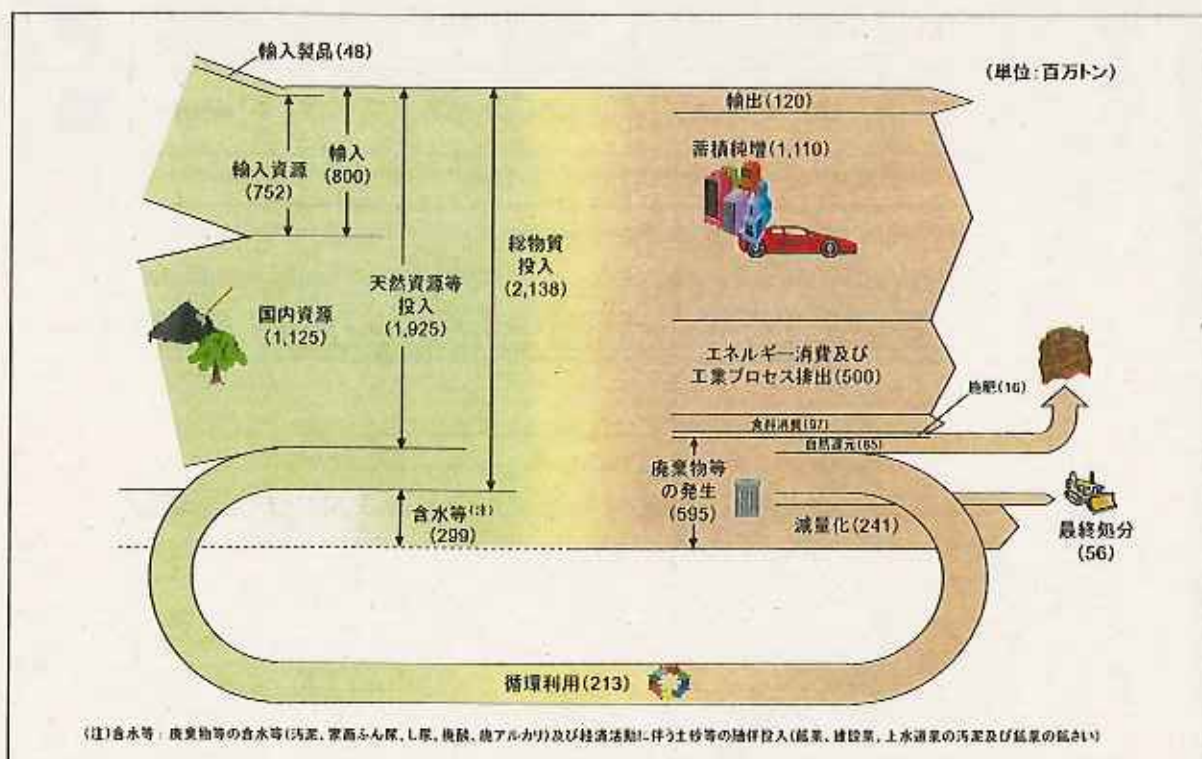


図 2 平成12年度の我が国における物質フローの模式図

(1) 「入口」：資源生産性

・資源生産性（＝GDP／天然資源等投入量）

天然資源等投入量とは国産・輸入天然資源及び輸入製品の合計量を指し、一定量当たりの天然資源等投入量から生じる国内総生産（GDP）を算出することによって、産業や人々の生活がいかに関物を有効に使っているか（より少ない資源でどれだけ大きな豊かさを生み出しているか）を総合的に表す指標です。

資源生産性は、平成 24 年度で約 38.0 万円/トン（平成 12 年度約 24.8 万円/トン）であり、平成 12 年度と比べ約 54%上昇しました。しかし、平成 22 年度以降は横ばいとなっており、平成 23 年度と比べると若干減少しています。

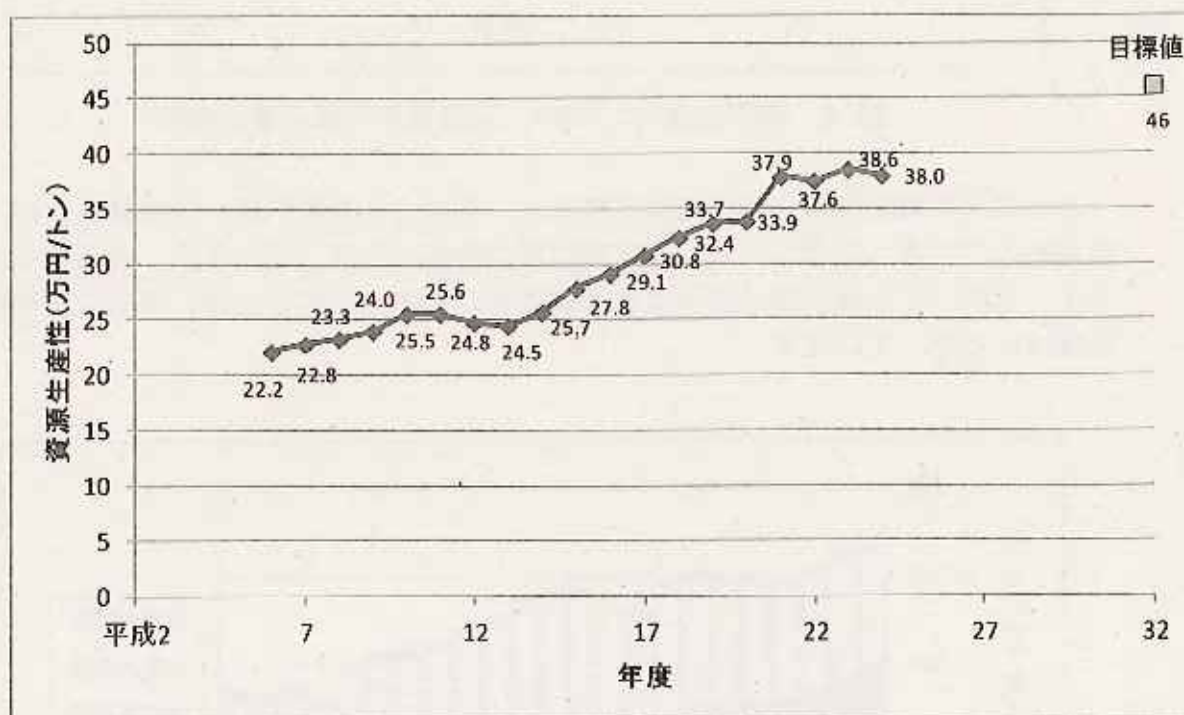


図 3 資源生産性の推移

資源生産性の内訳を見ると、実質 GDP は平成 20 年度に世界金融危機の影響等により減少に転じたものの平成 22 年度以降微増傾向にあり、日本国内に投入される天然資源等投入量は平成 21 年度までは減少傾向にあったものが、平成 22 年度以降は横ばいとなっています。

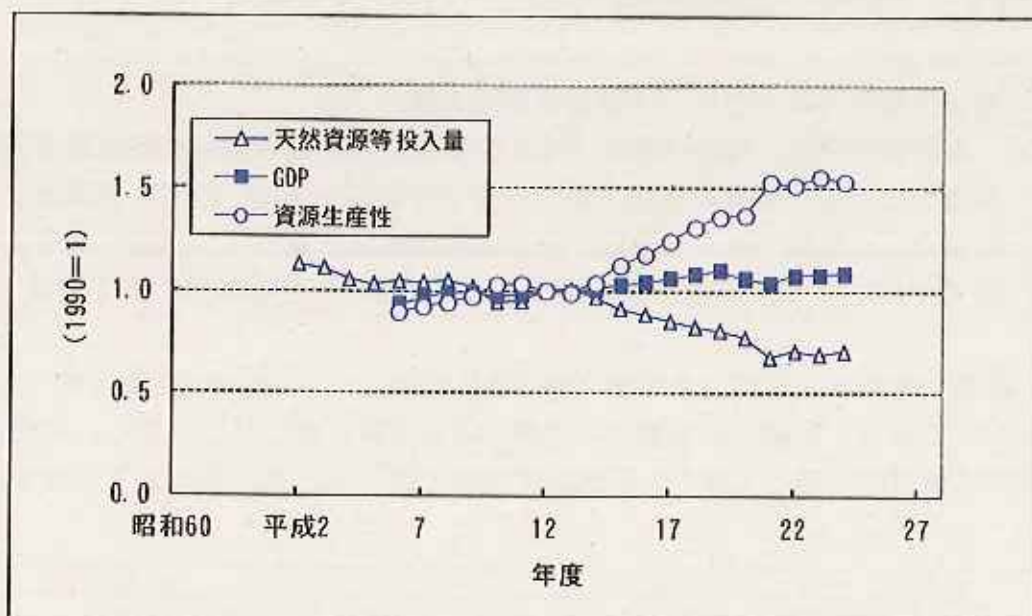


図 4 資源生産性、GDP、天然資源等投入量の推移

さらに天然資源等投入量の内訳を見ると、平成 13 年度以降、国内資源の投入量が減少していましたが、平成 22 年度以降は横ばいとなっています。資源種別に見ると、平成 13 年度以降の減少は非金属鉱物によるものでしたが、平成 23 年度から横ばいとなっています。

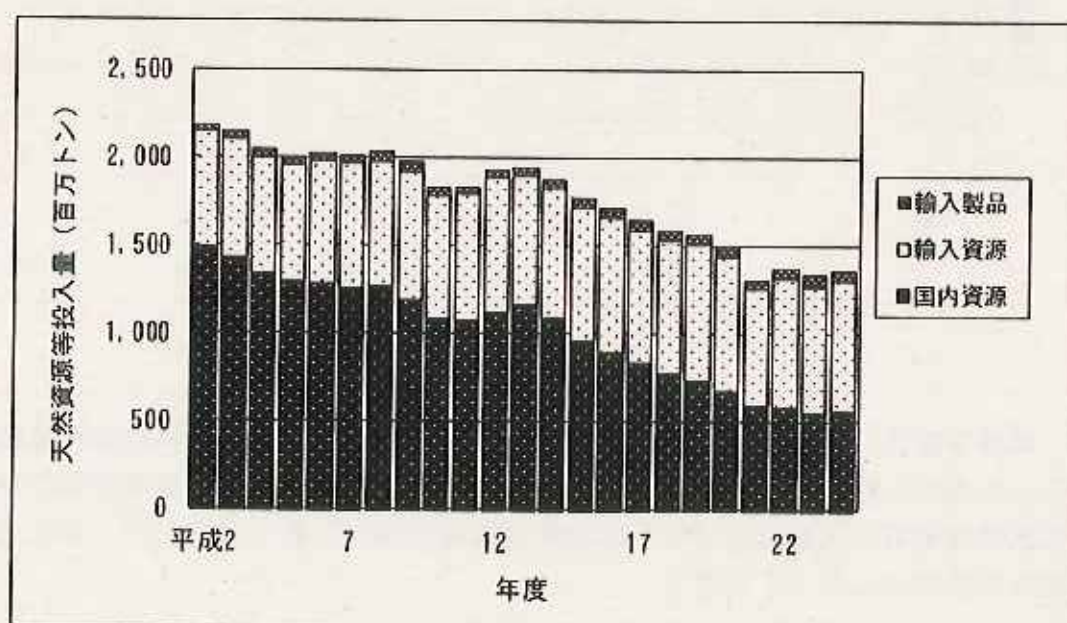


図 5 天然資源等投入量の推移（国内資源・輸入（資源・製品））

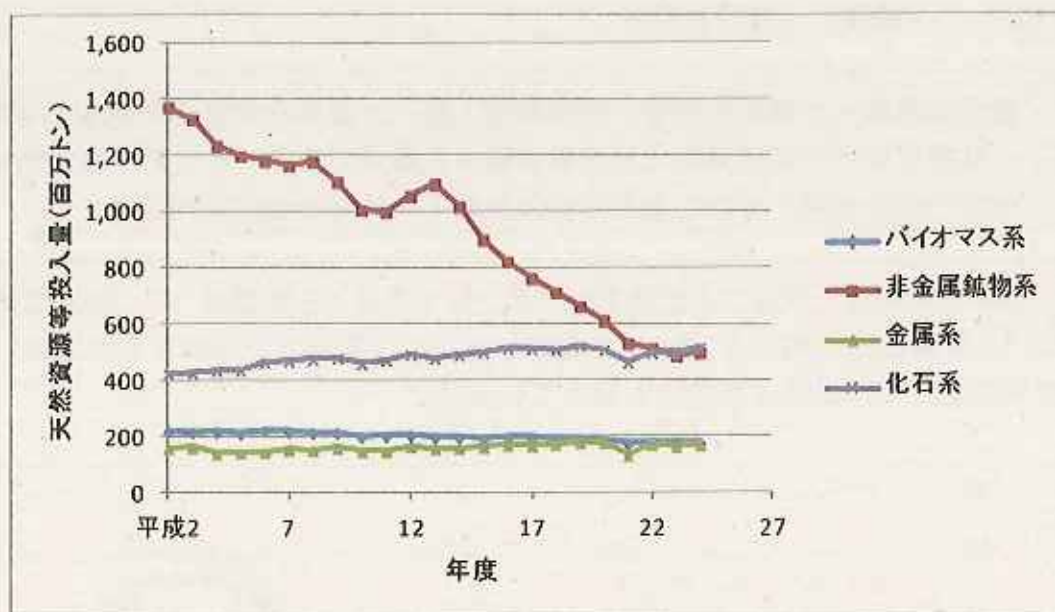


図 6 天然資源等投入量の資源種別の推移

(2) 「循環」：循環利用率

- ・循環利用率（＝循環利用量／総物質投入量（＝循環利用量＋天然資源等投入量））
社会に投入される資源（天然資源等投入量）のうち、どれだけ循環利用（再使用・再生利用）された資源が投入されているかを表す指標です。

循環利用率は、平成 24 年度で約 15.2%（平成 12 年度約 10.0%）であり、平成 12 年度と比べ約 5.3 ポイント上昇しました。平成 22 年度までは上昇していたが平成 23 年度以降は横ばいとなっています。

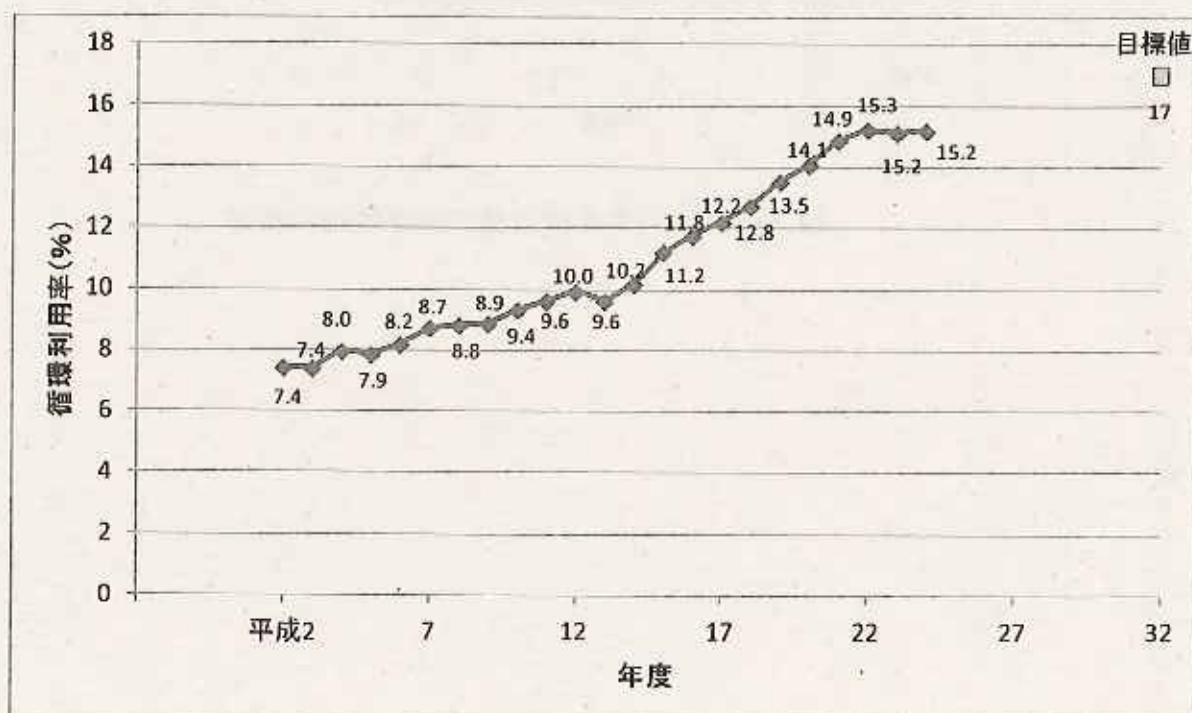


図 7 循環利用率の推移

循環利用率の内訳を見ると、日本国内に投入される天然資源等投入量が平成 21 年度までは減少傾向にありましたが、平成 22 年度以降は横ばいとなっています。また、循環利用量は平成 19 年度以降に多少の増減はしているもののほぼ横ばいとなっています。

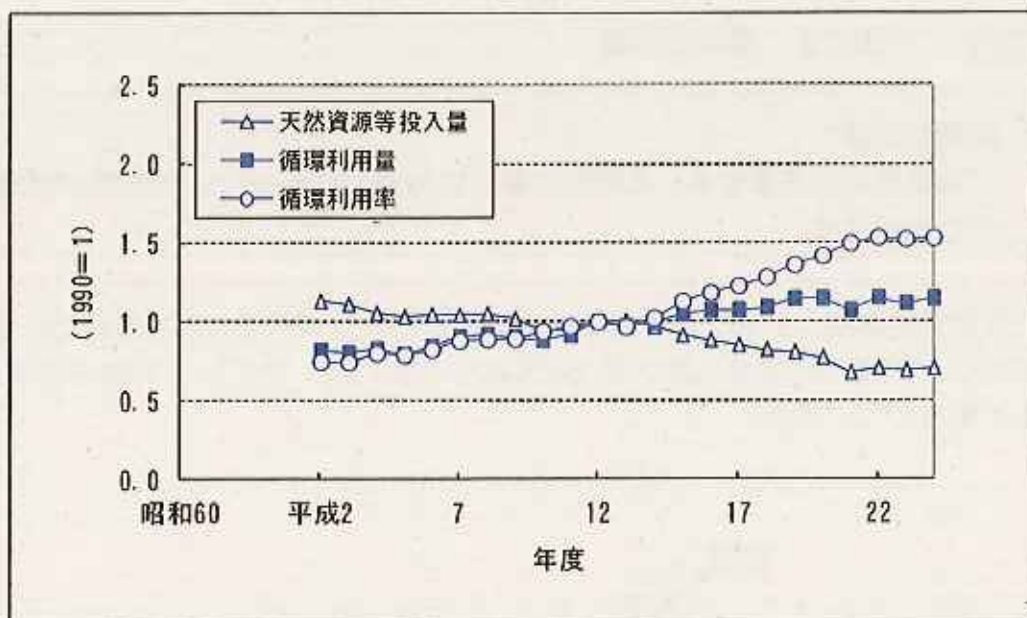


図 8 循環利用率、循環利用量、天然資源等投入量の推移

(3) 「出口」：最終処分量

・最終処分量

廃棄物の埋立量です。廃棄物の最終処分場のひっ迫という喫緊の課題に直結した指標です。

最終処分量は、平成 24 年度に約 17.9 百万トン（平成 12 年度約 56 百万トン）であり、平成 12 年度と比べ約 68%減少しました。ただし、平成 23 年度と比べると増加しています。

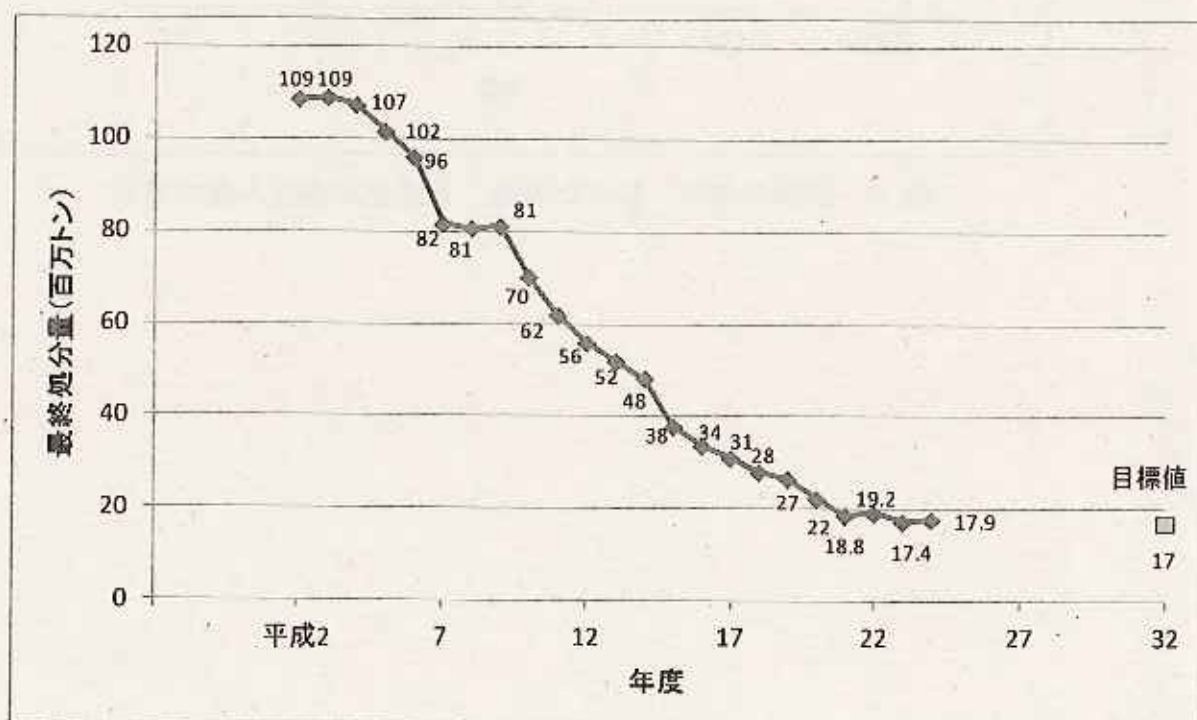


図 9 最終処分量の推移

2 目標を設定する補助指標

目標を設定する補助指標に係る目標の状況は以下のとおりです。

表 2 目標を設定する補助指標の推移

		目標	12年度	17年度	22年度	23年度	24年度	12年度比	長期的な傾向	短期的な動向
土石系資源投入量を除いた資源生産性	万円/トン	68 (32年度)	54.9	57.6	60.3	60.7	59.9	+9%	→	→
出口(排出)側の循環利用率	%	45 (32年度)	36	39	43	43	44	+8 ポイント	↗	→

(1) 土石系資源投入量を除いた資源生産性

・土石系資源投入量を除いた資源生産性

資源生産性については、土石系資源の増減が天然資源等投入量全体に与える影響が大きいことから、土石系資源の投入量を除いた天然資源等投入量当たりの資源生産性を、現行の資源生産性を補足するものとしています。

土石系資源(＝非金属鉱物系)投入量を除いた資源生産性は、平成24年度で約59.9万円/トンであり、平成12年度と比べ約9%上昇しています。

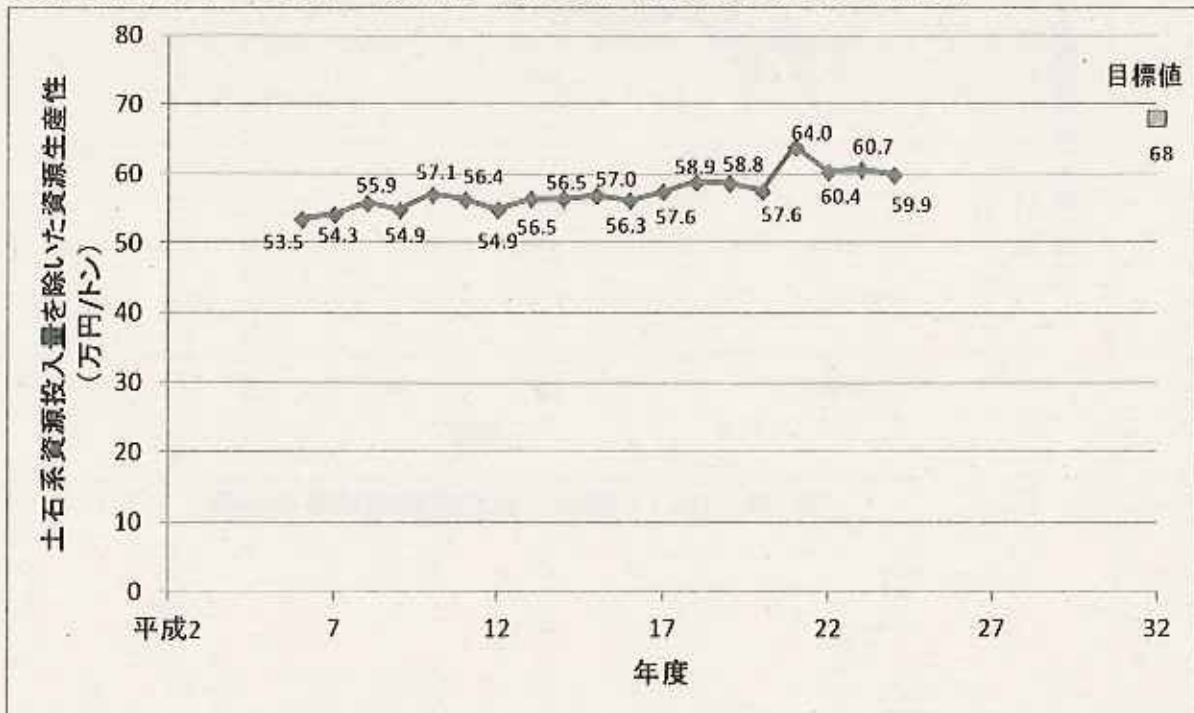


図 10 土石系資源投入量を除いた資源生産性の推移

(2) 出口（排出）側の循環利用率

・出口（排出）側の循環利用率

循環利用率は、日本における総物質投入量を分母とし、入口（投入）側の指標として設定しています。これは、日本が目指す循環型社会は、大量生産・大量消費・大量廃棄・大量リサイクルが行われる社会ではなく、入口の部分の天然資源の投入が適切に抑制される社会だからです。

他方で、廃棄物排出事業者やリサイクル事業者の努力を的確に計測する観点からは、廃棄物等の発生量を分母として設定することが適当であり、諸外国においては、この考え方に基づく指標を採用しているところも多くなっています。

そこで、国際比較可能性等も踏まえ、これまでの入口（投入）側の循環利用率に加えて、目標を設定する補助指標として、出口（排出）側の循環利用率を導入することにしました。

出口側の循環利用率は、平成 24 年度で約 44%であり、平成 12 年度と比べて約 8 ポイント上昇していますが、平成 22 年度以降は横ばい傾向となっています。

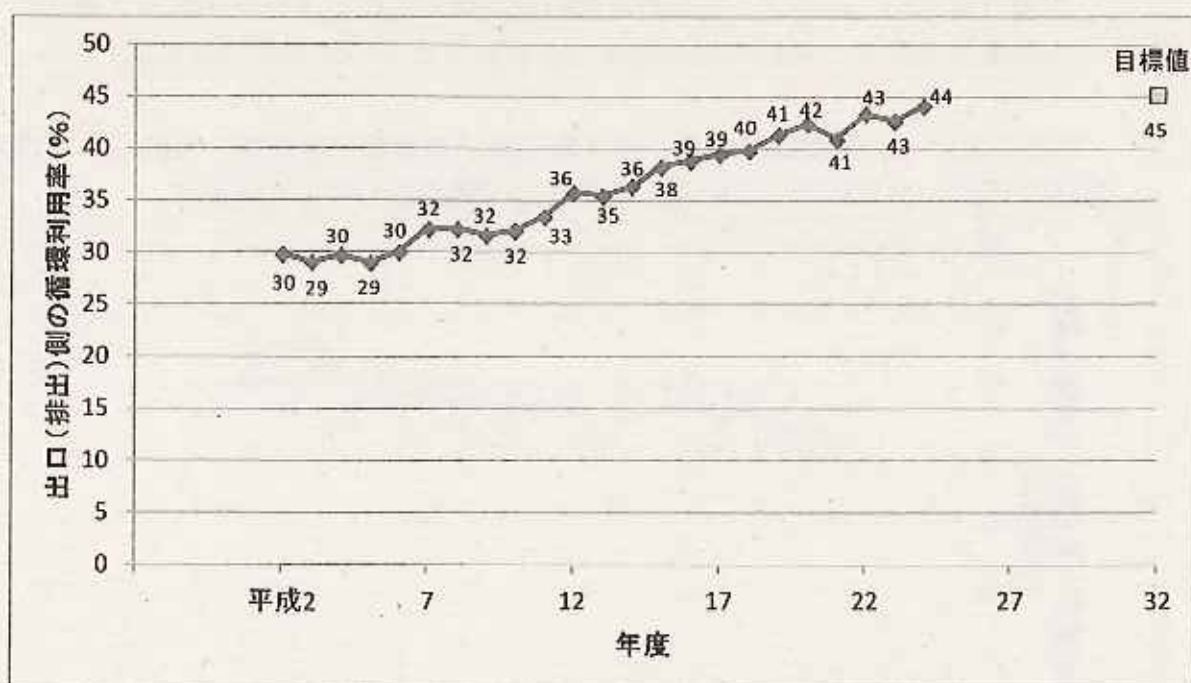


図 11 出口（排出）側の循環利用率の推移

3 推移をモニターする指標

推移をモニターする指標の進捗状況は以下のとおりです。

表 3 推移をモニターする指標の推移

		12年度	17年度	22年度	23年度	24年度	12年度比	長期的な傾向	短期的な動向
一次資源等価値換算した資源生産性	万円/ト	18.3	21.5	23.8	23.6	23.7	+30%		
化石系資源に関する資源生産性	万円/ト	96	99	103	103	100	+4%		
バイオマス系資源投入率	%	5.4	5.9	6.6	6.7	6.5	+1.1ポイント		
ものづくりの資源生産性	万円/ト	45.4	47.5	46.6	46.5	46.5	+2%		
産業分野別資源生産性		(省略)							
循環資源の輸出量	百万ト	7,209	21,608	24,857	25,197	29,934	+315%	—	—
循環資源の輸入量	百万ト	3,700	3,901	4,972	5,056	4,679	+26%	—	—
隠れたフローを考慮した金属資源のTMRベースの循環利用率	%	—	35.0	35.4	36.1	37.0	—		
廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等	万トンCO2	4,279	3,994	3,483	3,444	3,446	▲19%		
廃棄物の原燃料・廃棄物発電等への活用による他部門での温室効果ガスの削減量	万トンCO2	852	1,497	1,694	1,829	1,970	+131%		

(1) 一次資源等価換算した資源生産性

一次資源等価換算した資源生産性は、平成 24 年度で約 23.7 万円/トン（平成 12 年度約 18.3 万円/トン）であり、平成 12 年度に比べ約 30%上昇していますが、平成 22 年度以降は横ばい傾向にあります。



※一次資源等価換算した資源生産性=GDP/一次資源等価換算した天然資源等投入量

図 12 一次資源等価換算した資源生産性の推移

(2) 化石系資源に関する資源生産性

化石系資源に関する資源生産性は、平成 24 年度で約 100 万円/トン（平成 12 年度約 96 万円/トン）であり、平成 12 年度と比べ約 4%上昇していますが、過去からほぼ横ばいとなっており、平成 22 年度以降は減少傾向にあります。

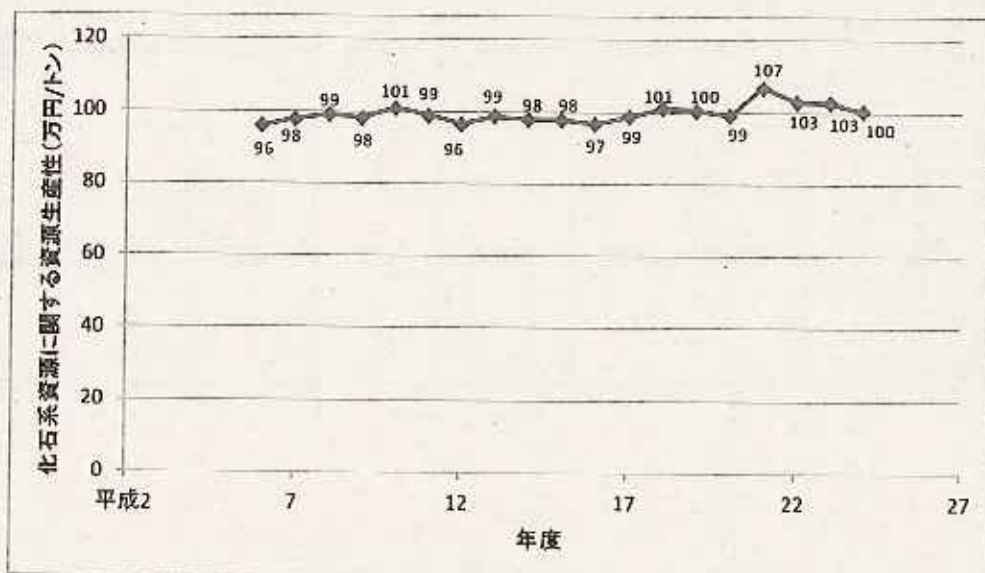


図 13 化石系資源に関する資源生産性の推移

(3) バイオマス系資源投入量

バイオマス系資源（国内）投入率は、平成 24 年度で約 6.5%（平成 12 年度約 5.4%）であり、平成 12 年度と比べ約 1.1 ポイント上昇しています。しかし、平成 22 年度以降は減少傾向にあります。



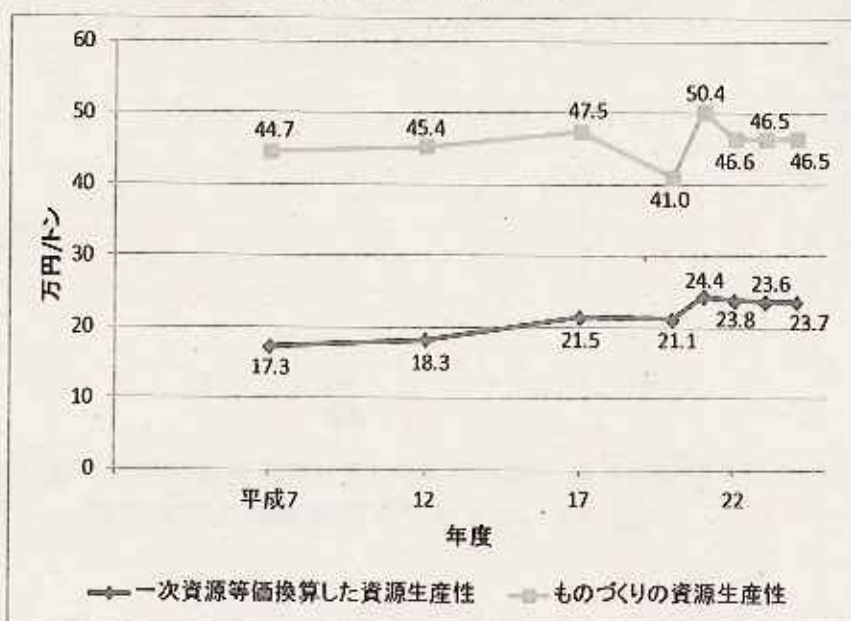
※ バイオマス系資源投入率＝国内のバイオマス系天然資源等投入量/天然資源等投入量

図 14 バイオマス系資源投入率の推移

(4) ものづくりの資源生産性・産業分野別の資源生産性

ものづくりの資源生産性は、平成24年度で約46.5万円/トン（平成12年度約45.4万円/トン）であり、平成12年度に比べ約2%の上昇となっており、横ばいとなっています。

平成12年以降の産業分野別の資源生産性の推移を見ると、各種製造業や建設業（公共事業、その他建設）の資源生産性は増加していますが、平成22年以降は横ばいあるいは減少に転じている業種もみられます。



※ものづくりの資源生産性＝第2次産業の最終需要額/第2次産業の一次資源等価換算した天然資源等投入量（土石系資源を除く）

図 15 ものづくりの資源生産性の推移

表 4 産業分野別資源生産性の推移

資源生産性(最終需要/DMI)[万円/トン]	平成7年	12年	17年	20年	21年	22年	23年	24年
部門別								
1 農林水産業	27.1	29.6	29.8	32.0	32.2	32.1	30.6	34.6
2 鉱業	196.6	-29.4	-38.7	74.0	226.3	73.3	51.5	10.1
3 食料品・飲料・飼料・肥料・たばこ	19.7	21.9	22.1	22.2	22.8	22.9	23.1	23.8
4 繊維製品	74.8	83.5	104.3	123.4	133.8	138.8	135.6	146.7
5 木材・家具	25.8	24.9	31.5	33.9	30.6	33.2	34.8	34.2
6 紙・印刷・出版	24.6	25.5	33.3	35.2	41.6	37.5	34.8	35.5
7 化学製品	21.0	20.9	22.2	26.0	28.7	29.7	26.5	27.5
8 石油・石炭製品	7.3	7.3	7.4	7.3	7.7	7.4	7.7	7.6
9 窯業土石	1.6	1.6	2.1	2.4	2.1	2.4	2.4	2.4
10 金属	10.5	10.8	9.8	9.7	9.5	9.0	9.1	9.0
11 機械	31.8	34.2	40.6	44.5	44.4	47.3	47.0	47.4
12 その他製造業	21.4	26.5	38.7	47.0	44.3	48.6	47.2	45.3
13 公共事業	4.6	4.3	4.8	5.4	5.9	5.8	6.2	6.8
14 その他建設	11.1	12.0	13.2	14.3	14.9	14.5	16.3	15.8
15 電力・ガス・水道	13.8	14.8	12.6	12.7	12.0	11.5	10.7	10.1
16 運輸	54.2	63.9	70.3	67.3	74.9	69.2	72.4	70.6
17 医療・保健・社会保障・介護	64.8	68.2	77.9	85.3	86.9	88.4	83.0	82.7
18 その他	111.0	112.4	122.9	123.5	129.5	128.9	123.7	122.2

※ 本推計結果は各産業の推移を見る上では有効であるが、産業間の比較を行うことができるものではない。

(5) 循環資源の輸出入量

循環資源の輸出量は、平成 24 年で約 30 百万トン（平成 12 年で約 7 百万トン）であり、平成 12 年と比較すると約 4.2 倍に大きく増加しています。内訳をみると、平成 12 年と比べ、古紙、鉄鋼くず、鋳さい・灰等、プラスチックくずが大きく増加しています。

循環資源の輸入量は、平成 24 年で約 5 百万トン（平成 12 年で約 4 百万トン）であり、増加傾向にあります。

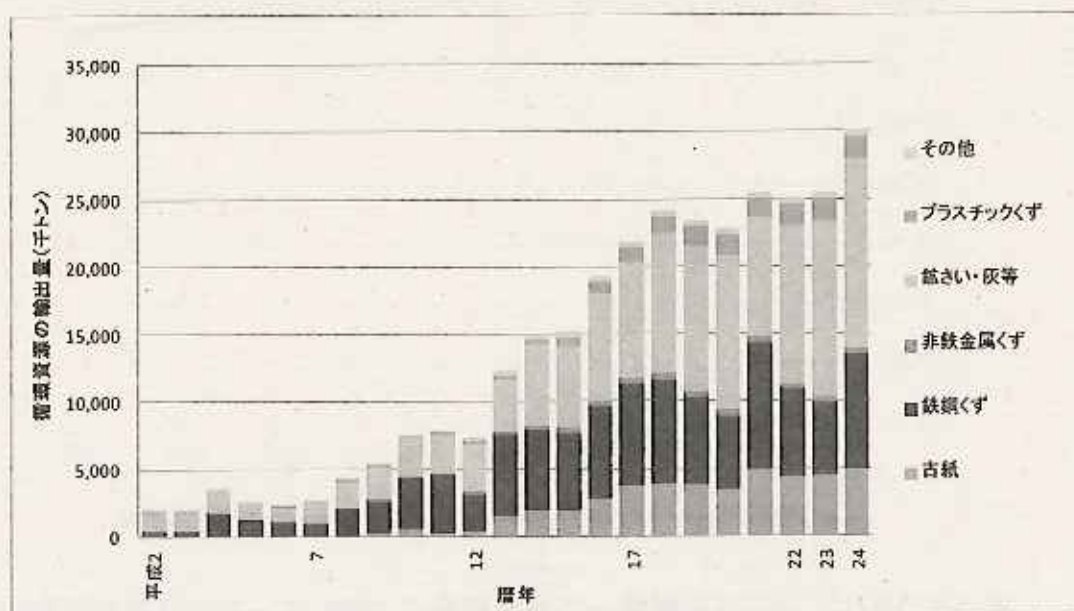


図 16 循環資源の輸出量の推移

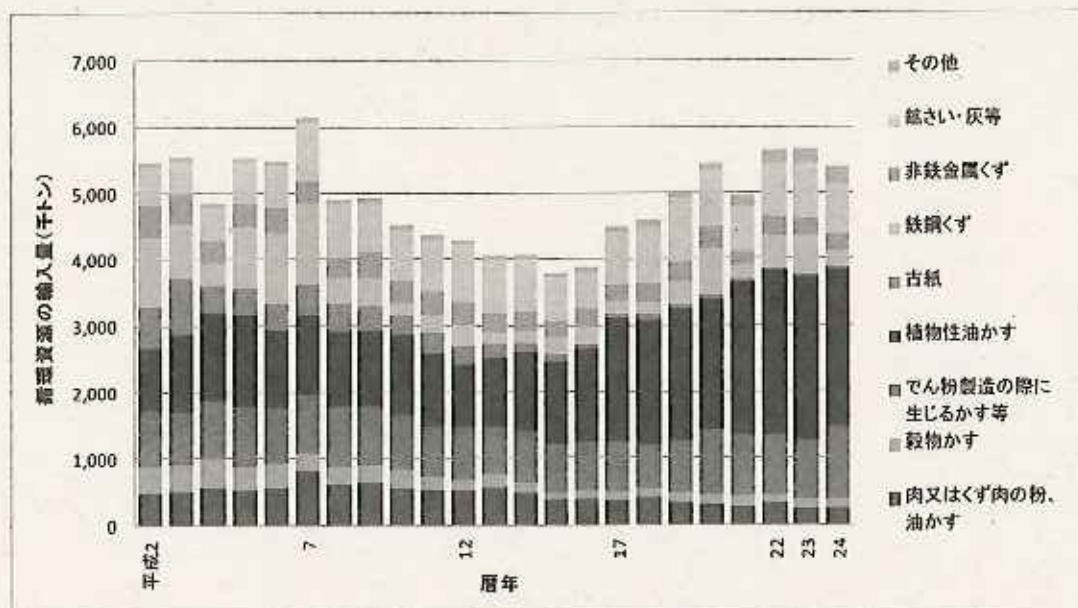


図 17 循環資源の輸入量の推移

(6) 隠れたフローを考慮した金属資源の TMR³ベースの循環利用率

TMR 係数の大きなパラジウム、プラチナ、金のリサイクル率が高まったことにより、純金属量ベースの循環利用率は減少傾向にある中で隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率は平成 22 年度以降上昇傾向になっており、平成 24 年度で約 37%となっています。

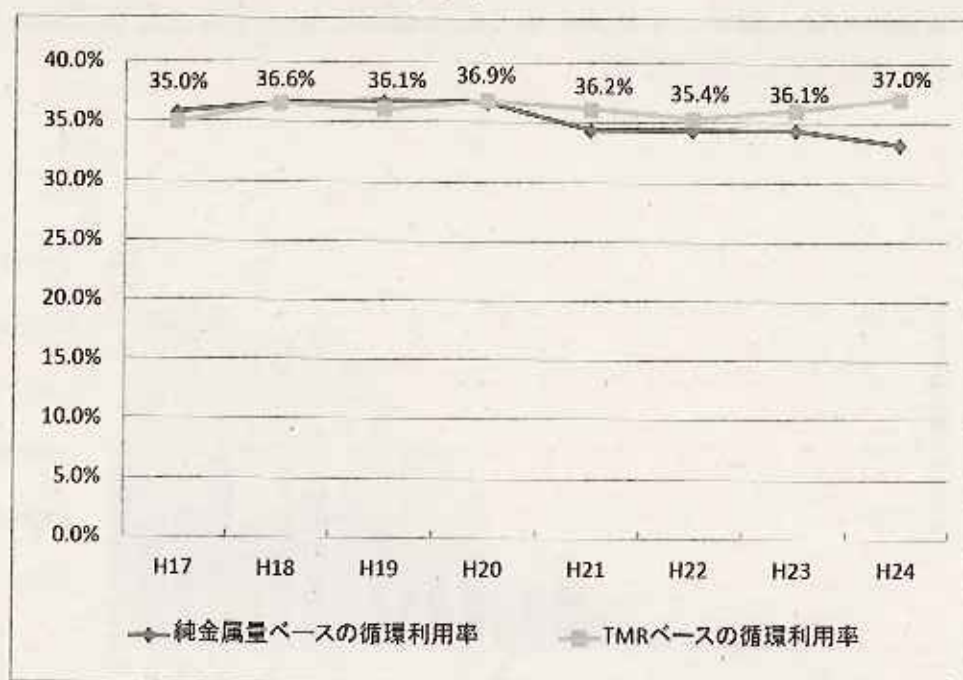


図 18 隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率の推移

³ TMR：関与物質総量（Total Material Requirement）。資源の採取・採掘に当たり、当該資源に付随して発生する鉱石・土砂等の「隠れたフロー」を含めた、当該物質の採取・採掘に関与した物質の総量。

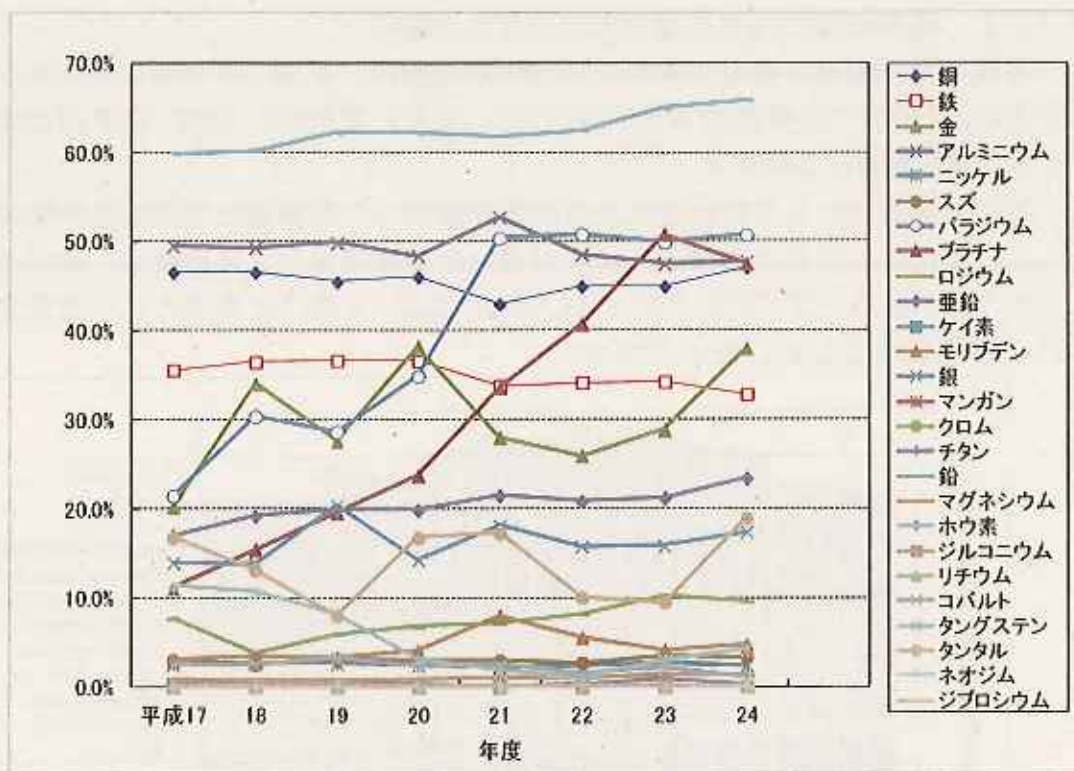


図 19 金属資源別の循環利用率の推移

(7) 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量等

廃棄物部門由来の温室効果ガス(GHG)排出量は、平成 24 年度に約 34.5 百万トン CO₂ (平成 12 年度約 42.8 百万トン CO₂) であり、平成 12 年度と比較すると約 19%減少しています。

また、廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことにより廃棄物部門以外で削減された温室効果ガス排出量は、平成 24 年度で約 19.7 百万トン CO₂ となっています。なお、平成 12 年度と比べた場合には、約 2.3 倍に増加したと推計されます。

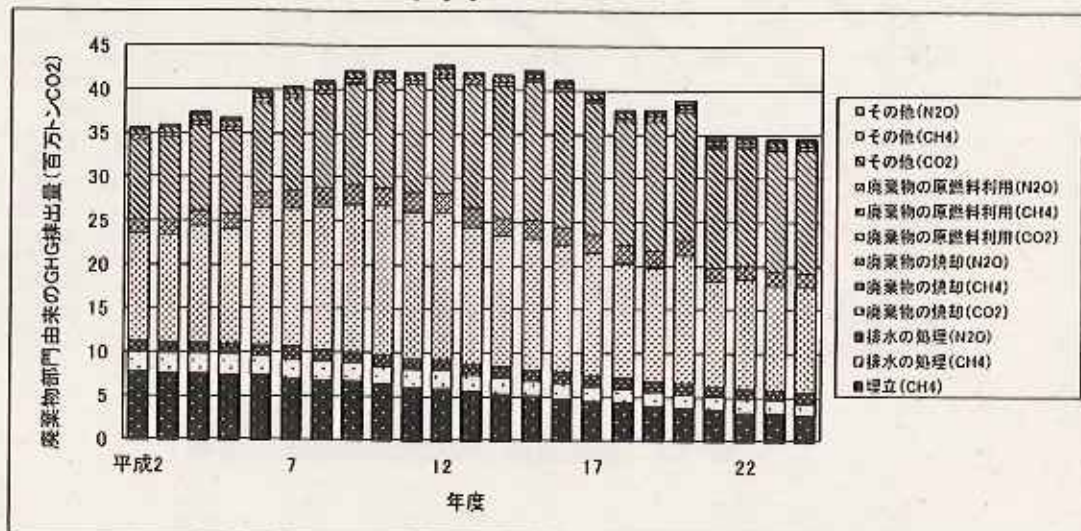


図 20 廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の推移

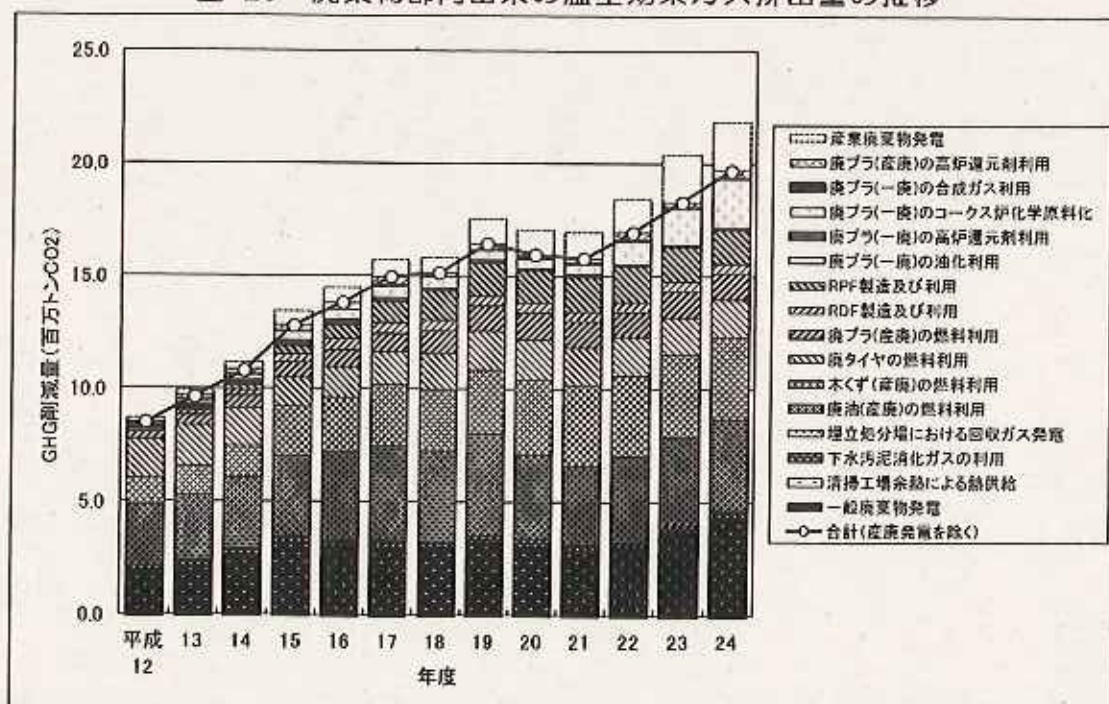


図 21 廃棄物として排出されたものを原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量

(注) 産業廃棄物発電は各種産業廃熱利用と重複しているが、その重複分の排除が困難であることから、産業廃棄物発電による削減量は参考値として扱うこととし、温室効果ガス削減量の合計値には含めていない。

第2節 取組指標に関する目標に向けた進捗状況

第三次循環基本計画において設定されている取組指標の目標を設定する指標及び推移をモニターする指標は、以下のとおりです。

表5 目標を設定する指標

	指標	平成32年度目標	長期的な傾向	短期的な動向
入口	(1) ア 一般廃棄物の減量化	平成12年度比約25%減少※1		
	イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	平成12年度比約25%減少		
	ウ 事業系ごみ排出量	平成12年度比約35%減少		
循環	—	—	—	—
出口	(2) 電子マニフェストの普及率	50% (平成28年度目標)		
その他	各主体の取組に着目した指標			
	国民			
	(3) 循環型社会に関する意識・行動			
	ア 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識	約90%	—	—
	イ 具体的な3R行動の実施率	平成24年度の世論調査から約20%上昇	—	—
	事業者等			
	(4) 循環型社会ビジネス市場規模	66兆円 (平成12年度の約2倍)		
	国			
	(5) 各種リサイクル法の目標達成状況	(省略)	—	—

※1：計画収集量、直接搬入量、集回回収量を加えた一般廃棄物の排出量を1人1日当たりに換算

表 6 推移をモニターする指標

区分	指標	長期的な傾向	短期的な動向
入口	(1) 国民一人当たりの資源消費量		
	(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率	—	—
	(3) 耐久消費財の平均使用年数	—	—
	(4) 2R の取組状況		
	ア レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）		
	イ 詰替・付替製品の出荷率		
	ウ びんのリユース率の推移	—	—
	エ リユース・シェアリング市場規模	—	—
循環	(5) 一般廃棄物のリサイクル率		
	(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合	※1	※1
	(7) 廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況		
	ア 発電施設数		
	イ 発電設備容量		
	ウ 総発電量		
	エ 熱利用施設数	—	—
	オ 総熱利用量	※2	※2
出口	(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数	※3	※3
	(9) 不法投棄の発生件数・投棄量		
その他	領域に着目した指標		
	(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組		
	ア 地方公共団体による循環基本計画の策定数	—	—
	イ 地域循環圏形成のための取組数	—	—
	(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数	—	—
	各主体の取組に着目した指標		

区分	指標	長期的な傾向	短期的な動向
	事業者等		
	(12) 環境マネジメント等の実施		
	ア グリーン購入実施率	—	—
	イ 環境マネジメントシステムの認証取得件数		
	ISO14001 の認証取得件数	↗	→
	エコアクション21 の認証取得件数	↗	↗
	ウ 環境報告書の公表・環境会計の実施率		
	環境報告書の公表	↗ ※4	↗ ※4
	環境会計の実施	→ ※4	↗ ※4
	エ 製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況	—	—
	オ 資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数	—	—

※1：実施及び実施意向の地方公共団体数の傾向・動向

※2：ごみ焼却施設の熱利用施設数の傾向・動向

※3：毎年9月時点で比較したときの傾向・動向

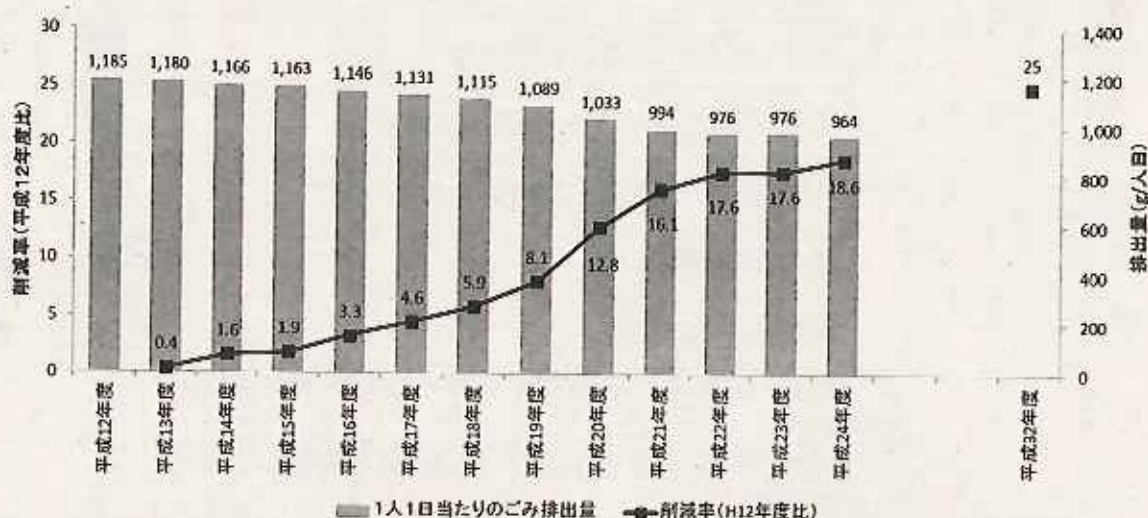
※4：上場企業と非上場企業の合計での傾向・動向。最新年度はアンケート調査手法が異なる。

1 目標を設定する指標

(1) 一般廃棄物の減量化

ア 1人1日当たりのごみ排出量

平成 24 年度の 1 人 1 日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を 1 人 1 日あたりに換算）は 964 グラムで、平成 12 年度比では 18.6%削減されました。平成 12 年度比 25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。

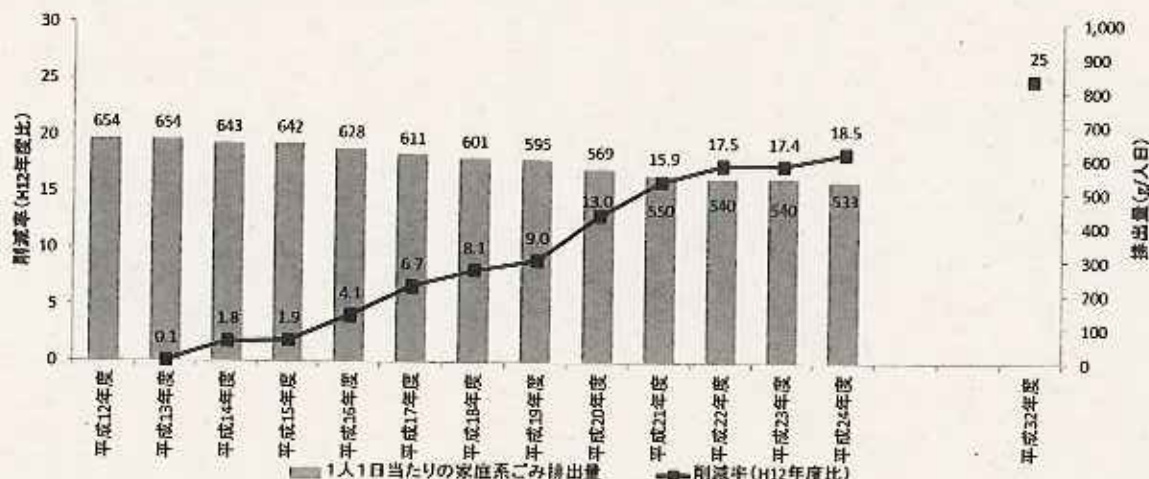


出典：「日本の廃棄物処理」（毎年度）（環境省）の「ごみ排出状況」の「1人1日当たりのごみ排出量」
※災害廃棄物分は除く

図 22 1人1日当たりのごみ排出量の推移

イ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

家庭から排出された 1 人 1 日当たりのごみの量（集団回収量、資源ごみ等を除く）は、平成 24 年度に 533 グラムと平成 12 年度比 18.5%の削減となりました。平成 12 年度比 25%削減という目標に向かって、年々削減が進んでいます。

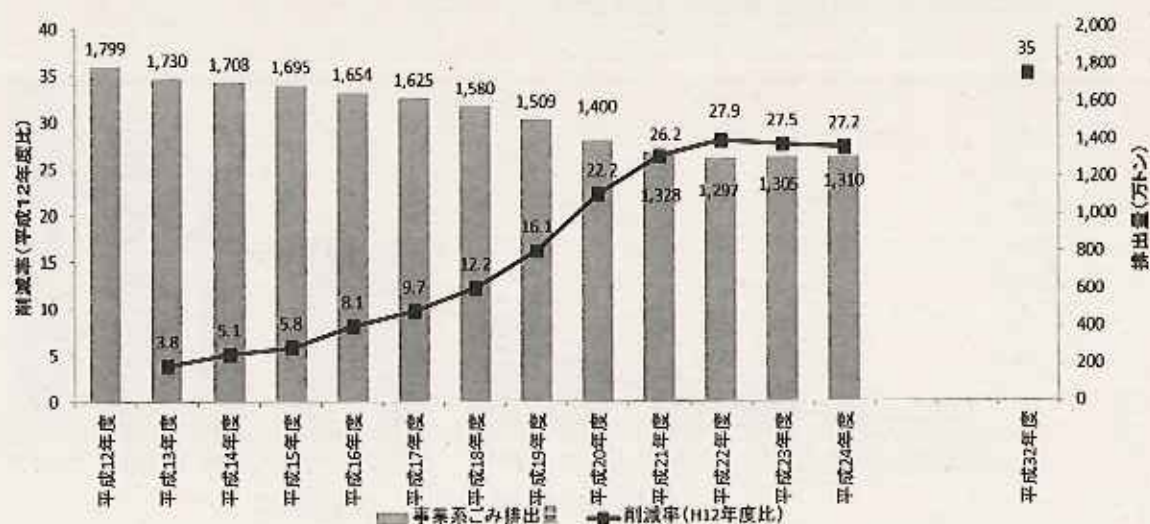


出典：「日本の廃棄物処理」（毎年度）（環境省）の「ごみ排出状況」の「うち家庭排出ごみ」を「総人口」及び「365日」あるいは「366日」で割った値

図 23 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

ウ 事業系ごみ排出量

「総量」で把握する事業系ごみについては、平成 24 年度に 1,310 万トンとなり、平成 12 年度比で 27.2%削減されていますが、近年は横ばいとなっており、更なる取組が必要となっています。



出典：「日本の廃棄物処理」(毎年度)(環境省)の「ごみ排出状況」の「事業系ごみ」

図 24 事業系ごみ排出量の推移

(2) 電子マニフェストの普及率

電子マニフェストの普及率は、年々増加しており、平成23年度以降は約5%ずつ増加し、平成25年度に35%となりました。平成28年度50%という目標に向かって順調に推移しています。



出典：「電子マニフェスト登録件数及び電子化率」(毎年度)(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)

図 25 電子マニフェストの普及率の推移

(3) 循環型社会に関する意識・行動

国民の循環型社会形成に対する意識・行動の変化については、インターネットによるアンケート調査によって把握しました（回答数 1,097）。

なお、経年変化を見るため、設問及び選択肢はできるだけ変えずに調査を実施（一部設問は選択肢の変更等を実施）し、回答者の属性については、国勢調査の結果に近くなるよう考慮しました。

インターネット調査であり、定点調査でないこと等を考慮し、大きな傾向を把握するという観点から変化を見ていくこととします。

表 7 循環型社会形成に向けた意識・行動調査の調査概要

	調査方法	調査期間	調査対象	居住地域	有効回答数
平成 19 年度	インターネット調査	平成 19 年 8 月 ～9 月中旬	20 歳代～70 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,232 名
平成 20 年度	インターネット調査	平成 20 年 9 月 11 日 ～9 月 16 日	20 歳代～70 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,055 名
平成 21 年度	インターネット調査	平成 21 年 11 月 12 日 ～11 月 14 日	20 歳代～70 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,000 名
平成 22 年度	インターネット調査	平成 22 年 11 月 11 日 ～11 月 13 日	20 歳代～70 歳以上の男女	地域区別に、平成 17 年度国勢調査の人口比率を反映して抽出	1,000 名
平成 23 年度	インターネット調査	平成 23 年 11 月 14 日 ～11 月 15 日	20 歳代～70 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,096 名
平成 25 年度	インターネット調査	平成 26 年 2 月 28 日 ～3 月 3 日	20 歳代～70 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,097 名
平成 26 年度	インターネット調査	平成 26 年 11 月 19 日 ～11 月 21 日	20 歳代～70 歳以上の男女	地域区別に、平成 22 年度国勢調査の人口比率を反映して調整	1,097 名

※平成 19 年度は、インターネット調査の他に、郵送調査を実施（回収回答数 481 人、有効回答数 441 人）し、今後インターネット調査に切り替え可能かの調査を行っている。

(参考) 循環型社会形成に向けた意識・行動調査の回答者属性

	平成 19 年度調査				平成 20 年度調査			
性別	男性 50.7%		女性 49.3%		男性 48.6%		女性 51.4%	
年齢	20 歳代	15.7%	30 歳代	18.6%	20 歳代	17.2%	30 歳代	16.7%
	40 歳代	15.6%	50 歳代	19.0%	40 歳代	16.9%	50 歳代	17.3%
	60 歳代	15.4%	70 歳以上	15.7%	60 歳代	15.9%	70 歳以上	16.0%
居住地域	北海道	4.3%	東北	7.5%	北海道	5.8%	東北	7.3%
	関東	29.8%	中部	17.1%	関東	33.5%	中部	18.9%
	近畿	17.1%	中国	7.1%	近畿	16.4%	中国	6.0%
	四国	4.1%	九州・沖縄	12.9%	四国	2.5%	九州・沖縄	9.8%
	平成 21 年度調査				平成 22 年度調査			
性別	男性 50.0%		女性 50.0%		男性 46.8%		女性 53.2%	
年齢	20 歳代	16.6%	30 歳代	16.7%	20 歳代	9.1%	30 歳代	15.5%
	40 歳代	16.7%	50 歳代	16.7%	40 歳代	16.8%	50 歳代	18.2%
	60 歳代	16.7%	70 歳以上	16.6%	60 歳代	21.5%	70 歳以上	18.9%
居住地域	北海道	4.2%	東北	6.0%	北海道	5.3%	東北	4.2%
	関東	38.9%	中部	14.7%	関東	41.1%	中部	15.1%
	近畿	21.6%	中国	5.0%	近畿	17.8%	中国	5.6%
	四国	2.2%	九州・沖縄	7.4%	四国	2.1%	九州・沖縄	8.8%
	平成 23 年度調査				平成 25 年度調査			
性別	男性 48.4%		女性 51.6%		男性 48.4%		女性 51.6%	
年齢	20 歳代	13.6%	30 歳代	17.2%	20 歳代	13.6%	30 歳代	17.2%
	40 歳代	16.0%	50 歳代	15.8%	40 歳代	16.0%	50 歳代	15.8%
	60 歳代	17.5%	70 歳以上	19.9%	60 歳代	17.5%	70 歳以上	19.9%
居住地域	北海道	5.3%	東北	7.6%	北海道	5.3%	東北	7.6%
	関東	31.7%	中部	17.7%	関東	31.7%	中部	17.7%
	近畿	15.9%	中国	6.6%	近畿	15.9%	中国	6.6%
	四国	4.0%	九州・沖縄	11.3%	四国	4.0%	九州・沖縄	11.3%
	平成 26 年度調査							
性別	男性 48.1%		女性 51.9%					
年齢	20 歳代	13.2%	30 歳代	17.1%				
	40 歳代	16.0%	50 歳代	15.9%				
	60 歳代	17.6%	70 歳以上	20.2%				
居住地域	北海道	5.3%	東北	7.9%				
	関東	31.3%	中部	17.8%				
	近畿	15.9%	中国	6.4%				
	四国	4.0%	九州・沖縄	11.5%				

ア 廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識

ごみ問題への関心度については、減少傾向にあり、平成 22 年度までは 8 割以上の方が関心をもっていました。平成 26 年度は約 7 割となっています。

3R の認知度についても、平成 19 年度以降増加傾向にありましたが、平成 25 年度から減少傾向に転じており、平成 26 年度は約 37%となっています。

廃棄物の減量化や循環利用に対する意識は、平成 23 年度は約 60%となっており、減少傾向にあります。

グリーン購入に関する意識については、平成 19 年度以降 8 割を超えた高いレベルで推移していましたが、平成 25 年度以降わずかに減少し、平成 26 年度は約 79%となっています。

総じて減少傾向がみられ、「廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識」に関する目標（90%）達成に向けての取組が必要となっています。

表 8 3R 全般に関する意識の変化

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ごみ問題への関心							
ごみ問題に（非常に・ある程度）関心がある	85.9%	86.1%	82.1%	83.8%	81.2%	72.2%	71.7%
3R の認知度							
3R という言葉を（優先順位まで・言葉の意味まで）知っている	22.1%	29.3%	40.6%	38.4%	41.7%	39.9%	37.2%
廃棄物の減量化や循環利用に対する意識							
ごみを少なくする配慮やリサイクルを（いつも・多少）心がけている	79.3%	48.2% ※	70.3%	71.7%	67.0%	59.7%	59.6%
ごみの問題は深刻だと思いつつも、多くのものを買い、多くのものを捨てている	7.0%	3.8%	10.0%	10.8%	11.3%	12.4%	13.6%
グリーン購入に対する意識							
環境にやさしい製品の購入を（いつも・できるだけ・たまに）心がけている	86.0%	81.7%	81.6%	84.3%	82.1%	79.3%	78.7%
環境にやさしい製品の購入をまったく心がけていない	11.0%	14.0%	14.6%	12.5%	14.8%	15.0%	15.4%

※平成 20 年度調査では「ある程度心がけている」（47.4%）という選択肢もあったことから、回答が分散したものと考えられる。

出典：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」

イ 具体的な3R行動の実施率

全体的に、実施率が従来から高い行動は高い割合で、従来から低い行動は低い割合で推移しています。

具体的には、ごみの分別の実施や詰め替え製品の使用、マイバッグの持参などは高い割合で推移しています。しかし、取組を実施している人の割合の高い詰め替え製品の使用、マイバッグの持参についても、「具体的な3R行動の実施率」の目標（平成24年度世論調査から約20%上昇、両項目とも約79%）の達成に向けての更なる取組が必要となっています。そのほか、携帯電話などの小型電子機器の店頭回収への協力やリサイクル品の購入などの取組については、低い水準で推移していることから、目標の達成に向けての取組が必要となっています。

表9 3Rに関する主要な具体的行動例の変化

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度 世論 調査 ※
発生抑制（リデュース）									
レジ袋をもらわないようにしたり（買い物袋を持参する）、簡易包装を店に求めている	45.2%	64.3%	69.1%	72.7%	68.9%		65.7%	66.1%	59.1%
詰め替え製品をよく使う	74.5%	74.2%	70.6%	74.7%	74.5%		67.0%	69.4%	59.2%
使い捨て製品を買わない	25.2%	19.0%	23.1%	24.2%	23.4%		19.2%	20.7%	28.1%
無駄な製品をできるだけ買わないよう、レンタル・リースの製品を使うようにしている	—	—	—	—	—		13.3%	14.6%	20.1%
簡易包装に取り組んでいたりと、使い捨て食器類（割り箸等）を使用していない店を選ぶ	11.5%	10.8%	13.5%	16.0%	13.7%		11.2%	9.7%	16.2%
買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理法（エコクッキング）の実践や消費期限切れなどの食品を出さないなど、食品を捨てないようにしている	—	—	—	—	—		30.0%	32.1%	55.8%
マイ箸を携帯して割り箸をもらわないようにしたり、使い捨て型食器類を使わないようにしている	6.9%	12.0%	—	—	—		—	—	—
マイ箸を携帯している	—	—	9.8%	10.2%	9.0%		6.7%	6.3%	12.7%
ペットボトルなどの使い捨て型飲料容器や、使い捨て食器類を使わないようにしている	—	—	23.0%	21.5%	20.5%		16.8%	16.0%	25.2%
再使用（リユース）									
不用品を、中古品を扱う店やバザーやフリーマーケット、インターネットオークションなどを利用して売っている	—	—	—	—	—		22.4%	25.2%	22.6%
インターネットオークションに出品したり、落札したりするようにしている	23.9%	30.5%	28.4%	28.3%	17.9%		—	—	—
中古品を扱う店やバザーやフリーマーケットで売買するようにしている	22.5%	23.8%	21.0%	23.4%	20.4%		—	—	—
ビールや牛乳のびんなど再使用可能な容器を使った製品を買う	17.7%	10.0%	11.7%	10.1%	12.5%		11.8%	10.8%	23.4%
再生利用（リサイクル）									
家庭で出たごみはきちんと種類ごとに分別して、定められた場所に出している	86.1%	85.1%	84.7%	90.6%	87.5%		84.0%	82.0%	83.3%
リサイクルしやすいように、資源ごみとして回収されるびんなどは洗っている	69.9%	67.8%	71.1%	72.8%	71.0%		64.1%	66.4%	62.7%
スーパーのトレイや携帯電話など、店頭回収に協力している	45.8%	41.4%	—	—	—		—	—	—
トレイや牛乳パックなどの店頭回収に協力している	—	—	47.5%	44.3%	48.5%		42.2%	43.9%	48.7%

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 24 年度 世論 調査※
	携帯電話などの小型電子機器の店頭回収に協力している	—	—	20.5%	20.4%	19.4%		21.7%	22.6%	26.2%
	再生原料で作られたリサイクル製品を積極的に購入している	19.9%	14.1%	14.6%	12.9%	13.6%		11.4%	12.7%	20.7%

出典：環境省「循環型社会に関するアンケート調査」

※設問・選択肢の文章が完全に一致はしていない項目もあるが、類似・同一内容の設問で比較。

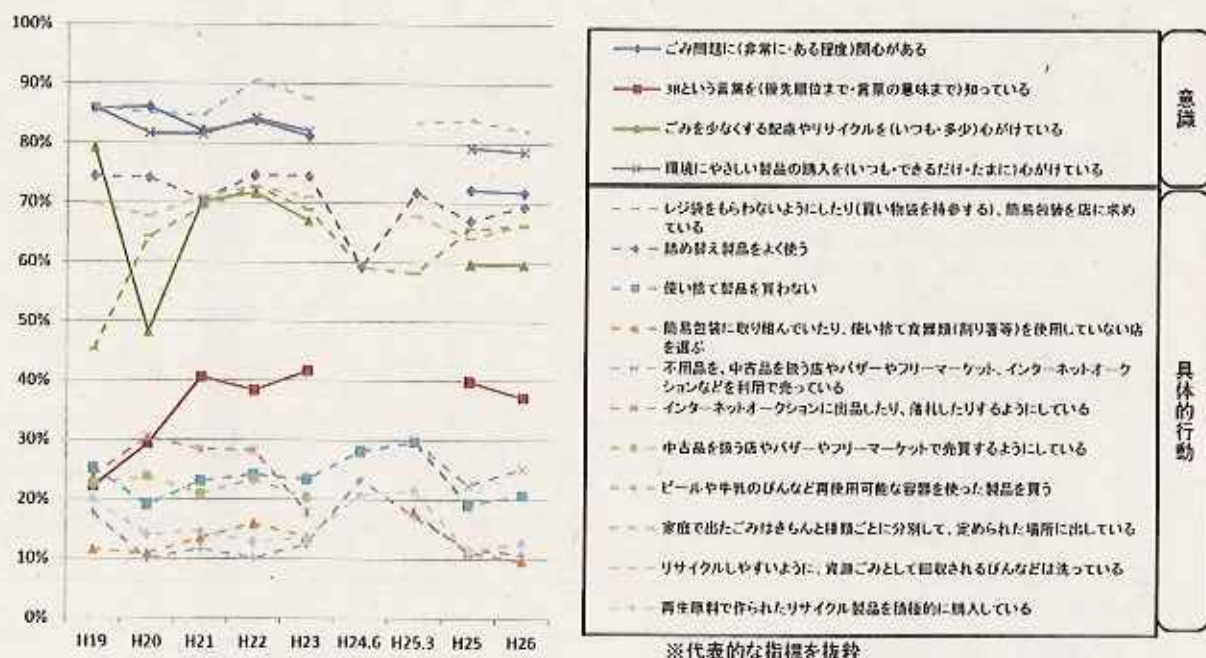


図 26 循環型社会に関する意識・行動の変化

(4) 循環型社会ビジネス市場規模

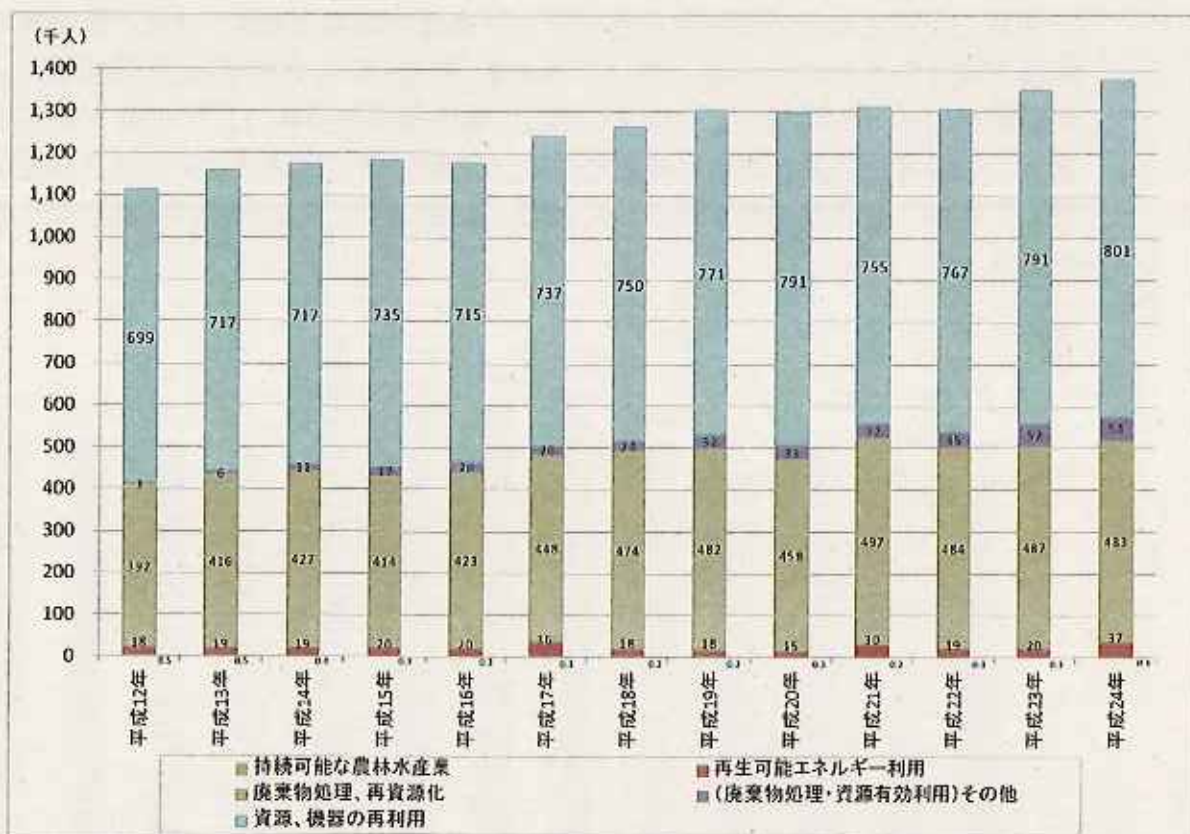
平成 24 年における循環型社会ビジネス市場の市場規模は、目標の基準年である平成 12 年の約 1.1 倍となっています。前年(平成 23 年)と比較すると、市場規模は約 1%増加しています。また、雇用規模は平成 12 年の約 1.2 倍となっています。ただ、循環型社会ビジネス市場規模の目標は、平成 32 年度において平成 12 年度の約 2 倍としており、達成に向けての取組が必要となっています。



出典：「環境産業の市場規模・雇用規模」(毎年)(環境省)のうち、循環産業に関わると考えられる部分(※)のみを抽出・合算

図 27 循環型社会ビジネス市場規模の推移及び内訳

【参考】



出典：「環境産業の市場規模・雇用規模」（毎年）（環境省）のうち、循環産業に関わると考えられる部分（※）のみを抽出・合算

図 28 循環型社会ビジネス雇用規模の推移

【※循環型社会ビジネス市場規模・雇用規模として抽出している項目】

バイオマスエネルギー利用施設、新エネ売電ビジネス、最終処分場漏水シート、生ごみ処理装置、し尿処理装置、廃プラの高炉還元・コークス炉原料化設備、RDF 製造装置、RDF 発電装置、RPF 製造装置、都市ごみ処理装置、事業系廃棄物処理装置、ごみ処理装置関連機器、処分場建設、焼却炉解体、リサイクルプラザ、エコセメントプラント、PCB 処理装置、一般廃棄物の処理に係る処理費（収集、運搬）、一般廃棄物の処理に係る処理費（中間処理）、一般廃棄物の処理に係る処理費（最終処分）、一般廃棄物の処理に係る委託費（収集、運搬）、一般廃棄物の処理に係る委託費（中間処理）、一般廃棄物の処理に係る委託費（最終処分）、一般廃棄物の処理に係る委託費（その他）、し尿処理、産業廃棄物処理、容器包装再商品化 1、容器包装再商品化 2、廃家電リサイクル（冷蔵庫）、廃家電リサイクル（洗濯機）、廃家電リサイクル（テレビ）、廃家電リサイクル（エアコン）、廃自動車リサイクル、廃パソコンリサイクル、廃棄物管理システム、小型家電リサイクル、再資源の商品化（廃プラスチック製品製造業）、再資源の商品化（更正タイヤ製造業）、再資源の商品化（再生ゴム製造業）、再資源の商品化（鉄スクラップ加工処理業）、再資源の商品化（非鉄金属第二次精錬・精製業）、PET ボトル再生繊維、生ごみ肥料化・飼料化、RPF、パルプモールド、石炭灰リサイクル製品、再生砕石、動脈産業での廃棄物受入（鉄鋼業）、動脈産業での廃棄物受入（セメント製造業）、動脈産業での廃棄物受入（紙製造業）、動脈産業での廃棄物受入（ガラス容器製造業）、レアメタルリサイクル、資源回収、中古自動車小売業、中古品流通（骨量品を除く）、中古品流通（家電）、リターナブルびんの生産、リターナブルびんのリユース、中古住宅流通、リペア、自動車整備（長期使用に資するもの）、建設リフォーム・リペア、インフラメンテナンス、産業機械リース、工作機械リース、土木・建設機械リース、医療用機器リース、自動車リース、商業用機械・設備リース、サービス業機械設備リース、その他の産業用機械・設備リース、電子計算機・同関連機器リース、通信機器リース、事務用機器リース、その他リース、産業機械レンタル、工作機械レンタル、土木・建設機械レンタル、医療用機器レンタル、自動車レンタル、商業用機械・設備レンタル、サービス業用機械・設備レンタル、その他の産業用機械・設備レンタル、電子計算機・同関連機器レンタル、通信機器レンタル、事務用機器レンタル、その他レンタル、エコカーレンタル、カーシェアリング、100 年住宅、スケルトン・インフィル住宅、電子書籍、非木材紙

(5) 各種リサイクル法の目標達成状況

各種リサイクル法の達成状況は以下のとおりとなっています。特定家庭用機器再商品化法(平成 10 年法律第 97 号。以下、「家電リサイクル法」という。)、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成 12 年法律第 116 号。以下、「食品リサイクル法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号。以下、「建設リサイクル法」という。)の一部、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成 14 年法律第 87 号。以下、「自動車リサイクル法」という。)は目標を既に達成しています。なお、家電リサイクル法、食品リサイクル法、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成 7 年法律第 112 号。以下、「容器リサイクル法」という。)、自動車リサイクル法については、現在目標値の見直しが行われています。

表 10 各種リサイクル法の目標達成状況

法律	対象	単位	目標値	実績値
家電リサイクル法	エアコン	再商品化率	70% (平成 24 年度)	91% (平成 24 年度)
	ブラウン管テレビ		55% (平成 24 年度)	82% (平成 24 年度)
	液晶・プラズマテレビ		50% (平成 24 年度)	87% (平成 24 年度)
	冷蔵庫・冷凍庫		60% (平成 24 年度)	80% (平成 24 年度)
	洗濯機・衣類乾燥機		65% (平成 24 年度)	86% (平成 24 年度)
食品リサイクル法	食品製造業	再生利用等の実施率	85% (平成 24 年度)	95% (平成 24 年度)
	食品卸売業		70% (平成 24 年度)	58% (平成 24 年度)
	食品小売業		45% (平成 24 年度)	45% (平成 24 年度)
	外食産業		40% (平成 24 年度)	24% (平成 24 年度)
建設リサイクル法	再資源化率	アスファルト・コンクリート塊	95% (平成 22 年度 法定目標)	99.5% (平成 24 年度)
		コンクリート塊	95% (平成 22 年度 法定目標)	99.3% (平成 24 年度)
		建設発生木材	—	89.2% (平成 24 年度)
		建設汚泥	—	68.8% (平成 24 年度)
	再資源化等率	建設発生木材	95% (平成 22 年度)	94.4% (平成 24 年度)

法律	対象	単位	目標値	実績値
			法定目標)	
		建設汚泥	—	85.0% (平成 24 年度)
	排出量	建設混合廃棄物	—	280 万トン (平成 24 年度)
	再資源化等率	建設廃棄物全体	—	96.0% (平成 24 年度)
	有効利用率	建設発生土	—	88.3% (平成 24 年度)
自動車 リサイクル	自動車破碎残さ	再資源化率	50% (平成 22 年度～) 70% (平成 27 年度～)	93～96.8% (平成 24 年度)
	エアバッグ類		85% (—)	93～95% (平成 24 年度)

出典：家電リサイクル法：環境省公表資料（原典は家電メーカー各社及び一般財団法人家電製品協会の公表値）

食品リサイクル法：「食品リサイクル法に基づく定期報告の結果表」（農林水産省）

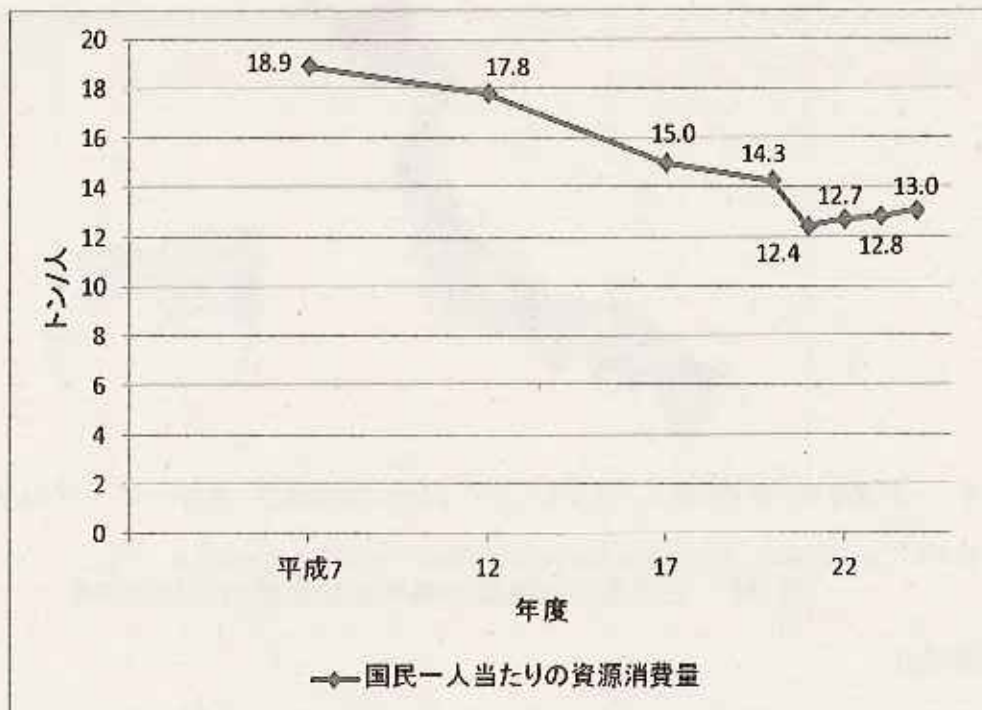
建設リサイクル法：「建設副産物実態調査」（国土交通省）

自動車リサイクル法：「自動車リサイクル法の施行状況」（経済産業省、環境省）

2 推移をモニターする指標

(1) 国民一人当たりの資源消費量

国民一人当たりの資源消費量は平成7年度以降減少傾向にありましたが、平成21年度から増加傾向に転じています。



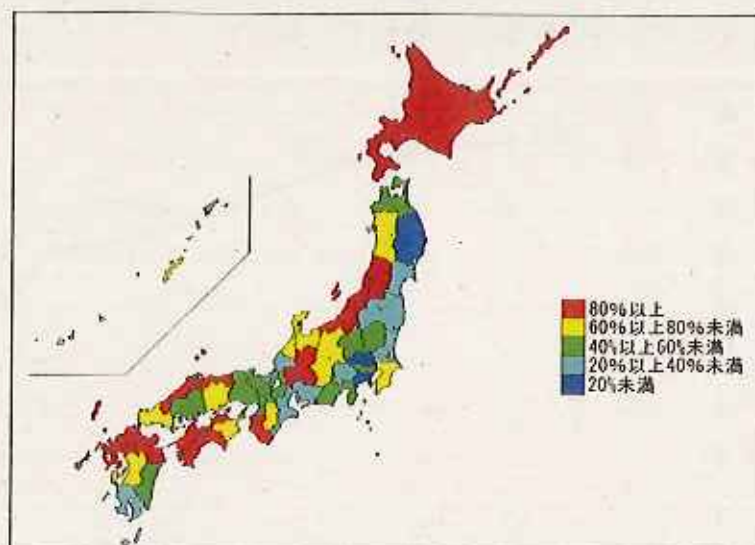
※国民一人当たりの資源消費量(トン/人)

＝(一次資源等価換算した天然資源等投入量－一次資源等価換算した輸出量)／人口

図 29 国民一人当たりの資源消費量

(2) 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率

ごみ処理有料化⁴を実施している自治体では、平成24年度の生活系ごみで62.2%となり、平成23年度(62.1%)からほぼ横ばいとなっています。

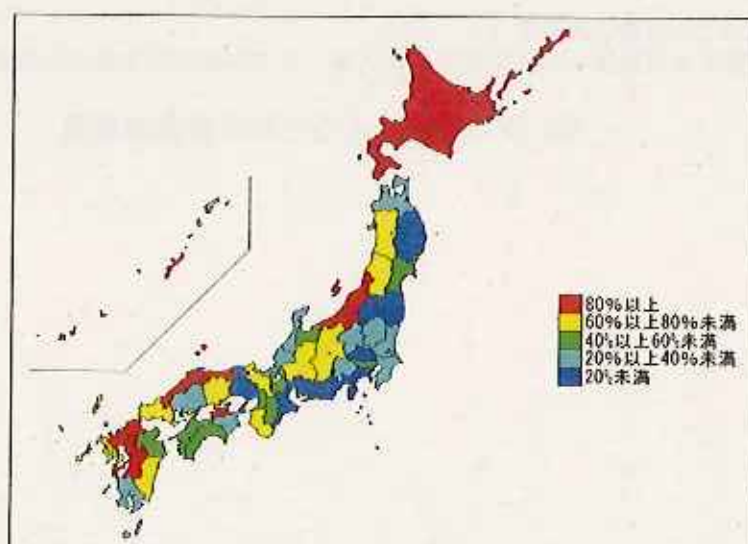


出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）平成24年度調査結果「処理状況 全体集計結果」より作成

※事業系ごみの全国のごみ処理有料化実施自治体率は、平成24年度は84.7%。

図 30 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率

【参考】



出典：一般廃棄物処理実態調査（環境省）平成24年度調査結果「処理状況 全体集計結果」より作成

※各都道府県の総人口に対する有料化実施自治体（粗大ごみ及び直接搬入ごみを除いた生活系ごみ処理の手数料が有料又は一部有料の自治体）の人口の割合。

図 31 生活系ごみ処理の有料化対象人口率

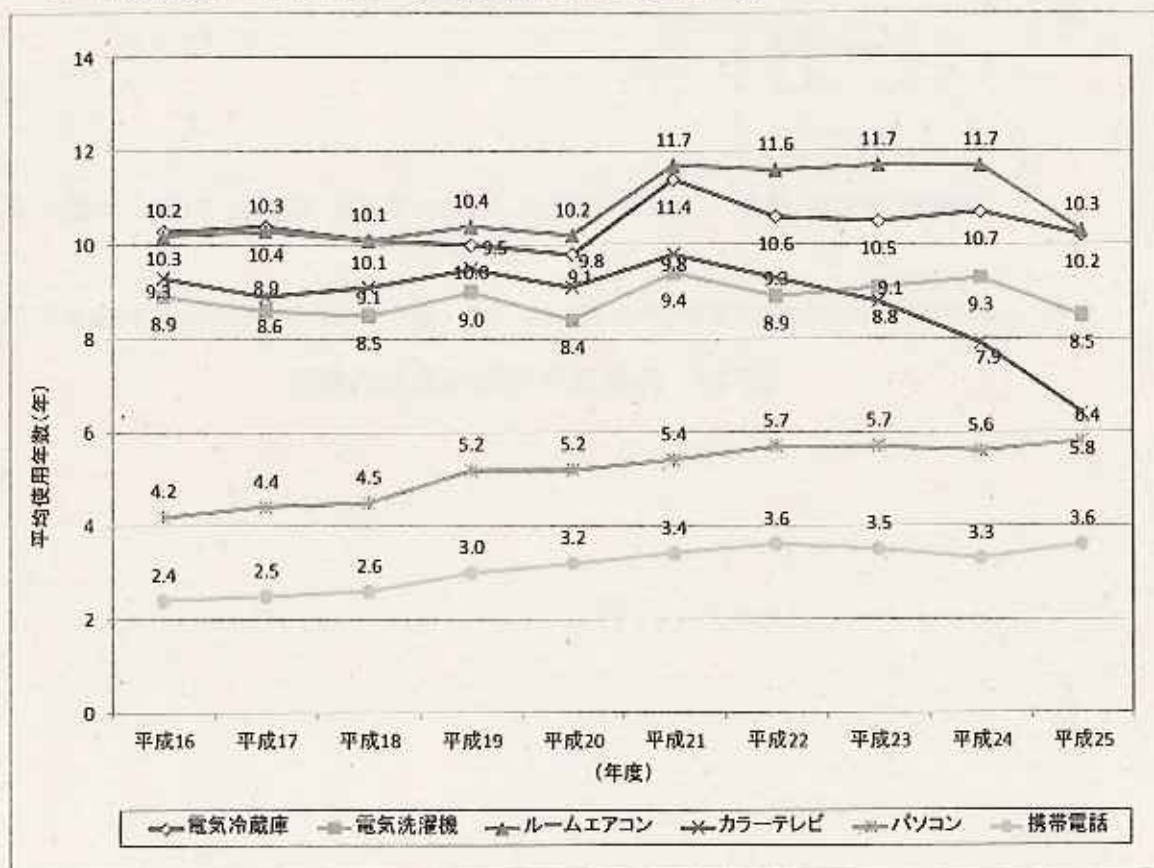
⁴粗大ごみ及び直接搬入ごみを除いた生活系ごみ処理の手数料が有料又は一部有料の自治体の割合

(3) 耐久消費財の平均使用年数

家電製品の平均使用年数は平成 24 年度から平成 25 年度でおおむね短くなりました。特にカラーテレビは平成 21 年度以降短くなっています。パソコン及び携帯電話の平均使用年数は年々長くなる傾向にあります。

自動車の平均使用年数はおおむね長くなる傾向にあります。特に乗用車でその傾向がみられ、平成 25 年度は 17.9 年となりました。

ア 家電製品・パソコン・携帯電話の平均使用年数⁵



出典：「消費動向調査 総世帯 主要耐久消費財等の買替え状況」（内閣府） 毎年 3 月時点調査結果

図 32 家電製品・パソコン・携帯電話の平均使用年数の推移

⁵ ここでの平均使用年数とは、「調査年度に買替えをした品目について、買替え前に使っていたものの年数」であり、調査対象者が使用した年数を示す。

イ 自動車平均使用年数⁶



出典：一般社団法人 日本自動車工業会HPの「四輪車 保有・普及率」の「車種別平均使用年数推移（各年3月末）」

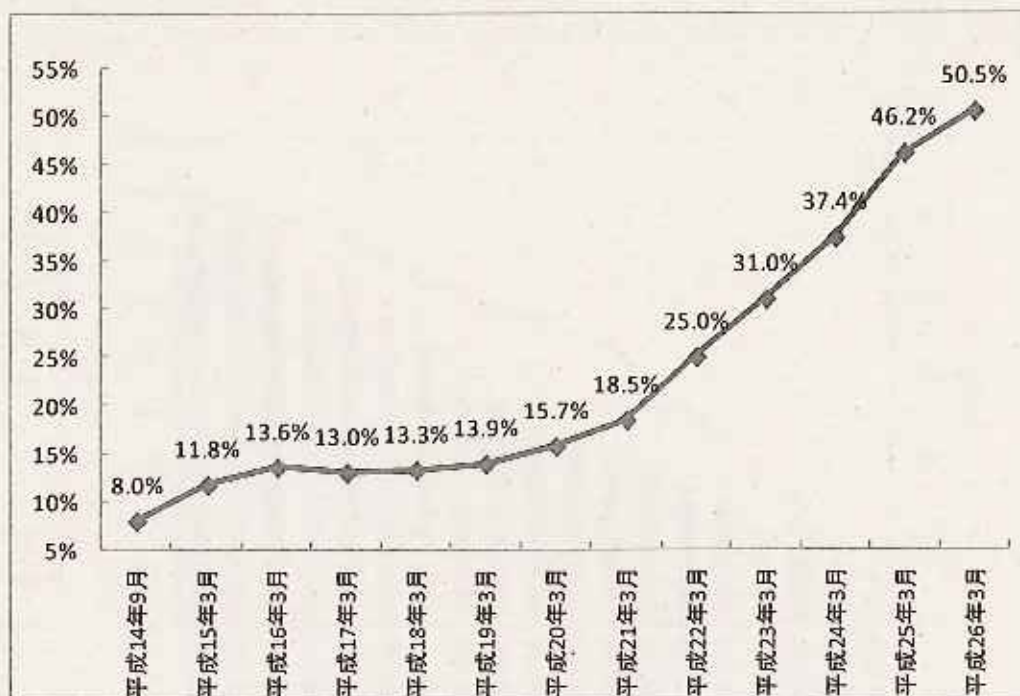
図 33 自動車平均使用年数の推移

⁶ ここでの平均使用年数とは、「自動車を初度登録してから抹消登録するまでの平均年数」であり、1人が使用した年数ではない。

(4) 2Rの取組状況

ア レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）

レジ袋の辞退率は平成17年に一度減少しましたが、以降再び増加傾向にあり、特に平成19年以降の伸びは大きく、平成26年3月には50.5%と、半数を超えました。



出典：日本チェーンストア協会 HP の「日本チェーンストア協会の環境問題への取り組み「循環型経済社会の構築」への取り組み」に掲載されている「レジ袋辞退率の推移」

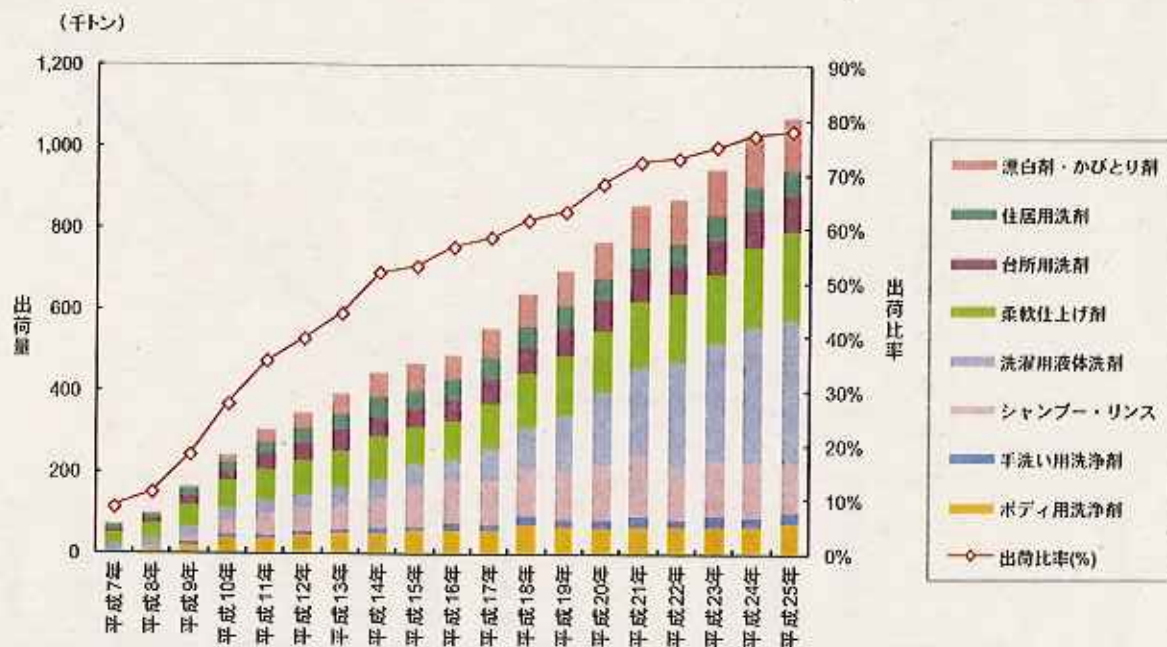
※辞退率＝レジ袋を辞退した客数÷レジ通過客数

図 34 レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）の推移

イ 詰替・付替製品出荷率

詰替・付替製品出荷量は着実に増加傾向にあります。出荷比率も、平成 14 年に 50%を超えた後着実に増加傾向を示しており、平成 23 年には 75%を超えました。

増加要因としては、容器包装リサイクル法の制定等により、容器包装の排出抑制に関する意識が高まったこと等が考えられます。



出典：日本石鹼洗剤工業会「石鹼洗剤業界におけるプラスチック容器包装使用量の推移（1995年～2012年）」

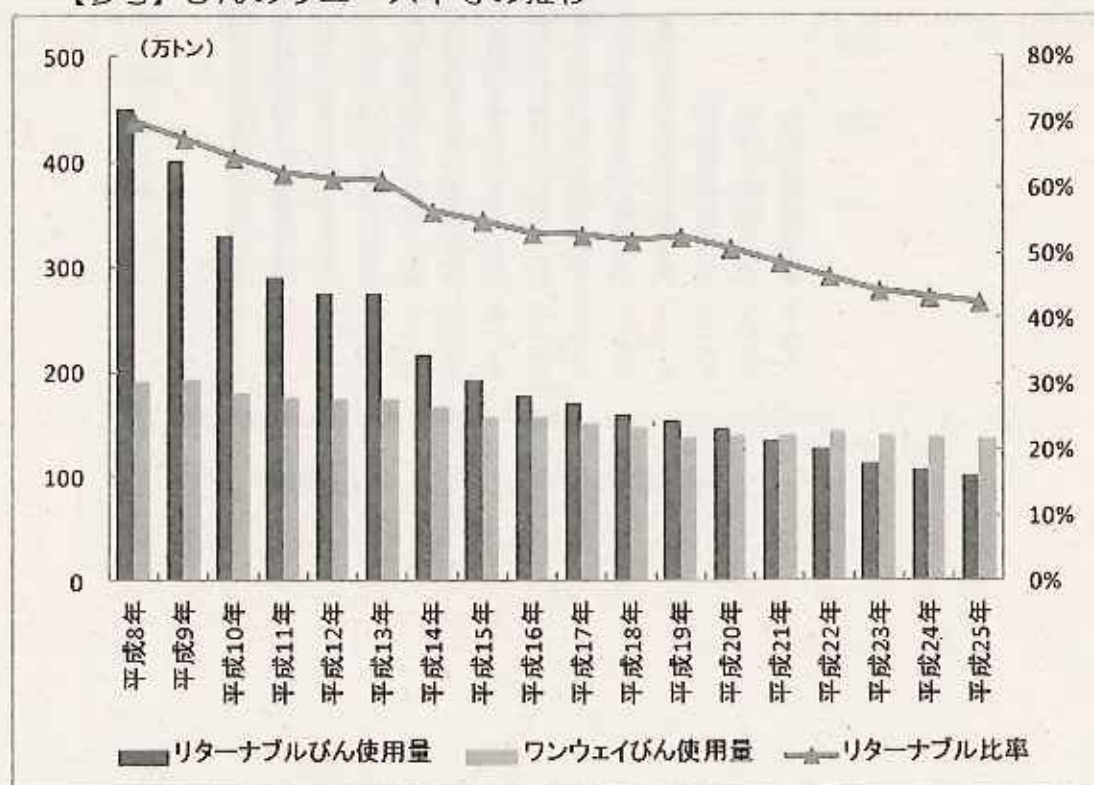
※付替え製品は、「漂白剤・かびとり剤」などのように内容物に直接触れることが好ましくないスプレー付き製品のノズル等以外の部分

図 35 詰替・付替製品出荷量の推移

ウ びんのリユース率の推移

リターナブルびんの使用量は年々減少傾向にあります。エコロジーボトルやRマークびんの使用量・出荷量も以前は増加傾向にありましたが、ここ数年は横ばいから減少傾向となっています。

【参考】びんのリユース率等の推移

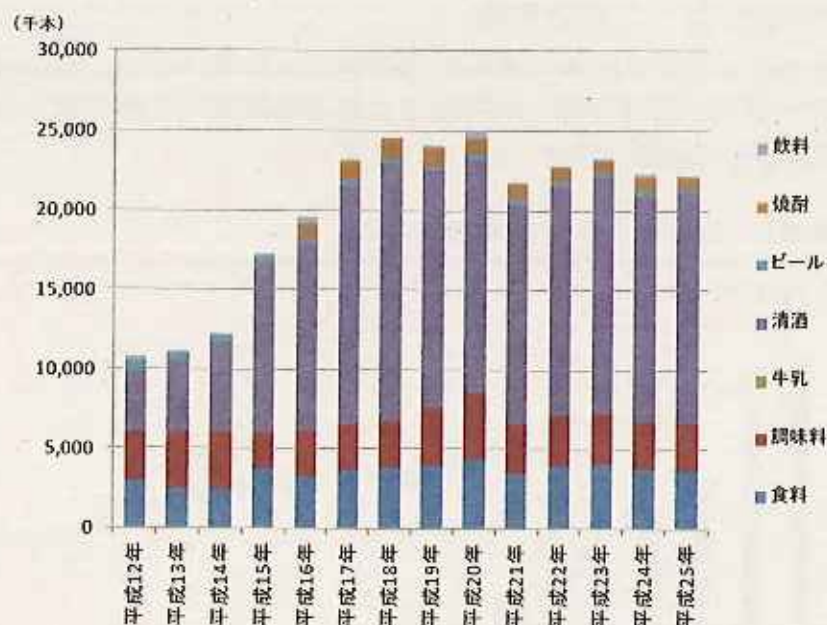


出典：ガラスびん3R促進協議会提供資料より作成

※リターナブル比率＝リターナブル使用量／（リターナブルびん使用量＋ワンウェイびん使用量）

図 36 リターナブルびん⁷使用量等の推移

⁷ あきびんを回収後、きれいに洗浄され、再び中身を詰めて商品化されるびん。ビールびん、牛乳びん、一升びん等。（出典：日本ガラスびん協会 HP）



出典：ガラスびん3R促進協議会 HP データ集 「Rマークびんの出荷量の推移」
 (資料：日本ガラスびん協会)

図 37 R マークびん⁸の出荷量

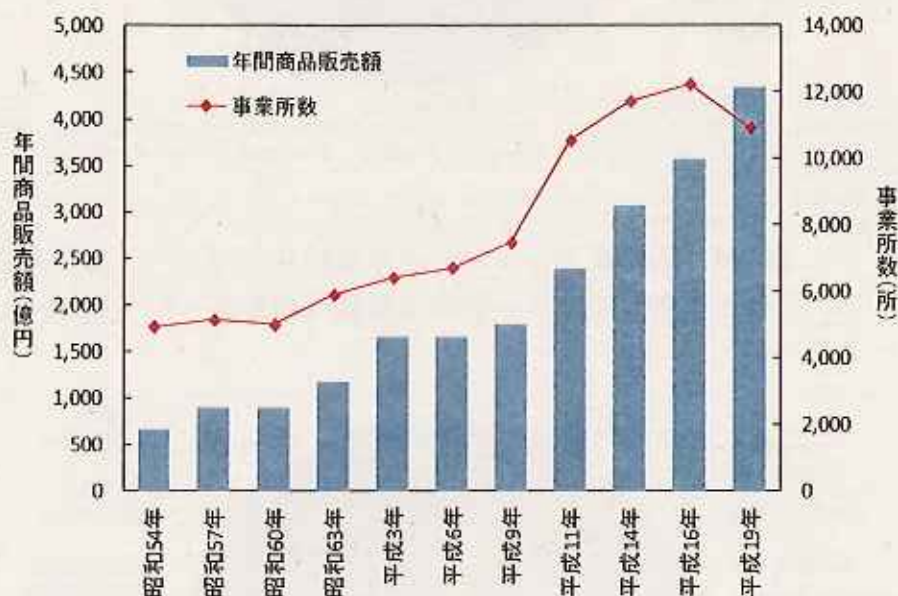
⁸ R マークは、リターナブルびんであることを容易に識別できるようにしたマークで、会員会社が日本ガラスびん協会から事前に許可を得て製造したリターナブルびんにのみ使用することができる(出典：日本ガラスびん協会 HP)

エ リユース・シェアリング市場規模

商業統計表におけるリユース市場規模（年間商品販売額）をみると、中古品小売業は年々増加している。中古自動車小売業は、微減傾向になっていきます。商業統計表では対象外となっている古本、中古自転車などの一部の品目も考慮するため消費者へのアンケート調査によりリユース市場規模を拡大推計した結果をみると、金額は約 1 兆円となり、流通経路としては「リユースショップ・中古品販売店」が最も多くなっています。

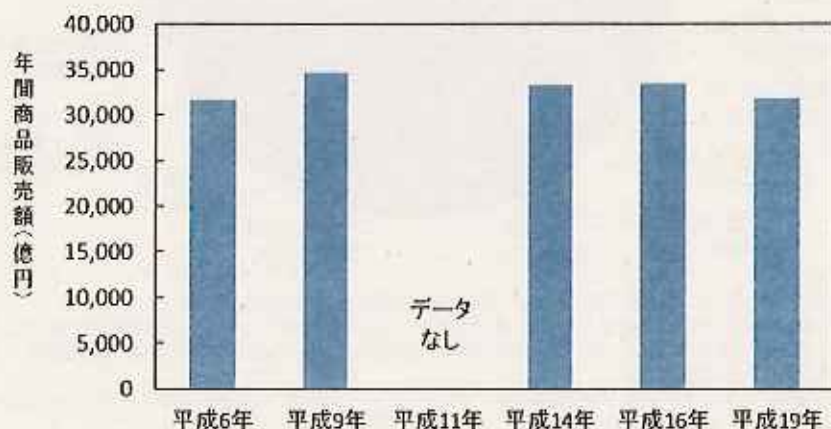
カーシェアリングの車両台数と会員数はともに年々増加しており、平成 26 年には車両台数約 1 万 2 千台、会員数約 46 万 5 千人となっています。

【参考】商業統計表におけるリユース市場規模



出典：経済産業省「商業統計」

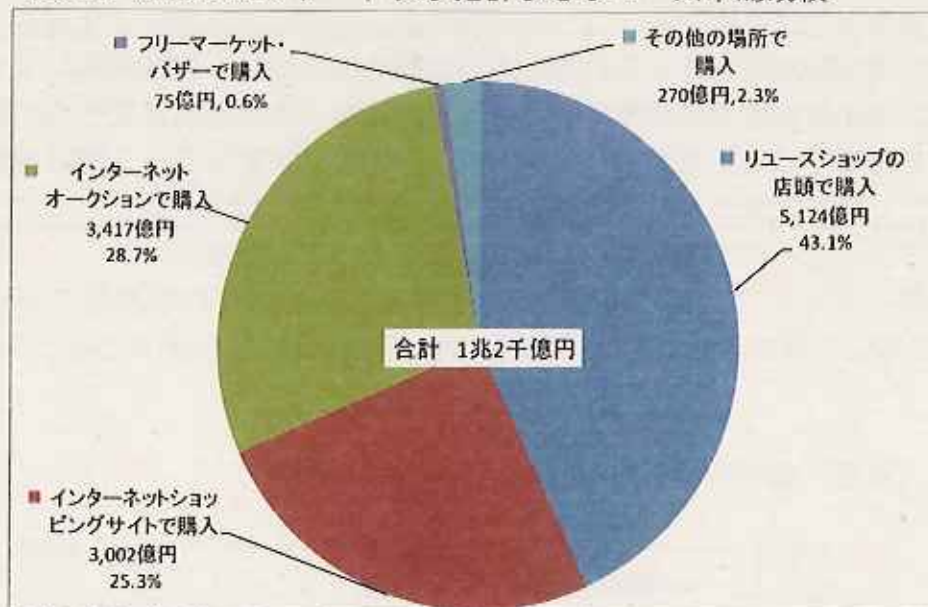
図 38 中古品市場規模（中古品小売業（骨とう品小売業含む））



出典：経済産業省「商業統計」

図 39 中古品市場規模（中古自動車小売）

【参考】消費者アンケートより推計するリユース市場規模



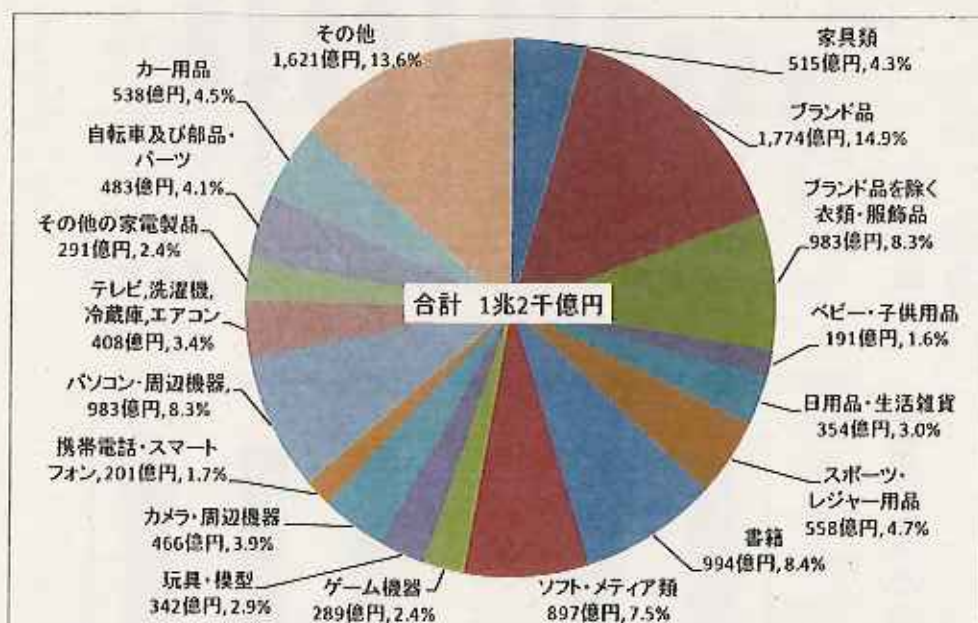
出典：平成24年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会 報告書

※消費者の購入額から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模である。事業者が購入するリユース品・中古品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。

※国内の消費者でのリユース品・中古品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。

※上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品は含まれていない。

図 40 消費者アンケートより推計するリユース市場規模
(購入方法別のリユース市場規模 (自動車・バイク除く))



出典：平成24年度 使用済製品等のリユース促進事業研究会 報告書より作成

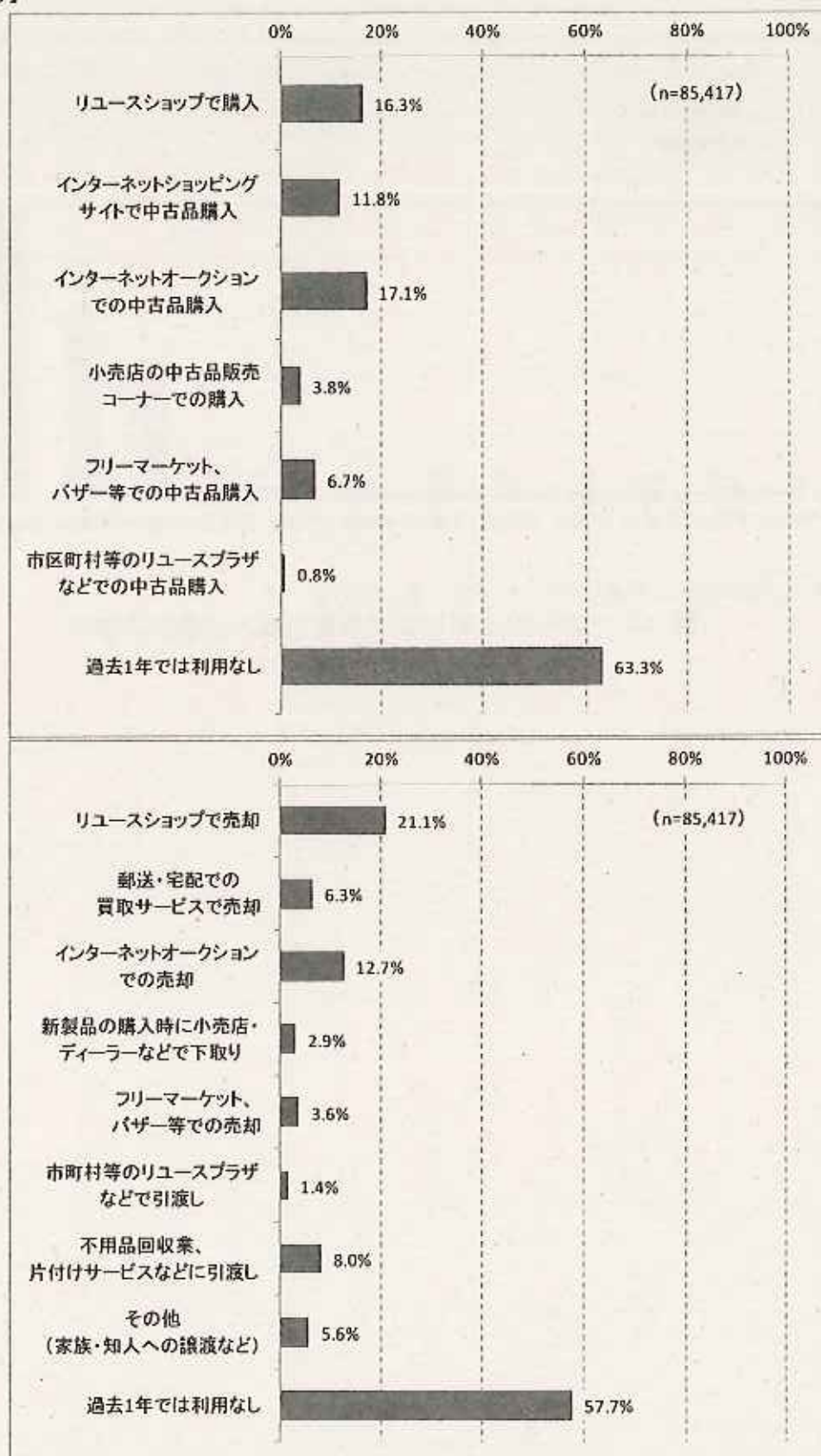
※消費者の購入額から推計した値であり、国内における個人消費者のリユース市場規模である。事業者が購入するリユース品・中古品は含まれない（例えば、建設機械、医療機器、特殊車両などの事業・産業用途、オフィス・事務所等で利用する家具、電化製品など）。

※国内の消費者でのリユース品・中古品の購入状況であり、海外でのリユースは含まれていない。

※上記推計には、未使用品・新古品を含む。骨とう品は含まれていない。

図 41 消費者アンケートより推計するリユース市場規模
(品目別の内訳 (自動車・バイク除く))

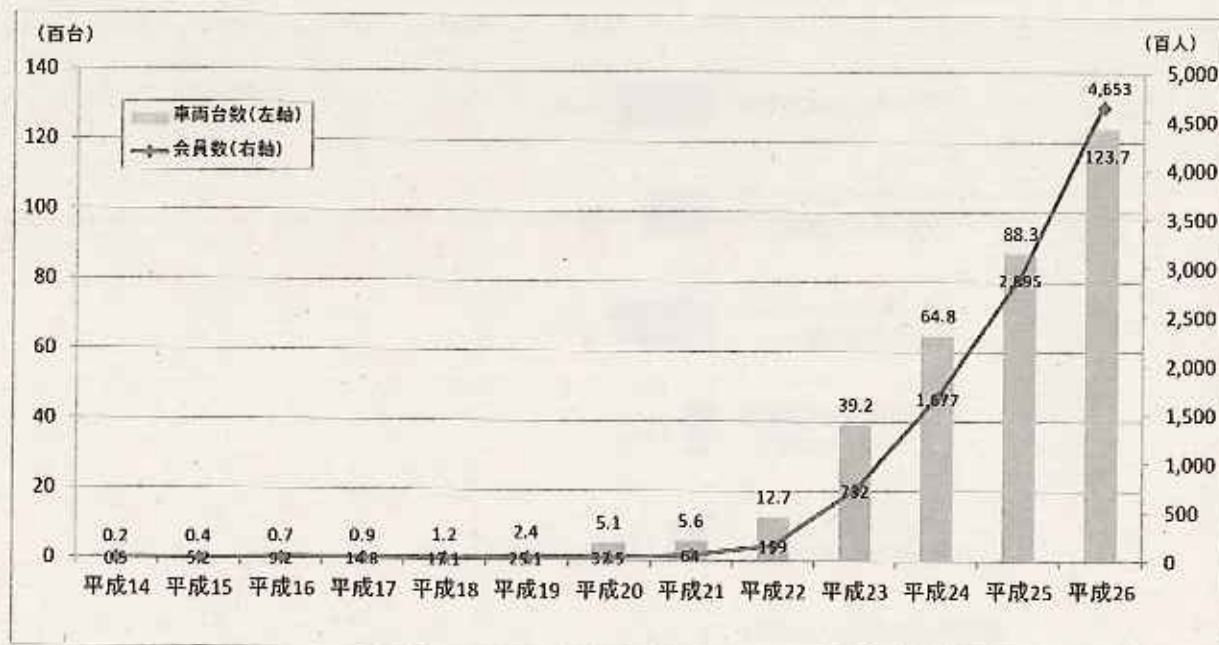
【参考】



出典：環境省資料

図 42 過去1年間における中古品の購入経験、売却・譲渡経験
(いずれも複数回答、平成24年)

【参考】

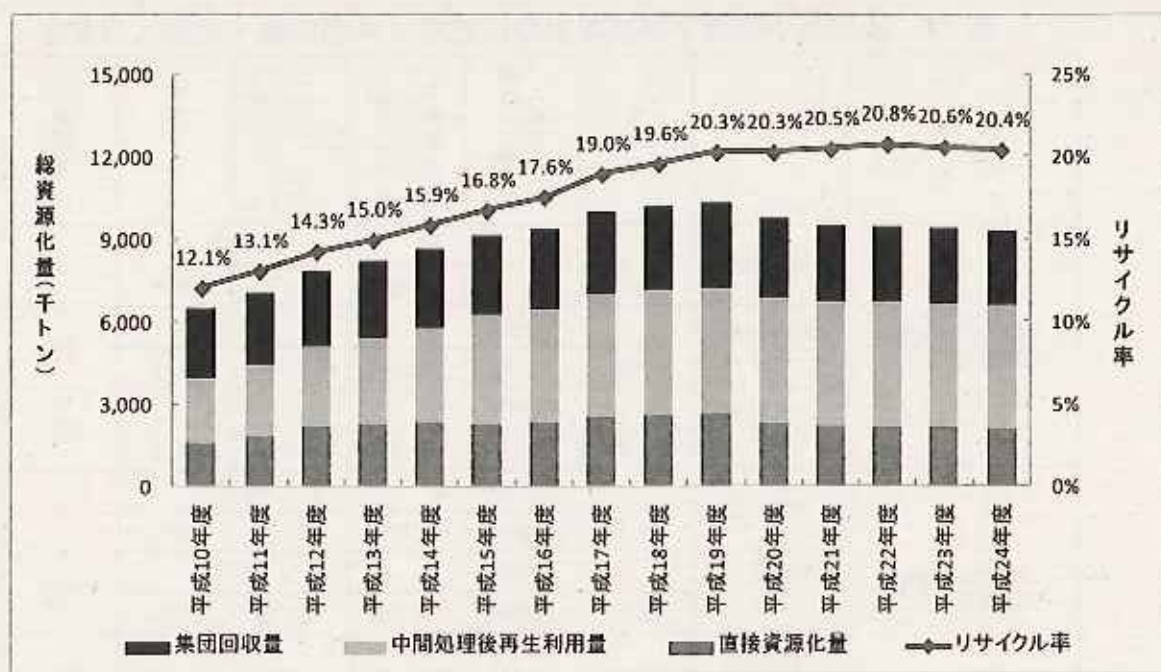


出典：公益財団法人 交通エコロジー・モビリティ財団

図 43 カーシェアリング車両台数と会員数の推移

(5) 一般廃棄物のリサイクル率

一般廃棄物のリサイクル率は上昇傾向にありましたが、ここ数年はほぼ横ばいとなっています。平成 24 年度は平成 23 年度からわずかに減少し、20.4%となりました。



$$\text{リサイクル率 (\%)} = \frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集回回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集回回収量}} \times 100$$

出典：「日本の廃棄物処理」(毎年度)(環境省)の「資源化の状況」(災害廃棄物分は除く)

図 44 一般廃棄物リサイクル率

(6) 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合

使用済小型電子機器等の回収の取組は増加しており、全地方公共団体の約4割が既に実施をしています。また、既に実施している自治体も含め約8割は実施に前向きであり、その割合は増加しています。

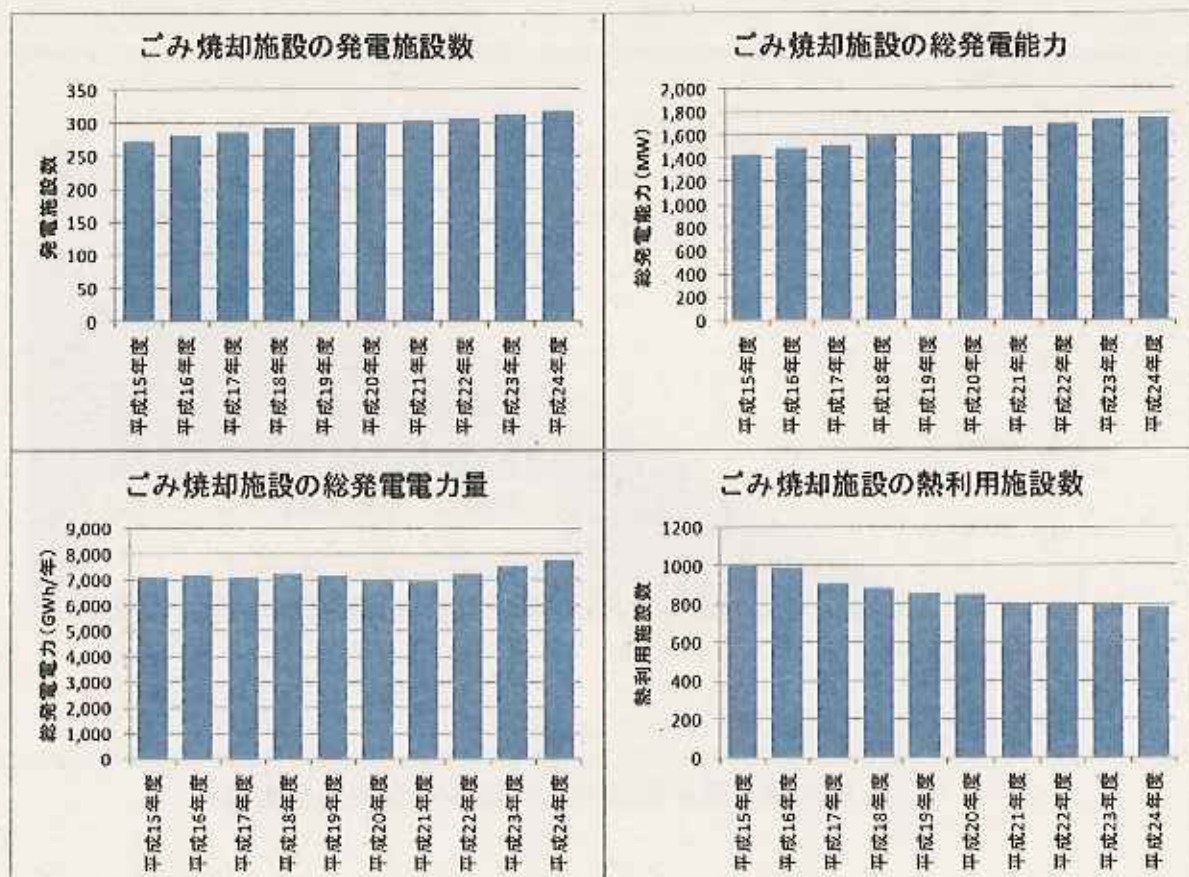
表 11 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合

		実施中	実施に向けて調整中	未定だが、どちらかという方針	未定だが、どちらかという方針	実施しない	未回答	合計
平成26.4時点 有効回答 1,741	市町村数	1,373			368		0	1,741
		754	277	342	211	157		
	回答割合 (%)	78.9%			21.1%		0%	100%
		43.3%	15.9%	19.6%	12.1%	9.0%		
	人口分布率 (%)	93.1%			6.9%		0%	100%
		64.8%	14.0%	14.3%	3.9%	3.0%		
平成25.4時点 有効回答 1,742	市町村数	1,305			437		0	1,742
		341	294	670	331	106		
	回答割合 (%)	74.9%			25.1%		0%	100%
		19.6%	16.9%	38.5%	19.0%	6.1%		
	人口分布率 (%)	89.7%			10.3%		0%	100%
		26.1%	28.2%	35.3%	8.1%	2.3%		
平成24.11時点 (参考) 有効回答 1,701	市町村数	575			1,105		21	1,701
		(実施予定あり) 185		390	515	590		
	回答割合 (%)	33.8%			65.0%		1.2%	100%
		10.9%		22.9%	30.3%	34.7%		
	人口分布率 (%)	44.4%			49.9%		5.7%	100%
		17.1%		27.3%	27.0%	22.9%		

出典：「小型家電リサイクル法に関する自治体アンケート調査」(環境省)

(7) 廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況

平成 26 年 3 月現在、ごみ焼却施設の発電施設数は 318 施設、総発電能力は 1,754MW、総発電電力量は 7,747GWh/年となっており、増加していますが、ごみ焼却施設の熱利用施設数は減少しています。

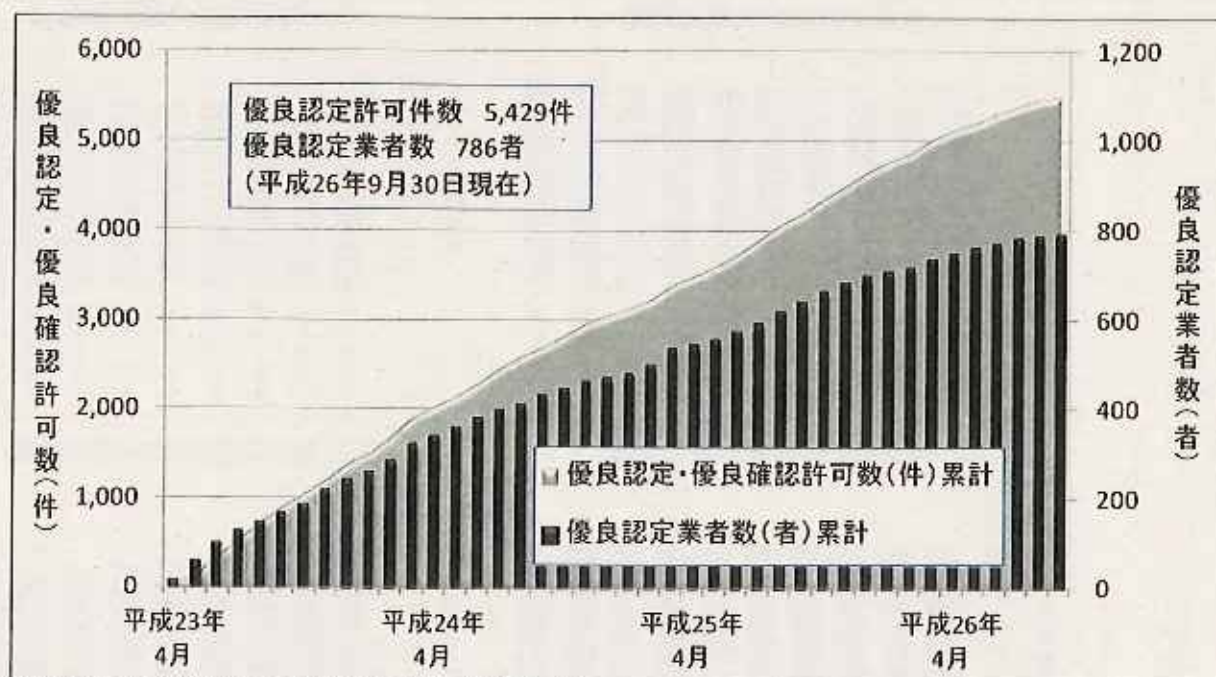


出典：「日本の廃棄物処理 平成 24 年度版」(環境省)

図 45 ごみ焼却施設における発電・熱利用の状況

(8) 優良認定された産業廃棄物処理業者数

平成 26 年 9 月現在、優良認定業者数は 786 者、優良認定・優良確認許可数は 5,429 件となり、平成 23 年 4 月の制度運用開始以来、着実に優良認定された産業廃棄物処理業者数が増加しています。



出典：地方自治体からの報告に基づき作成（環境省）

注）優良認定されてから把握されるまで数週間程度要するため、平成 26 年 8 月～26 年 9 月の数は暫定値。

図 46 優良認定された産業廃棄物処理業者数

(9) 不法投棄の発生件数・投棄量

不法投棄件数は年々減少しており、平成 25 年度は 159 件となりました。
不法投棄量は、ピーク時の平成 7 年度は 44.4 万トンでしたが、平成 25 年度は 2.9 万トンとなっています。



出典:「産業廃棄物の不法投棄等の状況について」(環境省報道発表資料(平成 26 年 12 月 26 日)の「不法投棄件数及び投棄量」)

図 47 不法投棄の発生件数・投棄量

(10) 地域における循環型社会形成に向けた取組

ア 地方公共団体による循環基本計画の策定数

地域における循環基本計画等の策定数については、個別に循環基本計画を策定しているものから環境基本計画や廃棄物処理計画に循環に関する内容を記載しているものまで差があるものの、地方公共団体による循環基本計画の策定数は1,365、策定率は78.3%となっています。

表 12 地方公共団体による循環基本計画の策定数（平成 24 年度）

	全市区町村数	策定 市区町村数	策定率		全市区町村数	策定 市区町村数	策定率
北海道	179	124	69.3%	滋賀県	19	18	94.7%
青森県	40	26	65.0%	京都府	26	24	92.3%
岩手県	33	30	90.9%	大阪府	43	37	86.0%
宮城県	35	33	94.3%	兵庫県	41	34	82.9%
秋田県	25	20	80.0%	奈良県	39	20	51.3%
山形県	35	29	82.9%	和歌山県	30	26	86.7%
福島県	59	38	64.4%	鳥取県	19	13	68.4%
茨城県	44	31	70.5%	島根県	19	16	84.2%
栃木県	26	22	84.6%	岡山県	27	22	81.5%
群馬県	35	25	71.4%	広島県	23	21	91.3%
埼玉県	63	55	87.3%	山口県	19	17	89.5%
千葉県	54	48	88.9%	徳島県	24	16	66.7%
東京都	63	58	92.1%	香川県	17	10	58.8%
神奈川県	33	30	90.9%	愛媛県	20	18	90.0%
新潟県	30	24	80.0%	高知県	34	19	55.9%
富山県	15	13	86.7%	福岡県	60	51	85.0%
石川県	19	16	84.2%	佐賀県	20	17	85.0%
福井県	17	14	82.4%	長崎県	21	15	71.4%
山梨県	27	19	70.4%	熊本県	45	23	51.1%
長野県	77	61	79.2%	大分県	18	15	83.3%
岐阜県	42	38	90.5%	宮崎県	26	18	69.2%
静岡県	35	32	91.4%	鹿児島県	43	30	69.8%
愛知県	54	51	94.4%	沖縄県	41	28	68.3%
三重県	29	20	69.0%	計	1,743	1,365	78.3%

出典：環境省調べ（毎年度）

【参考】

表 13 地方公共団体による循環基本計画の策定数内訳（平成 24 年度）

	3Rについて個別に計画を策定している。	環境基本計画中に3Rに関する詳細な記載がある。	環境基本計画中で3Rに関して詳細ではないが触れている。	廃棄物処理計画中に3Rに関する詳細な記載がある。	廃棄物処理計画中で3Rに関して詳細ではないが触れている。	3Rに関する言及はない。
市町村	3.4%	9.4%	13.4%	19.9%	34.3%	21.2%

出典：環境省調べ（毎年度）

イ 地域循環圏形成のための取組数

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号。以下、「小型家電リサイクル法」）実施市区町村数、バイオマス産業都市選定地域数は前年度より増加しています。エコタウン事業承認地域は平成 18 年 1 月の承認以降増加していません。

■【参考】小型家電リサイクル法 実施市区町村数（割合）

平成 26 年 4 月時点：754 市区町村（43.3%）（再掲）

（内訳（地域別実施市区町村数及び地域内市区町村数に対する割合））

北海道：110 市区町村（61.5%）

東北：53 市区町村（23.3%）

関東：260 市区町村（63.7%）

中部：154 市区町村（60.9%）

近畿：26 区町村（13.1%）

中国：38 市区町村（35.5%）

四国：37 市区町村（38.9%）

九州：76 市区町村（27.7%）

出典：「小型家電リサイクル法に関する自治体アンケート調査」（環境省）

■【参考】バイオマス産業都市 選定地域

平成 25 年度選定地域：16 地域

（第一次選定 8 地域+第二次選定 8 地域）

平成 26 年度選定地域：6 地域

合計：22 地域

（内訳）

平成 25 年度第一次選定（平成 25 年 6 月）：北海道下川町、北海道十勝地域（19 市町村）、北海道別海町、新潟県新潟市、宮城県東松島市、茨城県牛久市、愛知県大府市、香川県三豊市

平成 25 年度第二次選定（平成 26 年 3 月）：北海道興部町、北海道釧路市、宮城県南三陸町、静岡県浜松市、三重県津市、岡山県西栗倉村、岡山県真庭市、島根県奥出雲町

平成 26 年度：富山県射水市、兵庫県洲本市、島根県隠岐の島町、大分県佐伯市、福岡県みやま市、佐賀県佐賀市

出典：「バイオマス産業都市の選定地域（平成 26 年度 平成 26 年 11 月 10 日）」（農林水産省）

■【参考】エコタウン事業 承認地域

平成 23 年 3 月現在：26 地域

（内訳（自治体及び承認年月））

川崎市：平成 9 年 7 月、北九州市：平成 9 年 7 月、岐阜県：平成 9 年

7月、長野県飯田市：平成9年7月、福岡県大牟田市：平成10年7月、札幌市：平成10年9月、千葉県・千葉市：平成11年1月、秋田県：平成11年11月、宮城県鶯沢町（現・栗原市）：平成11年11月、高知県高知市：平成12年12月、北海道：平成12年6月、広島県：平成12年12月、熊本県水俣市：平成13年2月、山口県：平成13年5月、香川県直島町：平成14年3月、富山県：平成14年5月、青森県：平成14年12月、兵庫県：平成15年4月、東京都：平成15年10月、岡山県：平成16年3月、岩手県：平成16年8月、愛知県：平成16年9月、三重県鈴鹿市：平成16年10月、大阪府：平成17年7月、三重県四日市市：平成17年9月、愛媛県：平成18年1月

出典：「エコタウン事業の承認地域マップ」（環境省）

■【参考】食品リサイクルループ

食品リサイクル法上の再生利用事業計画の認定（食品リサイクルループ）：54件

(11) 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数

「海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数」は、平成 25 年度に行ったアンケート調査によると、協定・覚書をしている地方公共団体は 6 団体、研修生受入が 4 団体、国際会議開催が 1 団体、その他の取組が 2 団体となっています。また、その他の調査では、平成 23 年度実績として、海外の特定の自治体との間で協力・連携を実施している地方公共団体は 14 団体、特定自治体ではないが国際的協力・連携の取組をしている地方公共団体は 10 団体となりました。相手国・地域としては、中国やインドネシアなど東南アジアが多く挙げられています。

表 14 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数
(平成 25 年度)

	数	%
協定・覚書	6	0.5%
長期派遣	0	0.0%
短期派遣	0	0.0%
研修生受入	4	0.3%
国際会議開催	1	0.1%
その他	2	0.2%
全体	1,230	100.0%

出典：「循環型社会づくりに係る取組に向けた調査」(平成 25 年度)(環境省)

【参考】

表 15 海外の都市と廃棄物管理・3R を含む環境協力・連携を実施している地方公共団体数(平成 24 年度)

	数	相手国・地域(例)
海外の特定自治体との間で、廃棄物管理・3R を含む環境協力・連携を実施している	1	ベトナム(ダナン)
特定自治体ではないが、廃棄物管理・3R を含む国際的な環境協力・連携の取組を実施している	4	ベトナム(ダナン)、アメリカ(ロングビーチ)、インドネシア(スラバヤ)など

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」(毎年度)(環境省)

(12) 環境マネジメント等の実施

ア グリーン購入実施率

企業のグリーン購入実施率は、高い水準で横ばいから微減傾向にありましたが、平成 23 年度から平成 24 年度は増加し、平成 24 年度には上場企業で約 79%、非上場企業で約 66%となりました。

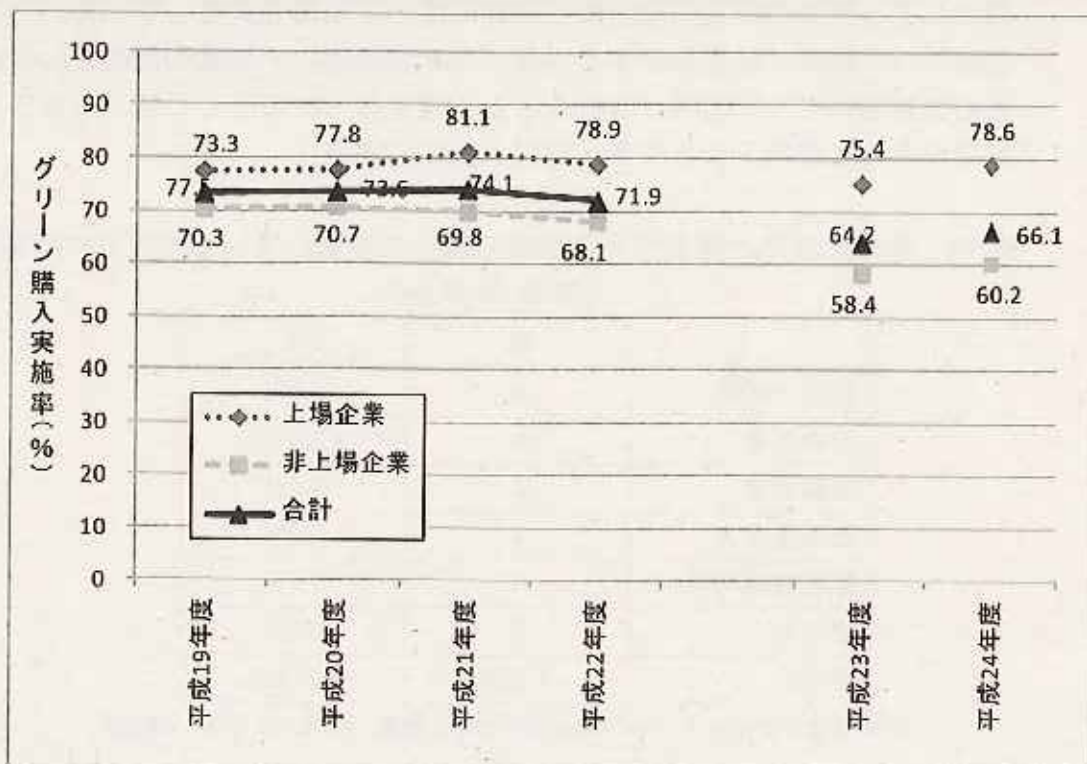


図 48 グリーン購入実施率

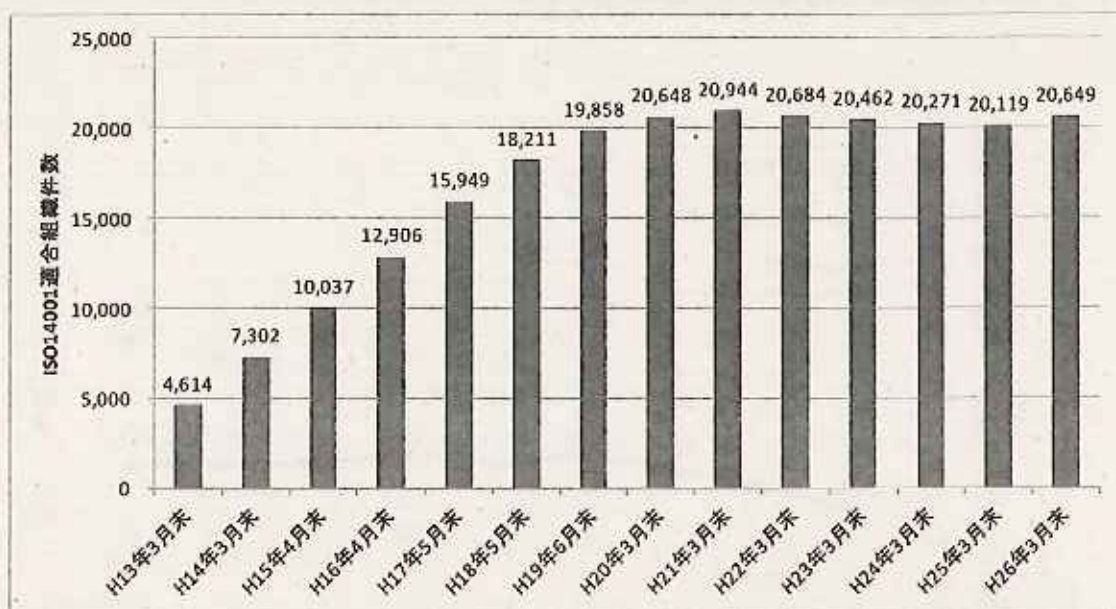
出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「取引先との関係について」のうち「どのようにグリーン購入を実施しているか」に関する値

※平成 19 年度～平成 22 年度と平成 23 年度及び平成 24 年度では設問回答選択肢が異なる。平成 22 年度までは企業のグリーン購入実施率は、「組織において、どのように環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）をしているか」という質問に対して有効回答が得られた企業のうち、「環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を作成し、選定している」、「業界団体等で作成した環境に関する購入ガイドライン又は購入リスト等を活用し、選定している」、「環境に関する購入ガイドラインや購入リスト等は活用していないが、環境配慮を考慮して選定している（リサイクル品の積極的な使用等を含む）」と回答した企業の割合。平成 23 年度からは企業のグリーン購入実施率は、「環境配慮を考慮した原材料等、物品・サービス等の選定（グリーン購入）を実施しているか」という質問に対して、「実施している」と回答した割合。

※平成 23 年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成 24 年度からは標本調査に変更された。

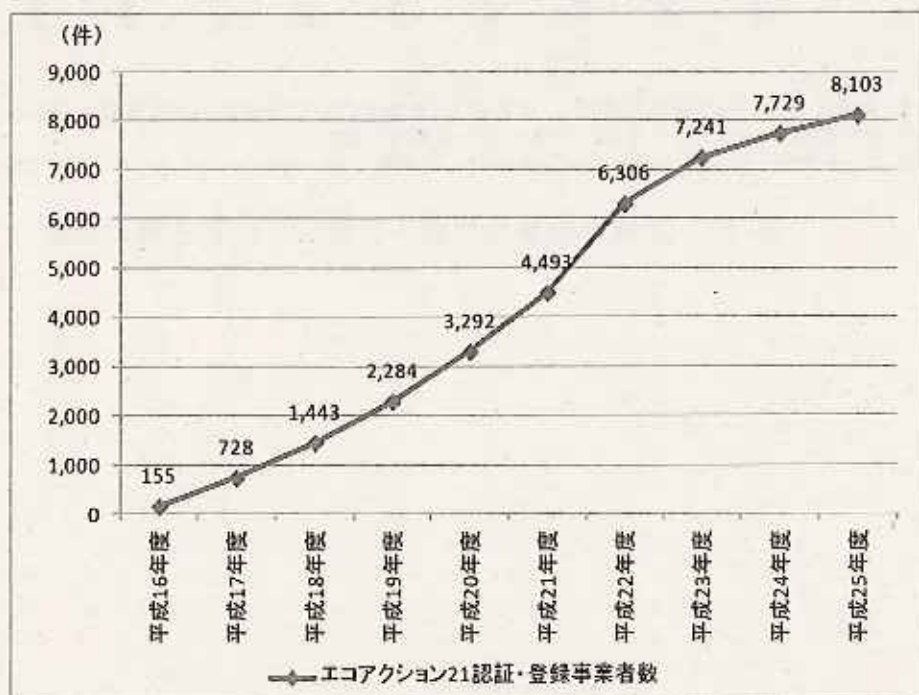
イ 環境マネジメントシステムの認証取得件数

国際標準化機構（ISO）が認証するISO14001の認証取得件数はH20年度以降2万件程度と横ばい傾向であるが、環境省が認証する中小事業者向けの環境経営システムであるエコアクション21の認証取得件数は平成16年の策定以降増加傾向にあります。



※認証機関から提供されたデータの件数を集計したものであり、非公開件数を含んだ全件数の年度末推移。
出典:公益財団法人 日本適合性認定協会提供資料

図 49 ISO14001 の認証取得件数

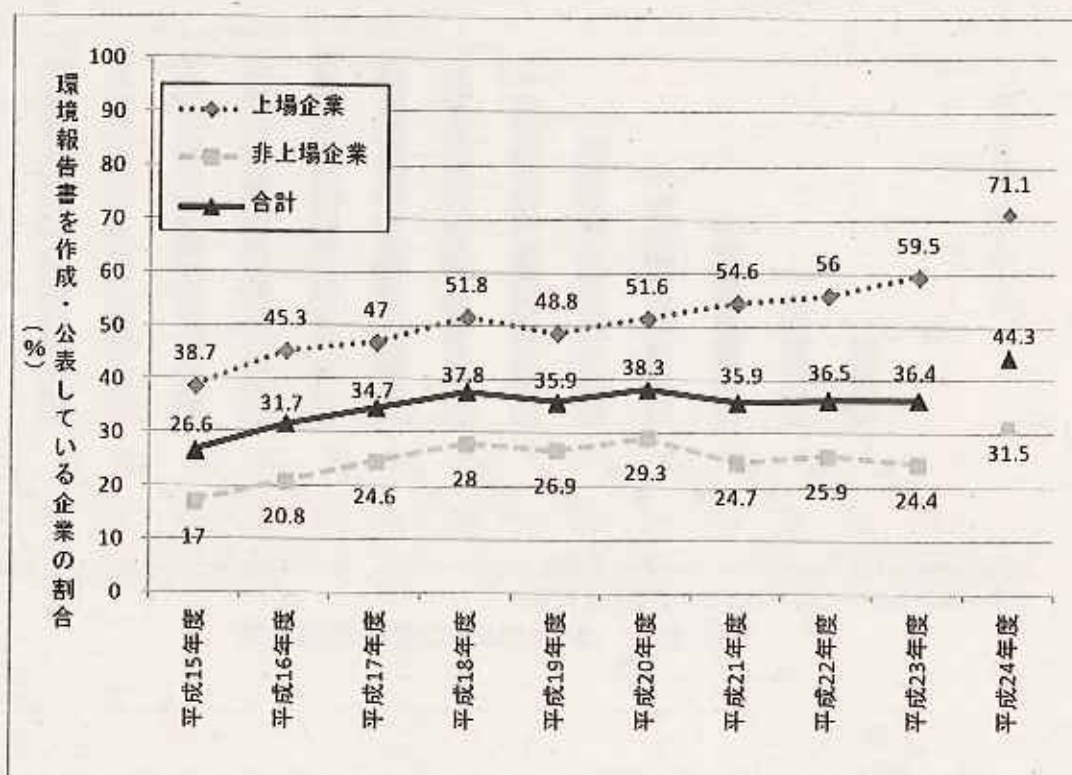


出典:エコアクション21の認証取得件数:財団法人持続性推進機構(エコアクション21中央事務局)HP「リスト検索」の「認証・登録の状況」(2014年9月末時点)

図 50 エコアクション21の認証取得件数

ウ 環境報告書の公表・環境会計の実施率

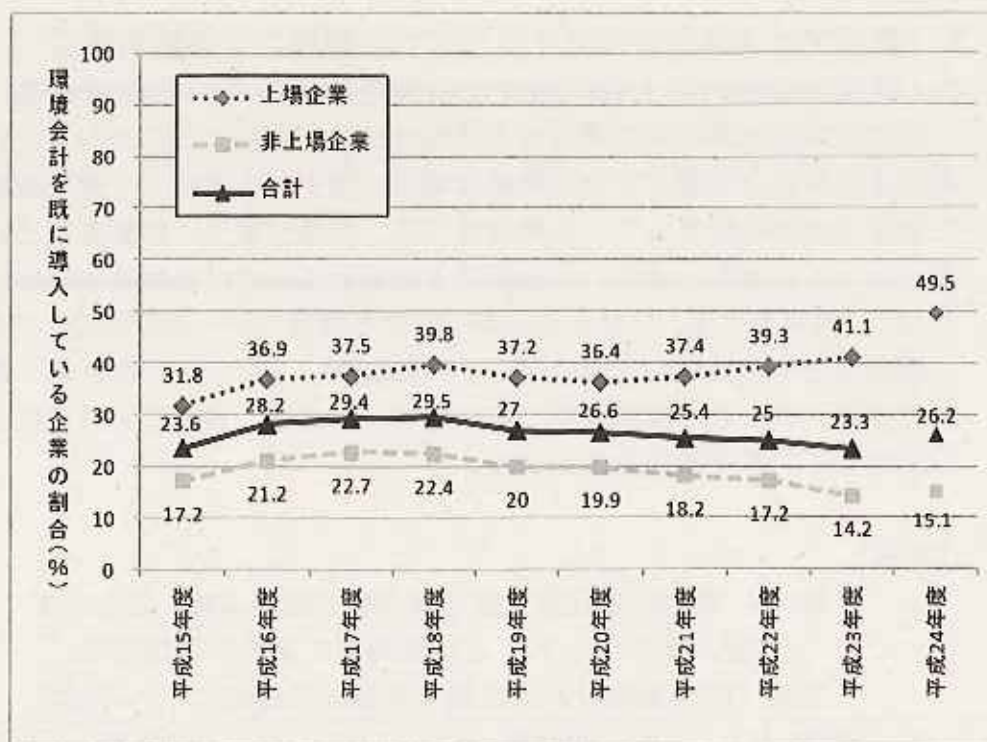
環境報告書を作成・公表している企業の割合は平成 23 年度から平成 24 年度で大きく増加し、上場企業は約 71%、非上場企業は約 44%となりました。上場企業は平成 19 年度以降増加傾向が続いています。環境会計を導入している企業の割合も同じ傾向となり、平成 24 年度は上場企業で約 50%、非上場企業で約 15%となりました。



出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「環境報告書を作成・公表している企業の割合」
※CSR 報告書等の一部として作成・公表している場合も含む。

※平成 23 年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成 24 年度からは標本調査に変更された。

図 51 環境報告書を作成・公表している企業の割合



出典：「環境にやさしい企業行動調査」（毎年度）（環境省）の「環境会計について」

※平成23年度までは対象企業の全数を対象にした調査であったが、平成24年度からは標本調査に変更された。

図 52 環境会計を導入している企業の割合

エ 製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況
 オ 資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数

日本経済団体連合会の環境自主行動計画に「製品アセスメント」という用語により取組を記載している業種は電気・電子の1業種、「環境配慮設計」に類する取組を記載している業種はガス、電気・電子、自動車など、10業種となっています。また、同環境自主行動計画における業種別独自目標としては、「再資源化率、リサイクル率」は26業種（データ取得のみを含む）、「最終処分率、最終処分量原単位」は6業種、「グリーン購入率、環境配慮製品等購入率」は3業種が掲げています。一方で、資源生産性の向上を目標に設定している業種はありません。

【参考】

表 16 環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕において
 「製品アセスメント」という用語により取組を記載、
 又は「環境配慮設計」に類する取組を記載している団体

用語	業種数 (団体数)	備考
製品アセスメント	1業種 (4団体)	電気・電子（情報通信ネットワーク産業協会、電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、日本電機工業会）
環境配慮設計 ※「設計段階から（の）環境（に）配慮」、「環境配慮型製品開発の指標として、環境効率基本式を活用し、商品ごとに目標を設定し展開」「企画設計段階から建設資材の原投入量の削減を図り」を含む	10業種 (13団体)	ガス（日本ガス協会）、電気・電子（情報通信ネットワーク産業協会、電子情報技術産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、日本電機工業会）、ベアリング（日本ベアリング工業会）、自動車（日本自動車工業会）、自動車部品（日本自動車部品工業会）、自動車車体（日本自動車車体工業会）、産業車両（日本産業車両協会）、造船（日本造船工業会）、建設（日本建設業連合会）、住宅（住宅生産団体連合会）

出典：「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕2013年度フォローアップ調査結果〈個別業種版〉」

（一般社団法人 日本経済団体連合会）

【参考】

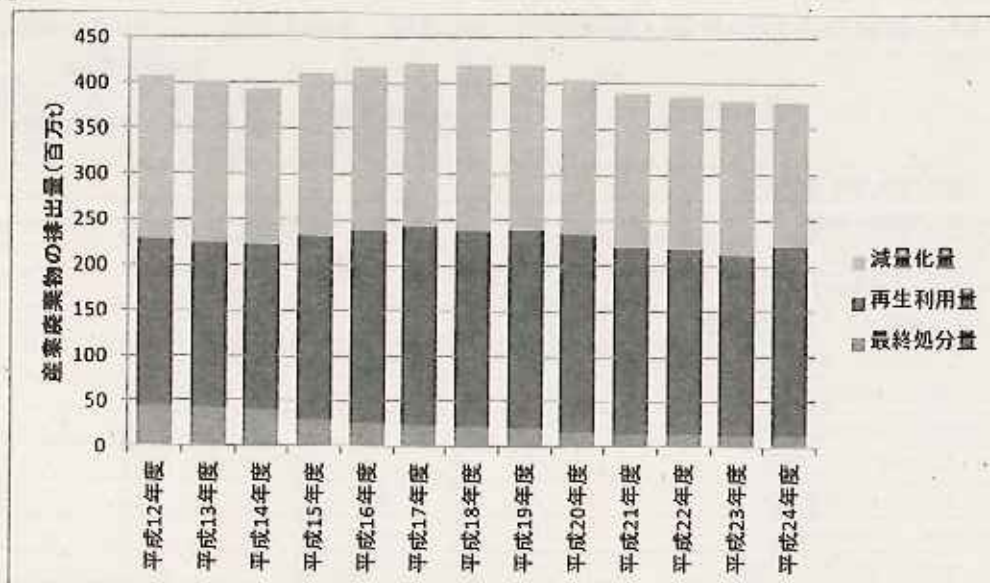
表 17 環境自主行動計画〔循環型社会形成編 2013 年度〕における業種別独自目標

業界名(団体名)	業種別独自目標			
	再資源化率・リサイクル率	最終処分率・最終処分量 原単位	グリーン購入率・環境配慮製品等購入率	その他
[1]電力(電気事業連合会)	●			
[2]ガス(日本ガス協会)	●			●
[3]石油(石油連盟)		●		●
[4]鉄鋼(日本鉄鋼連盟)	●			
[5]非鉄金属製造(日本鉱業協会)				
[6]アルミニウム(日本アルミニウム協会)	●			
[7]伸銅(日本伸銅協会)		●		
[8]電線(日本電線工業会)				
[9]ゴム(日本ゴム工業会)		●		
[10]板ガラス(板硝子協会)	●			
[11]セメント(セメント協会)				
[12]化学(日本化学工業協会)	▲(データ取得)			
[13]製薬(日本製薬団体連合会)				
[14]製紙(日本製紙連合会)				
[15]電機・電子 (情報通信ネットワーク産業協会、ビジネス機械・情報システム産業協会、電子情報技術産業協会、日本電機工業会)		●		
[16]産業機械(日本産業機械工業会)	●			
[17]ベアリング(日本ベアリング工業会)	●			
[18]自動車(日本自動車工業会)	●			
[19]自動車部品(日本自動車部品工業会)	●			
[20]自動車車体(日本自動車車体工業会)				●
[21]産業車両(日本産業車両協会)	●			
[22]鉄道車両(日本鉄道車両工業会)	●			
[23]造船(日本造船工業会)	●			
[24]製粉(製粉協会)	●			
[25]精糖(精糖工業会)	●			
[26]牛乳・乳製品(日本乳業協会)	●			
[27]清涼飲料(全国清涼飲料工業会)	●			
[28]ビール(ビール酒造組合)	●			
[29]建設(日本建設業連合会)	●			●
[30]航空(定期航空協会)		●		
[31]通信(NTTグループ)		●		
[32]印刷(日本印刷産業連合会)	●			
[33]住宅(住宅生産団体連合会)	●			
[34]不動産(不動産協会)	●		●	
[35]工作機械(日本工作機械工業会)	●			
[36]貿易(日本貿易会)	●			
[37]百貨店(日本百貨店協会)				●
[38]鉄道(東日本旅客鉄道)	●			●
[39]海運(日本船主協会)				
[40]銀行(全国銀行協会)			●	●
[41]損害保険(日本損害保険協会)	●		●	●

出典：「環境自主行動計画〔循環型社会形成編〕2013 年度フォローアップ調査結果〈個別業種版〉」

(一般社団法人 日本経済団体連合会)

【参考】



出典：「産業廃棄物の排出及び処理状況等について」（環境省）より作成

図 53 産業廃棄物の排出量、減量化量、再生利用量、最終処分量の推移

Ⅲ 循環型社会の形成に向けた取組状況に関する全体の評価・課題

(1) 資源生産性

資源生産性は、平成 24 年度で約 38.0 万円/トンと長期的には上昇傾向にありますが、近年は横ばいとなっています。

「天然資源等投入量の資源種別の推移」では、非金属鉱物系が長期的に減少してきたものの近年横ばいとなっています。一方、「土石系資源投入量を除いた資源生産性」や「化石系資源に関する資源生産性」は長期的に横ばいとなっています。これらから、これまでの資源生産性の上昇は、主に大規模公共工事の減少や産業構造の変化等による主に国内の非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少によるものであり、資源生産性が近年横ばいとなっているのは、その減少が止まったためと推測されます。

また、一次資源等価換算した資源生産性やものづくりの資源生産性も近年は横ばいあるいは減少傾向となっています。

上記を踏まえると、今後は大規模公共工事の減少や産業構造の変化等に起因する非金属鉱物系の天然資源等投入量の減少に依るのではなく、効率的な資源利用を促進することで、土石系資源投入量を除いた資源生産性や化石系資源に関する資源生産性、ものづくりの資源生産性や産業分野別資源生産性を向上させていくことが望まれます。

(2) 循環利用率

循環利用率は、平成 24 年度で約 15.2%と長期的には上昇傾向にありますが、近年は横ばいとなっています。長期的な循環利用率の上昇は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下、廃棄物処理法という）や各種リサイクル法等による循環利用量の増加と天然資源等投入量の大幅な減少によるものと考えられます。平成 19 年度以降は、循環利用量、天然資源等投入量ともに、多少の増減はありますが横ばいとなっているため、循環利用率の伸びも停滞しています。なお、発生した廃棄物等のうち循環利用した割合を示す出口側の循環利用率は事業者の努力等により増加しています。

また、「質」に着目した隠れたフローを考慮した金属資源の TMR ベースの循環利用率は上昇しており、今後も引き続き隠れたフローの大きな金属を積極的に循環利用していくことが望まれます。

今後は他の環境負荷への影響等も適切に判断しながら未利用の廃棄物を積極的に循環利用し、「量」だけでなく「質」にも考慮しながら循環利用率の向上を図っていく必要があります。

一方で、循環利用率の増減の要因として循環資源の輸出入の影響があり、今後とも国際資源循環のあり方等も踏まえた上で評価を行っていく必要があります。

(3) 最終処分量

最終処分量は、平成 24 年度で約 17.9 百万トンと長期的には減少傾向にあります。

すが、近年は横ばいとなっています。これまでの最終処分量の減少は、廃棄物処理法や各種リサイクル法等による循環利用量の増加等により産業廃棄物を中心に大幅に最終処分量が減少したのですが、近年は一般廃棄物も産業廃棄物も最終処分量は横ばいとなっています。

今後も3Rの取組を徹底することにより、最終処分量の削減に向けて、取組を進めていく必要があります。

(4) 低炭素社会に向けた取組と循環型社会に向けた取組との統合的な取組

廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量は長期的には減少傾向にありましたが、近年は横ばいとなっています（日本の温室効果ガス総排出量に占める廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の割合は平成24年度で約3%）。一方で廃棄物として排出されたものを、原燃料への再資源化や廃棄物発電等に活用したことによる他部門での温室効果ガス削減量は、平成24年度で約19.7百万トンCO₂と推計されており、12年度と比べ約2.3倍と着実に増加しています。

引き続き、適切な物質循環を十分に考慮しながら、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量の抑制に努めるとともに、廃棄物部門以外との連携も更に積極的に進めることで、日本全体の温室効果ガス排出量の削減に貢献していく必要があります。

(5) 2Rの取組状況

2Rの個別の取組状況については、取組指標で計測していますが、日本全体としての2Rの進捗状況を評価することはできないことから、今後、2Rの評価方法等について検討を行っていく必要があります。

Ⅳ 取組指標・ヒアリング結果等を踏まえた、各主体の取組状況及び評価・課題

第1節 国民の取組

（第三次循環基本計画における国民に期待される役割）

国民は、消費者、地域住民として、自らも廃棄物等の排出者であり、環境への負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが期待されます。

〈関連する取組指標〉

○一般廃棄物の減量化（目標を設定する指標）

（1人1日当たりのごみ排出量、家庭から排出された1人1日当たりのごみの量）

○循環型社会に向けた意識・行動の変化（目標を設定する指標）

（廃棄物の減量化や循環利用、グリーン購入の意識、具体的な3R行動の実施率）

○国民一人当たりの資源消費量（推移をモニターする指標）

○耐久消費財の平均使用年数（推移をモニターする指標）

○2Rの取組状況（推移をモニターする指標）

（レジ袋辞退率（マイバッグ持参率）、詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模）

○不法投棄の発生件数・投棄量（推移をモニターする指標）

現在の状況

- ① 一般廃棄物の減量化については、1人1日当たりのごみ排出量（生活系ごみ及び事業系ごみ）（平成24年度）は964グラムで平成12年度比では18.6%削減されました（目標は25%削減）。

また、家庭から排出された1人1日当たりのごみの量（生活系ごみのうち、集団回収量、資源ごみ等を除く）（平成24年度）は533グラムで平成12年度比では18.5%削減されています（目標は25%削減）。

- ② 取組指標における国民の意識・行動のアンケート調査では、ごみ問題への関心がある人は約72%、3Rの認知度は約37%、廃棄物の減量化や循環利用に対する意識が高い人は約60%、グリーン購入を心がけている人は約79%となっています。グリーン購入を心がけている人の割合は依然として高いものの、総じて減少傾向がみられます。

- ③ 2Rの取組の一部（レジ袋辞退率及び詰替・付替製品出荷率）については引き続き改善が見られます。一方、リターナブルびんの使用量は引き続き減少しています。また、意識・行動をみると、レジ袋辞退や詰替製品利用についても以前と比べ減少しています。

評価・課題

- ① 1人1日当たりの事業系を含むごみ排出量、及び1人1日当たりに家庭から排出されたごみの量は、目標達成に向かって年々削減が進んでいます。この削減の要因としては、個別リサイクル法の施行、ごみ袋の有料化などが考えられます。今後、目標を達成するために更なる削減を図るためには、国民一人一人のライフスタイルの変革等が重要です。
- ② 国民の意識・行動のアンケート調査をみると、減少傾向の項目も多く、目標達成に向けて厳しい状況です。また、意識と行動を比較すると、高い意識が実際の行動に十分には結びついていない傾向が続いています。このため、目標達成に向かって、意識の向上を図るとともに、個々人の高い問題意識が実際の3R行動に結びつくような、とりわけ第三次循環基本計画で重視している2Rの取組に関して、社会システムの在り方について検討していく必要があります。
- ③ 個別の取組状況を見ると、シャンプー、洗濯用洗剤等の詰め替え製品の出荷量やレジ袋辞退率などは、引き続き改善している一方で、意識・行動は高い割合ながらも減少しており、一層の取組の推進が必要です。また、同じ2Rの取組でも、リターナブルびん使用量等は減少傾向にあり、一層の取組を進める必要があります。
- ④ 国民の意識は高いが行動に結びついていないことや2Rに関しては多くの取組が不十分である現状を踏まえ、今後、国民のライフスタイルを環境負荷の少ないものへと変換を進めていく必要があります。
- ⑤ レジ袋辞退率や詰替製品利用など、取組のデータと意識・行動のアンケート結果の傾向に違いが出ているものなど、現在のデータだけでは取組の進展について適切な評価が難しいものがあります。これらの取組については、その要因を探り、より適切な評価方法の検討をしていく必要があります。

第2節 NGO/NPO、大学等の取組

(第三次循環基本計画における NGO/NPO、大学等に期待される役割)

NGO/NPO等の民間団体は、自ら循環型社会の形成に資する活動の担い手となることに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待されます。また、大学等の学術・研究機関は、情報を国民が理解しやすいような形で分かりやすく提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが期待されるとともに、学術的・専門的な知見も活かし、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割や、地域における環境保全活動に積極的に取り組むことが期待されます。

現在の状況

① 大学等の学術・研究機関に関する取組としては、たとえば、環境人材育成を推進するための産学官民協働プラットフォームである環境人材育成コンソーシアム(Eco LeaD)があります。Eco LeaDは大学13校、企業13社のほか、NGO/NPO等や海外賛同団体により構成されています。

また、文部科学省および日本ユネスコ国内委員会が持続可能な開発のための教育(ESD:Education for Sustainable Development)の推進拠点と位置づけているユネスコスクールに加盟する大学は5大学となります。

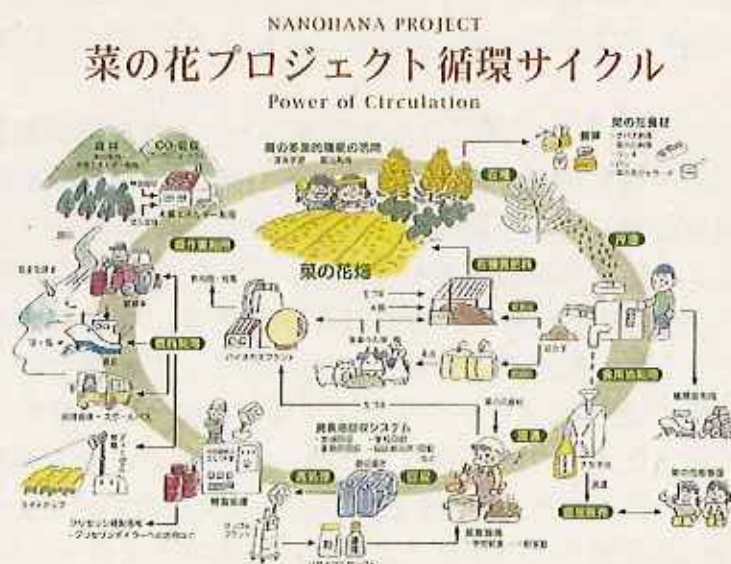
② NGO/NPO等の民間団体の活動をみると、地球環境基金から「国内民間団体による開発途上地域の環境保全のための活動」のうち循環型社会形成分野について助成を受けている団体は、平成26年度は国内での活動に対して11件、開発途上地域での活動に対して3件、平成25年度は国内での活動に対して15件、開発途上地域での活動に対して2件、平成24年度は国内での活動に対して13件、開発途上地域での活動に対して4件となっています。また、アジア3R推進市民ネットワーク(加盟団体数12)が中心となり開催をしているアジア3R推進市民フォーラムも2009年から毎年開催されています。このように、NGO/NPOの取組も国際的な展開が行われています。

国内の活動をみても、たとえば3R推進マイスターは平成19年5月に第一期委嘱(平成22年5月に再委嘱)を行って以降、地方自治体等の推薦により委嘱が進められ、平成26年1月には第6期の委嘱が行われ、これまでに100人近い人々が委嘱されています。この3R推進マイスターによる活動は全国で展開されています。

【国内外での NPO/NGO の取組】

「NPO 法人菜の花プロジェクトネットワーク」では、1976 年から廃食油のリサイクル等を通じて分散・自立・資源循環サイクルづくり等に関する幅広い取組を実施しています。東日本大震災の際には、ネットワークメンバーにより、岩手県釜石市、宮城県石巻市及び気仙沼市等の被災地へバイオディーゼル燃料の給油等の支援を行っています。

さらに、廃棄物問題の解決と循環型社会の形成のために日本が進めている 3R の取組を世界各国に広げていくうえで、NPO/NGO は大きな役割を果たしています。「アジア 3R 推進市民ネットワーク」は、日本国内とアジア域内の廃棄物問題に取り組む NGO から成るネットワークであり、日本あるいはアジア各国で進む先進的な 3R 推進の取組を、アジア各国の市民に向けて発信しています。具体的には、ベトナム等の NGO、行政機関、大学等を訪問し、情報交換と課題の共有を図るとともに、その結果を「アジア 3R 推進市民フォーラム」で報告しています。現在は、せっけん、堆肥、バイオ燃料に関して、市民コミュニティーベースで社会システムを構築することに注力をしており、今後更に活動の拡大を図る予定です。



評価・課題

- ① NGO/NPO、大学等の取組の進捗を適切に測るための指標及びデータが不足しています。NGO/NPO、大学等の取組の進捗を適切に測り、今後の取組に活かすために、まずは適切なデータを収集するための仕組みづくりが必要です。また、併せて適切に評価するための指標の設定が必要です。
- ② 各主体にヒアリングを行い、まずは取組状況を適切に把握することが必要です。また、NGO/NPO、大学等の先進的な取組については、積極的に公表を行い、横展開を図っていくことが重要となります。

第3節 事業者の取組

（第三次循環基本計画における事業者期待される役割）

製造事業者等は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ法令順守を徹底し、排出者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められます。また拡大生産者責任を踏まえて、適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められます。また、事業者団体は業種に応じた目標を設定すること等により全体の取組をより深化させていくことが期待されます。

小売事業者は消費者に近い事業者として、例えば、リユース製品、リサイクル製品等の積極的な販売、マイバックの推奨等、特に一般廃棄物削減に係る取組への貢献が求められます。

廃棄物処理業者・リサイクル業者は、生活環境の保全と衛生環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが求められます。また、廃棄物処理やリサイクルに関する技術はその高度化を図るとともに、知的財産として適正に管理していくとともに、基礎的技術など汎用性のあるもの等はより多くの事業者が活用できるよう共有していくことが期待されます。さらにアジアをはじめとする諸外国の廃棄物・3R技術の高度化に貢献していくことも期待されます。

金融機関や投資家は、循環型社会づくりに取り組む企業・NPOや、循環型社会づくりにつながるプロジェクト等に対して的確に資金供給することが期待されます。また、金融機関のコンサルティング機能を活用し、地域循環圏の形成において、地域で活動する排出事業者、リサイクル事業者等、各主体のつなぎ手の役割を果たすことが期待されます。

〈関連する取組指標〉

- 一般廃棄物の減量化（事業系ごみ排出量）（目標を設定する指標）
- 電子マニフェストの普及率（目標を設定する指標）
- 循環型社会ビジネス市場規模（目標を設定する指標）
- 2Rの取組状況（推移をモニターする指標）
（詰替・付替製品の出荷率、びんのリユース率の推移、リユース・シェアリング市場規模）
- 優良認定された産業廃棄物処理業者数（推移をモニターする指標）
- 不法投棄の発生件数・投棄量（推移をモニターする指標）
- 環境マネジメント等の実施（推移をモニターする指標）
（グリーン購入実施率、環境マネジメントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率、製品アセスメントのガイドラインの業界による整備状況、資源生産性の向上等に向けた目標を設定している事業者数）
- 各種リサイクル法の目標達成状況（目標を設定する指標）

現在の状況

① 事業系ごみ排出量は平成 12 年度比で 27.2%削減されていますが、近年は横ばいとなっています。

② 日本全体の平成 23 年度の産業廃棄物の最終処分量は、平成 12 年度比で約 7 割減と大幅に減少しています。

③ (一社)日本経済団体連合会は、環境自主行動計画において、平成 27 年度における産業廃棄物最終処分量を平成 2 年度実績の 65%減にするという目標と業種ごとの特性・事情等に応じた独自の目標(再資源化率等)を掲げ、循環型社会の形成に向けた主体的な取組を推進しています。(一社)日本経済団体連合会における平成 24 年度の産業廃棄物最終処分量(32 業種)は、約 459 万トンと平成 2 年度実績比で約 74.8%削減されており、4 年連続して前倒して目標を達成しています。

一方で平成 24 年度に目標水準を上回ったのは、廃棄物等の分別徹底、技術開発・用途開拓による副産物の製品化など、循環型社会形成に向けた主体的な取組に加え、景気低迷による生産活動の低下の影響もあったものと考えられ、今後の景気動向等によっては、最終処分量が増加する可能性があるとしています。

また、現在利用可能な環境技術や現行の法制度の下で、これ以上の削減が困難な業種も多く、近年、公共事業投資の低迷等によりセメント生産量が低い水準にあるため、廃棄物・副産物の受け入れ量が伸び悩んでいます。産業界は、今後も、産業廃棄物最終処分量の削減努力を続けるほか、3R(リデュース、リユース、リサイクル)の一層の推進に努めるとしています。

循環型社会の形成に向けた各業種の具体的な取組としては、火力発電熱効率の維持・向上、需要管理の徹底による返品削減、事業系一般廃棄物の削減、レジ袋の削減等のリデュースに関する取組や、廃棄物等の分別徹底、技術開発・用途開拓による廃棄物・副産物の製品化、製造設備等の部品の再利用等のリユース・リサイクルに関する取組等を実施しています。また、東日本大震災後は、被災地の一刻も早い復興のため、がれきの撤去・リサイクルや放射性廃棄物の処理の推進に取り組んだ業種も存在します。

(一社)日本経済団体連合会は、循環型社会の一層の進展のためには、産業界の主体的な取組に加え、政府による政策的支援や、法制度の運用改善・見直しなどが不可欠であるとしています。

④ その他関連する取組指標を見ると、電子マニフェスト普及率、優良認定された産業廃棄物処理業者数、グリーン購入実施率、環境マネジメントシステムの認証取得件数、環境報告書の公表・環境会計の実施率等、多くの指標で、改善が見られます。

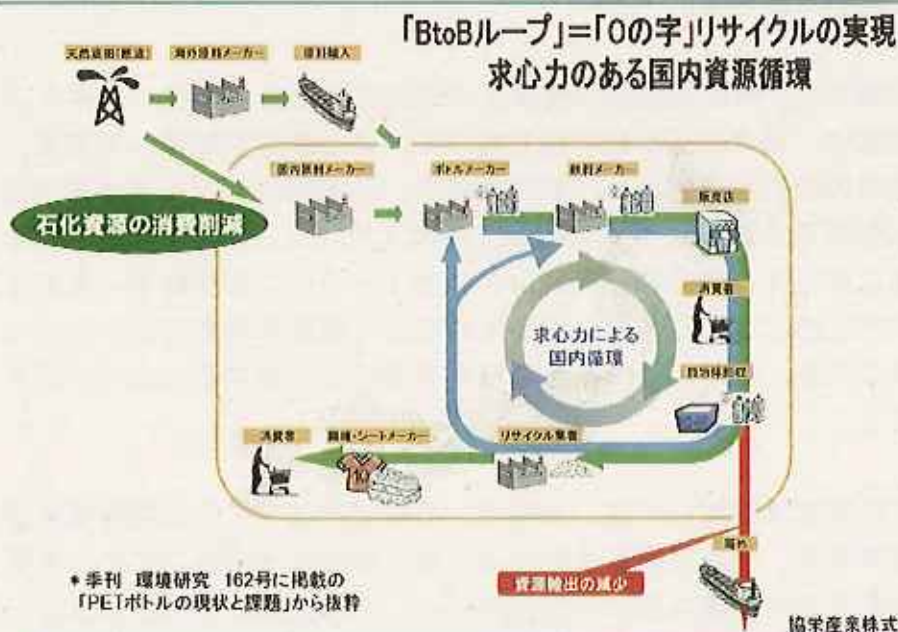
一方、びんのリユース率の推移（リターナブルびんの使用率）については、減少傾向が続いています。

- ⑤ 各種リサイクル法の目標達成状況をみると、家電リサイクル法、食品リサイクル法及び建設リサイクル法の一部、自動車リサイクル法は目標を達成しています。

【BtoB 水平リサイクルに関するサントリービジネスエキスパート株式会社の取組】
サントリービジネスエキスパート株式会社では、PET ボトルのメカニカルリサイクルによる BtoB 水平リサイクルの取組を実施しています。PET ボトルのメカニカルリサイクルは従来のリサイクル技術と比べ、コスト/エネルギー面優位、物性調整が可能、除染能力が高い等のメリットが見込まれます。サントリービジネスエキスパート株式会社では、メカニカルリサイクル PET 樹脂の使用量が 2013 年度実績として約 10,000 トン、2014 年度予定で約 15,000 トンとなっています。しかし、回収 PET の海外流出等により両年度とも当初の計画に対して回収 PET を確保しきれず目標を下回る結果となっており、回収 PET の安定供給が課題となっています。

BtoB 水平リサイクルの狙い

SUNTORY



安定的・継続的な国内資源循環システムの確立

5

評価・課題

- ① 事業系ごみ排出量は、近年横ばい傾向ですがその増減要因が十分に把握できていないことから、今後、変化の要因を明らかにすると共に、目標達成に向けた更なる取組が必要です。
- ② 循環型社会ビジネスの市場規模は、景気が後退した平成 21 年に大きく減少しており、これは、平成 20 年秋に起こった世界金融危機による影響であることが考えられます。その後少しずつ増加はしてきているものの、目標達成に向けて、更なる取組を積極的に行う必要があります。
- ③ 中小企業向けの環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」の認証取得数や環境報告書を公表している企業の割合の増加、環境会計を実施している企業の割合の増加など、企業の環境に対する意識は着実に上昇しているものと評価できます。
- ④ 優良認定された産業廃棄物処理業者数は着実に増加し、また不法投棄件数は年々減少しているなど、廃棄物の適正処理に関する取組は着実に進んでいるものと評価できます。
- ⑤ 事業者は、最終処分量の削減などの取組を進めており、(一社)日本経済団体連合会は、環境自主行動計画で掲げている目標値を前倒しで達成しています。業種別の独自目標を含め、設定されている目標のほとんどは最終処分量や再資源化率等です。今後、更なる取組の深化として、2R の取組を進めるとともに、業種に応じて、製品アセスメントのガイドラインの整備や、資源生産性などの考え方にもとづいた取組の方向性や方針、目安を定めることなどの検討が重要となります。また、そのような取組を適切に把握するための仕組みづくりが必要です。
- ⑥ 食品廃棄物に関しては、食品ロスの要因となっている商慣習見直しの検討を実施する等、食品関連事業者による様々な取組が進められています。食品関連事業者を含む多様な主体の協力のもと、平成 26 年 4 月には食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、75 業種のうち 26 業種について本格施行を行っており、着実に取組が推進しています。
- ⑦ 3R を推進していくためには小売事業者が重要な役割を担うことから、今後、その動向を把握しつつ、例えば自治体で進められているレジ袋削減に関する協定の締結等を含め、取組を推進していく必要があります。

- ⑧ 減少傾向に歯止めがかからないリターナブルびんの使用率について、現在の消費・流通構造の変化を踏まえた促進のありかたについて官民一体となって、検討を進めていく必要があります。
- ⑨ ペットボトルの B to B などの水平リサイクルにおいては、エネルギー消費・CO2 排出量の削減効果、経済コストの多少を考慮に入れた上で、リユース・リサイクルの方法を検討する必要があります。
- ⑩ 各種リサイクル法の目標達成状況については、多くが目標を達成しています。多くが目標年度を迎えていること、現在各種リサイクル法またはその目標等の点検・見直しが行われていることから、その結果も踏まえ、今後も取組を推進していく必要があります。
- ⑪ 金融機関や投資家は、資金供給や各主体のつなぎ手としての役割を期待されていますが、その取組の進捗を図るための指標及びデータが不足しており、今後、その動向を把握しつつ、取組を推進していく必要があります。

第4節 地方公共団体の取組

(第三次循環基本計画における地方公共団体に期待される役割)

地方公共団体は、地域の循環型社会形成を推進していく上で中核としての役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められます。特に、都道府県は、広域的な観点から、市町村等の調整機能を果たすことが、市町村は、地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められます。

〈関連する取組指標〉

- 生活系ごみ処理の有料化実施地方公共団体率（推移をモニターする指標）
- 一般廃棄物のリサイクル率（推移をモニターする指標）
- 使用済小型電子機器等の回収地方公共団体数・実施人口割合
（推移をモニターする指標）
- 廃棄物焼却施設における発電・熱利用の状況（推移をモニターする指標）
- 地域における循環型社会形成に向けた取組（推移をモニターする指標）
（地方公共団体による循環基本計画の策定数、地域循環圏形成のための取組数）
（推移をモニターする指標）
- 海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数
（推移をモニターする指標）

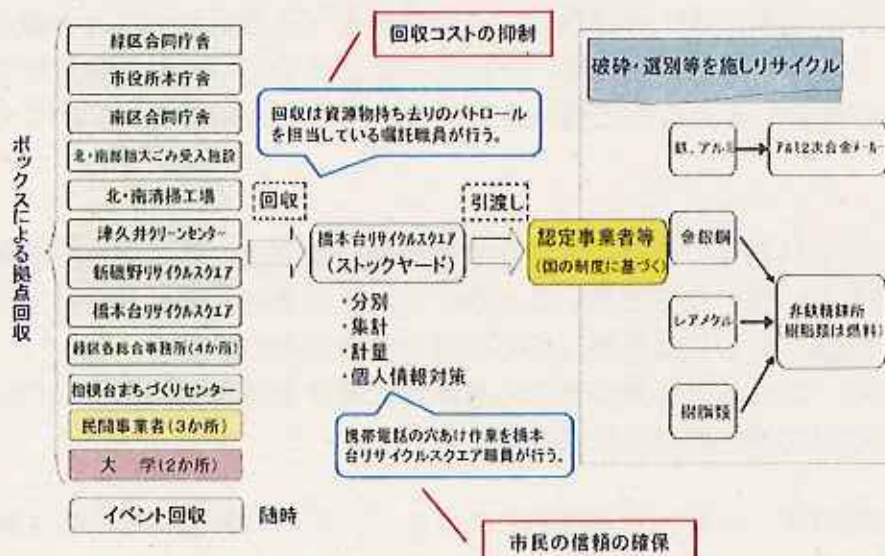
現在の状況

- ① 地方公共団体の循環基本計画等策定数は、平成 24 年度で 1,365(78.3%) となっています。海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数は、平成 25 年度のアナケート調査では、最も多い取組の「協定・覚書」でも 6 団体となっています。
- ② ごみ処理有料化実施自治体率は、平成 24 年度で生活系ごみで 62.2%、事業系ごみで 84.7%となっており、近年はほぼ横ばいとなっています。
- ③ 一般廃棄物リサイクル率は、平成 19 年までは、毎年増加していましたが、以降はほぼ横ばいとなっています。
- ④ 使用済小型電子機器等の回収は、全地方公共団体の約 4 割が既に実施をしており、前年度よりも増加しています。
- ⑤ ごみ焼却施設の発電施設、総発電能力、総発電電力量のいずれも増加しています。

【小型電子機器等の再資源化に向けた事業に関する相模原市の取組】

相模原市では、使用済小型電子機器等の再資源化に向けた事業を平成 25 年 3 月から約 3 年間のモデル事業として実施しています。対象品目は、30cm 未満の小型家電 16 品目。平成 25 年度の回収実績は約 14 トンとなっており、回収量は重量ベースでは据置型ゲーム機が 1 位、個数ベースでは携帯電話・PHS が 1 位となっています。一方で、事業の目的である最終処分場の延命化や小型家電リサイクル法の基本方針で示す回収量目標の達成に十分寄与するほどの回収量が集まらないという課題もあり、本格実施に向けた検討を進めています。

事業スキーム



評価・課題

- ① 地域の循環基本計画等策定数は 1,365 (78.3%) となっています。ただし、その内容にはばらつきがあり、質の向上が望まれます。一方、海外の都市と循環型社会形成に関して連携している地方公共団体数は、取組を行っている割合が 1% 未満とまだ取組が進んでおらず、連携を進めるための更なる取組が必要です。
- ② 一般廃棄物処理の有料化や、再利用されることが確実であると市町村が認めた一般廃棄物のみの処理を業として行う者であって市町村の指定を受けたものについて一般廃棄物処理業の許可が不要となる制度 (再生利用指定制度) など地方公共団体において選択的に利用できる手法を積極的に活用することが重要です。

- ③ 小型家電リサイクル法については、平成 25 年 4 月の施行以降、参加市町村が 19%（平成 25 年 4 月時点）から 43%（平成 26 年 4 月時点）に増加し、また、「実施に向けて調整中」「未定だが、どちらかというの実施方針」を合算すると、78.9%の市町村が前向きな意向を示しており、小型家電リサイクル法の施行から 1 年が経過し、本制度の浸透や、本制度に基づく再資源化事業者の認定等により、市町村による積極的な制度参加の取組が広まったものと考えられます。一方で、同法の基本方針に掲げる回収目標量（1 年当たり 14 万トン）の達成に向けては、参加意向のある市町村の取組を着実に推進するとともに、市町村の規模や体制の違いを踏まえ、地域の特性を活かした様々な工夫のもとでの更なる回収量増大への取組が必要です。
- ④ ごみ焼却施設の発電施設、総発電能力、総発電電力量のいずれも増加していますが、今後、3R の推進等により焼却せざるを得ないごみの量の減少が見込まれることから、効率の良い施設を増加させていく必要があります。また、分別等の促進によるごみの組成変化についても十分に留意していく必要があります。
- ⑤ 地方公共団体の取組の進捗を測るための指標は、まだデータを集める仕組みが整っていないものが多いことから、まずは適切に進捗を測るためのデータ収集・整備のための仕組みづくりを行う必要があります。
- 特に、地方公共団体における廃棄物に関する各種実態調査について、今後改善に向けた検討を行う必要があります。
- ⑥ 取組指標上は明らかではありませんが、地方公共団体は、各主体間のコーディネーターとしての重要な役割を果たすことが求められている一方、事業者間のマッチング等の経験が乏しく、十分に機能できていないという指摘があります。住民に向けて、事業者や NPO 等の先進的な取組を紹介するなど、各主体の取組の共有化を図るとともに、第三次循環基本計画に定められた各主体に期待されている役割を踏まえ、各地域の実情に応じて地方公共団体が率先して事業者等の各主体に何をすべきかというメッセージを出していく必要があります。また、住民に向けても事業者の先進的な取組を普及啓発していく必要があります。

V 国の主な取組状況（詳細な取組は、別添参照）

（第三次循環基本計画における循環型社会の形成に向けて国が講じていく施策の基本的な方向）

① 排出者責任に基づくリサイクルや適正処分の徹底や、拡大生産者責任に基づく製品製造段階からの環境配慮設計を引き続き推進します。また、2Rの取組がより進む社会経済システムを構築するための取組を進めます。

② 廃棄物等を貴重な資源として捉え、そこから有用な資源を回収したり、エネルギー源として利用したりするなど、その有効活用を図ることとし、資源確保の観点を強化します。また、海外では適正な処理が困難で資源戦略上価値の高い廃棄物等については、日本への輸入を積極的に行います。

③ 有害物質の混入防止・適正処理、廃棄物処理体制の充実、有害物質情報に関する情報共有と関係者間の意思疎通・理解の促進、不適正輸出に係る水際対策の強化などの安全・安心の観点からの取組を拡充します。

④ 循環型社会の形成に向けた取組が、（ア）2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すという地球温暖化対策の目標や、（イ）生物多様性に関する世界目標である愛知目標に貢献することも念頭に、低炭素社会づくり・自然共生社会づくりとの統合的取組を進めます。

⑤ 地域循環圏の形成に向けて、一定の地域内で循環させることが適当な循環資源については、それぞれの地域の特性や地域に住む人と人とのつながりに着目し、適正な規模で循環させることができる仕組みづくりを進めます。

⑥ グリーン・イノベーションを推進し、循環産業の発展を促します。

⑦ 廃棄物・リサイクル関係の各個別法の運用・見直しにあたっては、各個別法間の連携も考慮しつつ、2R（リデュース・リユース）の推進、有用資源の回収、安全・安心の確保など、本計画の内容を踏まえ、総合的かつ計画的に行います。

⑧ アジアをはじめとする途上国において循環型社会を形成するための取組や、地球規模での循環型社会を形成するための国際的取組を積極的に推進します。さらに、これらの取組とも連携しつつ、静脈産業をはじめとする循環産業の海外展開を積極的に支援します。

1. 「質」にも着目した循環型社会の形成

府 省	現在の状況 (平成25年度・26年度の取組)	評価・課題
(1) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築		
環 境 省 ・ 経 済 産 業 省 ・ 農 林 水 産 省 ・ 厚 生 労 働 省 ・ 国 土 交 通 省	・2Rに取り組んでいる先行的な事例に関する事例集及び「3R行動見える化ツール」の作成と、実証事業等を通じた活用、Web やソーシャルネットワークを活用した普及啓発を行っています。 ・「一般廃棄物処理有料化の手引き」等のガイドラインの市町村への普及促進を行っています。 ・2Rの取組も含めた環境配慮型製品の調達を推進するために国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下、「グリーン購入法という。」)に基づく基本方針の定期的な見直しを行っています。 ・使用済み製品やびんのリユース促進のための研究会を設置し、各主体が連携したモデル事業を行っています。 ・小売店舗での容器包装使用重量の少ない商品のモデル的な販売、産業構造審議会及び中央環境審議会による3R推進団体連絡会の「容器包装3Rのための第二次自主行動計画」の取組状況についての評価・検討を行っています。 ・特定家庭用機器等について、「リユース・リサイクル仕分け基準の作成に係るガイドライン」を踏まえた小売業者による取組状況の確認を行っています。 ・平成26年4月に75業種のうち26業種について食品廃棄物等における発生抑制の目標値を設定しました。また、食品ロスの要因となっているいわゆる「3分の1ルール」等の商慣習見直しの実証事業、食品ロス削減に貢献するフードバンク活動の強化、食品関連事業者や消費者を対象としたシンポジウム開催等を実施し、食品ロス削減国民運動を行っています。さらに、全国生活衛生営業センターが策定した食品リサイクル推進指針に基づき、「食品リサイクル地域推進会議」を設置し、生活衛生同業組合が再正利用事業計画を策定する支援を行っています。	○2Rの取組がより進む社会経済システムの構築に向けて、今後2Rの取組を制度的に位置づけるための検討を進める必要があります。 ○2Rを進めている事業者が社会的に評価される仕組みづくり等を一層進める必要があります。 ○リユース産業の拡大のため、法令遵守の徹底のみならず、性能保証などの環境整備を引き続き推進する必要があります。 ○3Rの行動効果の結果を販売促進や環境報告書などに活用出来るように一層取り組む必要があります。 ○食品ロスに関して、発生抑制の目標値が設定されていない業種への設定の検討、食品ロスの経済的価値、環境負荷の低減効果の試算や効果の「見える化」、国全体の発生状況のより実態に即した把握等を引き続き進める必要があります。 ○長期優良住宅制度に基

	・長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画の認定を行っており、平成 25 年度には、新築住宅着工に対する認定住戸の割合は 11.9%となっています。また、認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施しています。	づく運用を引き続き進める必要があります。
(2) 使用済製品からの有用金属の回収		
環境省・経済産業省	・小型家電リサイクル法を平成 25 年 4 月から施行し、これまでに 38 事業者の再資源化事業計画の認定を行っています。また、制度の普及拡大のため、実証事業（合計 188 市町村参加）や市町村向け説明会、事業者との情報交換会等を実施するとともに、制度の意義・効果等の普及啓発を行っています。 ・平成 25 年度に解体業者と製錬業者の連携によって使用済自動車に含まれる貴金属等を効率的に回収する取組を支援しました。また、平成 26 年度に、自動車に含まれるコンピューター基板等について高付加価値なリサイクル実現のための事業への支援を行っています。さらに、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリー、タングステンを含む超硬工具の回収量の確保及びリサイクル効率性の向上性に向けた実証事業の支援等を行っています。 ・使用済製品について、広域認定制度等による製造事業者等の自主回収及び再生利用の促進を行っています（平成 25 年度末 一般廃棄物 93 件、産業廃棄物 238 件）。 ・環境研究総合推進費において、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発の採択を行っています（6 件）。	○より広域での小型家電の回収を促進していくことを念頭に、市町村と事業者との間の取引実態を把握するとともに、各主体間の取引実態・事業性を把握しその結果から効果的な促進方法を検討する取組を引き続き行う必要があります。 ○使用済製品からのレアメタル等のリサイクルについて、回収率・リサイクル効率性の向上のための取組を引き続き進める必要があります。 ○今後、拡大生産者責任の理念に基づき、製品の機能・安全性に留意しつつ、製品設計段階の取組や、有用金属の含有情報の共有化を進める必要があります。 ○有用金属を回収・リサイクルするための研究・開発を引き続き進める必要があります。
(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進		
環境省	・いわゆるボトル to ボトルを推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、高品	○循環資源を用いた製品の需要拡大のための動

省・経済産業省その他 の6省	質な使用済ペットボトルをより効率的に回収する方法を検討する実証事業を行っています。また、店頭回収に取り組むことへの関係者の意欲や関心を高めるためのシンポジウムを行っています。(5(1)) ・プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化のため、再生品の利用可能性調査やメーカー等とリサイクル事業者とのマッチングを行っています。(5(1)) ・国内で製造される自動車用高張力鋼板について、鉄スクラップを主な原料として、一般に製造される高張力鋼板等と同等以上の品質を確保出来るかの検証事業や調査事業を行っています。 ・食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画(食品リサイクルループ)の認定を行っています(平成26年3月末52件)。また、マッチング強化や地方自治体の理解促進等のため「食品リサイクルループ形成支援セミナー」や各種リサイクル法に係る説明会を行っています。 ・環境研究総合推進費において、平成26年度に水平リサイクル等を重点研究テーマとして、研究を採択しました(1件採択・リサイクルの推進に資する研究・開発は平成25年度8件、26年度6件)。 ・資源循環ハンドブックを作成・配布するとともに、ウェブサイトによるリサイクル啓発や普及啓発用DVDの貸出等を行っています。 ・3R推進月間において、関係8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を行っています。	脈・静脈連携を引き続き促進する必要があります。 ○リサイクル費用の削減に向けた新技術の開発を引き続き行う必要があります。 ○分別した循環資源が最終的にどのように活用されているのか、消費者にしっかりと情報提供を行い、消費者の取組を一層促す必要があります。
(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築		
環境省・農林水産省	・アスベストの適正な処理体制を確保するため、石綿含有廃棄物の無害化処理認定を定め、相談、審査、立入検査を行っています。 ・平成26年6月6日にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、日本環境安全事業株式会社を活用し、遅くとも平成37年度までの処理を行うこととなりました。また、都道府県と連携し、PCB廃棄物処理基金の造成を行いました。さらに、微量PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設の認定を行っています(平成26年12月末時点で20事業者)	○アスベスト、PCB等の有害廃棄物を含むものについて、適正な管理・処理が確保されるよう、引き続き体制の充実を図る必要があります。 ○化学物質を含有する廃棄物等の有害性評価や適正処理に関する技術の開発・普及を引き続き

	・環境研究総合推進費により、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を採択の対象として支援を行っています。 ・水俣条約を踏まえ、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、そのあり方について検討を行っています。また、水銀廃棄物の安定化・固型化等の処理技術について、長期安定性の検証も含め検討を行っています。 ・埋設農薬処理計画の策定や同計画の進行管理を行うため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協議会等に対する支援を行っています。また、処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、処理事業の事前及び事後等において行った、周辺環境の水質調査等に対する支援を行っています。 ・「化学物質ファクトシート」のウェブサイト上等での公開や、「化学物質と環境に関する政策対話」を行っています。また、化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動支援を行っています。	進める必要があります。 ○リサイクル原料の有害物質の混入状況に関する基準の策定及び効果的な管理方法の構築や、市町村において処理することが困難な一般廃棄物についての関係者の適切な役割分担のもとでの処理体制の構築等について、今後取組を進めていく必要があります。 ○水銀廃棄物対策については、中央環境審議会の答申等を踏まえ、引き続き必要な制度の整備等を進め、地方公共団体等の協力を求めつつ、水銀廃棄物の環境上適正な方法による管理を進める必要があります。 ○埋設農薬について、都道府県が行う処理計画の策定や周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を引き続き行う必要があります。 ○有害物質情報についてのリスク・コミュニケーションを引き続き進める必要があります。
(5) 災害時の廃棄物処理システムの強化		
環境省・国	・災害時の廃棄物処理システムの強靱化を行うため、平成 26 年 3 月に災害廃棄物対策指針を策定しました。 ・また、地方ブロック毎に、国、地方公共団体、民間事業者等が、地域の特徴を踏まえた災害廃棄物対策	○大規模災害に備え、災害廃棄物処理システムの一層の強靱化に向けて、引き続き、各主体との連携、仮置き場の確保、大

土 交 通 省	について協議する場を設けています。 ・さらに、平成 25 年から巨大災害発生時における廃棄物対策について総合的に検討する有識者会議を開催し、平成 26 年 3 月に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定しました。 ・これに基づき、自治体の処理計画策定が円滑に遂行できるよう、説明会や講習会を行っています。 ・復旧・復興事業の実施に当たっては、関係者間で協同・連携を行い、災害廃棄物由来の再生資材の積極的活用を行っています（平成 25 年度までの活用実績 20.3 万 m³）。	規模災害発生時の各主体の適切かつ迅速な支援の実施体制の構築を進める必要があります。
------------------	--	--

2 低炭素社会、自然共生社会づくりと統合的取組

	現在の状況 平成 25 年度・26 年度の取組	評価・課題
環 境 省 ・ 農 林 水 産 省 ・ 国 土 交 通 省	・民間の廃棄物処理事業者による高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備支援を行っています。 ・農山漁村のバイオマスを活用した地域づくりのための構想策定・施設整備等への支援を行っています。（3・4） ・「森林・林業基本計画」等に基づき、林業の成長産業化の実現等に向け、CLT 等の新たな製品・技術の開発及び普及に向けた環境整備、公共建築物の木造化等による新たな木材需要の創出、需用者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保全を通じた森林の多面的機能の維持・向上等を行っています。 ・「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全、森林の整備・保全、里海・海洋の整備・保全など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能利用を行っています。 ・経済的連携に向けた農林漁業者及び企業等向け手引き等を取りまとめ、同手引きを活用し農林水産分野における生物多様性保全活動の推進を行っています。	○廃棄物発電の導入等による熱回収やバイオマス系循環資源の燃料化などを引き続き進める必要があります。 ○バイオマス活用推進基本計画に基づくバイオマスの利活用、森林・林業基本計画に基づく森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に引き続き取り組む必要があります。 ○今後、資源の生産・採取時や再生可能エネルギーの利用における施設の運転・立地等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する必要があります。 ○環境保全型農業等の持続的な農林水産業、草

・環境保全型農業直接支払による支援とともに、「有機農業の推進に関する基本的な方針」を平成26年4月に策定し、有機農業の推進を行っています。 ・海洋環境等への負荷低減のため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備（1施設）を行いました。 ・使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する実態調査を行うとともに、リユース・リサイクル及び処分までの一連の工程についてのモデル事業等を行っています。 ・航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、徳山下松港において干潟の造成、東京湾及び大阪湾において深掘跡の埋め戻しを行っています。	木質資源等の未利用資源の利用を引き続き促進する必要があります。 ○使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクルについては、引き続き検討を進める必要があります。 ○今後、リユースや長期使用による低炭素化等の各種環境負荷の低減がバランスをとって効果的に実施されるための指針の策定に向けた検討を進める必要があります。 ○引き続き、土砂等の有効利用により、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再正・創出を推進する必要があります。
--	--

3 地域循環圏の高度化

	現在の状況 平成25年度・26年度の実施	評価・課題
環境省 ・ 経済産業省 ・	・エコタウンにおける動脈産業と静脈産業の連携等を推進するための支援（モデル事業やFS事業の実施、エコタウン会議の開催、エコタウン事業者データベースの作成）を行っています。（2） ・地方の実情に応じた地域循環圏を構築するため、ガイドラインを活用した地域循環圏形成のためのモデル事業を行っています。 ・浄化槽整備に対する国庫助成や、浄化槽整備へのPFI等の民間活用手法や浄化槽システム全体での低炭素化に関する調査を行っています。	○既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を一層盛り込むとともに、各主体と連携・協働し、各地における地域循環圏づくりの具体化と高度化を一層進める必要があります。 ○地域循環圏の類型に応

農 林 水 産 省 ・ 総 務 省	・廃棄物処理法に基づく再生利用認定制度、広域認定制度での認定を行っています。 ・地方公共団体実行計画に盛り込まれた対策・施策の推進のため、自治体職員向けの研修、設備導入補助等を行っています。 ・食品リサイクル法に基づく食品リサイクルループの構築により地域循環の取組の推進を行っています。 ・地域でのバイオマスエネルギー導入に係る調査を実施し、バイオマスの種類ごとに地域でビジネスとして自立するための技術指針・導入要件の策定を行っています。また、実証に向けた事業性評価を行っています。	じた低炭素な地域づくり、バイオマス系循環資源を利用した地域循環型エネルギーシステム、6次産業化の推進やリサイクルループの認定を引き続き進める必要があります。 ○製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度の活用を引き続き進める必要があります。また、エコタウンなどにおいて循環資源を収集する側と活用する側の連携等を一層図る必要があります。 ○東北地方における復興支援を通じた全国的なモデルとなる地域循環圏づくりや、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及は不十分であり、今後は地域循環圏の考え方を浸透させ、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する必要があります。
--	--	---

4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

	現在の状況 平成25年度・26年度の取組	評価・課題
環 境	・廃棄物処理施設整備計画（平成25年5月閣議決定）に基づき、ごみ焼却施設の発電効率の重点目標	○最近の熱回収技術の進展を踏まえた地域

省・経済産業省・国土交通省・農林水産省	(21%)を定めました。また、循環型社会形成交付金において、高効率エネルギー回収(発電、地域冷暖房等への熱供給等)及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設に対する重点化のための新たな事業の創設を行っています。(2・3) ・バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化等への取組として、地域循環型のバイオガスのモデル事業や木質バイオマスエネルギーを活用したモデル事業、ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備支援、E3 ガソリンの利用拡大、バイオディーゼル流通システム整備、草本・木質・微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発、燃料用バイオマス高生産植物の評価、改良技術などを用いた収量アップの基盤技術研究等を行っています。(2) ・下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進、下水道汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発や普及啓発、燃料の標準化を行っています。(2・3) ・技術開発としては、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等として低コストな小規模発電技術の開発や発電量を高めたペレット製造技術の開発・実証等の支援や、農山漁村で豊富に得られる草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発を実施中であり、バイオ燃料生産に適した資源作物を育種して優良な系統を選抜するなどの成果を得ており、今後も技術開発を進めていきます。(3)	の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化の検討、災害時も含め地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮することを視野に置いた廃棄物発電施設の熱・電供給の導入・高度化等の取組が引き続き必要です。 ○今後、焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなどの取組が必要です。 ○バイオ燃料、バイオガス化、木質ペレット化、汚泥燃料化を引き続き進める必要があります。 ○下水処理場におけるバイオマス活用によるエネルギー回収や他のバイオマスとの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を引き続き進める必要があります。
---------------------	--	---

5 循環産業の育成

	現在の状況 平成25年度・26年度の取組	評価・課題
	(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良品業者の育成	
環境省・国	・優良品業者が社会的に評価されるために、フォーラムやシンポジウムを実施する等の啓発事業や優良品さんばいナビのシステム改良を行い、優良品産廃処理事業者認定制度の普及を行っています。 ・エコプロダクツ大賞制度を創設し、製薬業界等の工	○今後、熱回収施設設置者認定制度の普及を進める必要があります。 ○今後、環境配慮設計や資源生産性の向上等を

土 交 通 省 ・ 厚 生 労 働 省	コプロダクツの開発・普及の促進を行っています。 ・リユース市場の拡大に向けて、リユース業界団体との意見交換会等を行っています。 ・「環境ラベル等データベース」の掲載情報の随時更新を行っています。また、「環境表示ガイドライン」等の普及・活用状況についてのアンケート調査や有識者等による検討会の開催等を行いました。 ・国が率先して3R製品等の調達を進めるため、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針の改定検討を行っています。 ・地方公共団体における廃棄物処理の透明化を図るため、一般廃棄物会計基準をはじめとした3つのガイドラインの普及促進のための説明会開催や普及促進方策の検討を行っています。 ・「エコアクション21ガイドライン」の普及促進とともに、“エコアクション21の簡易版マネジメントシステム”を作成し、実証事業を行っています。 ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成十六年六月二日法律第77号）に基づき、事業者による環境報告書の作成・公表を支援するため、環境情報の開示インフラの整備等を行っています。 ・特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を進めています。	促進する必要があります。 ○引き続き、優良リユース事業者の育成とリユース品の品質確保を進める必要があります。 ○引き続き、国自らがグリーン購入・環境配慮契約を通じて3R製品等を調達する必要があります。 ○引き続き、エコマーク等の環境ラベリングや、一般廃棄物会計基準、環境マネジメントシステム、環境報告書や環境会計などの取組を促進する必要があります。 ○引き続き、税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備を進める必要があります。
(2) 静脈物流システムの構築		
国 土 交 通 省 ・ 環 境 省	・国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築への補助を行っています。 ・これまでに静脈物流の拠点となる22の港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行ってきました。 ・首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システムを推進し、小名浜港等において建設発生土の受入を行っています。	○官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を一層講じることにより国内外の資源循環を促進させる必要があります。 ○引き続き、静脈物流のモーダルシフトや、スーパーフェニックス、静脈物流コストの低減を図っていく必要があります。

6 廃棄物の適正な処理

	現在の状況 平成25年度・26年度の取組	評価・課題
(1)	不法投棄・不適正処理対策	
環境省・国土交通省・農林水産省	・不法投棄ホットラインの運用や不法投棄等事案に対する現場への専門家派遣等の支援を行っています。 ・全国ごみ不法投棄監視ウィークや国と都道府県等の連携による不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動を通じてネットワークの構築を行っています。 ・不法投棄等の残存事案対策として、産廃特措法に基づく財政支援（平成26年度：12件）及び廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援（平成26年度：3件）を行っています。 ・電子マニフェストの普及拡大に向けて「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」の作成、講習会の開催等の普及啓発を行っています。（5（1）） ・家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う事業者対策として、事業者に対する指導強化、国民向けチラシ・ポスター・インターネット広告による普及啓発、優良事例の取りまとめ、研修会等を行っています。（1（1）） ・都道府県等が実施する漂着ごみの発生抑制対策等の海岸漂着物対策に対し、「海岸漂着物地域対策推進事業」による支援を行っています。また、海岸漂着物の実態調査を進めるとともに、関係国と協力し海岸漂着物等の削減に向けた取組を行っています。 ・広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理する場合には、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行っています。 ・東京湾等の閉鎖性海域での漂流ゴミの回収や、船舶の事故等により発生した浮遊油について、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行っています。 ・シップリサイクル条約に係る調査を行うとともに、（一社）日本マリン事業協会による「FRP 船リサイクルシステム」について、普及促進活動を行うとともに、地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃FRP 船対策やFRP 船リサイクルの促進を図	○引き続き、不法投棄ホットラインやごみ不法投棄監視ウィーク、残存事案への適切な支援、違法な不用品回収業者・輸出業者対策を行う必要があります。 ○平成28年度に電子マニフェスト普及率を50%にするという目標達成に向け、普及啓発等を引き続き行う必要があります。 ○引き続き、海洋ごみの発生抑制や回収・適正処理を行う必要があります。 ○環境に配慮した先進的なシップリサイクルシステムの構築や国内における執行体制について、一層整備を図る必要があります。

	るために情報提供及び意見交換等を行っています。	
(2) 最終処分場の確保等		
環境省・国土交通省	・一般廃棄物の最終処分場について、廃棄物処理施設整備計画において残余年数を20年分とする重点目標を定めました。また、一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業として行っています。 ・公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のために、新たに1法人を廃棄物処理センターとして指定するとともに、モデル的整備事業による補助を行っています。(平成26年度：管理型最終処分場の3事業) ・東京湾等で海面処分場の計画的な整備を行っています。また、海面処分場の早期安定化、跡地利用について意見交換を行い、海面処分場の廃止に関する情報を整理した上でまとめるとともに、技術情報集等の作成を行っています。 ・海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を行っています。 ・船舶等から発生する廃油について処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、適正な審査を行っています。	○一般廃棄物及び産業廃棄物の最終処分場を引き続き確保する必要があります。 ○引き続き、最終処分場に埋立てられた廃棄物を減容化する取組を支援する必要があります。 ○海面処分場を引き続き計画的に整備する必要があります。 ○国際的にみても依然として日本の海洋投入処分量が多い状況を踏まえ、一層の削減に向けた方策の検討を行う必要があります。

7 各個別法の対応

現在の状況

別添参照

評価・課題

個別リサイクル法の目標達成状況については第3節で示していますが、大部分が目標を達成しています(Ⅱ第2節 1(5)参照)が、現在行われている各種リサイクル法またはその目標等の点検・見直し結果も踏まえ、今後取組を推進していく必要があります。

また、建設リサイクルにおいては、今後のインフラ開発による建設発生土の有効利用を行う必要があります。

(参考)

(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律)(平成 26 年 10 月に報告書取りまとめ(中央環境審議会意見具申))

食品リサイクル法は、平成 13 年 5 月の施行から 13 年が経過し、食品製造業など食品関連事業者の努力により、食品廃棄物等の発生量は年々減少するとともに、食品循環資源の再生利用等実施率は上昇傾向にある。また、登録再生利用事業者は飼料化及び肥料化事業者を中心に年々増加するとともに、平成 19 年の改正法において設けられた再生利用事業計画(食品リサイクルループ)の認定件数も年々順調に伸びている。

一方、日本においては依然として年間約 1,700 万トンの食品廃棄物が発生し、このうち、食品ロスが約 500 万から 800 万トンあると推計されている。また、食品リサイクル法に基づき再生利用等が求められている食品廃棄物等についてみた場合、食品関連事業者の再生利用等実施率は、食品流通の川下に行くほど低下している(食品製造業約 95%、食品卸売業約 58%、食品小売業約 45%、外食産業約 24%)。そのため、今後、以下のような取組を進める。

- ① 食品関連事業者 26 業種について、食品廃棄物等の発生抑制の目標値が平成 26 年 4 月から本格施行された。目標値が設定された業種の食品関連事業者については目標値の達成に向けて取組を推進。目標値が設定されなかった業種についても可食部・不可食部の把握等を行い目標値の設定を引き続き検討。
 - ② 食品ロス削減に関わる様々な関係者が連携しフードチェーン全体で食品ロス削減国民運動を展開。また、食品ロス発生状況の把握及び取組効果の「見える化」を通じた国民に対する働きかけを促進。
 - ③ 食品循環資源の再生利用手法について飼料化、肥料化(メタン化の消化液を肥料利用するものを含む)、メタン化等のエネルギー化の順に優先的に推進。
 - ④ 関係者のマッチングの強化等による食品リサイクルループの形成を促進。一方で登録再生利用事業者の不適正事例が発生しており、指導・監督の強化を図る。
 - ⑤ 地方自治体との連携を通じた食品廃棄物等の発生抑制・再生利用の取組を促進。
- 今後、同意見具申に盛り込まれている措置を着実に実施するとともに、経年の施行状況を踏まえて 5 年後を目途に、施行状況の点検を再度行う。

(特定家庭用機器再商品化法)(平成 26 年 10 月に報告書とりまとめ(中央環境審議会意見具申))

家電リサイクル法が施行されてから 13 年が経過しているが、メーカーにより引き取られた特定家庭用機器廃棄物のリサイクルは進んでおり(再商品化率は年々上昇傾向にあり、平成 25 年度においては、エアコン 91%、ブラウン管式テレビ 79%、液晶式・プラズマ式テレビ 89%、冷蔵庫・冷凍庫 80%、洗濯機・衣服乾燥機 88%となっている。)、拡大生産者責任の考え方に基づく製造業者等によるリサイクルの仕組みは、これまで適切に機能し、着実に成果を上げてきたところ。

一方、現在の家電リサイクル制度には、

- ① 消費者の視点からの家電リサイクル制度の改善
- ② 特定家庭用機器廃棄物の適正処理の確保

③ 家電リサイクルの一層の高度化

④ 対象品目

⑤ リサイクル費用の回収方式

といった課題があり、社会全体で適正な家電リサイクルを推進していくための「回収率目標（仮称）」の設定や、関係者の連携による消費者への普及啓発、小売業者の引取外品の回収体制の構築、リサイクル料金の透明化・適正化などを進めていくことが必要である。また、対象品目の追加、リサイクル費用の回収方式に関しては、効果や論点・課題等について継続的な検討を行っていく。

その上で、少なくとも毎年一回、家電リサイクル制度の施行状況や各種施策の実施状況等をフォローアップするとともに、経年の施行状況を踏まえて5年後を目途に、制度検討を再度行う。

8 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発

	現在の状況 平成25年度・26年度の取組	評価・課題
	(1) 環境教育等の推進	
文部科学省・環境省・農林水産省・外務省	・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下、「環境教育等促進法」という。）に基づき、人材認定等事業の登録、環境教育等支援団体の指定、体験の機会の場の認定等を行っています。また、各種事業を通じて活動の見える化、大学生向けの授業や社会人向け研修、教育現場用環境教育プログラムの作成、文部科学省と環境省の連携による環境教育リーダー研修等を行っています。 ・GLOBE 協力校の指定（16校）、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校の認定（平成25年度：112校、平成26年度：63校）、公民館等を中心とした社会教育活性化プログラムの実施（環境保全関係3件）を行っています。 ・「国連ESDの10年」の最終年である平成26年に、日本政府とユネスコの共催でESDに関するユネスコ世界会議を日本において行いました。 ・学校教育における森林での体験活動を推進するため、学校の森・子どもサミットを開催するとともに、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動としての「木育」や、学校等が森林教室や体験活動を実施するためのフィールドとして、国有林を提供する「遊々の森」の協定締結などを行っています。	○引き続き、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場所で、循環型社会形成推進を含めた、環境教育、環境保全活動等を、多様な主体における連携の重要性を考慮しつつ総合的に進める必要があります。 ○引き続き、改訂された学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野をも含めた環境教育を進める必要があります。

	(2) 3Rに関する情報共有と普及啓発	
環境省 ・ 経済産業省 ・ その他の 6省	・第三次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標に関する情報について、毎年度、更新・公表を行っています。 ・10月の3R推進月間においては8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を行っています。 ・WEBサイト「Re-Style」の運営やソーシャルネットワーク等を活用し、多様な活動等の情報発信を行っています。 ・地球環境パートナーシッププラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を行っています。また、地方環境パートナーシップオフィスの設置や、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく協働取組のモデル事業を国内各地で行っています。 ・3Rの推進に貢献している個人や事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」の後援や、「3R推進全国大会」における3Rに関する各種取組の紹介、イベントの実施、「環境にやさしい買い物キャンペーン」、「循環型社会形成推進功労者表彰」等を実施しています。 ・3Rに関する法制度とその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を発行しています。また、3R政策に関するウェブサイトにおいて、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに普及啓発用DVD貸出等を実施しています。 ・普及啓発用の資料の作成や研修を通じ、容器包装廃棄物排出抑制推進員（3R推進マイスター）の活動支援を行っています。	○自治体や学術機関、NPO、事業者の間で情報の共有化・ネットワーク化が一層必要となります。 ○循環型社会形成に向けた状況把握のため、指標及び裏付けとなるデータの改善・整備を一層行う必要があります。 ○民間団体との連携を深め、一層の国民の意識向上や具体的な行動を促す必要があります。 ○引き続き3R推進マイスターの活動を支援するとともに、今後、廃棄物減量等推進員等の活動を支援していく必要があります。

9 国際的取組の推進

	現在の状況 平成25年度・26年度の取組	評価・課題
	(1) 3R国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援	
外務省	・JICAによる専門家の派遣等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会の形成のための支援を行っています。	○引き続き、国際機関と連携を図りつつ、多国籍間の枠組みを通じて、

・環境省 ・経済産業省 ・文部科学省	・日本の支援等によりアジア数カ国で3Rに係る国家戦略の策定を進めると同時に、各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を行っています。 ・平成26年2月、3Rの効果的な実行に向けた国家間協力、北南南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採択しました。 ・「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」等において海外展開を行う事業者の事業実施可能性調査（FS）を含めた支援を行っています。（平成26年度：16件） ・日本の優れたし尿処理技術である浄化槽を海外に普及させるための国際ワークショップなどを行っています。 ・インドネシア・中国とのコベネフィット協力に係る覚書に基づき、環境対策の強化に資する調査・能力構築を行っています。 ・「インフラシステム輸出促進調査等事業」において、アジア等でのリサイクルビジネス展開を促進させるための事業実施可能性調査（FS）事業を行っています（平成25年度3件、平成26年度：4件（継続案件含む））。 ・「新興国市場開拓事業」において、自治体間協力による相手国のリサイクル制度構築支援事業を行っています。（平成26年度：1件） ・「国際研究開発・実証プロジェクト」において、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を行っています。 ・バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークについて、締約国会議で設置された専門家作業グループに環境省職員や日本の専門家が参加し、ESMフレームワークの実施、作業プログラムの策定、各種ガイドライン文章の策定、パイロットプロジェクトの実施を支援しました。また、各種ガイドラインの改定作業を主導するとともに、日本の水銀廃棄物の処理技術、PCB廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプッ	3R・廃棄物処理に関する情報発信や合意形成を推進する必要があります。 ○二国間政策対話等を通じて、引き続き法制度整備支援や研究面での交流を進める必要があります。 ○廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ等を通じた国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進や国際的な循環資源に関する研究を一層進める必要があります。 ○引き続き、官民一体となり、各国における廃棄物・リサイクル制度の導入支援と我が国循環産業の海外展開のパッケージでの推進や、日本の技術の情報発信、事業実現可能性調査や、研究開発・技術実証を行う必要があります。また、今後、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を進める必要があります。 ○途上国における環境汚染対策にも資するコベネフィット事業の支援を、一層進める必要があります。
-----------------------------------	---	---

	トしています。 ・日本から財政的な支援を行っている UNEP 国際資源パネルについては、会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗の確認を行っています。平成 26 年 9 月には、物質フロー分析作業部会を東京に誘致しました。 ・ユネスコ本部へ ESD 推進のための信託基金を拠出しています。	○有害物廃棄物等の環境上適正な管理や、OECD 等の国際的な活動に関して、引き続き国際社会で積極的な役割を果たすとともに、各種ガイドライン策定に積極的に関与していく必要があります。
(2) 循環資源の輸出入に係る対応		
環境省・経済産業省・国土交通省	・有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するために、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを行っています。また、3R 推進月間の活動の一環として、関係省庁と連携し、水際対策の強化を行っています。 ・国際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図るために、「輸入手続きガイドブック」を作成しました。また、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、当該貨物が規制対象に該当するか否かに関する事前相談を実施するとともに、全国各地でバーゼル法等説明会を開催する等、事業者への手続案内等の拡充を図っています。 ・他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を見直す等、輸出手続きを迅速化し、円滑化するための具体的な方策の検討を行っています。 ・国際的な循環資源の移動に当たっては、港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用しています。	○引き続き、有害物質等の国際的な移動による環境汚染防止のため、アジア各国・国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策の明確化等により、水際対策を強化する必要があります。 ○途上国では適正処理が困難なものを日本が受け入れるため、今後、輸入手続きの簡素化等を行う必要があります。 ○日本国内での利用量に限界がある一方で他国における需要のある循環資源については、引き続き、輸出後の処理手続きに留意しつつ手続きの迅速化等により輸出の円滑化を図る必要があります。 ○引き続き、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保に関する取組等を推

		進していく必要があります。
--	--	---------------

10 東日本大震災への対応

	現在の状況 平成25年度・26年度の取組	評価・課題
	(1) 災害廃棄物の処理	
環境省・国土交通省	・広域処理として、東日本大震災で発生し、処理が困難な鉛が編み込まれた魚網や不燃物の篩下残渣等の受け入れ先を調整し、広域処理を実施、約62万トン进行处理しました。 ・きめ細やかな進捗管理を実施し、平成26年3月末までに福島県の一部地域を除いて災害廃棄物の処理を完了しました。 ・再生利用率は災害廃棄物が約8割、津波堆積物のほぼ全量となり、公共事業にて約1,339万トンを利用しました。 ・処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続しています。また、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年8月18日法律第99号）に基づき災害廃棄物の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施しています。 ・大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用しています。	○引き続き、処理の完了していない福島県の一部の地域については、きめ細やかな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す必要があります。
	(2) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理	
環境省・農林	・福島県内の汚染廃棄物対策地域では、平成25年12月の対策地域内廃棄物処理計画の見直しにおいて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村毎に設定し、3町村で仮置場への搬入を一通り完了しました。他の市町村でも、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先して実施	○東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物につい

水産省	中です。 ・福島県内の指定廃棄物に関しては、平成 25 年 12 月に既存の管理型処分場（フクシマエコテック）の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受け入れの要請を行いました。 ・平成 26 年 2 月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申し入れがあったことから、管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し、中間貯蔵施設の設置候補地を 3 町から 2 町に集約する旨等を回答しました。 ・フクシマエコテックの活用については、地元の富岡町及び楢葉町の当局や議会への説明を経て、平成 26 年 4 月に楢葉町、6 月に富岡町に対し住民説明会を開催しました。 ・中間貯蔵施設の整備については、住民説明会を実施し、そこでの意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像の提示を行ってきました。これに対し、福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、大熊・双葉両町長より地権者への説明を了承する旨が伝達され、地権者を対象にした説明会を開催しました。その後、12 月には、大熊町、平成 27 年 1 月には双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認しました。 ・減容化事業については、福島市堀河町終末処理場、県中浄化センターにおいて、下水汚泥の減容化処理を完了しました。鮫川村においては村内で発生し処理が滞っている放射性物質を含む農林業系副産物等を処理するための実証事業の運転を平成 25 年 8 月から開始しました。 ・福島県外の指定廃棄物については、保管状況が逼迫している 5 県（宮城、茨城、栃木、群馬、千葉）における処理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめ、宮城県、栃木県、千葉県において選定手法が確定しました。その後、宮城県においては、平成 26 年 1 月に、詳細調査を実施する候補地を 3 か所提示し、国・県・候補地 3 市町による関係者会談や、市町村長会議などにおいて議論を重ね、平成 26 年 8 月に詳細調査を開始しました。栃木県においては、平成 26 年 7 月に詳	ては、住民とのコミュニケーションも図りながら、引き続き適正かつ安全に処理を進める必要があります。 ○引き続き、廃棄物の再生利用時には、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、関係府省間の緊密な連携を図る必要があります。
-----	--	---

細調査候補地を1ヵ所提示しました。

- ・再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行いました。また、平成25年10月には、公共工事における建設副産物の再生利用の安全性確保に係る考え方を、内閣府支援チームとりまとめで6府省庁より周知しました。引き続き、安全性を十分に確保して、可能な限り廃棄物の再生利用を進めています。
- ・農林水産省のHPに飼料の暫定許容値の設定に係る関係通知、Q & Aや関係者向けのリーフレットを掲載し、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を行っています。
- ・肥料について、暫定許容値を超える肥料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料を採取し、放射性セシウム濃度の測定を実施しています。その結果、肥料の暫定許容値を超過する製品は確認されていません。

【参考】第四次環境基本計画の点検における物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組に関する今後の課題

（「第四次環境基本計画の進捗状況・今後の課題について（平成26年11月）」より抜粋）

- 社会的費用の減少や環境負荷低減の観点から合理的に行われる水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進については、たとえばペットボトルの水平リサイクルのように一定の高い技術水準に達しているものは、リサイクルの裾野を拡げるため、再生製品の品質やコスト、回収に係る取組、関係者間の連携等、関係法令の整備を通じた事業環境づくりが必要である。

また、自動車リサイクル、家電リサイクル、小型家電リサイクル等、法に基づきリサイクルが進められているものについては、その成果を広く周知していくとともにリサイクル制度の意義を理解してもらうことが必要である。

- バイオマス系循環資源の利活用については、既に「バイオマス・ニッポン総合戦略」（平成14年12月閣議決定）を皮切りに、バイオマス産業都市構想（平成25年度から実施）等により一定の進捗が認められる。引き続き、地域循環圏構築に向けて、バイオマス系循環資源等の飼料化・肥料化、エネルギー源等としての利用やバイオマス系循環資源の利活用に資する技術の研究開発を進めることが必要である。

- 循環資源の国内外での流れについては、国内における健全な資源循環を確保する観点から、これまで以上の実態把握を行い、関連諸制度間の連携の強化とこれら制度のより円滑な施行に努める必要がある。

- 再資源化産業の海外進出については、国による支援が行われているものの、支援の視点が、日本企業の国内外の活動をより円滑に結び付けてその育成を図ることに向けられており、適切な国際資源循環を確保する観点からの視点が不足している。

また、現地の多様な主体のニーズに即しつつ、現地の社会的課題にも対応した国際協力を行う視点も不足しており、今後はこれらの視点を加味した取組を進めることが必要である。

なお、適切な国際資源循環の確保の観点からは、進出先国における制度整備の支援も必要である。

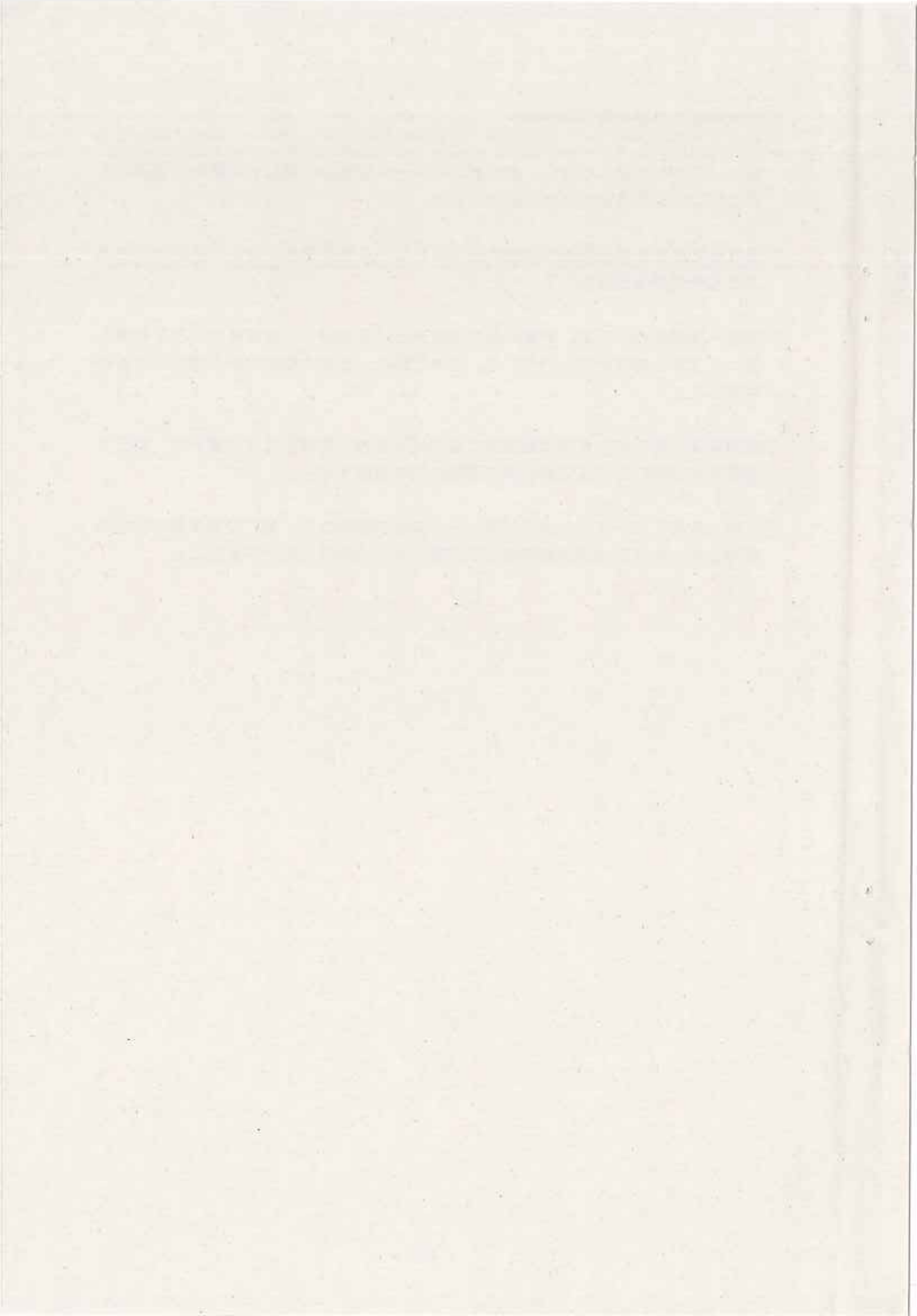
- 企業等を主体とする国際協力を行うに当たっては、協力相手先の中央政府又は地元政府と協力主体となる日本企業等の間の連携だけでなく、日本国内でも協力主体を支援する関係省庁、地方公共団体等が一層連携を進めることが必要である。

VI 今後の展開の方向

- 国民の3Rへの意識は高まってきてはいるが、その維持・向上を図るとともに、高い問題意識が実際の3Rに結びつくような、とりわけ第三次循環型社会推進推進基本計画で重視している2Rの取組に関して、社会システムの在り方について検討を行うこと。また、循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指した消費者への普及啓発を進めること。さらに、事業者による2R取組実施のためのインセンティブのための取組を進めること。
- 事業者における更なる自主的取組の深化に向け、リデュース・リユースの取組を進めるとともに、業種に応じて、製品アセスメントや環境配慮設計、資源生産性などの考え方にもとづいた取組の方向性や方針、目安を定めることなどの検討を行うこと。
- 各種リサイクル法またはその目標等の見直しを踏まえ、循環型社会形成推進の観点を念頭におきつつ、今後も取組を推進していくこと。また、使用済小型家電のリサイクルについては、順調に市町村による取組が進んでいるものの、回収目標量達成に向けて、取組を更に強化していくこと。
- 製品の機能・安全性に留意しつつ、素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、製品設計段階の取組や、有用金属等の含有情報の共有化のための取組を進めること。
- リサイクル原料について、有害物質の混入状況に関する基準の策定等への取組や、適正処理困難物の処理体制の構築について検討を行うこと。
- 資源循環と生物多様性や自然環境保全への配慮の統合的取組を進めること。また、リユースや長期使用による低炭素化等の各種環境負荷低減がバランスをとって効果的に実施されるための指針の策定に向けた検討を進めること。
- 地域の主体性を尊重しながら、地域循環圏の考え方の浸透や地域循環圏づくりに向けた体制整備等を進めること。
- 国土強靱化や防災等の観点を踏まえ、循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用に向けて、廃棄物発電施設等の効率化や、中低温熱の利用、熱回収施設設置者認定制度の普及を進めること。
- 国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進、国際的な資源循環に関する研究、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保に関する取組を進めること。

＜今後の進捗点検の展開の方向＞

- 各主体の取組について、現在のデータだけでは取組の進展について適切な評価が難しいものがあることから、より適切なデータ収集や必ずしも定量的な指標にとられない評価方法を検討していくこと。
- 国を含めた各主体の取組を評価するに際して、より実態を反映した評価ができるような評価手法を検討していくこと。
- 評価・課題については、結果のみで判断するのではなく、なぜそのような結果となったのか、要因分析を行うこと。そのために、点検の重点分野を置くことを検討すること。
- 環境基本計画の進捗点検や循環型社会の年次報告（循環型社会白書）と、第三次循環基本計画における進捗点検の役割分担を整理すること。
- 上記の取組によって、作業の合理化・効率化を図りつつ、第三次循環基本計画の進捗点検に対する環境省関係部局及び関係省庁の関与の強化を図ること。



Ⅶ 参考資料

国の取組に係る進捗状況総表（第一回点検）

（参考１）国内における取組、各個別法の対応

（参考２）国際的取組

（参考３）東日本大震災への対応

その他

（参考４）災害廃棄物等を考慮した物質フロー図の試算結果

（参考５）中央環境審議会循環型社会部会における審議経緯（平成２５・２６年度）

第三次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況表（第1回点検）

（参考1-1）国内における取組

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第2節の項目	府省名	※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」において当該番号を引用してください。	取組概要	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 （白書の「進めた施策」部分に活用）	次年度実施予定の施策 （又は、今後の課題・方向性等） （白書の「進めようとする施策」部分に活用）
1 「質」にも着目した循環型社会の形成	衆議院 環境省	1. 各種2 R（リデュース・リユース）に関する施策の成果を踏まえつつ、異分野との連携及び先行的な取組事例についての調査分析、2 Rに関するデータ収集等を行い、情報発信を推進する。（①、②、③） 2. 環境省では、経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制、再生利用の促進及び住民の意識改革を進めるため、平成19年6月に「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定し、市町村等による一般廃棄物処理の有料化の取組を支援している。 また、手引きと併せて「一般廃棄物会計基盤」、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（これを総じて3つのガイドラインという。）を策定し、市町村等に対して、一般廃棄物処理に関するコスト分析手法、標準的な分別収集区分等を示し、市町村等による廃棄物の適正処理・3 Rの推進に向けた取組を支援している。（④） 3. 容器包装のリデュース・リユース推進を図るため、容器包装の容器包装使用	1. 平成25年度には、各種2 Rに取り組んでいる事業者の情報を収集し事例集を作成した。 2. 平成25年度は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」をはじめとした3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に、3つのガイドラインの活用方法等について説明会を開催し、一般廃棄物処理有料化の導入事例等を紹介した。さらに、3つのガイドラインに契機とする市町村担当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や支援ツールの更新等を行った。	1. 平成25年度の成果に加えて、NPO、事業者等における2 Rの取組状況、各種統計が示す経済・社会情勢の評価・分析を行うとともに、これまで整理・開発してきた2 R取組事例集、「3 R見える化ツール」等の活用による、物質循環の推進に向けた、異分野間・主体間連携のあり方について検討を行う。 2. 平成26年度は、「一般廃棄物処理有料化の手引き」をはじめとした3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者を対象に都道府県等が主催する説明会等に講師を派遣している。	1. これまでの2 Rに関する施策の成果を踏まえつつ、異分野との連携及び先行的な取組事例についての調査分析、2 Rに関するデータ収集等を行う。 2. 平成27年度も引き続き、市町村等による廃棄物の適正処理・3 Rの推進に向けた取組を支援するため、「一般廃棄物処理有料化の手引き」をはじめとした3つのガイドラインの更なる普及促進に努める。 3. 及び4. 中央環境審議会及び廃棄物	

④ リユースを主要な循環産業の一つとして位置付け、リユース品が広く活用されることともに、リユースに係る健全なビジネス市場の形成につながるよう、商品販売など事業者の不道正行為防止のための法令遵守体制（コンプライアンス）の徹底はもとより、リユース品の性能保証など消費者が安心してリユース品を利用できるような環境整備を推進する。 また、経済活動に適合し、2Rにビジネスベースで取り組む象徴的な事例を創出し、定着させることを目的に、社会実験として、事業者等による先進的取組を支援する。	重量が少ない商品の販売・製造等の促進を図っている。(②、④) 4. 容器包装のリデュース・リユース推進を図るため、消費者、事業者、地方公共団体等が連携した地域におけるびんリユースを促進するための実証事業を4件実施し、当該実証事業の中で、各関係者による協議会の設置等についても支援した。 5. 使用済製品等のリユース促進事業研究会を設置し、リユースに関する取組の活性化を図るための事業を実施する。(②、③)	容器あたりの容器包装使用重量が少ない商品を明確化し販売を行い、消費者の消費動向や意識について調査した。 4. 消費者、事業者、地方公共団体等の関係者が連携した地域内でのびんリユースを促進するための実証事業を4件実施し、当該実証事業の中で、各関係者による協議会の設置等についても支援した。 5. 市町村がリユース事業者、地域のNPOや市民団体と協力して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプログラムを地域の特長に応じて立案してもらうモデル事業を2件実施した。	容器あたりの容器包装使用重量が少ない商品を明確化し販売を行い、消費者の消費動向や意識について調査する。また、製造段階におけるリデュース設計の促進に係る課題等について調査する。 4. 消費者、事業者、地方公共団体等の関係者が連携した地域内でのびんリユースを促進するための実証事業を5件実施し、当該実証事業の中で、各関係者による協議会の設置等についても支援する。 5. 市町村や都道府県がリユース事業者、地域のNPOや市民団体と協力して、新たに使用済製品等のリユースの促進に資するモデルプログラムを地域の特長に応じて立案してもらうモデル事業を3件実施する。	る容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。 5. モデル事業について継続実施しつつ、当該事業が次年度で5年目となることから、今までのモデル事業を踏まえたとりまとめを実施するとともに、地方公共団体等に対して情報提供を行い、リユースに関する取組の活性化を図る。
④ 「3R行動効果の見え方」として、リサイクルも含めて、個々の消費者・小売店をはじめとする事業者が実際に取り組むことができる3R行動と、その効果を分かりやすくまとめた、きめ細やかに情報提供する。また、3R行動効果の結果を簡易に販売促進や環境報告書への記載などに活用できるようにし、取組実施のインセンティブとする。 ⑤ 国民の「もったいない」という文化、意識を活かし、消費者、各事業者が連携して、食品廃棄物、容器包装の削減などフードチェーン全	6. 循環型社会の形成に関する最新情報の提供、循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行う。(②)	6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-style」(PC版) (http://www.re-style.env.go.jp)、(携帯版) (http://www.re-style.env.go.jp/k) を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。	6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-style」(PC版) (http://www.re-style.env.go.jp)、(携帯版) (http://www.re-style.env.go.jp/k) を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。 また、ソーシャルネットワーク (Facebook) を活用し更なる情報発信の効率化を行う。	6. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-style」(PC版) (http://www.re-style.env.go.jp)、(携帯版) (http://www.re-style.env.go.jp/k) を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図る。また、ソーシャルネットワーク (Facebook) を活用し更なる情報発信の効率化を行う。 7. グリーン購入法に基づく基本方針について、必要な見直しを行うため、平成

体の改善に取り組む。 ③ 長城にわたって使用可能な質の高い生毛ストックを形成するため、長期優良住宅認定制度の運用、認定長期優良住宅に対する税制上の特別措置の活用を促進する。	を推進。(2)	学的知見の充実等に応じて、道に必要の見直しをすることとなり、平成25年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂作業を行った。 また、各府等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施され、率先したグリーン購入の推進がなされている。	め、平成26年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂検討を実施。 また、各府等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施され、率先したグリーン購入の推進がなされている。	27年度以降においても、有識者等による検討会を開催し、基本方針の改訂検討を実施予定。 また、各府等は、グリーン購入法に基づき、調達方針の策定を実施するとともに、率先したグリーン購入を推進する予定。
8. 小売業者による適正なリユースの促進と家電リサイクル法に基づく買取・引渡義務の適正実施を担保するため、小売業者に対して「リユース・リサイクル仕分け基準」の作成に係るガイドラインを踏まえ、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成を推進する。(3)	8. 特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認した。また、家電リサイクル法に基づく小売店への立入検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めた。	8. 特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認した。また、家電リサイクル法に基づく小売店への立入検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めた。	8. 特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認した。また、家電リサイクル法に基づく小売店への立入検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めた。	8. 引き続き特定家庭用機器の引取台数の多い大手量販店等に対して、リユースとリサイクルの仕分け基準の作成状況について確認するとともに、家電リサイクル法に基づく小売店への立入検査時において、リユース品を取り扱う場合は、リユースとリサイクルの仕分け基準を作成するよう求めていく。また、消費者に対して、優良なリユースを行っている業者に関する情報発信を行っていく。
9. 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」を自治体に対して発出し、リユース品として適さない特定家庭用機器等の廃棄物該当性の判断基準を示し、適正なリユースを推進する。(3)	9. リユースに適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導方法等の事例について、自治体に照会し、結果をとりまとめた上で自治体に対して情報提供を行った。	9. リユースに適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導方法等の事例について、自治体に照会し、結果をとりまとめた上で自治体に対して情報提供を行った。	9. リユースに適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導方法等の事例について、自治体に照会し、結果をとりまとめた上で自治体に対して情報提供を行った。	9. 「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について(通知)」の更なる周知徹底と具体的な運用の事例集を作成し、リユース品に適さない特定家庭用機器等を違法に回収している事業者への指導を強化し、適正なリユースを促進する。
10. 市区町村の許可又は委託を受け、無許可の廃棄物回収は違法であると啓発するための広報を実施(3)	10. 国民向けチラシ・ポスターを作成し、全道道庁・市町村へ配布した。併せて、無許可の廃棄物回収業者に関する啓発を図るため、環境省ホームページにQ&Aページ(啓発ページ)を設けた。 さらに、インターネット対策として、違法な廃棄物回収に関する広告掲載について、Yahoo!、Googleに連	10. 国民向けチラシ・ポスターを作成し、全道道庁・市町村へ配布した。併せて、無許可の廃棄物回収業者に関する啓発を図るため、環境省ホームページにQ&Aページ(啓発ページ)を設けた。 さらに、インターネット対策として、違法な廃棄物回収に関する広告掲載について、Yahoo!、Googleに連	10. 引き続きポスター・パンフレット等を活用した広報を実施している。	10. これまでの広報内容をふまえ、より効果的に違法な廃棄物回収業者について情報発信する方法を検討し、実施していく。

		反広告回割を実施し、広告審査の再検討・注意喚起、及び広告の削除の検討を依頼した。また、「不用品回収」等の、違法な廃棄物回収と混同性のあるキーワードを検索した際、環境省の啓発ページを表示するインターネット広告を実施した。	1 1. 事業者等による3 R (リデュース、リサイクル、リデュース) 行動を促進するため、3 R 行動による環境負荷削減効果を見える化する「3 R 行動見える化ツール」の開発、及び開発したツールを活用した実証事業の実施、普及啓発を図る。(④)	1 1. ツールの周知化及び小売店、製造業者の協力のもと、ツールによって算出した環境負荷削減効果を見える化する「3 R 行動見える化ツール」の開発、及び開発したツールを活用した実証事業の実施、普及啓発を図る。(④)	1 1. 事業者等による3 R 行動及びツールの使用を促進するため、既に行われている事業者等による3 R 行動について、ツールを活用して環境負荷削減効果を見える化し、それらの事例をセミナーや環境省ホームページにおいて情報発信する。また、国民等がより容易に環境負荷削減効果を見える化できるよう、簡易版のツールを作成する。	1 1. 引き続き、事業者等による3 R 行動の促進及びツールの活用事例を構築し、それらの事例を情報発信する。
		1 1. 関係省庁、地方自治体、関係事業者、消費者等の様々な関係者が連携したフードチェーン全体での食品ロス削減国民運動の展開を行う(⑤)	1 2. 平成24年4月から食品廃棄物等における発生抑制の目標値の暫定施行を行っている。	1 2. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、平成26年4月から75業種のうち26業種について本邦施行した。	1 2. 発生抑制の目標値に関して目標値が設定されていない業種についても、可食部・不可食部の把握等を行い目標値の設定を引き続き検討していく。	1 2. 発生抑制の目標値に関して目標値が設定されていない業種についても、可食部・不可食部の把握等を行い目標値の設定を引き続き検討していく。
経済産業省	1. 3 R 推進団体連絡会による自主行動計画に基づく取組の推進(①、②、③)	1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3 R 推進団体連絡会による「容器包装3R」のための第二次自主行動計画(2011～2015年度)に基づくリデュースに係る取組状況について取組	1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3 R 推進団体連絡会による「容器包装3R」のための第二次自主行動計画(2011～2015年度)に基づくリデュースに係る取組状況について取組	1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3 R 推進団体連絡会による「容器包装3R」のための第二次自主行動計画(2011～2015年度)に基づくリデュースに係る取組状況について取組	1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3 R 推進団体連絡会による「容器包装3R」のための第二次自主行動計画(2011～2015年度)に基づくリデュースに係る取組状況について取組	1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3 R 推進団体連絡会による「容器包装3R」のための第二次自主行動計画(2011～2015年度)に基づくリデュースに係る取組状況について取組

農 林 水 産 省	1. 関係省庁が連携し、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」の削減と食品廃棄物の再生利用を推進。(⑤) 2. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制目標値の展開。(⑤)	取した。 1. いわゆる「3分の1ルール」等の食品ロスの要因となっている習慣を見直しの実証事業や、フードバンク活動、食品関連事業者や消費者を対象としたシンポジウム開催等に対する支援により、食品ロス削減国民運動を展開する。 2. 平成24年4月から食品廃棄物等の発生抑制目標値の暫定施行を行った。	1. 引き続き、食品ロス削減につながる賛同見直しを支援するとともに、フードバンク活動の強化等に対する支援により、食品ロス削減国民運動を展開する。 2. 平成26年4月から食品関連事業75業種のうち26業種について、食品廃棄物等の発生抑制目標値の本格施行を行った。	1. 今後とも、個別企業では解決困難な消費習慣の見直しや、食品ロス削減に貢献するフードバンク活動の強化に対する支援等により、食品ロス削減国民運動を展開する。 2. 食品廃棄物等の発生抑制目標値が設定されていない業種について、可食部・不可食部の把握等を行い、引き続き目標値の設定を検討していく。 1. 平成27年度以降についても引き続き、認定制度の適用を実施していく。
国 土 交 通 省	1. 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅の普及を促進し、良質な住宅ストックを将来世代に継承することを目的として、平成21年に「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が施行され、同法に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度を運用しているところである。認定を受けた住宅については、税制上の特別措置を実施している。 2. 年度の運用開始以来、累計で約51.6万戸(平成26年6月末現在)が認定されており、新築住宅着工に占める割合は12.0%(平成25年度実績)となっている。 3. 住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)において、平成32年度までに新築住宅における認定長期優良住宅の割合を20%以上とすることが目標とされており、さらなる制度普及を目指している。(⑥)	1. 平成25年度には、全国で117,751戸の長期優良住宅建築等計画を認定しており、新築住宅着工に占める認定住宅の割合は12.0%となっている。	1. 平成26年度についても引き続き、認定制度の適用を実施していく。	1. 今後、我が国における見直しを行い、食品リサイクルの実施率の向上を図る支援を行う。
厚 生 労 働 省	1. 生活衛生関係事業者による環境正味の取組の推進 2. 飲食・食肉関係事業者による食品ロス削減の再生利用率の向上を図る。 3. 計画の進捗状況のモニタリング	1. 全国生活衛生営業指導センターにより平成15年度に策定された食品リサイクル推進指針では、都道府県生活衛生営業指導センターを中心に、食品関連事業者、再生利用事業	1. 引き続き厚生労働大臣が定める振興指針により食品リサイクル推進指針の内容を踏まえて改訂を行うことにより支援を行っていく。	1. 今後、我が国における見直しを行い、食品リサイクルの実施率の向上を図る支援を行う。

(2) 使用済製品の回収 ① 小型家電リサイクル法にできるだけ多くの地域や事業者が参加し、既存の取組ともあいまって全国的な回収率向上が主要なリサイクル制度として定着するよう、(ア)市町村が主体となつた回収体制構築のための地方公共団体等に対する支援、(イ)制度の意義・効果等に関する普及啓発、(ウ)各自治体の回収促進等を行う。 ② 次世代自動車や電気工具等のレアメタル等を含む主要製品全般を順断的に対象として、平成24年に「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について」として取りまとめられたレアメタル等のリサイクルに係る対応策を踏まえ、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向け、着実に取組を進めていく。 ③ 拡大生産者責任の理念	「テム」の構築と推進に対する支援（食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第164号）） さらに、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）に基づく「振興指針」の見直しの際に、道庁業務指針に定める事業内容により積極的に位置づけ。（⑤）	者、特定肥料等利用事業者の3者の連携による食品リサイクル推進会議を推進すること、生活衛生同業組合等が再生利用事業計画を策定する支援を行うこととした。	1. 「市町村提案型」「事業者提案型」2種類の公募を各3回行い、平成25年度は合計161市町村が事業に参加した。 2. ポスター、パンフレットの作成や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、事業者向けに小型家電リサイクル法についてのセミナーを東京と大阪で開催した。 3. 全国16箇所で開催「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者と情報交換会」を開催した。589自治体に参加し、参加人数は自治体及び事業者を合わせて1,000人を超えた。 4. 平成25年度において35事業者の再資源化事業計画の認定を行った。 5. 「平成25年度自動車リサイクル推進計画事業」において、解体業者と製鉄業者が連携することで、使用済自動車に含まれる貴金属等を効率的に回収するための実証的な取組	1. 引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行った。4月公募分までで合計188市町村が事業に参加した。 2. 環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。 3. これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題などを整理するとともに、これらの情報提供を目的とした「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を全国8カ所で開催する予定である。 4. 8月迄に新規に3事業者の再資源化事業計画の認定を行った。 5. 「平成26年度低炭素型3R技術・システム実証調査事業」において、従来の取組と併せて自動車リサイクル分野に限らず、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R（リデュース・リユース）の取組、水	1. これまでの実証事業の優良事例や課題等をふまえつつ、今後も実証事業の実施を通じて、市町村に対し回収体制の構築に必要な支援を行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る。 2. これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、実施していく。 3. 今後はより広域での回収を促進していくことを念頭に、市町村と事業者との間の取引実態を把握するとともに、その結果から効果的な促進方法を検討して、今後の施策に活かしていく。 4. 申請のあった再資源化事業計画のうち、基準を満たしたもののについては引き続き認定を行っていく。 5. 「低炭素型3R技術・システム実証事業」の拡充も視野に入れつつ継続し、自動車リサイクル分野に限らず、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R（リデュース・リユース）の取組、水
---	--	---	--	--	--

に基づき、素材別の分別・リサイクルが行いやすくなるよう、部品毎に原材料を分かちやすく表示したり、商品ユニニツト化したりする製品設計段階の取組や、企業経営に留意しつつ製造事業者とリサイクル事業者間で有用金属の含有情報の共有化を行う取組等を推進する。	6. 平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域均に行うことによって、廃棄物の減量、その相適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度（広域認定制度）を設け、製造事業者等による自主回収及び再生素利用を促進している。（③）	等を支援した。	ター基板等について、製鉄業者と連携すること、高付加価値なリサイクルを実現するとともに、国内で資源として活用するための評価・検証を行う実証的な取組等を支援している。	平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。
④ 使用済製品から有用金属を回収し、リサイクルするために必要となる新技術の研究・開発を支援する。	6. 平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域均に行うことによって、廃棄物の減量、その相適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度（広域認定制度）を設け、製造事業者等による自主回収及び再生素利用を促進している。（③）	6. 平成25年度末において、広域認定制度では、一般廃棄物では93件、産業廃棄物では238件の認定実績となっている。	6. 平成26年度においては、廃棄物の減量や適正処理の確保に資する広域認定制度の適切な運用を図る。	6. 今後も廃棄物の減量化や適正処理の確保に資する広域認定制度の適切な運用を図っていく。
	7. 環境研究総合推進費により、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発を支援している。（④）	7. 平成25年度は、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として5件を採択した。	7. 平成26年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「使用済電子機器等からの有用金属等の効果的な回収技術及び資源処理システム等の技術開発」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択した。また、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として6件を採択している。	7. 平成27年度は、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発を採択の対象とする。
経済産業省	1. 市町村が小型家電の回収体制を構築するための初期投資への支援や、小型家電リサイクル法に関する普及啓発のためのリーフレット作成、各主体間の連携促進等を目的とした自治体と小型家電リサイクル法に基づく認定事業者とのマッチング会の開催などを、リサイクル制度が定着するよう進捗して行う。（③）	1. 全国で「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。	1. 全国で「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催。	1. 回収量の更なる拡大のため、引き続き、市町村及び事業者等との情報交換等を図っていく。
	2. コパルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリー及びタンクステンを含む超硬工具の回収量の確保、リサイクル効率性の向上に向けた実証事業に対して補助を行い、使用済製品からの有用金属の回収の推進に資する取組を進めている。	2. 資源循環実証事業により、平成25年度は、コパルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業5件及びタンクステンを含む超硬工具の実証事業2件に対して補助を実施した。	2. 資源循環実証事業により、平成25年度は、コパルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業5件に対して補助を実施した。	2. 平成27年度も、引き続きコパルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの回収量の確保、リサイクル効率性の向上に向けた取組を支援する。

(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進 ① 循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進するとともに、消費者への普及啓発を推進する。 ② リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の削減に向けた新技術の研究・開発を支援する。 ③ 循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。	財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・ (2) 4. 10月の3R推進月間において、関係8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(3)
---	--

消費者庁 環境省		1. スーパーの店舗等の事業系ルートにおいて回収されたペットボトルに関するBlueB等の高度なリサイクルの促進を図る。 (①)	2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化を図る。 (①、②)	1. 使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトロボトル(B to B)」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済みペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済みペットボトルに係る品質等について把握した。	2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化及び材料リサイクルにより生産された再生品の受容拡大のために、再生品について文具、玩具、日用品等への利用可能性調査を行った。	1. 使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトロボトル(B to B)」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済みペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済みペットボトルに係る品質等について把握した。	2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るため、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行う。	1. 及び2. 中央環境審議会及び産業廃棄物等の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村や民間事業者の活用・育成による再生利用の実施を含めて市町村の定める一般廃棄物処	3. 鉄スクラップを原料とした自動車用鋼板等の一部の製造可能量を明らかにし、今後、自動車リサイクル分野における資源循環の在るべき姿を勘案しながら、自動車製造業者等が行う取組も含めた高度なリサイクルを推進することとしている。	4. 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村や民間事業者の活用・育成による再生利用の実施を含めて市町村の定める一般廃棄物処
-------------	--	--	---	---	---	---	---	---	---	--

	5. 環境研究総合推進費により、3R・適正処理の徹底、レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築等に係る研究・開発を支援している。(2)	5. 平成25年度は、リサイクルの推進に資する研究・開発として8件を採択した。	5. 平成26年度は、行政が特に提案を求め重点研究テーマとして「アップグレード及び水リサイクルを意図した製品開発及び資源循環技術システムの構築」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択している。	5. 平成27年度は、行政が特に提案を求め重点研究テーマとして「リサイクル材のアップグレードリサイクル・水リサイクルに向けた基礎研究・技術開発」を示し、テーマに合致する課題を積極的に採択することとしている。	理計画において適切に位置付けることを促していく。 リサイクルループに基づく取組により生じた廃棄物の量を把握し、課題を特定し、計画の実施状況の把握を行っていく。
滋 賀 県	5. 環境研究総合推進費により、3R・適正処理の徹底、レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築等に係る研究・開発を支援している。(2)	5. 平成25年度は、リサイクルの推進に資する研究・開発として8件を採択した。	5. 平成26年度は、行政が特に提案を求め重点研究テーマとして「アップグレード及び水リサイクルを意図した製品開発及び資源循環技術システムの構築」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択している。	5. 平成27年度は、行政が特に提案を求め重点研究テーマとして「リサイクル材のアップグレードリサイクル・水リサイクルに向けた基礎研究・技術開発」を示し、テーマに合致する課題を積極的に採択することとしている。	理計画において適切に位置付けることを促していく。 リサイクルループに基づく取組により生じた廃棄物の量を把握し、課題を特定し、計画の実施状況の把握を行っていく。
滋 賀 県	5. 環境研究総合推進費により、3R・適正処理の徹底、レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築等に係る研究・開発を支援している。(2)	5. 平成25年度は、リサイクルの推進に資する研究・開発として8件を採択した。	5. 平成26年度は、行政が特に提案を求め重点研究テーマとして「アップグレード及び水リサイクルを意図した製品開発及び資源循環技術システムの構築」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択している。	5. 平成27年度は、行政が特に提案を求め重点研究テーマとして「リサイクル材のアップグレードリサイクル・水リサイクルに向けた基礎研究・技術開発」を示し、テーマに合致する課題を積極的に採択することとしている。	理計画において適切に位置付けることを促していく。 リサイクルループに基づく取組により生じた廃棄物の量を把握し、課題を特定し、計画の実施状況の把握を行っていく。
滋 賀 県	5. 環境研究総合推進費により、3R・適正処理の徹底、レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築等に係る研究・開発を支援している。(2)	5. 平成25年度は、リサイクルの推進に資する研究・開発として8件を採択した。	5. 平成26年度は、行政が特に提案を求め重点研究テーマとして「アップグレード及び水リサイクルを意図した製品開発及び資源循環技術システムの構築」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択している。	5. 平成27年度は、行政が特に提案を求め重点研究テーマとして「リサイクル材のアップグレードリサイクル・水リサイクルに向けた基礎研究・技術開発」を示し、テーマに合致する課題を積極的に採択することとしている。	理計画において適切に位置付けることを促していく。 リサイクルループに基づく取組により生じた廃棄物の量を把握し、課題を特定し、計画の実施状況の把握を行っていく。

うな観点から、ペットボトルの店頭回収に取り組む各主体の取組状況やメリットとなる点の情報を共有するとともに、店頭回収を進める上での課題や対応方針、主体間の効果的な連携の在り方を検討することにより、店頭回収に取り組むことへの関係者の意欲や関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進する。(③、④)	2. 経済産業省では、3Rの現状・政策等をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を毎年発行しているほか、ウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html) において、リサイクルの仕組みの紹介等を実施している。また、普及啓発DVD等の貸出も行っており、上記ウェブサイトで周知している。・・・(③)	2. 資源循環ハンドブック2013を5,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行った。また、3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/ecycle/index.html) において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施した。	3. 10月の3R推進月間において、ボスター展示、リサイクルプラザ見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じて消費者向けの普及啓発を行った。
関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進することを目的として、シンポジウムを開催する。	2. 資源循環ハンドブック2014を4,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行う。また、3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/ecycle/index.html) において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施している。	2. 資源循環ハンドブック2015を作成し、関係機関に配布するほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行うこととしている。また、3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html) において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施することとしている。	3. 10月の3R推進月間において、ボスター展示、リサイクルプラザ見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じて消費者向けの普及啓発を行うこととしている。

(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築	環境省	1. アスベストの適正な処理については平成18年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、石綿含有廃棄物の無害化処理認定を定め、平成26年9月までに2事業者を選定した。(①)	1. 無害化処理認定の審査案件に関し、石綿廃棄物の無害化処理に係る技術審査委員会を設置し、審査を行った。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われていることを確認した。	1. 適正な処理体制を確保するため、引き続き無害化処理認定に係る相談、審査を行う。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われていることを確認する。	1. 適正な処理体制を確保するため、引き続き無害化処理認定に係る相談、審査を行う。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われていることを確認する。
① アスベスト、PCB等の有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。		2. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行10年を踏まえ、PCB廃棄物の処理進捗状況等の検討結果を基に、高圧トランス等については処理施設の改修等による処理推進、安定器等・汚染物については処理体制の確立を図る。微量PCB汚染廃棄物等については、処理施設の処理能力の増強に努め、必要に応じて、PCB廃棄物の処理を行う。	2. 日本環境安全事業株式会社を活用し、PCBを使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道）の現地的広域処理施設において処理する体制を整備し、処理が進められている。また、PCB安定器等・汚染物の処理については、平成21年に北九州で処理が開始され、平成25年9月には北海道室蘭において処理が開始された。	2. (1) PCB廃棄物の処理の進捗状況に遅れが生じていることを踏まえ、平成26年6月6日にPCB廃棄物処理基本計画を変更した。これにより、日本環境安全事業株式会社を活用し、PCBを使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国5か所（北九州、豊田、東京、大阪、北海道）の安定器等・汚染物を全国2か所（北九州、北海道室蘭）の拠点的広域処理施設において運くとも平成37年度までの処理を行うこととなった。	2. 平成26年6月6日に変更されたPCB廃棄物処理基本計画に基づき、日本環境安全事業株式会社に安全を第一とした適正かつ確実な処理を実施するとともに、一日でも早い処理完了に向けた取組を進捗する。
② リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する管理基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクルを推進する。		3. 環境研究総合推進費により、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を支援している。(②)	3. 平成25年度は、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発として1件を採択した。	3. 平成27年度は、有害廃棄物を含む使用済み製品のリサイクル・廃棄段階における環境への排出実態やその健康リスク評価に係る研究・開発を採択の対象とする。	3. 平成27年度は、有害廃棄物を含む使用済み製品のリサイクル・廃棄段階における環境への排出実態やその健康リスク評価に係る研究・開発を採択の対象とする。
③ 水銀に関する水俣条約の国際交渉の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等のあり方について検討を進める。		4. 水俣条約に関する水俣条約（水俣条約）により、今後使用用途が制限されることにより、これまで有価物として扱われていた金銀水銀が余剰となり廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定される。この	4. 水銀廃棄物の安定化・固型化試験等を実施し、水銀廃棄物等の適正な処理技術を検討するとともに、水銀廃棄物の処理のあり方について検討した。	4. 平成26年3月に中央環境諮問会への諮問を受けて環境型社会諮問会「水俣条約を踏まえ、水銀廃棄物対策について」が付議されたため、同年6月に部会の下に水銀廃棄物適正	4. 環境型社会部会の部会を踏まえ、廃棄物処理法の改正等を行う見込み。また、水銀廃棄物の安定化・固型化等の処理技術について、長期安定性の検証も含め、引き続き検討を行う。

理計画の策定や、周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施する。 ④ 有害物質情報について、国野的動向を含めて情報収集を行うとともに、関係者間の情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーション（注31）を的確に実施する。	ため、水俣条約を踏まえ、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう、そのあり方について検討している。(③)	5. 化学物質の環境リスクに関する国内外の知見を収集・公開する。また、政策対話や化学物質アドバイザー制度によりリスクコミュニケーションの取組を推進する。(②)	5. PRTR制度対象物質の毒性等の情報を分かりやすく簡潔に取りまとめた「化学物質ファクトシート」をウェブサイトに公開し、その内容の充実を図ってきた。 市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境」に関する政策対話を開催して化学物質アドバイザー制度を運営し、講習会等自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスクコミュニケーションの活動を支援してきた。	5. 引き続き化学物質ファクトシートを作成し、情報を提供していく。 引き続き「化学物質と環境」に関する政策対話を開催し、リスクコミュニケーションの取組を推進していく。 引き続き化学物質アドバイザー制度を運営し、リスクコミュニケーションの活動を支援していく。	5. 引き続き化学物質ファクトシートを作成し、情報を提供していく。 引き続き「化学物質と環境」に関する政策対話を開催し、リスクコミュニケーションの取組を推進していく。 引き続き化学物質アドバイザー制度を運営し、リスクコミュニケーションの活動を支援していく。
1. 埋設農薬の処理計画等の策定や埋設農薬が適切に処理されることを確認する。また、掘削・回収の事前及び事後等に行う環境調査に対する支援を実施。(⑤) 2. 環境調査の実施 埋設農薬が適切に処理されたことを確認する。また、掘削・回収の事前及び事後等に行う環境調査に対する支援を実施。(⑤)	1. 埋設農薬の処理計画等の策定や埋設農薬が適切に処理されることを確認する。また、掘削・回収の事前及び事後等に行う環境調査に対する支援を実施。(⑤) 2. 環境調査の実施 埋設農薬が適切に処理されたことを確認する。また、掘削・回収の事前及び事後等に行う環境調査に対する支援を実施。(⑤)	1. 平成25年度の埋設農薬処理計画の策定や同計画の進捗管理を行うため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協議会等（9回開催）に対する支援を行った。 2. 平成25年度の埋設農薬処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、処理事業の事前及び事後等において行った、周辺環境の水質調査等に対する支援を行う予定。	1. 平成26年度の埋設農薬処理計画の策定や同計画の進捗管理を行うため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協議会等（4回開催）に対する支援を行う予定。 2. 平成26年度の埋設農薬処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、処理事業の事前及び事後等において行った、周辺環境の水質調査等に対する支援を行う予定。	1. 及び2. 引き続き、埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を実施する。	1. 及び2. 引き続き、埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査に対する支援を実施する。

(5) 災害時の廃棄物処理システムの強化 ① 東日本大震災における災害廃棄物処理の対応について、反省点を含め、しっかりと分析するとともに、それを踏まえ、災害の被害規模の段階（ステージ）や状況に応じた対策をとれるよう、現行の災害廃棄物処理計画を全面的に見直し、新たな指針を策定する。 ② 大規模災害発生時に、災害廃棄物を速やかに対応することができるよう、広域的な協力も含め、(ア) 地方公共団体間の連携、(イ) 民間事業者等との連携、(ウ) 仮置場の確保を促す。 実際に大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分な連携を	環境省	1. 災害時の廃棄物処理システムの強化 平成26年3月28日に災害廃棄物処理計画の強化を策定した。 平成25年10月4日より巨大災害発生時に、総合的に検討する有識者会議「巨大災害発生時の廃棄物処理に関する有識者会議」を開催している。有識者会議で、災害発生時における災害廃棄物処理の課題を踏まえ、平成26年3月31日に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物処理の強化」を策定した。(①、②)	調査等 (61 地区) に対する支援を行った。 1. 平成26年3月28日に災害廃棄物処理計画を策定した。 平成25年10月4日より巨大災害発生時に、総合的に検討する有識者会議「巨大災害発生時の廃棄物処理に関する有識者会議」を開催している。有識者会議で、災害発生時における災害廃棄物処理の課題を踏まえ、平成26年3月31日に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物処理の強化」を策定した。	調査等 (71 地区) に対する支援を行う予定。 1. 巨大災害発生時における災害廃棄物処理計画の強化 平成25年10月4日より巨大災害発生時に、総合的に検討する有識者会議「巨大災害発生時の廃棄物処理に関する有識者会議」を開催している。有識者会議で、災害発生時における災害廃棄物処理の課題を踏まえ、平成26年3月31日に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物処理の強化」を策定した。	1. 巨大災害発生時における災害廃棄物処理計画の強化 平成25年10月4日より巨大災害発生時に、総合的に検討する有識者会議「巨大災害発生時の廃棄物処理に関する有識者会議」を開催している。有識者会議で、災害発生時における災害廃棄物処理の課題を踏まえ、平成26年3月31日に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物処理の強化」を策定した。
--	------------	--	---	---	---

更りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施する。また、復旧・復興事業の実施に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材や建設副産物を積極的に活用するよう努める。	国土交通省 1. 仙台市・名取市・山元町・宮城県では、東北地方太平洋沖地震により発生した震災がれきの処理と最終処分量の削減が課題となっていた。 また、国土交通省東北地方整備局では、仙台湾南部海岸において、東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧工事を実施に当たり、堤防の盛土等資材が大量に必要となることから、資材の安定的な入手と資材運搬車両の通行量の削減が課題となっていた。 そこで、関係者間で協同・連携を行い、リフト式・津波堆積土砂を堤防の盛土材に活用できるよう、調査や試験施工を実施し、堤防材料に活用する取組を行っている。 (2) (ア) ○今回の計画積用量 (H23-H27) 津波堆積土等 約 29.3 万 m³ さらに、八戸港等において、災害廃棄物を港湾工事に有効活用した。(2)	1. 平成 25 年度までの活用実績 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。 ・仙台市 (津波堆積土等) 約 9.0 万 m³ ・名取市 (津波堆積土等) 約 4.9 万 m³ ・山元町 (津波堆積土等) 約 6.4 万 m³ 合計 約 20.3 万 m³	1. 平成 26 年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。 ・仙台市 (津波堆積土等) 約 5.0 万 m³	1. 平成 27 年度活用予定 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用を予定。 ・仙台市 (津波堆積土等) 約 4.0 万 m³ なお、平成 28 年度以降については、関係機関のガレキ処理業務が平成 26 年度で完了したため、実施予定なし。
---	---	--	--	--

2 血統的社會主義、社會政策

[illegible]

④ 資源採取時において生態多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的利用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時や再生可能エネルギーの利用における施設の環境・立地等において、生態多様性や自然環境の保全に配慮する。 ⑤ 農林水産業は自然に備わった、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを受容する生産活動であることを踏まえ、化学肥料や化学合成農薬の使用や減等による環境保全型農業や循環型農業の改善に資する農業等の環境保全を重視した持続的な農林水産業を推進する。 また、農山村における福わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木炭質等の未利用資源の利用を促進する。 ⑥ 今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関連する製品・設備について、将来の社会システムとの検討を行い、将来の社会システムとの検討に向けて必要な知見を得る。⑥	排泄物等由来のバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二機化炭素削減効果や事業性等についての検証を行う「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」を創設した。② 5. 「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」において、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等をエネルギーとして有効活用するため、11年度での原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスを利した炭化給や発電等について、地域が一休となつて先進的な技術やシステムの実証に取り組む「木質モデル地域」づくりの推進を図ること、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。② 6. 今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関連する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正な処理方法・体制についての検討を行い、将来の社会システムとの検討に向けて必要な知見を得る。⑥	業）。の公表により、2 団体を採択。実証に向けたシステム構築を進めた。 5. 地域一体となった木質バイオマスの収集・運搬・エネルギー利用システムを構築するための実証可能性調査を11 年、施設の導入・運用等を通じた実証事業を6 件採択し、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図った。 6. 「使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する調査」を実施し、使用済再生可能エネルギー設備（太陽光発電設備、太陽熱利用システム及び風力発電設備）のリユース・リサイクル・適正処分の実態を把握し、整理した。調査結果として、例えば、使用済太陽光発電設備については、集約の含有量によってその資源価値が左右されること、現状はメーカーから生産不良等として排出されるルートが三であり、中間処理業者・金融スクラップ業者に引き渡され、有償となるケースもあること等を整理した。	事業）」においてさらに、3 団体を採択。うち、1 団体は、地下水汚染対策に資する実証を盛り込み、資源利用と環境に配慮したモデルの実証を行う。 5. 平成 26 年度は、施設の導入・運用等を通じた実証事業を新たに3 件採択し、平成 25 年度に採択した6 件と合わせて計9 件の実証事業を行うことで、より効率的・安定的な木質バイオマス利用の取り組みを推進した。 6. 引き続き、使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する実態を把握するための調査を行っているほか、撤去、運搬、リユース・リサイクル及び処分までの一連の工程に際するモデル事業等を通じて、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正な処理方法・体制についての検討を行い、将来の社会システムとの検討に向けた検討を行っている。	生等）をとりまとめ発信することにより、地域におけるバイオガス活用モデルの展開を図る。 5. 平成 27 年度は、平成 25 年度及び平成 26 年度に採択した9 件の実証事業を継続して行い、木質地域づくりの優良事例の形成を図る。更に平成 28 年度には、これらの取り組みを通じて得られたメリスム、課題、その克服方法等の成果をとりまとめ公表すること、全国に木質バイオマスを活用した「木質モデル地域」の普及を図る。 6. これまでの調査結果により、現時点では廃棄事例は少なく、太陽光発電設備の処理において課題が顕在化している状況にないことが分かっているが、将来的な排出量の増加やそれに伴う処理への影響には留意が必要であるため、使用済再生可能エネルギー設備を廃棄する時に、環境への影響が及ばないよう、必要に応じ、検討を進めつつ、廃棄物処理の不安解除に取り組み、再生可能エネルギー設備の導入を促進する。
---	---	--	---	--

に運めるための検討を行う。 ② リニューアルや長期使用は一般的には望ましいが、家電製品等については近年エネルギー消費効率が大きく高まっており、場合によってはリニューアルや長期使用がエネルギー消費の拡大につながることを踏まえ、リニューアルによる各種業務負担の低減がバランスを取って効果的に実現されるよう、その参考となる指針の策定を検討する。 ③ 軌路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・減塩などの再生や深堀跡（注 33）の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。	1. 関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。（③、⑤） 2. 「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。（③）	1. 農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施策整備等の取組に対する支援を実施。 2. 森林の有する多面的機能を持来にわたって持続的に発展させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様な健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。 また、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な水産物の生産、農業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる林業の実施、これらを行う人材の育成及び確保等の施策を推進した。 さらに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に取組が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。	1. 引き継ぎ、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施策整備等の取組を支援。 2. 林業の成長産業化の支援等に向け、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発及び普及に向けた環境整備、公共建築物等の木造化等による新たな木材需要の創出、需給ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保全を遂げた森林の多面的機能の維持・向上等に取り組んでいるところ。	1. 今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組を推進。 2. 引き継ぎ、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。	3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全（森林の整備・保全、里海・海洋の整備・保全、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進する。③）
農山漁村	1. 関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。（③、⑤） 2. 「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。（③）	1. 農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施策整備等の取組に対する支援を実施。 2. 森林の有する多面的機能を持来にわたって持続的に発展させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様な健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。 また、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な水産物の生産、農業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる林業の実施、これらを行う人材の育成及び確保等の施策を推進した。 さらに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に取組が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用拡大を推進した。	1. 引き継ぎ、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施策整備等の取組を支援。 2. 林業の成長産業化の支援等に向け、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発及び普及に向けた環境整備、公共建築物等の木造化等による新たな木材需要の創出、需給ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保全を遂げた森林の多面的機能の維持・向上等に取り組んでいるところ。	1. 今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組を推進。 2. 引き継ぎ、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。	3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全（森林の整備・保全、里海・海洋の整備・保全、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進する。③）

4. 生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、農林漁業者及び企業等向けの手引きとして取りまとめる。(⑤)	4. 生物多様性保全活動への企業等による支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、農林漁業者及び企業等向けの手引きとして取りまとめる。	4. 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向けの手引き等を活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進する。	4. 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向けの手引き等を活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進する。
5. 化学肥料・化学合成農薬の使用や地球温暖化防止・生物多様性の高い農業生産活動の取組に、定着支援や有機農業への取組を推進する。	5. 環境保全型農業直接支払については、平成26年度に制度化した「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施し、農業者の連携による地域でまとまりをもった取組を推進する等、有機農業を含め環境保全型農業を引き続き推進。	5. 環境保全型農業直接支払については、平成26年度に制度化した「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施し、農業者の連携による地域でまとまりをもった取組を推進する等、有機農業を含め環境保全型農業を引き続き推進。	5. 環境保全型農業直接支払については、平成26年度に制度化した「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施し、農業者の連携による地域でまとまりをもった取組を推進する等、有機農業を含め環境保全型農業を引き続き推進。
6. 海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備を実施。(⑤)	6. 平成25年度1施設の水産廃棄物等処理施設の整備を実施。	6. 平成26年度は2地区で事業を実施。	6. 今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。
1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定(社会資本整備総合交付金) 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新技術実証事業) 燃料の標準化(②)	1. 平成25年度の取組 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金) 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新技術実証事業)において、バイオマス発電技術を2件採択し実証	1. 平成26年度の取組 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金) 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新技術実証事業)において、バイオマス発電技術を1件採択し実証 燃料の標準化(下水汚泥固形燃料のJIS化)	1. 平成27年度の取組予定 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金) 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新技術実証事業)におけるバイオマス活用技術の実証
2. 航路等の整備により発生した浚渫土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深根跡の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の保全・再生・創出を推進する。(⑤)	2. 航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、徳山下松港において干潟の造成、ならびに東京湾、大阪湾において深根跡の埋め戻しを実施している。	2. 航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、徳山下松港において干潟の造成、ならびに東京湾、大阪湾において深根跡の埋め戻しを実施した。	2. 引き続き、航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深根跡の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の保全・再生・創出を推進する。



3 地域循環圏の高度化

① 各地域における低炭素社会や自然共生社会形成の取組、各地域における就業者、処理計画、エコタウン事業、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づき、地方公共団体（注33）、バイオマス事業化戦略（平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定）に基づき、取組、取組の分権改革、東日本大震災からの復興に向けた取組など、と連携することにより、既存の地域づくりの取組の一環として、地域循環圏づくりの視点を盛り込む。 また、地方公共団体や地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して、各地において地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。 ② 地域における地域温暖化対策との連携については、既に地球温暖化対策推進法において、地方公共団体の取組むべき温暖化対策として、循環型社会の形成が明記されており、地域循環圏形成との連携が図られている。 それに基づき、地域循環圏の類型ごとにその特性に応じた低炭素な地域づくりを進める。例えば、農山村地域	1. エコタウン事業については、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となろうと認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間事業者が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（①、②、③、④）	1. 環境省及び経済産業省の共催で、全国エコタウン会議を開催した。当該会議は、エコタウン事業関係者（エコタウン承認自治体、エコタウン内事業者等）が集い、これまで各地域が培ってきた環境まちづくりに向けた取組による経験・ノウハウ・課題を共有化し、課題解決に向けた連携、意見交換する場を設けることを目的として行った。	1. 環境省及び経済産業省の共催で、全国エコタウン会議を開催する。当該会議は、エコタウン事業関係者（エコタウン承認自治体、エコタウン内事業者等）が集い、これまで各地域が培ってきた環境まちづくりに向けた取組による経験・ノウハウ・課題を共有化し、課題解決に向けた連携、意見交換する場を設けることを目的として行った。	1. エコタウンプラン等に基づき実施される事業について、地方公共団体及び民間団体にに対して総合的・多面的な支援を引き続き行っていく。
② 地域における地域温暖化対策との連携については、既に地球温暖化対策推進法において、地方公共団体の取組むべき温暖化対策として、循環型社会の形成が明記されており、地域循環圏形成との連携が図られている。 それに基づき、地域循環圏の類型ごとにその特性に応じた低炭素な地域づくりを進める。例えば、農山村地域	1. 【所長】エコタウン事業については、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となろうと認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間事業者が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（①、②、③、④） 2. 地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NPO/NGO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な量減し・削減の取組と必要に応じて、必要取組・事業をまとめ	1. 環境省では、エコタウン等と循環資源（廃棄物）の排出者である循環産業との最適な連携等により、エコタウン等の取組を最大限活用する手法を実証することを目的とした「既存循環産業と地域の高効率活用モデル事業」を実施している。平成25年度は、都府県における生ごみメタン発酵のバイオガスの利用用途拡大と嫌気性生分解普及可能性の検証・調査を行った。 2. 平成24年度に策定したガイドラインを活用したモデル事業を実施し、平成25年度に成果報告を行った。	1. 環境省では、エコタウン等と循環資源（廃棄物）の排出者である循環産業との最適な連携等により、エコタウン等の取組を最大限活用する手法を実証することを目的とした「既存循環産業と地域の高効率活用モデル事業」を実施している。平成25年度は、循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でのゼロ・エミッションを実現する先進的なモデル地域を形成するため、エコタウン等において循環産業に取り組んでいる事業者を対象に、先進的なモデル地域を形成するためのFS調査又は計画策定に対する補助金事業を行っている。 2. 地域循環圏形成モデル事業の点検・評価や、既存の地域循環圏を対象とするフォローアップを通じて、地域循環圏を構築するための課題やその改善策を検討するとともに、地域循環圏による様々な効果を確認するとともに、地域循環圏による様々な効果を確認する。	1. 【所長】エコタウンプラン等に基づき実施される事業について、地方公共団体及び民間団体にに対して総合的・多面的な支援を引き続き行っていく。 2. 地域循環圏形成モデル事業の点検・評価や、既存の地域循環圏を対象とするフォローアップを通じて、地域循環圏を構築するための課題やその改善策を検討するとともに、地域循環圏による様々な効果を確認する。

では農林水産業に由来するバイオマス系循環資源を活用した自立・分散型エネルギーの導入などを、都市・近郊地域では徹底した資源の循環利用や燃焼施設等における熱回収などを支援する。このような取組を通じて、自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、裾野の広い関係者の連携による地域の活性化や自立性を高め、地域資源を活用した適正で効率的な資源循環を実現する。 ③ バイオマス系循環資源については、バイオマス事業化戦略に基づき、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進するなど、地域における各主体を含む関係者の連携の下、肥料・飼料や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取組を支援する。 さらに、食品廃棄物・資源の肥料・飼料として活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組の一環としてブランド化して販売することなどにより食品廃棄物由来の肥料・飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づき食品	た地域計画策定の拡大を図る。また、循環型社会を促進する社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。そのため、地域循環圏形成推進ガイドラインの改善と普及や先進事例の収集提供、助言体制の整備等を推進する。(①、②、③) 3. 非出源で直接生活排水処理を行うため、地域の公共用水域の水量の保持に努め、地域の環境保全にも資する浄化槽の整備を推進する。また、浄化槽における使用エネルギーの低減に向け、低炭素型浄化槽の普及や浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた取組を実施。(④)	3. 浄化槽の設置を行う者に対し、市町村が設置費用を助成する浄化槽設置整備事業(第62号)や、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うものに必要となる費用を国が助成する浄化槽百町整備推進事業(第6号)により、浄化槽の整備を推進した。浄化槽市町村整備推進事業については、市町村の負担軽減に向け、PFI等の民間活用手法に関する調査検討を行った。また、福島県がガス削減に貢献する省エネルギー型浄化槽の整備について、一定の要件を満たすものに、より手厚い財政支援を行う。低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業を平成22年度より単年度毎に更新して実施した。さらに、浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた調査検討を行った。 4. 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月閣議決定)において、期間中(平成25年度～29年度)に整備されたごみ焼却施設の発電効率は21%以上とする重点目標を定めた。また、循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ焼却施設、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。	3. 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業に加え、平成26年度においても単年度更新を行った低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業により、浄化槽の整備を推進している。また、市町村の負担軽減に向け、PFI等の民間活用手法に関する調査検討を行い、浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた調査検討については、平成28年度の調査項目の整理を行っている。 4. 循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収(発電、地域冷暖房等への熱供給等)及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設した。 また、循環型社会形成推進交付金において、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。	効果をもたない具体的な政策的な反響を示すことなどを通じて、「地域循環圏」の考え方の浸透や行政への反映を図る。 3. 生活排水処理施設の未普及人口約1,400万人(平成25年度末時点)の解消に向け、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえ、浄化槽の効率的な整備推進に向けた取組を実施する。 4. 循環型社会形成推進基本法に基づき、ごみの循環的利用及び組合の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収率の向上を促すため、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの中でエネルギー・創エネルギー化に貢献する。 さらに、廃棄物処理施設が災害時も含めた地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮できるような、熱・電供給の導入・高度化を促進する。
---	--	--	---	--

リサイクル・ルール・プの認定を適切に行う。 ④ 製品系循環資源や生態資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。 また、エコタウン事業により整備したリサイクル施設の有効活用や、循環資源を収集する州と循環資源を活用する州との連携を図る。 ⑤ 東日本大震災による住民意識の変化や経験等を踏まえ、東北地方において、地域の循環資源を最大限に活用した復興の取組を支援し、全国的なモデルとなる地域循環圏づくりを促進する。 ⑥ 上記を含む地域循環圏観点から、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及と拡充を図るとともに、地域循環圏の賦存量・循環資源のフューチャー支援、地域循環圏形成に係る先進事例の収集や提供、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する。	ごみ焼却施設のうち発電を行っている又は行う予定の施設は317件、発電効率の平均値は11.9%である。(①) 5. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地方公共団体実行計画の策定支援や計画に盛り込まれた対策・施策の具体化を推進。(②) ※地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第3項第4号の規定に基づき、地方公共団体実行計画に「循環型社会の形成」を定める必要がある。	5. 京都議定書目標達成計画の計画期間が終了した後も、地球温暖化対策を引継ぎ推進するため、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」を作成した。 実行計画に関する地方自治体の多様なニーズに対応する「地球温暖化対策の推進強化研修」を全3回(全国9ブロック)開催した。また、実行計画の策定等支援に関する自治体向け環境省ホームページの情報発信の強化を行った。 地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査の結果、策定が義務づけられている特別市以上の実行計画(区域施策編)策定率は91.9%で、前年より10.1%増加した。(平成25年10月1日時点)	5. 平成26年度から、地方公共団体実行計画に計上された事業の実現に必要な設備導入等を補助すること、地域の創意工夫を活かした体系的な施策による地域への普及を後押しし、豊かな低炭素地域づくりを推進する「グリーンプラン・パートナーシップ事業」を実施。 前年度に引き継ぎ、自治体職員を対象とした、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識を習得するための「低炭素塾」(全5回※初回は全59ブロック、2回目以降は東京1箇所のみ)を開催。	5. 平成27年度は予算要求中の「『低炭素・循環・自然共生』地域創生実現プラン策定事業」により、地域において低炭素・循環・自然共生を総合的に達成できるモデル地域創生プランの策定を支援するとともに、国の支援策を取りまとめる。前年度に引き継ぎ、グリーンプラン・パートナーシップ事業や自治体職員を対象とした集中講座の開催などを通じてソート・ハーブ園における自治体の取組を支援する。	6. 平成25年度は、平成25年度及び平成26年度に採択した9件の実証事業を継続して行い、木質地域づくりの優良事例の形成を図る。更に平成28年度には、これらの取組を通じ得られたメリット、課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することで、全国に木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」の普及を図る。	7. 食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の処理施設等の整備等の支援を継続するとともに、必要に応じて、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直し等を検討する。
7. 食品リサイクル法に基づく再生利用事業	7. 食品リサイクル法に基づく食品	6. 地域一体となった木質バイオマスの収集・運搬・エネルギー利用システムを構築するための実現可能性調査を11件、施設の導入・運用等を通じた実証事業を6件採択し、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図った。	6. 平成25年度は、施設の導入・運用等を通じた実証事業を新たに3件採択し、平成25年度に採択した6件と合わせて計9件の実証事業を行うことで、より効率的・安定的な木質バイオマス利用の取組を推進した。	6. 平成25年度は、平成25年度及び平成26年度に採択した9件の実証事業を継続して行い、木質地域づくりの優良事例の形成を図る。更に平成28年度には、これらの取組を通じ得られたメリット、課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することで、全国に木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」の普及を図る。	7. 食品関連事業者、再生利用事業	7. 食品リサイクル法に基づく食品廃棄

業計画（食品リサイクルルール）による地域循環の取組を促進する（③）（再掲） 8. 【再掲】環境省では、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排注物等主たるバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う。「地域循環型バイオガスのシステム構築モデル事業（農林水産省進捗事業）」を創設した。（①、②）	リサイクルルールの認定件数は、平成26年3月末時点で52件となっており、着実に増加している。 8. 「地域循環型バイオガスのシステム構築モデル事業（農林水産省進捗事業）」の公募により、2団体を採択。実証に向けたシステム構築を進めた。	者、農林漁業者、地方自治体のマツチングの強化や、地方自治体の理解促進等によるリサイクルルールの形成の促進のため、平成26年7月に全国3ヶ所において、「食品リサイクルルール形成支援セミナー」を試行的に実施した。 また、夏月に全国7ヶ所において、地方自治体の廃棄物部局長担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催し、食品リサイクル法に基づくリサイクルルール事業への積極的な後押しを促した。	物等の発生抑制・再生利用が地域の実情に応じて推進されるよう、市町村や民間事業者の活用・育成による再生利用の実施を含めて市町村の定める一般廃棄物処理計画において適切に位置付けることを促していく。 リサイクルルールに基づく取組により生産された農畜水産物の量など認定を受けた計画の実施状況の把握を行っている。
9. 平成9年に改正された廃棄物処理法に基づき、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることを環境大臣が認定し、認定を受けた者については業及び施設設置の許可を不要とする制度（再生利用認定制度）を設けた。（④） 10. 【再掲】平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことにより、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度（広域認定制度）を設け、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進して	9. 及び10. 平成25年度末において、再生認定制度では、一般廃棄物は56件、産業廃棄物は41件の認定を受けており、広域認定制度では、一般廃棄物では93件、産業廃棄物では238件の認定実績となっている。	9. 及び10. 平成26年度において、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するこれらの制度の適切な運用を図る。平成26年9月末において、再生認定制度では、前実施年度は41件認定を受けており、広域認定制度では、産業廃棄物では241件の認定実績となっている。	8. さらなる実証を推進し、初年度採択事業の成果（二酸化炭素削減効果や事業性等）をとりまとめ発表することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの構築を図る。 今後とも廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するこれらの制度の適切な運用を図っていく。

経済産業省	いる。④) 1. 「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業」を実施し、過去の実証事業などの成果からビジネスとして成長し、導入要件（木質系、温潤系、都市型等）と導入要件（木質系、温潤系、都市型等）としてまとめ直したのちに、自治体と連携した実証事業による検証を経て、最新の技術動向等を反映した技術指針・導入要件を公開すること、バイオマスエネルギーの導入促進に貢献する。③) 2. 【再掲】エコタウン事業については、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうることを認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランと連携して共同承認するとともに、地方公共団体及び民間主体が行う新産業社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。①、②、③、④)	2. 経済産業省では、多くのエコタウンが抱えている課題である「安定的な新産業の創出」「供給先の確保」への対応策の一つとして、エコタウン補助事業期間での情報共有が重要な役割の下、各々の取組の現状や今後の展開等をまとめた「エコタウン事業者データベース」を作成し、経済産業省のホームページへの公開を行った。 ＜エコタウン事業者データベース＞ （経済産業省ホームページ） http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/3r_policy/policy/html/20140612.html	1. 「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業」において、過去のバイオマスエネルギー導入に係る技術指針・導入要件の調査を実施し、木質系、温潤系、都市型等それぞれのバイオマス産業が地域でビジネスとして健全に自立するための技術指針・導入要件を策定する。併せて、地域自立システム化実証に向けた事業性評価（PS）を行い、策定された技術指針・導入要件について、木質系、温潤系、都市型等それぞれの地域実証に向けて事業性を検討する。	1. 「バイオマスエネルギーの地域自立システム化実証事業」において、実証事業に向けた事業性評価（PS）を行い、策定された技術指針・導入要件に基づいて、木質系、温潤系、都市型等それぞれの地域自立システム化実証に向けて事業性を検討する。併せて、事業性評価（PS）結果についてステータスゲート審査を行い、通過した事業について地域自立システム化実証事業を行う。
国土交通省	1. 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新技術実証事業） ①）下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（①）	1. 平成25年度の取組は以下の通りである。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新技術実証事業） ②）下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（②）	1. 平成26年度の取組は以下の通りである。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新技術実証事業） ③）下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（③）	1. 平成27年度の取組は以下の通りである。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新技術実証事業） ④）下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（④）

			スリ活用検討)		
農 林 水 産 者	【再掲】1. 関係府省が連携し、農山村に豊富に存在するバイオマスを活用し、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を効果的に地域で活用する取組を推進。(①、②、③) 2. 食品関連事業者が農林漁業者等と共同して取り組む食品リサイクル・ループの構築を推進。(②)	【再掲】1. 農山村のバイオマスを活用した産美創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組に対する支援を実施。 2. 食品リサイクル・ループの構築に向けた取組に対する支援を実施。	【再掲】1. 引き続き、農山村のバイオマスを活用した産美創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援。 2. 食品リサイクル・ループの構築に向けた取組を支援。	【再掲】1. 今後とも、農山村のバイオマスを活用した産美創出を軸とした地域づくりに向けた取組を推進。	1. 地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、引き続き地方財政措置を講じる。
総 務 省	1. 環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される廃棄物の発生抑制の促進等の取組を支援するため、ソフト事業及びハード事業に対して、所要の地方財政措置を講じている。(①)	-	-	-	-

4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

県 庁	① 廃棄物発電等の熱回収 の高度化を図るため、(ア) 地方公共団体による高効率 廃棄物発電施設の早期整備、 (イ) 廃棄物発電の高効率化 に向けた方策の検討、(ウ) 民間事業者が行う高効率の 廃棄物発電等を行う施設の 整備の促進、(エ) 廃棄物熱 回収施設設置者認定制度の 普及、(オ) マニエール作 成など廃棄物発電における 固定価格買取制度の活用可 能性を高めるための環境整 備を行う。	1. 環境省では、平成17年度に循環型社 会形成推進交付金を創設して、市町村等が 行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援 している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に 対する交付率の引き上げを行った(平成25 年度までの時限措置)。 また、平成22年度より、施設の長寿化 と地球温暖化対策の推進を目的として、廃 棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付 対象事業に追加した。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中の ごみ焼却施設のうち発電を行っている又 は行う予定の施設は317件、発電効率の平 均値は11.9%である。(①、②)	1. 環境省では、平成17年度に循環型社 会形成推進交付金を創設して、市町村等が 行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援 している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に 対する交付率の引き上げを行った(平成25 年度までの時限措置)。 また、平成22年度より、施設の長寿化 と地球温暖化対策の推進を目的として、廃 棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付 対象事業に追加した。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中の ごみ焼却施設のうち発電を行っている又 は行う予定の施設は317件、発電効率の平 均値は11.9%である。(①、②)	1. 環境省では、平成17年度に循環型社 会形成推進交付金を創設して、市町村等が 行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援 している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に 対する交付率の引き上げを行った(平成25 年度までの時限措置)。 また、平成22年度より、施設の長寿化 と地球温暖化対策の推進を目的として、廃 棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付 対象事業に追加した。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中の ごみ焼却施設のうち発電を行っている又 は行う予定の施設は317件、発電効率の平 均値は11.9%である。(①、②)	1. 環境省では、平成17年度に循環型社 会形成推進交付金を創設して、市町村等が 行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援 している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に 対する交付率の引き上げを行った(平成25 年度までの時限措置)。 また、平成22年度より、施設の長寿化 と地球温暖化対策の推進を目的として、廃 棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付 対象事業に追加した。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中の ごみ焼却施設のうち発電を行っている又 は行う予定の施設は317件、発電効率の平 均値は11.9%である。(①、②)	1. 環境省では、平成17年度に循環型社 会形成推進交付金を創設して、市町村等が 行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援 している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に 対する交付率の引き上げを行った(平成25 年度までの時限措置)。 また、平成22年度より、施設の長寿化 と地球温暖化対策の推進を目的として、廃 棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付 対象事業に追加した。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中の ごみ焼却施設のうち発電を行っている又 は行う予定の施設は317件、発電効率の平 均値は11.9%である。(①、②)	1. 環境省では、平成17年度に循環型社 会形成推進交付金を創設して、市町村等が 行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援 している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に 対する交付率の引き上げを行った(平成25 年度までの時限措置)。 また、平成22年度より、施設の長寿化 と地球温暖化対策の推進を目的として、廃 棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付 対象事業に追加した。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中の ごみ焼却施設のうち発電を行っている又 は行う予定の施設は317件、発電効率の平 均値は11.9%である。(①、②)	1. 環境省では、平成17年度に循環型社 会形成推進交付金を創設して、市町村等が 行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援 している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に 対する交付率の引き上げを行った(平成25 年度までの時限措置)。 また、平成22年度より、施設の長寿化 と地球温暖化対策の推進を目的として、廃 棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付 対象事業に追加した。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中の ごみ焼却施設のうち発電を行っている又 は行う予定の施設は317件、発電効率の平 均値は11.9%である。(①、②)
② 焼却施設や産業工程か ら発生する中低温度熱につ いて、地域冷暖房に活用する などの有効利用を進める。	2. 【再掲】廃棄物エネルギー導入・低炭 素化促進事業(平成22年度より名称変更) を実施し、廃棄物発電等に関する先進的な 取組事例を顕著な等を通じて、廃棄物 発電等を行う施設の整備の促進を図る。 (①)	2. 廃棄物エネルギー導入・低炭素 化促進事業を実施し、合計6億円 (繰越含む)に対して、合計6億円の 補助を行った。	2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業 事業者が行う地域温暖化対策を推進し 進めるため、廃棄物熱回収施設設置 者認定制度の普及を図るとともに、 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促 進事業により、高効率の廃棄物熱回 収施設や廃棄物燃料製造施設の整備 を支援した。	2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業 事業者が行う地域温暖化対策を推進し 進めるため、廃棄物熱回収施設設置 者認定制度の普及を図るとともに、 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促 進事業により、高効率の廃棄物熱回 収施設や廃棄物燃料製造施設の整備 を支援した。	2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業 事業者が行う地域温暖化対策を推進し 進めるため、廃棄物熱回収施設設置 者認定制度の普及を図るとともに、 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促 進事業により、高効率の廃棄物熱回 収施設や廃棄物燃料製造施設の整備 を支援した。	2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業 事業者が行う地域温暖化対策を推進し 進めるため、廃棄物熱回収施設設置 者認定制度の普及を図るとともに、 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促 進事業により、高効率の廃棄物熱回 収施設や廃棄物燃料製造施設の整備 を支援した。	2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業 事業者が行う地域温暖化対策を推進し 進めるため、廃棄物熱回収施設設置 者認定制度の普及を図るとともに、 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促 進事業により、高効率の廃棄物熱回 収施設や廃棄物燃料製造施設の整備 を支援した。	2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業 事業者が行う地域温暖化対策を推進し 進めるため、廃棄物熱回収施設設置 者認定制度の普及を図るとともに、 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促 進事業により、高効率の廃棄物熱回 収施設や廃棄物燃料製造施設の整備 を支援した。
③ バイオ燃料の生産は大 や、生ごみ等からのメタン回 収を高効率に行うバイオガ スを化、回収された廃食法等か らのバイオディーゼル燃料 の生産、間伐材等の木質ペレ ット化、有機性汚泥等の固形 燃料化などを推進する。ま た、これらを取組に資する技 術の研究開発を進める。	3. 平成22年の廃棄物処理法改正により 創設された熱回収施設設置者認定制度に ついてホームページ等を通じて周知する ことと普及を図る。(①)	3. 熱回収施設設置者認定制度につ いてホームページを通じて普及を図 った。	4. 平成25年度は、E3取組のガソリ ンスタンドを13店舗増やして38店 館とし、神奈川県のガソリン流通量 の12%に相当する6万7千kl(前年 比+68%)をE3に転換した。	4. 平成25年度は、E3取組のガソリ ンスタンドを13店舗増やして38店 館とし、神奈川県のガソリン流通量 の12%に相当する6万7千kl(前年 比+68%)をE3に転換した。	4. 平成25年度は、E3取組のガソリ ンスタンドを13店舗増やして38店 館とし、神奈川県のガソリン流通量 の12%に相当する6万7千kl(前年 比+68%)をE3に転換した。	4. 平成25年度は、E3取組のガソリ ンスタンドを13店舗増やして38店 館とし、神奈川県のガソリン流通量 の12%に相当する6万7千kl(前年 比+68%)をE3に転換した。	4. 平成25年度は、E3取組のガソリ ンスタンドを13店舗増やして38店 館とし、神奈川県のガソリン流通量 の12%に相当する6万7千kl(前年 比+68%)をE3に転換した。	4. 平成25年度は、E3取組のガソリ ンスタンドを13店舗増やして38店 館とし、神奈川県のガソリン流通量 の12%に相当する6万7千kl(前年 比+68%)をE3に転換した。
④ 下水処理場を地域のバ イオマス活用の拠点として エネルギー回収を行う取組 や下水汚泥と食品廃棄物な ど他のバイオマスの混合消 化・利用によるエネルギー回	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、 年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大 に取り組むこととしている。	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、 年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大 に取り組むこととしている。	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、 年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大 に取り組むこととしている。	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、 年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大 に取り組むこととしている。	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、 年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大 に取り組むこととしている。	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、 年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大 に取り組むこととしている。	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、 年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大 に取り組むこととしている。	4. 平成30年度の自立商業化を目指して、 年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大 に取り組むこととしている。

収効率の向上を推進する。	5. 【再掲】 茨城県では、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物等由来のバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」を創設した。（③）	5. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」の公募により、2団体を採択。実証に向けたシステム構築を進めた。	5. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」においてさらに、3団体を採択。うち、1団体は、地下水汚染対策に資する実証を盛り込み、資源利用と環境に配慮したモデルの実証を行う。	5. さらなる実証を推し進め、初年度採択事業の成果（二酸化炭素削減効果をはじめ地域資源からメタン回収を効果的に行うための適正な原料組成割合や副産物の量とその活用方法・事業性等）をとりまとめ発表することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの確立を図る。
経済産業省	1. 「戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）」において、2013年～20年頃におけるガス等の燃料製造におけるバイオマス利用の早期拡大に向け、メタン発酵、ガス化技術等の大幅な導入、ランニングコストの削減を目指し、バイオマス原料に依じた最適プロセスの構築を踏まえ、ビジネスとして成立するバイオマスイエネルギー利用技術を確立し、バイオマスイエネルギー導入量の拡大に寄与する技術開発を行う。具体的には下記の項目に注力する。 ・バイオマス原料の安定かつ安定確保に資する新技術、およびガス化等の効率性を高めるための新規なバイオマス原料前処理技術等の研究開発 ・バイオマスのガス化、メタン発酵技術の低コスト化、コンバクト化、効率化に寄与する研究開発 ・ガス化炉・メタン発酵槽のコンバクト化 ・バイオマスの複合的な利用を前提とした新規メタン発酵システムの開発 ・その他のバイオマス燃料（気体、液体および固体燃料）製造技術の低コスト化に大きく寄与する技術開発 （②）	1. 「戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）」において、バイオガス化（メタン発酵）に係る3事業（22年度採択：2件、23年度採択：1件）、廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成（22年度採択：1件）、および木質系固形燃料（当炭化技術開発）（23年度採択：1件）の技術開発について、実証研究を終了した。	1. 「戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）」において、バイオガス化（メタン発酵）に係る3事業（23年度採択：1件）について、主に馬鈴薯澱粉製造工程における廃水と澱粉粕を用いたコンバクトメタン発酵システムの開発を進めている。草本系固形燃料（ペレット化）（25年度採択：1件）については、多原料混合での効率的なペレット化技術の開発を進めている。下水汚泥・し尿汚泥からの固形燃料開発（25年度採択：1件）については、省エネルギーな乾燥技術、燃焼性能の向上を目指す研究開発を進めている。	1. 「戦略的次世代バイオマス利用技術開発事業（実用化技術開発）」において、草本系固形燃料（ペレット化）（25年度採択：1件）について、28年度まで継続し、多原料混合による安定的かつ安価なバイオマスペレット燃料製造技術確立させる。

国土交通省	2. 「地域バイオエタノール流通システム実証事業補助金」において、廃食用油等から作成されたバイオエタノール燃料の一体的・先進的流通システムや技術課題に取り組み地域の主体を支援し、バイオエタノール燃料の供給・生産・流通量の安定化を図る。(③) 3. 「セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業」「セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業」「バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業」において、開発輸入を念頭に置いたエタノール生産技術の開発を行い、現在世界で最も未確立の第二世代バイオエタノールの製造技術の確立確保及び製造コスト低減による国際競争力の確保を目指す。(③)	2. 「地域バイオエタノール流通システム実証事業補助金」において、流通インフラの整備による流通経路の確保、自治体等と連携による利用拡大などを実施。 3. 「セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業」において、セルロース系バイオマスからのエタノール製造という生界でも確立していない技術開発に取り組み、各要素技術の開発目標(エネルギー収支(2倍以上)・GWP削減率(ガソリン比50%以上)など)のLCC目標の実現しつつ、各プロセス(前処理・糖化/発酵/蒸留・脱水)の改良は概ね達成した。要素技術には優れたものがあり、前処理、糖化/発酵の技術について、大幅なコスト削減の可能性を示した。また「バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業」においては燃料用バイオマス高生産性植物の選定・改良技術、土壌選別等の植栽技術などを用いた収量アップ等の基礎技術研究、有用微生物の改良、及びバイオロジック詳細設計のためのデータ取り、高活性酵素生体菌の改良、及びバイオロジック詳細設計のためのデータ取りを実施した。	2. 「地域バイオエタノール流通システム実証事業補助金」において、前年度までの取組である流通インフラの整備による流通経路の確保、自治体等と連携による利用拡大などを継続して規模を拡大していく。 3. 「セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業」において、セルロース系エタノール商業用実証プラント一貫生産システムの構築のためのバイオロジックプラントの建設に向けて、前処理・糖化と発酵プロセスの最適化を検証する。また「バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業」において、燃料用バイオマス高生産性植物の選定・改良技術、土壌選別等の植栽技術などを用いた収量アップ等の基礎技術研究、有用微生物の改良、及びバイオロジック詳細設計のためのデータ取り、高活性酵素生体菌の改良、及びバイオロジック詳細設計のためのデータ取り、バイオロジック設備の設計・建設を行う。	2. 「地域バイオエタノール流通システム実証事業補助金」において、これまでの取組である流通インフラの整備による流通経路の確保、自治体等と連携による利用拡大などを継続し、規模を拡大していく。 3. 「セルロース系エタノール生産システム総合開発実証事業」において、セルロース系エタノール商業用実証プラント一貫生産システムの構築のためのバイオロジックプラントの建設に向けて、前処理・糖化と発酵プロセスの最適化を検証する。また「バイオ燃料製造の有用要素技術開発事業」において、燃料用バイオマス高生産性植物の選定・改良技術、土壌選別等の植栽技術などを用いた収量アップ等の基礎技術研究、有用微生物の改良、及びバイオロジック詳細設計のためのデータ取り、高活性酵素生体菌の改良、及びバイオロジック詳細設計のためのデータ取り、バイオロジック設備の設計・建設を行う。
	1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定(社会資本整備総合交付金)。 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新技術実証事業) 燃料の標準化 下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進(④)	1. 平成25年度の取組は以下の通りである。 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金)。 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新技術実証事業)におけるバイオマス発電技術の実証。	1. 平成26年度の取組は以下の通りである。 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金)。 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新技術実証事業)における水素製造技術実証事業の実証。	1. 平成27年度の取組予定は以下の通りである。 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金)。 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新技術実証事業)におけるバイオガス活用技術の実証。

			燃料の炭素化（下水汚泥固形燃料のJIS化）	下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（下水処理場における総合バイオマス活用検討）
農 林 水 産 省	1. 【再掲】関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。(③) 2. 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を推進する。(③) 3. 未利用間伐材等の木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のため、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立を図る。 また、未利用間伐材等を原料とする熱効率が低い新たな固形燃料や発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良を支援し、木質バイオマスの利用拡大を図る。(③) 4. 地域バイオマスの利用を促進して地域の活性化に貢献するため、農山漁村に既存する未利用バイオマスや資源作物を原料として、効率的にバイオ燃料や化学品等に交換する技術の開発を実施。(③)	1. 【再掲】農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とすべく、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組に対する支援を実施。 2. ベレット製造設備や木質ペレットボイラー等を225件整備した。 3. 全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向け、相談窓口において約160件の問合せへの対応を行うとともに、延べ約30名の専門家を現地派遣し、直接指導を実施した。 また、低コストな小規模発電技術の開発など、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等への支援を7件実施した。 4. 農山漁村で豊富に得られる草本、木質、微細藻類からバイオ燃料等を製造する技術の開発を実施し、バイオ燃料生産に適した資源作物を育種して優良な系統を選抜するなどの成果を得ている。	1. 【再掲】引き続き、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援。 2. ベレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備を支援する。 3. 未利用木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のために必要な調査を行うとともに、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立に向けた支援を実施する。 また、発電量を高めたペレット製造技術の開発・実証など、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等への支援を8件実施する。 4. (1) 草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発 (2) 林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発 (3) 微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発	1. 【再掲】今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域づくりに向けた取組を推進。 2. 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を引き続き推進する。 3. 地域密着型の小規模発電や熱利用を推進するため、専門家の現地派遣、欧州の技術者を活用した人材育成等への支援を実施するとともに、引き続き、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立に支援を実施する。 また、木質バイオマスの高付加価値製品、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発及び改良等に対する支援を引き続き実施する。 4. 引き続き、次の取組を行う。 (1) 草本を利用したバイオエタノールの低コスト・安定供給技術の開発 (2) 林地残材を原料とするバイオ燃料等の製造技術の開発 (3) 微細藻類を利用した石油代替燃料等の製造技術の開発

5 循環産業の育成

(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成

業
域
省

① 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、優良産業廃棄物処理業者認定制度・熱回収施設設置業者認定制度の普及や、優良事業者の情報発信を強化する。

② 環境配慮設計や資源生産性の向上等を促進するとともに、再生原材料の利用拡大など製造業者等とリサイクル事業者等が一体となった取組の拡大を促す。

③ リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質の確保に向けた取組を促進する。

④ 循環資源を用いた再生品等の品質や安全性を高め、いくととともに、そのブランド化等により競争力強化を図る。

また、リユース製品やリサイクル製品等の品質・安全・環境負荷低減効果についてわかりやすく提供・表示する、エコマーク等の環境ラベリング等の取組を促進する。

1. 優良処理業者者に優遇措置を講じる優良性評価制度を平成 17 年度に創設し、さらに優良処理業者へのインセンティブを改定した優良産業廃棄物処理業者認定制度を平成 23 年 4 月から運用している。また、平成 25 年には環境配慮契約法に「産業廃棄物の処理に係る契約」を類型追加し、優良処理業者が環境処理委託契約で有利になる環境を整備した。加えて、これらの制度の浸透を図るため、排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム事業を行うとともに、優良処理業者の情報発信サイト「優良さんばいナビ」の機能強化及び産業廃棄物の適正処理を推進する電子マニフェストの普及拡大を図るための取組を行っている。

具体的には、平成 24 年度に、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成するための排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム形成に向けたフォーラムを開催するなどの啓蒙事業や、排出事業者と優良処理業者が情報の公表、共有をするためのウェブサイトである優良さんばいナビの利便性向上のためのシステム改良を行った。その結果、優良認定業者が 67%増加するなどの効果が発揮された(平成 23 年度末で 313 者、平成 24 年度末で 522 者)。また、事業者による循環管理や行政による監視業務の合理化に繋がる電子マニフェストの利用者を増やすためのシステム改良や講習会等を全国各地で 10 回開催するなどの取組を行い、平成 24 年度末の電子マニフェスト普及率は 30%となった。(①)

2. 【再掲】スーパーの店舗等の事業系ルートにおいて回収されたペットボトルに関する BioB 等の高度なリサイクルの促進(②)

1. 平成 25 年度は、フォーラムを全国 2 箇所において実施するなどの啓蒙事業や優良さんばいナビのシステム改良を行った結果、優良認定業者が 37%増加するなどの効果を発揮している(H24 年度末:522 者 H25 年度末:713 者)。また、電子マニフェストシステムの改良や講習会等を全国各地で 15 回開催するなどの取組を行い、平成 25 年度末の電子マニフェスト普及率は 35%となった。

2. 【再掲】使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル(BtoB)」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済みペットボ

1. 平成 26 年度は、排出事業者と優良処理業者により構成されるシンポジウムを東京、名古屋、福岡の3箇所で開催し、これらの事業者間の連携・協働に向けたビジネス・マッチングを行うとともに、優良さんばいナビの利便性向上のため、のシステム改良を引き続き実施する。

2. 【再掲】ペットボトルについて、スーパー等の店舗における回収及び高度なリサイクルに関して関係者の連携による持続的な取組を促進するために、関係者間における意見・情報交換の促進等

1. 今後は、優良処理業者が優位に立てる環境づくりを継続して進めるとしており、優良処理業者の育成に繋がる電子マニフェストについては、平成 25 年 10 月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、平成 28 年度に普及率 50%の目標を達成すべく普及啓発に努めることとしている。

2. 及び3. 【再掲】中央環境審議会及び産業循環審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、毎年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。

⑤ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取組み、リデュース・リユース製品等も重点を置いて3R製品等を調達するとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。 ⑥ 地方公共団体における廃棄物処理の透明化を図るため、一般廃棄物会計基調の普及を進める。 ⑦ 各事業者における、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の取組を促進する。 ⑧ 税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。	3.【再掲】プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化支援(②、④) 4.【再掲】使用済製品等のリユース促進事業研究会を設置し、リユースに関する取組の活性化を図るための事業を実施する。(③)	ルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済ペットボトルに係る品質等について把握した。 3. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化及び材料リサイクルにより生産された再生品の受容拡大のために、再生品について文具、玩具、日用品等への利用可能性調査を行った。 4. リユース業界の優良化のため、リユース業界を取り巻く環境調査法について整理した上で、リユース業に関する環境調査法・ベンチマークを作成し、リユース業界団体を通じてリユース業者に配付した。	を実施する。 3. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るため、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行う。 4. リユース業界団体との意見交換会を開催し、リユース業に関する環境調査法・ベンチマークの効果や活用状況について検証するとともに、必要に応じてベンチマークの修正を行う。	4. リユース業界団体との意見交換会を引き続き開催し、リユース業界の優良化について検討する。
5.グリーン購入の推進に資するため、環境ラベルやデータ集など製品の環境情報を提供する各種の制度を紹介してインターネット上で紹介する「環境ラベル等データベース」を平成14年度に構築し、現在も継続して運用を実施。 また、環境表示が消費者にとって理解されやすく共通できる有益な情報として機能し、各事業者及び団体が適切な環境情報を提供するための体制を構築し、様々な利害関係者との環境情報に関する相互理解を深めることを目的に、平成20年1月に「環境表示ガイドライン」を策定。このガイドラインでは、主に事業者及び事業者団体が消費者に向けて、環境ラベルを含む環境情報を提供する場面の望ましいあり方について、環境表示に関する国際規格(ISO14020シリーズ)への準拠を基本的な考え方として作成し、正確かつ信頼性を担保した適切な環境表示をめざし、本ガイドラ	5.「環境ラベル等データベース」の掲載情報は随時更新。 また、「環境表示ガイドライン」等の普及・活用状況についてアンケート調査を行うとともに、有識者等により校正する「環境表示のあり方及び信頼性確保のための検討会」を平成25年12月と平成26年2月の計2回開催し、平成20年以降の環境表示等にかかる取組状況の総括と今後の課題について取りまとめを行った。	5.「環境ラベル等データベース」の掲載情報は随時更新。	5.「環境ラベル等データベース」の掲載情報は随時更新。	5.「環境ラベル等データベース」の掲載情報は随時更新。

(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成

① 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を育み、資源の有効活用を促進するため、優良事業者の認定制度・優良事業者の認定制度・優良事業者の認定制度・優良事業者の認定制度を強化する。

② 環境配慮型設備や資源生産性の向上等を促進するとともに、再生原材料の利用拡大など製造業等とリサイクル事業者等が一体となった取組の拡大を促す。

③ リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質の確保に向けた取組を促進する。

④ 循環資源を用いた再生品の品質や安全性を高め、リユース品の品質・安全性・環境負荷低減効果について、エコマーク等の環境ラベリング等の取組を促進する。

⑤ 国が率先して、グリーン

インの普及啓発に努めている。(4)

6. グリーン購入法に基づき、3R製品等を含む環境配慮型製品の調達や環境に配慮したサービスを推進するとともに、環境配慮型製品の調達に必要の見直しを行うことなど、環境に配慮した取組を推進するなど、国が率先した取組を実施。(3)

7. 環境省では、平成19年6月に①「一般廃棄物処理法」に基づく、②「一般廃棄物処理法」に基づく、③「市町村における環境型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(①、②、③)を策定し、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組を支援している。(3)

8. 中小企業向け環境マネジメントシステムである、「エコアクション21ガイドライン」を策定し、その普及促進を行っている。(1)

9. 環境配慮促進法を定め、事業者が自主的に環境報告書を作成・公表することを促している。(1)

6. グリーン購入法及び環境配慮型製品の調達に必要の見直しを行うことなど、環境に配慮した取組を推進するなど、国が率先した取組を実施。(3)

7. 平成25年度は、一般廃棄物処理法に基づき、3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者等に対し、3つのガイドラインの活用方法等についての説明会を開催した。さらに、3つのガイドラインに関する市町村担当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や支援ジャンルの更新等を行った。

8. 中小企業が取り組むメリットを感じられるよう、国、自治体、金融機関、企業等と連携して、種々の普及促進施策を実施。この結果、「エコアクション21」認定登録企業数は原則に増加した。

9. 事業者が適切なコミュニケーションを図ることができるよう、「環境報告ガイドライン2012年度版」の公表など、環境報告の明示インフラを整備。この結果、環境報告書の作成・開示事

6. グリーン購入法及び環境配慮型製品の調達に必要の見直しを行うことなど、環境に配慮した取組を推進するなど、国が率先した取組を実施。(3)

7. 平成26年度は、一般廃棄物処理法に基づき、3つのガイドラインの普及促進を目的として、市町村担当者等に対し、3つのガイドラインの活用方法等についての説明会を開催した。さらに、3つのガイドラインに関する市町村担当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や支援ジャンルの更新等を行った。この結果、「エコアクション21」認定登録企業数は原則に増加した。

8. 多くの中小企業が環境マネジメントに着手できるよう、「エコアクション21」の普及促進を行っている。また、市町村や学識経験者等に対し、一般廃棄物処理法に基づき、3つのガイドラインの活用方法等についての説明会を開催した。さらに、3つのガイドラインに関する市町村担当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や支援ジャンルの更新等を行った。

9. 環境報告の更なる利用促進を図るため、情報開示の義務化の整備事業に着手している。この結果、環境報告書の作成・開示事

6. グリーン購入法及び環境配慮型製品の調達に必要の見直しを行うことなど、環境に配慮した取組を推進するなど、国が率先した取組を実施。(3)

7. 平成27年度も引き続き、市町村等による環境配慮型製品の調達・3Rの推進に向けた取組を支援するため、一般廃棄物処理法に基づき、3つのガイドラインの活用方法等についての説明会を開催した。さらに、3つのガイドラインに関する市町村担当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や支援ジャンルの更新等を行った。

8. ISO14001改定等を踏まえ、「エコアクション21ガイドライン」改訂に着手するほか、引き続きエコアクション21の普及促進を行う。また、「エコアクション21」の普及促進を図る。この結果、「エコアクション21」認定登録企業数は原則に増加した。

9. 情報開示義務の整備事業を推進するとともに、情報開示の義務化の整備事業に着手している。この結果、環境報告書の作成・開示事

国土交通省	1. グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進する。(⑤)	1. グリーン購入法に基づき、乗算への負荷の低減に資する資材の調達を推進。また、一般からの提案を参考として、公共工事において調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、特定調達品目の追加、見直し等の検討を実施。	1. 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による公共工事における環境物品等の調達により、乗算への負荷低減を推進している。	1. 引き続き調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として、特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。
厚生労働省	1. 環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進 ・平成16年に「エコプロダクツ大賞」制度を創設。 乗算負荷の低減に配慮した製品・サービスで「エコプロダクツ」であって、すぐれた正賞が組み込まれたものを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図る事が目的である。 ・第1回から「エコプロダクツ大賞」を関係府省とともに後援し、その審査員会委員に参画。厚生労働省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。(②)	1. 平成16年度以降、製薬会社等が開発したエコプロダクツに対し、エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞8件が公布された。	1. 製薬業界等においても着実に、エコプロダクツの更なる開発・普及への取組が進展していると見られる。	1. 引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当該所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。
(2) 静脈物流システム の構築 ① 静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。	1. モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業を通じて、静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進する。(②)	-	1. モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助した。	1. 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進するため、国土交通省と環境省が連携し、引き続き、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助していく。
② 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に乗算負荷が小さい鉄道・船舶へと	1. 静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。(①)	1. これまでに22の港湾をリサイクルポートに指定しており、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行っている。	1. これまでに22の港湾をリサイクルポートに指定しており、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行っている。	1. 引き続き、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なリサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。

転換するモーダルシフトを促進する。 ③ 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に利用促進システム(スーパーフェニックス)を推進する。 ④ 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。	2. 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。(②) 3. 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム(スーパーフェニックス)を推進する。(③) 4. 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。(④)	- 3. 小名浜港等において建設発生土の受入を実施した。 -	2. 「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」により、2件の事業を実施している。 3. 小名浜港等において建設発生土の受入を実施している。 4. 「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」により、2件の事業を実施している。	2. 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい船舶へと転換するモーダルシフトを引き続き促進する。 3. 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム(スーパーフェニックス)を引き続き推進する。 4. 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を引き続き進める。
--	--	---	---	---

6 廃棄物の適正な処理	(1) 不法投棄・不適切処理対策	環境省			
	① 廃棄物処理法を適切に施行しつつ、平成22年に行った同法改正の効果を検証し、その結果を踏まえ、同法の改正を検討する。 ② 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用や、関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣することにより都道府県等を支援する。	1. 平成22年に改正された廃棄物処理法附則第13条に基づき、同法の施行から5年の経過後、改正法の施行状況を調査し、必要があると思われる場合は検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを予定している。(①) 2. 産業廃棄物の不法投棄等事案について、不法投棄ホットラインの情報を窓口として、不法投棄ホットラインを設け、通報された情報を地方環境事務所や関係地方公共団体へ提供している。また、現地調査や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去等の手法の検討等の助言等を行っている。(②) 3. 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策として、平成19年度より毎年設定している、全国ごみ不法投棄監視ウィーク(毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日))を中心として、国民、事業者、地方公共団体、国等の各主体が一体となって、普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした取組を実施している。(③) 4. 個別の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、廃棄物処理法に基づく基金により適切な支援を行う。	1. 平成25年度は、全国から43件の不法投棄等事案に関する情報が不法投棄ホットラインに通報された。また、全国19ヶ所の不法投棄等事案に対して、専門家を派遣し、助言等の支援を行った。 2. 平成25年度は、全国から43件の不法投棄等事案に関する情報が不法投棄ホットラインに通報された。また、全国19ヶ所の不法投棄等事案に対して、専門家を派遣し、助言等の支援を行った。 3. 5月30日から6月5日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定するとともに、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施した。その結果、平成25年度は、全国で3,512件の普及啓発活動や監視活動等が実施された。また、ブレイク会議を開催する等、各地方環境事務所管内の都道府県等との不法投棄等防止ネットワークの構築を行った。 4. 平成25年度は、香川県豊島市等12市町村について、産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。	1. 平成25年度は、香川県豊島市等12市町村について、産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。 2. 平成25年度は、香川県豊島市等12市町村について、産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。 3. 5月30日から6月5日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定し、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施した。その結果、平成25年度は、全国で3,512件の普及啓発活動や監視活動等が実施された。 4. 平成25年度は、香川県豊島市等12市町村について、産業廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。	1. 次年度が廃棄物処理法改正法施行後5年に当たることを受け、左記取組課題のとおりに、必要な措置を講ずることを予定している。 2. 引き続き、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用をするとともに、現地調査や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣することにより都道府県等を支援する。 3. 引き続き、5月30日から6月5日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定し、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施し、不法投棄等の未然防止・拡大防止を推進していく。 4. 産業廃棄物処理法に基づく特定支障除去等事業が同法の有効期限までに完了するよう事業の計画的かつ着実な推進を図るとともに、平成25年2月に取りまとめられた「支障除去等に関する基金のあり方懇談会報告書」当面の財政的な支援について1日も遅まえて、引き続き財政支援のあり方等の検討を進めていく。

これらにより、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事業について、馬場に対策が実施されるよう、地方公共団体に対して指導・支援を行う。 ③ 産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化の拡大に向けて、IT技術を活用したシステム改良による利便性の向上や普及啓蒙を行う。 ④ 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な運用、国への制度周知等により、強化する。 ⑤ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成21年法律第82号)に基づき発生抑制対策等の海岸漂着物対策を行う。	支障の除去等事業に対しては、逆廃格措置に基づく財政支援を行っている。(②) 5. 事業者にとつて情報管理の合理化に繋がることや、偽造がしにくく行政の監視業務の効率化に繋がる等のメリットがある電子マニフェストの利用者を増やすため、研修会や操作講習会を実施するとともに、利便性向上のためのシステム改良等を行い、電子マニフェストの普及拡大を図る。(⑤)	5. 平成25年10月に平成28年度の電子マニフェスト普及率50%を目標とした「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定した。 ロードマップに基づき、全国各都府県マニフェスト研修会、操作講習会を開催した他、収集運搬終了報告における利便性向上のためのシステム改良を行った。また、環境配慮契約法の産業廃棄物の処理に係る契機について、全自治体あてパンフレットを発送した。 その結果、平成25年度末の電子マニフェスト普及率は35%となった。	6. 国県向けチラシ・ポスターを作成し、全都道府県・市町村へ配布した。併せて、無許可の廃棄物回収業者に関する啓発を図るため、環境省ホームページにQ&Aページ(啓発ページ)を設けた。 さらに、インターネット対策として、違法な廃棄物回収に関する広告掲載について、Yahoo!、Google に違反広告申請を実施し、広告審査の再検討・注意喚起、及び広告の削除の検討を依頼した。また、「不用品回収」等の、違法な廃棄物回収と親和性のあるキーワードを検索した際に、環境省の啓発ページを表示するインターネット広告を実施した。	6. 国県向けチラシ・ポスター等を活用した広報を実施している。併せて、イベント・説明会等の機会を利用して意識啓蒙を行っている。 また、各自治体の指導事例等の情報を収集し、優良事例として自治体間で共有し継続的・組織的な対応を実施するために研修会を実施予定。 あわせて、チラシ・ポスター等の啓発ツールの活用方法等を含め、効果的な情報発信方法について再検討する機会を設ける。	7. (1) 32の都道府県において、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業/平成25、26年度で総額約100億円)を活用し、地域計画の策定、海岸漂着物の回収・処理、発生抑制対策等の取組が進められた。平成	7. (1) 海岸漂着物対策を総合かつ効果的に推進するため、海岸漂着物対策推進会議や国際的な協議の場等を通じて、関係者間での連携を図り、海岸漂着物対策の一層の推進に努める。
---	---	---	---	---	--	---

⑧ 乗機に配慮した先進的なシブサイクルシステムを構築し、国内における航行体制整備を図る。また、便用者PR等について、リサイクルの必要や、事業者団体が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。	農林水産省、国土交通省	1. 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと認められる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設等の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する。 (⑤)	25年度には約3万5千のゴミが回収された。 (2) 海岸漂着物等の組成や量などの実態を把握するための現地調査を実施することと、原因究明、発生源対策のための調査を実施した。 (3) 国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物等の削減にむけた取組を実施した。	1. 広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ゴミや流木等処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行う。	(2) 海岸漂着物等の組成や量、生態系への影響など実態を把握するための現地調査を実施するとともに、原因究明、発生源対策のための調査を実施する。 (3) 国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物等の削減にむけた取組を実施する。	1. 引き続き、広範囲にわたり堆積し、海岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ゴミや流木等処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行う。
国土交通省	1. 「全国ゴミ不法投棄監視ネットワーク」の関係機関として、地方公共団体や事業者と一体となり、関係機関における不法投棄等監視や啓発活動、海岸環境保全指導を実施した。(③)	2. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ゴミの回収を行うとともに、船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、国土交通省及び関係機関等により油の除去を行っている。 また、海上保安庁では船舶及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員強化の訓練・研修等を通じ、対応能力強化を推進し、関係機関との合同訓練に参画する等、連携強化を図り、迅速かつ的確な対応等、連携強化を図る。	1. 平成25年度の「全国ゴミ不法投棄監視ネットワーク」においても、新規及び継続の各種取組を実施した。 2. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ゴミの回収を行うとともに、船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、国土交通省及び関係機関等により油の除去を行っている。 また、海上保安庁では船舶及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員強化の訓練・研修等を通じ、対応能力強化を推進し、関係機関との合同訓練に参画する等、連携強化を図る。	1. 平成26年度の「全国ゴミ不法投棄監視ネットワーク」においても、新規及び継続の各種取組を実施した。 2. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ゴミの回収を行うとともに、船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、国土交通省及び関係機関等により油の除去を行っている。 また、海上保安庁では船舶及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員強化の訓練・研修等を通じ、対応能力強化を推進し、関係機関との合同訓練に参画する等、連携強化を図る。	1. 引き続き、関係省庁や地方公共団体、各種ボランティア団体と連携協力し、「全国ゴミ不法投棄監視ネットワーク」等を通じて不法投棄等監視や啓発活動、海岸環境保全指導を推進する。	1. 引き続き、関係省庁や地方公共団体、各種ボランティア団体と連携協力し、「全国ゴミ不法投棄監視ネットワーク」等を通じて不法投棄等監視や啓発活動、海岸環境保全指導を推進する。

③ シップリサイクル条約が要求する最終要件につき、我が国の船舶解体事業者における対応状況等について調査を実施。 使用済 FRP 船の再資源化の推進 FRP (繊維強化プラスチック) 船については、平成 17 年 11 月から国土交通省が設立したリサイクル技術センター(株)日本船艇工業会(現(一社)日本マリン事業協会)が廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用して「FRP 船リサイクルシステム」の段階的な構築及び運用に取り組んでいるため、同システムの普及啓発を実施。(③)	処に努める。(②) 3. シップリサイクル条約が要求する最終要件につき、我が国の船舶解体事業者における対応状況等について調査を実施。 使用済 FRP 船の再資源化の推進 FRP (繊維強化プラスチック) 船については、平成 17 年 11 月から国土交通省が設立したリサイクル技術センター(株)日本船艇工業会(現(一社)日本マリン事業協会)が廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用して「FRP 船リサイクルシステム」の段階的な構築及び運用に取り組んでいるため、同システムの普及啓発を実施。(③)	運送強化を図り、迅速かつ的確な対応に努めた。 3. 学識者等で構成する委員会を設置し、シップリサイクル条約の履行に係る要件につき、我が国法令の対応状況等を調査するとともに、船舶解体事業者の対応状況について調査を実施。 平成 20 年度から全国において(一社)日本マリン事業協会が「FRP 船リサイクルシステム」の本格運用を開始した。また、リサイクル処理の必要性及び FRP 船リサイクルシステムの周知啓発等を行うことにより、FRP 船のリサイクル処理の普及促進活動を実施。平成 25 年度は 532 隻の FRP 船をリサイクル処理。	運送強化を図り、迅速かつ的確な対応に努めている。 3. シップリサイクル条約が要求する労働安全衛生に係る要件につき、我が国法令の対応状況等を調査するとともに、船舶解体事業者の対応状況について調査を行う。 全国において同システムの本格運用を開始した。 また、全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃棄物処理協議会を開催し、不法投棄された FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施した。	の合同調練に参画する等、運送強化を図り、迅速かつ的確な対応に努めていく。 3. 海外の主要船舶解体国との条約締結に係る動向等を調査し、条約の早期発効に向け課題を明確にする。 全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃棄物処理協議会を開催し、不法投棄された FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施する。	1. 最終処分場の設置又は改造、既立物の収容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業とするとともに、必要に応じて、交付対象事業の見直し等を検討する。 2. 産業廃棄物の最終処分場の施設整備のため、引き続き、申請に応じて廃棄物の処理法に基づく産業廃棄物処理センターの指定を行うとともに、さらに民間を含め、優良な処理施設の整備を支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進を図る(平成 4 年法律第 62 号)に基づく特定施設の指定を行う。また、産業廃棄物処理施設のモデル整備事業に対する補助制度により、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備促進を図った。 2. 産業廃棄物の最終処分場の施設整備のため、引き続き、申請に応じて廃棄物の処理法に基づく産業廃棄物処理センターの指定を行うとともに、さらに民間を含め、優良な処理施設の整備を支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進を図る(平成 4 年法律第 62 号)に基づく特定施設の指定を行う。また、産業廃棄物処理施設のモデル整備事業に対する補助制度により、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備促進を図った。
--	--	--	--	--	---

を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。 ④ 陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図るとともに適切に廃注を受け入れられる施設を確保する。	3. 民間を含め優良な処理施設の整備を支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成 4 年法律第 62 号)に基づく特定施設の認定を行う。(②)	4. 海面処分場の廃止後の水位管理及び早期安定化、跡地利用について、関係者と意見交換を行った。	4. 海面処分場の廃止に関する情報については、現行法に基づいて整理した上で、廃止の考え方としてまとめ、また、海面処分場の廃止に関する技術的な情報を広く周知することは有用であると考えられるため、技術情報集としてこれをまとめ、その他、海面処分場の形質変更に関し、有識者にアタリ、アンケート調査、文献調査等を行い、課題と運用の可能性のある技術等を整理する。	4. H26 年 3 月にとりまとめられた「巨大災害発生時における廃棄物対策のグランドデザイン」を踏まえ、「現行の海面処分場における論点整理」として、現行制度において検討が必要な事項について整理し、次年度以降の検討を行う。	5. 国際的にみても依然として我が国の海洋投入処分量が多い状況を踏まえ、より一層の削減に向けた方策の検討を行なう。
5. ロンドン条約 1996 年議定書の締結に伴い改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。)に基づき、平成 19 年度 4 月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を行う。(②)	5. 海洋汚染防止法に基づき廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。平成 25 年 6 月から平成 25 年 12 月までの海洋投入処分量は 188 万トンである。	5. 海洋汚染防止法に基づき廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。平成 25 年 6 月から平成 25 年 12 月までの海洋投入処分量は 188 万トンである。	5. 海洋汚染防止法に基づき廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。平成 25 年 6 月から平成 25 年 12 月までの海洋投入処分量は 188 万トンである。	5. 海洋汚染防止法に基づき廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。平成 25 年 6 月から平成 25 年 12 月までの海洋投入処分量は 188 万トンである。	5. 海洋汚染防止法に基づき廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。平成 25 年 6 月から平成 25 年 12 月までの海洋投入処分量は 188 万トンである。

国土交通省	1. 港湾の整備に伴う浚渫土砂や荷役利用で きない廃棄物を最終的に処分する海面処分 場について、港湾の秩序ある整備と整合を取 りつつ、計画的に整備する。(③) 2. 船舶等から発生する廃油については、 海洋投入処分が原則禁止されていること を踏まえ、適切に廃油を受け入れる施設を 整備する。(④)	1. 港湾整備により発生する浚渫土砂や 内陸部での最終処分場の確保が困難 な廃棄物を受け入れるために、事業の 優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分 場を計画的に整備してきた。 2. 廃油処理事業を行おうとする者 に対し、事業計画及び当該事業者の 事業遂行能力等について、国が適正 な審査を実施した。	1. 港湾整備により発生する浚渫土砂や 内陸部での最終処分場の確保が困難 な廃棄物を受け入れるために、事業の 優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分 場を計画的に整備している。 2. 廃油処理事業を行おうとする者 に対し、事業計画及び当該事業者の 事業遂行能力等について、引き続き 国が適正な審査を実施する。	1. 港湾の整備に伴う浚渫土砂や荷役利用 できない廃棄物を最終的に処分する海面処分 場について、港湾の秩序ある整備と整合 を取りつつ、計画的に整備する。 2. 船舶等から発生する廃油については、 海洋投入処分が原則禁止されていること を踏まえ、適切に廃油を受け入れる施設 を引き続き確保する。
-------	--	---	---	--

7 各個別法の対応

(参 1-2) に記載。

8 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発

(1) 環境教育等の推進 ① 環境教育等促進法に基づき、持続可能な社会の構築を目指す。家庭、学校、職場、地域等の様々な主体における環境教育、環境保全活動等を行う。環境教育等の重要性を考慮しつつ、総合的に推進する。 ② 学校教育においては、改訂した学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野をも含めた環境教育を一層推進する。	環境省 1. 環境教育等促進法の各条項に規定されている、環境保全に資する環境教育の場、団体、人材等の認定及び登録、認定の促進を行う。 (①) 2. ウェブサイトの登録やフォーラムの開催等を通じて、ESDの視点を取り入れた環境保全活動に取り組み団体や活動等のネットワーク化の充実を行う。 (①) 3. 産学官民のあらゆる主体が連携し、環境人材育成の取組についての意見交換や交流の促進を行う。 (①) 4. 各都道府県において、小中学校をはじめとした教育現場を中心に、その地域特性に合った環境教育プログラムを作成し、その実証を行う。 (①)	1. 人材認定等事業の登録 (法 11 条第 1 項)、環境教育等支援団体の指定 (法第 10 条の 2)、体験の機会の場の認定 (法第 20 条) について、それぞれ認定等を行い、ウェブサイト等を通じて、情報等の提供を行っている。 2. 「+ESDプロジェクト」、エコ学習ライブラリー」といったウェブサイトにより、広く情報提供を行っている。「+ESDプロジェクト」を通じて、各活動の「見える化」、「つながる化」が進んでいる。 3. 「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修を実施し、交流の機会を提供している。 4. ESDの視点を取り入れた環境教育について、モデルプログラムを20作成し、そのモデルプログラムに基づいて各都道府県において地域版環境教育プログラムを作成。小中学校をはじめとした学校教育現場での実証を行った (47 プログラム)。	1. 人材認定等事業の登録 (法 11 条第 1 項)、環境教育等支援団体の指定 (法第 10 条の 2)、体験の機会の場の認定 (法第 20 条) について、それぞれ認定等を行い、ウェブサイト等を通じて、情報等の提供を行っている。 2. 「+ESDプロジェクト」、エコ学習ライブラリー」といったウェブサイトにより、広く情報提供を行っている。「+ESDプロジェクト」を通じて、各活動の「見える化」、「つながる化」が進んでいる。 3. 「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修を実施し、交流の機会を提供している。 4. ESDの視点を取り入れた環境教育について、モデルプログラムを20作成し、そのモデルプログラムに基づいて各都道府県において地域版環境教育プログラムを作成。小中学校をはじめとした学校教育現場での実証を行った (47 プログラム)。	1. 引き継ぎ、人材認定等事業の登録 (法 11 条第 1 項)、環境教育等支援団体の指定 (法第 10 条の 2)、体験の機会の場の認定 (法第 20 条) について、それぞれ認定等を行い、ウェブサイト等を通じて、情報等の提供を行っている。 2. 引き継ぎ、「+ESDプロジェクト」、エコ学習ライブラリー」といったウェブサイトにより、広く情報提供を行っている。「+ESDプロジェクト」を通じて、各活動の「見える化」、「つながる化」を進めている。 3. 引き継ぎ、「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修を実施し、交流の機会を提供している。 4. 引き継ぎ、ESDの視点を取り入れた環境教育について、モデルプログラムを20作成し、そのモデルプログラムに基づいて各都道府県において地域版環境教育プログラムを作成。小中学校をはじめとした学校教育現場での実証を行った (47 プログラム)。 5. 引き継ぎ、環境教育のリーダー研修を開催していく。
--	---	---	---	--

	に対する環境教育のリーダー研修を開催。 (①)	平成 26 年 2 月に東京及び兵庫で開催した。	平成 27 年 2 月頃に開催予定。	1. 引き続き、ユネスコ、関係省庁等と連携し、ESD の推進に取り組む。
外務省・文部科学省・環境省	1. 日本政府とユネスコの共催で平成 26 年 11 月に ESD に関するユネスコ世界会議を我が国において開催する。(①)	1. ESD に関するユネスコ世界会議の開催に向け、共催者のユネスコ、関係省庁、関係団体等と準備を行った。	1. 平成 26 年 11 月 4 日から 8 日、岡山においてステークホルダーの三たる会合、また、10 日から 12 日、愛知・名古屋において関係者会合及び会合のとりまとめ会合の形で、持続可能な開発のための教育 (ESD) に関するユネスコ世界会議を、我が国及びユネスコの共催により開催し、150 の国・地域から、76 名の関係者をはじめとする政府関係者等が参加した。 今次会議は、「持続可能な開発のための 10 年 (DESD)」を絶頂とするともに、2015 年以降の ESD の推進方策について、様々な視点から議論が行われた。また、DESD の後継性組織であるグローバル・アクション・プログラムの開始を正式に発表するとともに、本会議の成果として、「あいち・なごや宣言」が採択された。	1. 引き続き、ユネスコ、関係省庁等と連携し、ESD の推進に取り組む。
文科省	1. 環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、環境のための地球学習観測プログラム (GLOBE) への参加や、環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修の実施 (①、②) 2. 環境を考慮した学校施設 (エコスクール) の整備推進に関するパイロット・モデル事業、屋外教育環境整備事業、大規模改修 (老朽・エコ改修) 事業、太陽光発電等導入事業の実施等により、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援 (①) 3. 社会教育において、公民館などの社会	1. 平成 25・26 年度の GLOBE 協力校として、全国 16 校を指定した。(第 10 期) また、環境省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成 26 年 2 月に東京及び兵庫で開催した。 2. 平成 25 年度は、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校として 112 校を指定した。 3. 平成 25 年度は、公民館等を中心	1. 平成 25・26 年度の GLOBE 協力校として、全国 16 校を指定した。(第 10 期) また、環境省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成 27 年 2 月頃に開催予定。 2. 平成 26 年度は、6 月時点で、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校として 63 校を指定した。 (平成 26 年 6 月時点の認定実績計 1,547 件) 3. 平成 26 年度は、公民館等を中心	1. 引き続き、環境のための地球学習観測プログラム (GLOBE) への参加や、環境教育のリーダー研修の開催などを実施 2. 引き続き、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援 3. 公民館等を中心とした社会教育活動

教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体などが連携し、環境保全などの地域の課題を解決していくための取組を支援し、地域の教育力の向上を図る。 (①) 4. 循環型社会の形成も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、ESDの推進拠点と位置づけられているユネスコスクール（推進拠点）においてユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ、環境教育を含む「国連持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進している。（①、②）	とした社会教育活性化支援プログラムにおいて、環境保全に関係するものとして、2件の取組を採択した。 4. 平成25年度は、ユネスコスクール数が全部で705校となった。また、日本／ユネスコパートナーシップ事業において、ESD活動の支援に関わる12件の取組を採択した。	とした社会教育活性化支援プログラムにおいて、環境保全に関係するものとして、3件の取組を採択した。 4. 教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域においてESDを実施することにより、ユネスコスクール以外のESDの普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育て、（平成26年度採択事業数：5件）さらに、日本／ユネスコパートナーシップ事業において、ESD活動の支援に関わる5件の取組を採択した。	化支援プログラムの成果に関する情報提供を行い、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進する。 4. 「国連ESDの10年」の後継プログラムである「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム」が示す3つの優先行動分野に重点的に取り組むため、ユネスコに対して信託基金を提出するとともに、引き続き、教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ESDの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育て、	1. 水源涵養、山地災害防止や地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能や、その機能を発揮させるために社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野とも連携しつつ、森林環境教育・木育を推進。（①） 1. 学校教育における森林での体験活動を推進するため、「学校林・遊々の森、全国子どもサミットを顕彰し、体験活動の実施に関する情報交換を促進。木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動としての「木育」を推進。 木育プログラム実践：44校 木育キャラクター実施：13箇所 木育インストラクター養成：78名 学校等が森林教室や体験活動を実施するためのフィールドとして、国営林を推進。平成25年度に新たに6箇所を推進。遊々の森の協定締結し、学校等による森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動を実施。
				1. 引き続き、教育分野との一層の連携を図りつつ、これらの取組を継続し、森林環境教育・木育の推進を図る。 また「遊々の森」の協定締結を推進するとともに、既設箇所において、森林教室や自然観察、体験林業等を実施。

(2) 3 Rに関する情報共有と普及啓発 ① 創薬型社会の形成に際する最新データ等の情報提供、創薬基本計画の周知、創薬型社会の形成に向けた様々な取組事例の情報発信等を行う。また、毎年10月を3 R推進月間として、創薬型社会の形成に向けた取組をより一層推進する。 ② 各主体の創意工夫による新薬事業の創成や先達事例の普及を進めるため、(ア)地域における活動の核となっている北方公共団体、(イ)様々な研究成果を蓄積している学術・研究機関、(ウ)コンセンサス提供やコーディネーター機能を発揮しているNPO、(エ)技術情報等を有し、生産・販売活動等を行う事業者の間で情報の共有化・ネットワーク化を図る。 ③ 創薬型社会形成に向けた状況把握のためには本計画で提示する物質フロー指標、取組指標をはじめとする改善の要となる取組とともに、その裏付けとなるデータの改善・整備を並行して推進する。	財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省 1. 10月の3 R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁 (①、②)										
--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

④ 地方公共団体、事業者など様々な主体が構成員となっていて3R活動推進プログラムとの連携で、3R推進全国大会を開催し、3Rに関する各種取組の紹介や循環型社会推進功労者の表彰等により、国民の意識向上や具体的な行動を促す。よりきめ細やかな活動を実施するたため、ブロック単位での3R推進地方大会も開催する。さらに、様々な分野の団体が集まり、国及び自治体とも連携しつつ「リデュース・リユース・リサイクル」推進功労者表彰等の活動を行っているリデュース・リユース・リサイクル推進協議会等の民間団体と今後連携し、なお一層の国民の意識向上や具体的な行動を促す活動を続ける。	・ 消費者庁	1. 第三次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標に関する情報を、毎年度、更新・公表する。 さらに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、それら指標の改善に向けた検討を行う。(①、③)	1. 平成25年度は、「循環型社会形成推進基本計画」に係る物質フロー及び指標について第一次計画までの指標の変遷、統計データから見る進捗状況等一。(平成26年3月)により、平成23年度の物質フロー及び指標のデータを公表した。 さらに、(1)第三次循環基本計画において今後検討することと明記された指標及び項目、(2)中央環境審議会循環型社会部会での循環基本計画及び循環基本計画の点検に向けた評価・点検、の検討を行うことを目的とし、平成25年度3月に、循環基本計画に係る指標に関する検討会を設置した。	2. 【再掲】循環型社会の形成に關する最新情報の提供、循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行う。(①)	2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。	3. 各主体間のネットワークの構築	1. 引き続き、毎年度、循環型社会の形成に關する最新データ等の情報提供を行うとともに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、指標の改善に向けた検討を行う。	1. 平成26年度は、平成24年度の物質フロー及び指標のデータについて検討する。 さらに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、第三次循環基本計画の指標について今後の検討課題等とされた事項等に関する検討を行う。	2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行う。	2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行う。	3. 地球環境パートナーシッププラ	3. 地球環境パートナーシッププラ
---	---------------	--	---	--	---	--------------------------	--	---	--	--	--------------------------	--------------------------

各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報収集・交換・発表・提供等を行う。(2)	4. 国民に対して3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省、消費者庁)連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施する。(4)	4. 国民に対して3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省、消費者庁)連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施する。(4)	4. 国民に対して3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省(財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、国土交通省、消費者庁)連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施する。(4)	市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組の支援や交流の機会を提供するために、「地球環境パートナーシッププラザ」(GEOC)及び「地方環境パートナーシップオフィス」(EPO)を拠点としてパートナーシップの促進を図る。地域の多様な主体との協働のもと、その資源や創意工夫を最大限活用し地域を活性化させ、持続可能な社会づくりに取り組む協働取組モデル事業を実施。
5. 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えつつ循環型社会を推進するため、国民、事業者、行政が一体となった国民運動として、3Rによる循環型社	5. 国民、事業者、行政が一体となった国民運動として、3Rによる循環型社会づくりを推進するため、「第8回3R推進全国大会」を栃木県において開催し、3Rに关する各種取	5. 平成26年度は、「第9回3R推進全国大会」を環境省、相模原市及び3R活動推進フォーラムと共催し、イベントを通して3R施策の普及啓発を行いまいります。大会式典で環境大	5. 平成27年度は、「第10回3R推進全国大会」を環境省、福井県及び3R活動推進フォーラムと共催し、イベントを通して3R施策の普及啓発を行う予定。また、引き続き、環境大臣表彰、3R推進ボスダ	5. 平成27年度は、「第10回3R推進全国大会」を環境省、福井県及び3R活動推進フォーラムと共催し、イベントを通して3R施策の普及啓発を行う予定。また、引き続き、環境大臣表彰、3R推進ボスダ

会づくりを推進するため、「3R推進全国大会」を開催し、3Rに関する各種取組の紹介、イベントの実施、各種キャンペーン等を通じて、国民一人ひとりの行動へつながる。また、地方環境事務所等が主催する地方大会との連携を図りつつ、循環型社会の形成に向けた施策の取組を進める。(②)	組の紹介、イベントの実施、環境にやさしい買い物キャンペーン等を実施した。また、地方環境事務所等が主催する地方大会との連携を図りつつ、循環型社会の形成に向けた施策の取組を進めた。	巨表彰を行う3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から約1万点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献した。10月の3R推進月間では「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、全国の都道府県や流通事業者・小売事業者の協力を得て、環境に配慮した商品の購入、マニパッグ持参など3R行動の実践を呼びかけた。また、循環型社会の形成や食リサイクルを推進したすぐれた取組などの環境大賞表彰の推薦、我が国の3R制度・技術・経験の発信についての調査研究を実施するとともに、これら3Rに関する情報をホームページやメールニュース等により、全国に提供した。 循環型社会形成推進功労者表彰は、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の適切な推進に顕著な功績があった個人、企業、団体を表彰し、その功績をたたえて、循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成18年度から実施している。 平成26年度の受賞者数は、1個人、8団体、8企業(計17件)であり、平成26年10月に開催される「第9回3R推進全国大会」式典において、表彰式が行われた。	6. 中央環境審議会及び産業資源循環推進委員会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。
6. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員(3Rマイスター)等の活動を支援し、容器包装リサイクルについての普及啓発を進めて行く。(③)	6. 普及啓発用資料の作成や、最新知見等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員(3Rマイスター)の活動を支援した。	6. 普及啓発資料について、容器包装廃棄物排出抑制推進員(3Rマイスター)の意見を踏まえた改訂を行う。また、改訂後の普及啓発資料の作成や、最新知見等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員(3Rマイスター)の活動を支援する。	6. 中央環境審議会及び産業資源循環推進委員会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。

経 済 産 業 省	1. 経済産業省では、3Rに関する法制度とその他の動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を毎年発行しているほか、3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供等を実施している。また、同ウェブサイトでは、普及啓発用DVD等の貸出も行っており、上記ウェブサイトで周知している。(①)	1. (1) 資源循環ハンドブック2010 13を5,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行った。 (2) 3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施した。	1. (1) 資源循環ハンドブック2010 14を4,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行う。 (2) 3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施している。	1. (1) 資源循環ハンドブック2015を作成し、関係機関に配布するほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行うこととしている。(2) 3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供及び貸出等を実施することとしている。
	2. 10月の3R推進月間において、関係8省庁が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(①、④) また、10月の3R推進月間に併せて実施されるリデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰(主催:リデュース・リユース・リサイクル推進協議会)(以下、「3R表彰」と言う。)及び資源循環技術・システム表彰(主催:(一社)産業環境管理協会)(以下、「システム表彰」と言う。)を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援している。(①、④)	2. (1) 3R表彰では、内閣総理大臣賞1件、経済産業大臣賞3件が表彰されたほか、システム表彰においては、経済産業大臣賞1件が表彰された。 (2) ポスター展示、リサイクルプラザ見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じて消費者向けの普及啓発を行った。	2. (1) 3R表彰では、内閣総理大臣賞1件、経済産業大臣賞2件、システム表彰では、経済産業大臣賞2件が表彰された。 (2) ポスター展示、リサイクルプラザ見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じて消費者向けの普及啓発を行った。	2. (1) 3R表彰及びシステム表彰に対する後援を通じ、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 (2) ポスター展示、リサイクルプラザ見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じて消費者向けの普及啓発を行うこととしている。
農 林 水 産 省	1. 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、3Rの取組が優れているものに農林水産大臣賞等を授与している。(④) 2. (一社)日本有機資源協会が主催する	1. 平成25年度の3R表彰において、農林水産大臣賞2件、3R推進協議会会長賞3件が表彰された。 2. 第1回食品産業もったいない大	1. 平成26年度の3R表彰において、農林水産大臣賞3件(5社)、3R推進協議会会長賞6件が表彰された。 2. 前年度に引き続き、食品産業も	1. 及び2. 引き続き当該表彰制度を通じて、農林水産業・食品関連産業における3R活動等の意識啓発に努めていくこととしている。

「食品産業もつたない大賞」を協賛し、地球温暖化・省エネルギー対策の取組が優れている企業、団体等に農林水産大臣賞等を授与している。(④)	賞において、農林水産大臣賞 1 件、食料産業局長賞 5 件、審査委員会委員長賞 6 件が表彰された。	1. 平成 4 年度以降、取組企業の事業所等に対し、 ・ 内閣総理大臣賞 1 件 ・ 厚生労働省大臣賞 19 件 ・ 3R 推進協議会会長賞 18 件 が公布された。	1. 事業者が行う 3R 活動の推進 3R 推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会委員に参画している。また厚生労働省等事業（医薬品等に係る）について、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。(④)	1. 毎年実施している建設リサイクル技術発表会・技術展示会を平成 25 年度は中部地方（愛知県）にて開催した。 また、リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰において、建設工事での優れた取組 6 件に対して国土交通大臣賞を贈った。	1. 毎年実施している建設リサイクル技術発表会・技術展示会について平成 26 年度建設リサイクル技術発表会・技術展示会を中国地方（広島県）にて開催した。 また、リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰において、建設工事での優れた取組 6 件に対して国土交通大臣賞を贈った。	1. 引き続き、各地方での建設リサイクル技術発表会・技術展示会やリデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰など各種取組を実施することとしている。	1. 引き続き、各地方での建設リサイクル技術発表会・技術展示会やリデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰など各種取組を実施することとしている。
--	---	---	---	---	--	--	--

(参考 1-2) 各個別法の対応

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(法の概要)	
○ 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするもの（昭和45年12月25日制定、昭和46年9月24日施行。以下「法」という。） 平成22年5月の法改正において、産業廃棄物処理法の優良化の推進を目的に、優良産業廃棄物処理業者認定制度を創設した。また、排出事業者による適正な処理を確保するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化する等の施策を講じた。 ○ 法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。（目標年度 H27） ・一般廃棄物 排出量約 4,800 万 t、再生利用量約 1,200 万 t、最終処分量約 500 万 t ・産業廃棄物 排出量 4 億 2,400 万 t、再生利用量 2 億 2,500 万 t、最終処分量 1,800 万 t ○ 第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。（目標年度 H29） ・ごみのリサイクル率 26% ・一般廃棄物処分場の残余率の平成19年度水準維持 ・浄化槽処理人口普及率 12%（目標年度 H29）	

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省	○ 基本方針の目標に対する実績 ・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量 4,543 万 t 再生利用量 938 万 t 最終処分量 482 万 t (H23 年度) ・産業廃棄物 排出量 3 億 8,100 万 t 再生利用量 2 億 t 最終処分量 1,200 万 t (H23 年度) ・一般廃棄物処分場の残余年数 19 年 (H23 年度) ・ごみのリサイクル率 21% (H23 年度) ・ごみ減量処理率 99% (H23 年度) ・浄化槽処理人口普及率 8.75% (H23 年度)	○ 基本方針の目標に対する実績 ・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量 4,522 万 t 再生利用量 925 万 t 最終処分量 465 万 t (H24 年度) ・産業廃棄物 排出量 3 億 8,100 万 t 再生利用量 2 億 t 最終処分量 1,200 万 t (H23 年度) ・一般廃棄物処分場の残余年数 20 年 (H24 年度) ・ごみのリサイクル率 20.4% (H24 年度) ・ごみ減量処理率 99% (H24 年度) ・浄化槽処理人口普及率 8.75% (H24 年度) ・8.88% (H25 年度)	○引き続き、優良認定制度、広域認定制度等の制度を運用し、法に基づいた廃棄物の適正な処理に努める。 ○次年度が、平成22年に改正された廃棄物処理法の施行後5年に当たることを受け、同法附則第13条に基づき、必要な措置を講ずることを予定している。

2. 資源の有効な利用の促進に関する法律

(法の概要)

- 資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
経済産業省 (関係府省) 環境省 国土交通省 農林水産省 財務省 厚生労働省	○本制度では、指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。 ・特定資源利用促進業種：5業種 ・特定資源利用促進製品：19品目 ・指定資源利用促進製品：50品目 ・指定資源利用促進製品：7品目 ・指定資源利用促進製品：2品目 ・指定資源利用促進製品：2品目 ○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取組進捗等を把握。 ○有識者等からなる第三者委員会において、製造事業者と所管官庁等について検討。	○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取組進捗等を把握。 ○有識者等からなる第三者委員会において、最近の製品や製造場の動向等を踏まえ、判断基準等について検討。	○引き継ぎ、施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取組進捗等を把握。 ○有識者等からなる第三者委員会において、同法が社会の状況に則したものであることについて検討を行い、必要に応じて、対象製品の追加・区分の変更等を行う。

3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(法の概要)

○家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。
 ○一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者に一定の役割を担わせることとした。
 ○排出者である消費者は分別排出を行い、市町村は分別収集を行い、事業者は再商品化を行うという役割を担っている。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省 国土交通省 厚生労働省 農林水産省	○容器包装廃棄物の分別収集量及び再商品化量はほぼ横ばいとなっている。 【平成24年度の実績】 ・分別収集量の合計 2,858,871(t) (前年度 2,885,377(t)) ・再商品化量の合計 2,750,417(t) (前年度 2,783,001(t)) ○平成25年4月に前回改正法の施行から5年が経過したことを受けて、同年9月から中央環境審議会と産業界等による関係者から構成される「容器包装リサイクル制度の施行状況の点検」として、関係者による点検を行うこととした。	○平成25年度から引き続き、中央環境審議会と産業界等による関係者から構成される「容器包装リサイクル制度の施行状況の点検」を行うこととしている。 ○3月の論点整理を踏まえ、年度末にまとめを行う予定。	○中央環境審議会及び産業界等による関係者から構成される「容器包装リサイクル制度の施行状況の点検」の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。

4. 特定家庭用機器再商品化法

(法の概要)

○廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進することを目的とし、平成13年4月に本法施行。特定家庭用機器を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することを規定している。

○法第22条第1項に定める再商品化率は以下のとおり。

エアコン 70%
エアコン・管デレピ 55%
ブラウ式・ブラズマ式デレピ 50%
液晶式・冷凍庫 60%
冷蔵庫・洗濯機 65%

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等） (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省 厚生労働省	○平成24年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約33%増であった。 ・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 平成24年度 1,120万台（前年度 1,680万台） ○平成24年度の再商品化実績 エアコン 91% ブラウ式・ブラズマ式デレピ 82% 液晶式・冷凍庫 80% 冷蔵庫・洗濯機 86% ○不法投棄台数 平成24年度 116,500台 (前年度 161,400台)	○平成25年5月から、平成26年7月まで中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において家電リサイクル制度の見直しについて審議を行い、報告書（案）を取りまとめられ、パブリックコメントを実施したところ。 ○平成25年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約14%増となっている。 ・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 平成25年度 1,273万台（前年度 1,120万台） ○平成25年度の再商品化実績 エアコン 91% ブラウ式・ブラズマ式デレピ 79% 液晶式・冷凍庫 80% 冷蔵庫・洗濯機 88%	○家電リサイクル制度の円滑な施行に向け、中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において取りまとめられた報告書の内容を踏まええた施策の具体化に取り組んでいく。

5. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(法の概要)

○建設工事において、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための法律であり、平成12年5月に施行。同法では対象建設工事を求面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事等とし、特定建設資材をコンクリート、建設廃棄物、木材、アスファルト・コンクリートの4品目に定めている。また、解体工事業を営もうとする者について、都道府県知事へ登録させることにより、適正な分別解体等を推進するものである。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
国土交通省 (関係府省) 環境省 農林水産省 経済産業省	○「建設リサイクル推進計画2008」に基づき各種施策を実施。その結果、建設廃棄物全体の再資源化・削減率は96%※まで到達し、同計画の目標値を達成。 ○特定建設資材廃棄物の再資源化等率※ ・アスファルト・コンクリート塊 99.5% (H24) ・コンクリート塊 99.3% (H24) ・建設発生木材 94.4% (H24)	○社会資本整備審議会建設部会と交通政策審議会建設部会が「建設リサイクル推進計画2014」を策定。国および地方公共団体の関係者が今後、中期計画に取り組み、建設リサイクルの関係を強化し、国土交通省において推進することを目指す。同計画において目標値を設定。(下表のとおり)	○「建設リサイクル推進計画2014」に基づき各種施策を実施。 (1)建設廃棄物の再資源化 (2)建設廃棄物の再資源化の促進 (3)建設廃棄物の再資源化の促進 (4)建設廃棄物の再資源化の促進 (5)建設工事における再資源材の利用促進 (6)建設発生土の有効利用・適正処理の促進 (7)建設発生土の有効利用・適正処理の促進 について、新たに取組むべき重点施策として実施。
	※平成24年度建設資材廃棄物実態調査(国土交通省)	計画の目標	

対象品目	評価指標	平成30年度目標
アスファルト・コンクリート塊	再資源化率	99%以上
コンクリート塊	再資源化率	99%以上
建設発生木材	再資源化・削減率	95%以上
建設汚泥	再資源化・削減率	90%以上
建設混合廃棄物	排出率※1	3.5%以下
	再資源化・削減率	60%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率※2	80%以上

※1：全建設資材廃棄物排出量に対する建設混合廃棄物排出量の割合
※2：建設発生土発生量に対する現場内利用およびこれまでの工事間利用等に適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入等を加えた有効利用量の割合

(出の概要)

- 160 -

(附錄之五)

○ 法第25条第2項に基づき再資源化を実施する基準（目標値）は以下のとおり。

- 161 -

経済産業省 (関係府省) 環境省	○平成 24 年度における再資源化の量に関する基 準の実績値 自動車破砕残さ 93～96.8% エアバッグ類 93～95% ○平成 24 年度末における使用済み自動車の不法投 棄・不適正保管台数 不法投棄 2,089 台 不適正保管 5,251 台 合計 7,340 台 ○平成 24 年度末におけるリサイクル料金預託状 況及び使用済み自動車の引取台数 預託台数：76,931,361 台 預託金残高：821,439,261 千円 使用済み自動車の引取台数：341 万台 ○平成 24 年度における離島対策支援事業の支援 実績 支援自治体数：83 支援金額：100,345 千円	○平成 25 年度における再資源化の量に関する基 準の実績値 自動車破砕残さ 96～97.7% エアバッグ類 94～95% ○平成 25 年度末における使用済み自動車の不法投 棄・不適正保管台数 不法投棄 2,034 台 不適正保管 5,320 台 合計 7,354 台 ○平成 25 年度末におけるリサイクル料金預託状 況及び使用済み自動車の引取台数 預託台数：77,913,136 台 預託金残高：835,191,063 千円 使用済み自動車の引取台数：343 万台 ○平成 25 年度における離島対策支援事業の支援 実績 支援自治体数：88 支援金額：95,948 千円
---------------------------------	---	--

8. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(法の概要)

○使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することとする。主務大臣の認定を受けることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化を促進することとする。平成25年4月施行。

○平成27年度までに、一年当たり14万トン、一人一相当に換算すると約1kgを目標とする。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省	○平成25年度は、35件の再資源化事業計画が認定された。 ○(その他環境省の取組) ・「市町村提案型」事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行い、立派25年度は合計161市町村が事業に参加した。 ・ポスター、パンフレットの作成や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、のせ者向けに小型家電リサイクル法について、のせミナナ16市町村と大坂で開座した。 ・全国16市町村の小型家電リサイクル法について、説明会及び事業者と自治体の関係者、事業者を合わせて千人を超えた。	○(平成25年度の市町村取組状況について、今後追記予定) ○(平成25年度の再資源化実績について、今後追記予定) ○平成26年度10月末時点で、38件の再資源化事業計画が認定されている。 ○(その他環境省の取組) ・引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行い、4月公募分まで合計148市町村が事業に参加した。 ・環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。 ・これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題などを整理し、とりまとめ、これら情報提供を目的とした「小型家電リサイクル交換会」を全国8カ所で開催する予定である。	○これまでの実証事業の優良事例や課題等をふまえて、今後とも実証事業の実施を通じて、市町村の再資源化の普及を図る。 ○これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、実施していく。 ○今後はより広域での回収を促進していくこととを念頭に、市町村と事業者との間の取組方法を検討して、今後の施策に活かしていく。

京都の茶屋に於て進の類書の特品物と認るべきに於て

(法の概要)

[illegible][illegible]

(法の概要)

(法の概要)

昭和43年に発生した方ネミ油症事件により、PCBの人体に対する毒性が明らかとなり、化学物質の蓄存及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）が昭和48年10月に制定され、PCBの製造・輸入・使用が事実上禁止となった。しかし、廃棄物となつた電気機器等については、処理施設候補地の地方公共団体や周辺住民の理解が得られななどの理由で、処理施設建設が滞つてきた。また、平成13年5月に採択された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POP条約」という）では、PCBの使用の全面廃止、平成40年までの使用の保全を図るため、平成13年6月にPCB締結法の制定等が行われた。これにより、PCB廃棄物の環境汚染を防止し、将来にわたつて国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成13年6月にPCB締結法の制定等が行われた。このことにより、保管事業者は、物処理基金の創設や日本環境安全事業株式会社による拠点的な処理施設整備の推進など、PCB廃棄物の処理体制の構築に向けた施策を実施することとなった。保管事業者は、当初困難な状況にあったことから、平成24年12月に処分の期日が平成39年3月31日まで延長された。また、平成26年6月に本法に基づき環境大臣が定めるPCB廃棄物処理基本計画を変更し、日本環境安全事業株式会社による処理体制等を変更した。

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省	○日本環境安全事業株式会社を活用し、PCBを使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国5か所(北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭)の拠点に広域処理を進めている。また、体制を整備し、処理が進められている。平成21年度に北海道室蘭において処理が開始され、平成25年9月には北海道室蘭において処理が開始された。 ○また、環境省は都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるための助成を行っている。 ○処理PCB汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については平成25年度末までに16事業業者が認定され、処理が進められている。	○PCB廃棄物の処理の進捗状況が遅れが生じていることと、平成26年6月6日にPCB汚染廃棄物処理安全事業株式会社を合併し、これにより日本環境安全事業株式会社を全国5か所(北九州、豊田、東京、大阪、北海道室蘭)の拠点に広域処理を進めている。また、体制を整備し、処理が進められている。平成21年度に北海道室蘭において処理が開始され、平成25年9月には北海道室蘭において処理が開始された。 ○また、都道府県と連携し、PCB汚染廃電気機器等の処理については、その処理が合理的に進むよう必要な検討を行う。	○平成26年6月6日に変更されたPCB汚染廃棄物処理基本法に基づき、日本環境安全事業株式会社における安全を第一とし、適正かつ確実な処理を実施するとともに、第一でも早い処理完了に向けた取組を推進する。 ○また、都道府県と連携し、PCB汚染廃棄物処理基金を造成するための予算措置を引き続き行う。 ○微量PCB汚染廃電気機器等の処理については、その処理が合理的に進むよう必要な検討を行う。

1.1. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

(法の概要)

○平成10年6月16日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を目的として、10年間の時限法として平成15年6月に施行。平成24年8月去等事業に関する特別の措置を講じ、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として、平成35年3月31日まで延長。

府省名	第三次循環基本計画算定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 総務省	○産廃特措法の規定により環境大臣が同意したた産廃特措法に基づき実施される特定支障除去等事業と計画として、香川県豊島事業等12事業について、同法に基づき財政支援を行った。	○産廃特措法の規定により環境大臣が同意したた産廃特措法に基づき実施される特定支障除去等事業と計画として、香川県豊島事業等12事業について、同法に基づき財政支援を行う。	○平成9年度の改正廃棄物処理法の施行以前に不法投棄等が原因で生活環境に支障を及ぼしている事業を支援することにより、府県等が実施する特定の不法投棄等による支障の除去を図っていく。

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第3節の項目	府省名	取組概要	第三次循環型社会形成推進基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
1 3 R 国際協力の推進と我が国循環型産業の海外展開の支援 ① 我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が形成されるよう、国際機関の関与プロジェクトと連携を図りつつ、アジア3 R 推進フォーラムなど多量間の枠組みを通じて、3 R 推進に関する情報共有や合意形成をさらに推進する。 ② アジア各国に適した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) がそれぞれの国に定着するよう、二国間政策対話等を推進し、3 R 国家戦略等の策定支援、循環型社会推進に係る法制度整備支援、学術・研究員での交流を進めるとともに、JICA 等を通じて専門家の派遣や研修生の受け入れの拡大を図る。 ③ 地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パートナーシップ (PLA) による都市間協定などを通じて、アジア各国の地方公共団体との知見・経験の共有や、技術協力等の連携を推進する。また、廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ (GPA) 等を通じて、国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる推進を図る。さらに、3 R アジア	外務省	※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当該年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等)」において当該番号を引用してください。 1. JICAにおいて、専門家の派遣や研修生の受け入れ等を通じて、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会の形成を支援。(②) 2. I E T C やバーゼル条約、SDGs オープン・フーキング・グループ (OWG) 等の活動に積極的に参画する。また、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約の連携強化を推進する。(③)	1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。また ODA 対象国からの研修員受入を実施した。 中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、ラオス、大韓民国 2. I E T C については、エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクト等に関するセミナーや省の支援により作成した、我が国の資源循環型社会政策と実証をとりまとめた報告書のデイ・イベント等に参加。 バーゼル条約については、平成 26 年 9 月に開催された第 9 回公開作業部会での議論に積極的に参加した。 また、SDGs については、平成 36 年 3 月～7 月に開催された SDGs OWG の報告書作成交渉に積極的に参加した。SDGs OWG 報告書には、持続可能な消費と生産に関するゴールの下、3 R の推進等に関するターゲットが盛り込まれた。	1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。また ODA 対象国からの研修員受入を実施した。 中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大韓民国 2. I E T C については、引き続き、活動の支援、参加に努める。 バーゼル条約については、平成 27 年 5 月に第 12 回締約国会議が、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の締約国会議と合わせて開催されること、議論に積極的に参加する。 また、2015 年以降の国際開発目標に関する交渉においても、資源の環境効率に関する我が国の知見を生かすよう努める。	1. 以下の国について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。また ODA 対象国からの研修員受入を実施した。 中国、ベトナム、インドネシア、マレーシア、パキスタン、スリランカ、大韓民国 2. I E T C については、引き続き、活動の支援、参加に努める。 バーゼル条約については、平成 27 年 5 月に第 12 回締約国会議が、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の締約国会議と合わせて開催されること、議論に積極的に参加する。 また、2015 年以降の国際開発目標に関する交渉においても、資源の環境効率に関する我が国の知見を生かすよう努める。
環境省	環境省	1. 環境省では、我が国の支援等に より、ベトナム、インドネシア等アジア数か国で 3 R に係る国家戦略の	1. 平成 26 年 2 月にスラバヤ (インドネシア) で開催した第 5 回会合からは、島根県の関与により明	1. 長期的な視点での、アジア太平洋諸国における 3 R の推進を促進するとして、平成 27 年以降のアジア太平洋	1. 今後も、引き続き、3 R 関連の事業形成や政策立案を促進する。また、「アジア諸国における 3 R の戦略

市民フォーラム等を通じて、市民レベルでの情報交換・連携を進めるとともに、国際的な資源循環に関する研究を促進する。 ④ 上記取組を通じて各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、資源循環をはじめとする我が国循環型社会の海外展開を機動的にパッケージとして推進する。また、政府・都府県・民間事業者と海外国際関係者との交流支援や、行政レベル・民間レベルで連携した海外展開の取組を進める。	策定を進めると同時に、各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催している。これらの国家戦略に基づき取組を促進するため国連機関（国連地域開発センター（UNCED））への拠出を実施している。 平成21年の設立会合以来、毎年「アジア3R推進フォーラム」を開催してきた。第4回会合ではアジア太平洋地域における3R推進のための今後10年間の政策目標を定めた「ハノイ3R宣言」を採用した。①	確にするため「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称を変更し、3Rの効率的な実行に向けた国家間協力、北南南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採用した。	洋3R推進フォーラムの開催計画を策定した。 また、平成27年に開催予定のアジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合（モルディブ）の開催に向けた準備及び調整を実施している。	均実施支援事業」として国際機関への拠出を行うほか、関連の事業を実施することとしている。また、アジア太平洋3R推進フォーラム等により、アジア太平洋諸国における3Rの推進に向けた政策対話を進め、更なる合意形成を目指していく。アジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合（モルディブ）を開催する。
⑤ ④の取組を具体的に進めるため、アジア各国で我が国の事業者が実施する3R・廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査を支援する。 また、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を推進するための関係主体間の情報共有・連携や、海外に向けた我が国の3R・廃棄物処理技術の情報発信、海外展示会への出展支援等を行う。	2. 環境省においては、平成23年度から「E系資源循環メジャアの育成・海外展開促進事業」として循環産業の育成・海外展開支援事業を開始し、平成25年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と改称した上で、途上国で問題となっておりつつある廃棄物に関する問題の啓蒙と環境負荷低減を図る観点から、それまで実施してきた他の産業物道正処理に係る二国間協力等の業務と本事業とを有機的に結びつけ、我が国の優れたインフラ関連技術の一つとしての循環産業の国際展開を積極的に支援している。また、各国国内の状況に適した政策目標やその進捗を把握した上で、二国政府間の協力として、法制度や基準等の作成について、我が国の経験やノウハウを伝え、各国への3R浸透の促進を目指す。②、③、④、⑤	2. 平成25年度には、海外展開を行う事業者の支援を10件（継続3件、新規7件）実施した。 また、進出先国関係者の研修企画・運営業務として、日本の廃棄物処理・リサイクル政策について広く理解してもらうことを目的とする現地関係者の日本への招聘研修を実施しており、平成25年度は10か国から33名を招聘した。	2. 平成26年度には、海外展開を行う事業者の支援を17件（継続1件、新規16件）実施している。 平成23年度以降の支援の結果、商業施設開始予定のものが1件、入札参加に向けて準備中のものが1件、合弁契約を締結（準備中を含む）したものが2件、二国間及び都市間で協力を要する覚書（MOU）を締結したものが2件、企業間でMOUを締結したものが3件、他の事業に参画したものが1件、という成果を上げている。 また、平成26年度の廃棄物処理、3R関連制度、規格に関する協力は以下の通り。 ベトナムでは廃棄物関連政策の策定を支援しており、6月に政策案を公開するワークショップに際して、専門家を送出し、内容について提案、発言している。 その他、焼却炉性能指針の策定とJICAと連携して自治体向け一般廃棄	2. 今後、平成26年度以降の3年間には、平成25年度までの3年間の事業成果を取りまとめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、状況に応じてより戦略的に支援を実施していくこととしている。

物の廃棄と適正な管理に際するガイドラインの改定作業、POPs（注35）ガイドライン等他のガイドライン策定に当たっても積極的に関与していく。	③ OECD、UNEP 持続可能な資源管理に属する国際パネル、UNEP 国際環境技術センター（IETC）（注36）、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のニアリジョン（CCAC）（注37）、バーゼル条約の活動等に積極的に参画し、3R・廃棄物処理に関する制度・技術や、リユース製品やリサイクル製品等をはじめとする持続可能な消費と生産に関する取組、物質フロー指標等に関する我が国の最新の知見・取組を反映させるなど国際的な情報発信を強化する。 また、SAICM 国内実施計画に基づいて、バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約等の化学物質及び廃棄物の適正管理に係る条約との連携強化に係る活動を推進する。 2012年6月ブラジルにて開催されたRio+20の成果として今後交渉プロセスに着手することが合意された持続可能な開発目標（SDGs）や2015年以降の国際開発目標（Post-2015）、持続可能な消費と生産に関する10年計画枠組みの検討（10YFP）において、世界規模での循環型社会の形成に向けて積極的に貢献するとともに、資源の環境効率に關する我が国の知見が生かされるよう努める。
	3. 環境省では、平成21年度より、ミレニアム開発目標に掲げられた、衛生的なトイレを使用できない25億人の人口を半減させるという国際的な衛生問題の解決のために、アジア地域等の途上国における公衆衛生の向上、水環境の保全に向け、日本の優れたし尿処理技術である浄化槽を国際普及させる取組みを実施している。特に、ベトナム、中国を中心に、国内浄化槽メーカーや国際関係機関と連携しながら、二国間ワークショップ
場処理計画のためのガイドラインの策定について支援を実施する。 マレーシアでは食品廃棄物を対象とした国家戦略計画の策定、状況調査、ガイドラインの作成支援、成果報告ワークショップを実施する。 アブダビ首長国では平成27年1月に相互の産官学を招いて展示会会場（Eco Waste 展）でワークショップを開催する。 クウェートでは平成27年1月に両国の産官学を招いてワークショップを開催する。 シンガポール訪問団（シンガポール環境省とシンガポール環境局連署者）を対象としてワークショップを10月に開催した。その際は日本の環境省とシンガポール環境省を招いて実施した。 日本環境衛生センター主催の第7回アジア3R自治体間ネットワーク会合の前日に3Rと廃棄物適正処理の推進を目的として官民連携ワークショップを開催する。海外から5都市と日本の自治体を招聘してワークショップを実施する。合わせてNGOによるセミナーも開催する。	3. 平成26年度は、第2回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップを12月にタイで行う予定であり、開催に向け準備を行っている。また、中国及びベトナムにおいては、引き続き、し尿処理に関する現地調査や浄化槽の導入実地検証等を行う予定である。 3. 平成24、25年度に、ベトナムとの二国間ワークショップを行い、昨年度は、アジアにおける分散型汚水処理の推進に向けて、第1回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップを日本で行った。また、中国及びベトナムにおいては、し尿処理に関する現地調査や浄化槽の導入実地検証等を行っている。
	3. JICAやE本サニテーションコンソーシアム（JSC）等と連携しながら、中国、ベトナムとのマルチな取り組みを通じて、二国間プロジェクトの成立に向けた取組を実施する。また、国内においては、途上国の行政担当者等に対し、国内の専門家による研修プログラムを実施し、浄化槽導入の効果及び個別処理の利便性・必要性の理解を促し、二国間プロジェクトの成立につなげていく。

	ップや枠組の導入実地検証等を行っている。(②、③、⑤) 4. 環境省では、インドネシア・中東とのコベネフィット協定に係る覚書に基づき、それぞれ農水産業分野及び工業分野を中心に両国の環境対策の強化に関する調査、能力構築を行っている。(⑥)	4. 平成25年度に、インドネシアの農産物分野を対象として、環境負荷算定ツールの開発、及びワークショップ開催を含めた調査研究を実施した。また、中国では工業分野におけるモデル事業及びコベネフィット効果の評価手法の検討等を実施した。	4. 平成26年度は過年度の協力内容をレビューし、成果や課題を取りまとめた上で今後の協力継続について検討を行った。	4. 協力内容のレビュー結果に基づき、インドネシア・中国とのコベネフィット協定を継続し、引き続き両国の環境対策の強化を目指す。
	5. パーゼル条約第11回締約国会議で採択された有害廃棄物の環境上適正な管理(ESM)に関するアレームワークについて、我が国は締約国会議で設置された専門家作業グループに参加し、条約における活動の実施を支援する等、積極的に取り組んでいる。また、我が国は、有害廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及びPCB廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインの策定・改定作業を主導するとともに、他のPOPs廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインの策定・改定作業について、我が国の知見を積極的にインプットしている(③、⑤)。	5. パーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するアレームワークについて、平成25年の第11回締約国会議で設置された専門家作業グループに参加し、各専門家の知見やエコプロジェクトの実施を支援する等、積極的に取り組んでいる。また、我が国は、水銀に関する水銀条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン、及びPCB廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの策定作業を主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、PCB廃棄物の処理技術等に関する知見を積極的にインプットすること、他のPOPs廃棄物の環境上適正な管理の策定・改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献した。	5. パーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するアレームワークについて、締約国会議で設置された専門家作業グループに参加し、各専門家の知見やエコプロジェクトの実施を支援する等、積極的に取り組んでいる。また、我が国は、水銀に関する水銀条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン、及びPCB廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの策定作業を主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、PCB廃棄物の処理技術等に関する知見を積極的にインプットすること、他のPOPs廃棄物の環境上適正な管理の策定・改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献した。	5. パーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理(ESM)に関するアレームワークについて、我が国は、平成27年の第12回締約国会議に向けて、関連活動の支援等を通じて、具体化の検討に引き続き貢献していく。また、平成27年の第12回締約国会議における採択を目指し、我が国は、水銀に関する水銀条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの策定作業を引き続き主導していく。
	6. 本協定は、我が国からUNEP国際資源パネル(E・UNEP)持続可能な資源管理に関する国際パネル)に財政的支援を行い、天然資源の持続可能な	6. 平成25年11月にナイバシヤ(ケニア)で開催のUNEP国際資源パネル第13回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を報告した。	6. 平成25年5月にサンチアゴ(チリ)で開催のUNEP国際資源パネル第14回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を報告した。また、平成	6. アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化しており、アジアは、今後の世界の資源

	な利用に関する我が国の知見や関心事項を資源パネルでの議論に反映していくためである。 我が国は、平成20年度からJNEP 国別資源パネルへの資金拠出を行い、その拠出等に基づき、「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」等の11の報告書が公表され、今後毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、資源パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の知見取りまとめにおいて、我が国の研究者が中心的な役割を果たしている。(③)	した。 また、調査・研究の成果として、「金風リサイクルの機会・制約・インフラ」、「人為起源の金融フロー・サイクリングの環境リスクと課題」、「都市環境でのデカップリング：都市資源フローとインフラ移行のガバナンス」、「世界の土地利用調査：消費と持続可能な共有のバランス」、「資源資本の構築：どのようにREDD+がグリーン経済に寄与するのか」の報告書が公表された。 平成25年11月にパリ（フランス）で開催予定のOECD資源生産性・廃棄物作業部会第4回会合へ参加し、進捗中の調査・研究の進捗を確認した。	26年9月にJNEP 国別資源パネルの物質フロー分析作業部会を東京に誘致し、環境省、専門家、民間企業で資源効率等を議論した。加えて、平成26年11月にコッテルダム（オランダ）で開催予定のJNEP 国別資源パネル第14回会合に参加し、進捗中の調査・研究の進捗確認を実施する。 今後毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されるなど、パネルの活動が着実に進捗している。 平成26年6月にOECD資源生産性・廃棄物作業部会と連携し、環境に關するグローバル・フォーラムを東京に誘致し、拡大生産者責任に関する議論を行った。 平成26年12月にパリ（フランス）で開催予定のOECD資源生産性・廃棄物作業部会第5回会合へ参加し、進捗中の調査・研究の進捗を確認する。	7. パーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの3条約に、昨年採択された水銀に関する水銀条約を加えた4条約の連携強化に係る活動を推進していく。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインなどパーゼル条約における取組で得られた知見は水銀条約の実施に活用できることから、特にこれら2条約についての連携強化に取り組む。	利用に大きな影響を与えると考えられ、JNEPでの研究対象をよりアジアに向けさせる必要がある。今後、資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通してアジアへパネルの関心を誘導していくことが課題である。 今後も、引き続き、OECD資源生産性・廃棄物作業部会に参画し、調査・研究の進捗を図っていく。 基盤に関するグローバル・フォーラムでの議論を踏まえ、OECD資源生産性・廃棄物作業部会にて、拡大生産者責任に関する情報を取りまとめる。	7. パーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの3条約に、昨年採択された水銀に関する水銀条約を加えた4条約の連携強化に係る活動を推進していく。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインなどパーゼル条約における取組で得られた知見は水銀条約の実施に活用できることから、特にこれら2条約についての連携強化に取り組む。 1. 我が国がリサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成のため、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を実施していく。
経済産業省	1. 経済産業省においては、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を行う対話の枠組みの構築を通じて、我が国がリサイク			7. パーゼル条約については、ストックホルム条約、コッテルダム条約との協力及び連携の強化のため、それぞれの締約国会議（OOP）に加え、合同のOOPを行っており、我が国からも環境面的に議論に関与している。(③)		1. 平成26年度は「自治体間協力事業」としてベトナムをターゲットに法制度面や関係行政の職員による共同会議等への支援を行う事業を実施することとしている。

	ル関連企業が進出しやすい土壌の形成を行うため、平成19年度より「循環型都市協力事業」として13件の事業化調査支援や専門家派遣による人材育成等を行ってきた。(④、⑤) 2. 経済産業省では、アジアにおけるインフラ整備需要の高まりは、資源循環制度を背景とした高い技術やオペレーションノウハウを有する我が国リサイクル企業が、とって大きなビジネスチャンスであることを踏まえ、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネス展開を促進させるべく、事業実施可能性調査(FS)を平成21年度から実施している。(⑤) 3. 我が国企業が有する環境分野等の高い技術力を、アジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握すること、また、その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発や実証を行い、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要である。 このため、経済産業省においては、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施しており、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の技術的な専門能力を活用すべく、同機構を実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援条件等を	2. 平成25年度には3件のFSを実施した。これまでに実施した案件の多くは現地パートナー企業等との協議を継続している状況であり、事業化につながった案件もある。 3. 平成25年度には24年度からの継続案件1件のほか、新たに1件の実証事業を実施した。実証事業の成果としては、実証実施企業と現地企業との合弁等により事業化に向けた進捗が見られるなど、現地ニーズに応じつつ探索にも応じた適正なリサイクルシステムの構築が期待されている。	2. 平成26年度は、25年度からの継続案件1件のほか、数件のFSを新たに実施することとしている。 3・平成26年度は、24年度からの継続案件1件、25年度からの継続案件1件を実施することとしており、今後、さらなる日本企業の市場獲得と3Rの推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを行っていくこととしている	こととしている。 2. 今後も、FSの継続や個別案件のフォローアップ等により、事業化を促進していくこととしている。 3. 現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を継続することとしている。
--	--	---	---	--

	文 科 省	事前に明確化した上でプロジェクトの実施に当たっている。(5)	1. 循環型社会の形成も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主催機関として進める「ESD」を、ユネスコと協力して推進している。 ユネスコを通じて持続可能な社会の構築、若年世代の人材育成等の諸課題に取り組み、我が国の提案により開始された「国連 ESD の 10 年 (DESD)」のイニシアティブを推進している。(5)	1. 世界的な ESD 普及のため、ユネスコ本部へ ESD 推進のための信託基金を提出している。(平成 25 年度拠出額 1 億 7 千万円) ユネスコスクールを ESD の推進拠点として位置づけ、その質、両面性の充実を図る。(ユネスコスクール数:平成 26 年 3 月現在 705 校)	1. 平成 26 年度は、「国連 ESD の 10 年」の最終年である 2014 年に日本政府とユネスコの共催で ESD に関するユネスコ世界会議を我が国において開催する。 また、教育委員会・大学等が中心となり、ESD の推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域において ESD を実践することにより、ユネスコスクール以外の ESD の普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。(平成 26 年度採択事業数:5 件)	1. 「国連 ESD の 10 年」の後継プログラムである「ESD」に関するグローバル・アクション・プログラムが示す 5 つの優先行動分野に重点的に取り組み、ユネスコに対して信託基金を提出するとともに、引き続き、教育委員会・大学等が中心となり、ESD の推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ESD の実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。
2 循環資源の輸出入に係る対応 ① 有害廃棄物の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの強化を図る。② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。	環境省、経済産業省	1. 国連 ESD の 10 年 (DESD) のイニシアティブを推進している。(5) 2. 国連 ESD の 10 年 (DESD) のイニシアティブを推進している。(5) 3. 国連 ESD の 10 年 (DESD) のイニシアティブを推進している。(5)	1. 環境省は、有害廃棄物の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの強化を図る。② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。	1. 環境省は、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの強化を図る。② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。	1. 環境省は、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの強化を図る。② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。	1. 環境省は、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの強化を図る。② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。

条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。 ③ 石炭灰、高知水砕スラグ（注38）など、我が国での利用量に限りがある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合には、物品に応じた必要な輸出手続の処理を講ずる。 ④ 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。	環境省 1. 石炭灰などの循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要な輸出手続の処理手続の確認を行いつつ、審査の考え方を迅速化し、円滑化するための具体的な方策を検討している。（③）	国交省 1. 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。（④）	ただし、当該貨物が規制対象に該当するかどうかに関する事前相談を実施（平成25年度 約51千件）するとともに、全国各地でバーゼル法等諮問会を開催（平成25年度 全国11箇所）する等、事業者への手続案内等の拡充を図った。	1. 平成28年8月に閣議決定された規制改革実施計画において、「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得ることとなった。	1. 港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用した。	1. 「第三次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、審査の考え方を迅速化し、円滑化するための具体的な方策等を検討し、結論を得て措置することとしている。	1. 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を引き続き図る。
---	--	---	---	---	---	--	---

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第3節の項目	府省名	取組概要	第三次循環型社会形成推進基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 (白書の「進捗した施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「進捗しようとする施策」部分に活用)
1 災害廃棄物の処理 東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針(マスタープラン)、復興施策に関する事業計画と工程表、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表(平成25年5月7日改定)等に基づき、着実に処理を進める。 大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用するなど、できる限りその再生利便を図り、地域における循環型社会の構築を進める。 また、被災地では廃棄物の処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理についても着実に実施する。 さらに、災害廃棄物の迅速な処理の観点から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)に基づき、市町村から要請があるときは、必要があると認められるときは、国が当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。	環境省	※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当該年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策(又は、今後の課題・方向性等)」において当該番号を引用してください。 1. 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成23年法律第99号)に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理についてきめ細かな進捗管理を実施している。 さらに、国に、国に、岩手県及び宮城県からは広域処理の要請を受け、全国の自治体等に対して、国に、広域的協力を要請した。また、福島県の4市町(新地町、相馬市、南相馬市、広野町)から可燃物の処理について代行処理の要請を受け、国が処理を進めている。	1. 東日本大震災では、13道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県)で災害廃棄物が約2,000万トン(福島県の旧警視庁区域・計画的避難区域を除く)、津波堆積物が約1,100万トン発生した。 広域処理について、処理が困難な物が積み込まれた漁船や不燃物の箱下残滓等の受入れ先として13件を調整し、1都1府16県92年の広域処理を実施、約62万トンを処理した。 着実な災害廃棄物の処理が実施できるよう、きめ細かな進捗管理を実施し、平成26年3月末までに福島県の一部地域を除いて、災害廃棄物の処理を完了した。 再生利用率は災害廃棄物が約8割、津波堆積物のほぼ全量となり、公共事業(堤防復旧事業、海岸防災林普及事業等)にて約1,339万トンを利用した。 相馬市に設置した仮設焼却施設により、新地町の可燃物については焼却が完了、相馬市の大部分の可燃物については焼却が完了した。広野町については、平成25年1月に受領した代行処理要請に基づ	1. 処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続している。 また、災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物(可燃物)の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施している。(広野町は仮設焼却施設は仮設焼却施設に向けて整備中。)	1. 処理の完了していない福島県の一部地域については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけの処理完了を目指す。

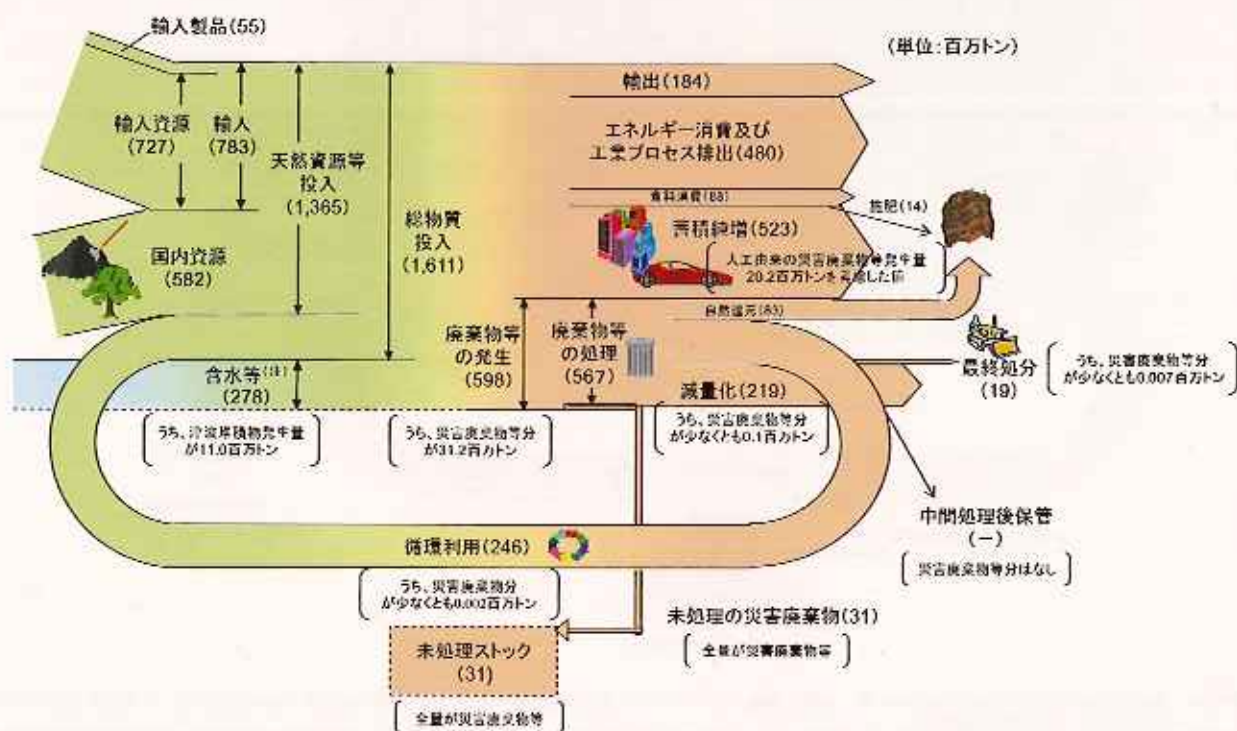
	2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対応		1. 仙台市・名取市・山元町・宮城県では東北地方太平洋沖地震により発生した震災がれきの処理と最終処分量の削減が課題となっていた。 また、国土交通省東北地方整備局では、仙台湾南部海岸において、東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧工事を実施に当たり、堤防の盛土等資材が大量に必要となることから、資材の安定的な入手と資材運搬車両の通行量の削減が課題となっていた。 そこで、関係者間で協賛・連携を行い、コンクリート・津波堆積土砂を堤防の盛土材に活用できるよう、調査や試験工事を実施し、堤防材料に活用する取組を行っている。(②(ア)) ○今回の計画活用量(123-127) 津波堆積土等 約29.3万m³ また、八戸港等において、災害廃棄物を港河工事にも有効活用した。	つき、仮設処理施設の設置に向けて発注準備を行った。 平成26年3月には、南相馬市からの代行処理要請を受領した。	1. 平成25年度までの活用実績、災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。 ・仙台市(津波堆積土等) 約9.0万m³ ・名取市(津波堆積土等) 約4.9万m³ ・山元町(津波堆積土等) 約6.4万m³ 合計 約20.3万m³	1. 平成26年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。 ・仙台市(津波堆積土等) 約5.0万m³ なお、平成28年度以降については、関係機関のガレキ処理業務が平成26年度で完了したため、実施予定なし。	1. 平成27年度活用予定 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用を予定。 ・仙台市(津波堆積土等) 約4.0万m³		1. 福島県内の国直轄で処理を進める汚染廃棄物対策地域では、平成25年12月の対策地域内廃棄物処理計画の見直しにおいて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村毎に設定した。 帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を優先し、帰還ができたところから、順次搬入を進めていく。また、これらの廃棄物の処理のため、	1. 各市町村で仮置場の整備を進め、南相馬市、川内村、大熊町において、帰還区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を一連し完了した。	1. 各市町村で仮置場の整備を進め、南相馬市、川内村、大熊町、川俣町、葛尾村において、帰還区域を除いて、平成26年度中に、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了を目標とする。 仮置場への搬入完了については、7市町村において設置を予定しており、飯館村小宮地区及び川内村においては、発注処理を実施中。	1. 浪江町と富岡町においては、帰還区域を除いて、平成27年度中に帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了を目標とする。 仮置場設置については、設置を予定している7市町村において、引き継ぎ、整備を進め、差込に処理を進めていく。
--	--	--	---	---	--	---	---	--	---	---	--	--

処に関する特別措置法（平成23年法律110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針（平成23年11月11日閣議決定）、指定廃棄物（注39）の今後の処理の方針（平成24年3月衆議院公表）等に基づき、適正かつ安全に処理を進める。 また、廃棄物の再生利用時に、放射性物質による汚染に留意しつつ安全な物質に確保するとともに、廃棄物以外の資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、引き継ぎ、関係府省間の緊密な連携を図る。 なお、放射性物質を含む廃棄物の処理を法上どのような長期的に位置付けるかについては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき現在行われている廃棄物処理の実施結果を十分検証した上で、検討を行う。	仮設焼却施設の整備も進めていく。 2. 福島県内の指定廃棄物については、10万ベクレル/kg以下のものは、既存の管理型処分場であるフクシマエコテック、10万ベクレル/kg超のものは中間貯蔵施設に搬入する計画。 また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気などのおそれがあることから、状況を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を行う。	2. 平成25年12月に既存の管理型処分場（フクシマエコテック）の活用と中間貯蔵施設の設置について、計画案を提示し、受け入れの要請を行った。この案について、平成26年2月に福島県知事より、配置計画を見直すよう申し入れがあったことから、3月27日に管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し、中間貯蔵施設の設置候補地を3町から2町に集約する旨等を回答した。 減容化事業については、福島市堀河町終末処理場、県中浄化センター（郡山市）において、下水汚泥の減容化事業を行い、県中浄化センターは、平成26年3月末を目をもって事業を終了した。また、飯川村においては村内で発生し処理が滞っている放射性物質を含む農林業系副産物等を処理するための実証事業の運転を平成25年8月から開始した。	2. フクシマエコテックの活用については、地元の見解を得て、出来るだけ早期に汚染廃棄物の処理が進められるよう、引き続き、富岡・福島町及び福島県とよく相談しながら調整を進めていく。 中間貯蔵施設については、平成26年5月から6月にかけて、住民説明会を開催した。 その後、7月から8月にかけて、福島県、予定地の大井町・双葉町に、住民説明会の意見等を踏まえた財政措置を含む国の考え方の全体像を提示した。9月に福島県知事より中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨、大井・双葉町町長より地権者への説明を了承する旨が伝達され、9月末から10月中旬にかけて地権者を対象にした説明会を開催した。その後、12月には、大井町、平成27年1月には双葉町が、中間貯蔵施設の建設受入れを容認した。 減容化事業のうち、堀河町終末処理場は、平成26年10月末をもって運転を終了した。飯川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成26年度も継続中。	2. フクシマエコテックの活用については、地元の見解を得て、出来るだけ早期に汚染廃棄物の処理が進められるよう、引き続き、富岡・福島町及び福島県とよく相談しながら調整を進めていく。 中間貯蔵施設については、福島県の各地に仮置きされている第2土壌等を、早期に中間貯蔵施設に搬入できるよう、その整備に向けて最大限努力していく。 減容化事業のうち、飯川村における農林業系副産物等処理実証事業については、平成27年10月末まで焼却を行い、以降、焼却施設の解体予定。また、飯館村農平地区においては、平成27年秋頃を目途に施設の運転を開始予定。福島県内のその他の地域についても、大量の農林業系廃棄物等の処理が滞っているため、集約して減容化を行う施設を整備する方針のもと、地元との調整を進めていく。	3. 引き続き、指定廃棄物の保管が逼迫している宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）においては、各県に処理施設を確保するための調整を丁寧に行っていく。
3. 福島県外の指定廃棄物については、指定廃棄物が多量に発生し、一時保管が逼迫している宮城県（宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）においては、国がそれぞれの県内に集約して、必要な処理施設を確保する方針。平成25年2月に、自治体との意見交換を重視するなど、処	3. 平成25年10月の有識者会議において、処理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめた。その後、宮城県では平成25年11月、栃木県では平成25年12月に候補地の選定手法が確定した。この選定手法に基づいて選定作業を行う	3. 平成25年10月の有識者会議において、処理施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめた。その後、宮城県では平成25年11月、栃木県では平成25年12月に候補地の選定手法が確定した。この選定手法に基づいて選定作業を行う	3. 宮城県については、平成26年5月から6月に計4回開催した国・県・候補地3市町による関係者会議や、7月の市町村長会議などにおいて議論を重ね、平成26年8月に詳細調査を開始した。栃木県については、平成26年7月に詳細調査候補地を1カ所（塩	3. 引き続き、指定廃棄物の保管が逼迫している宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県）においては、各県に処理施設を確保するための調整を丁寧に行っていく。	

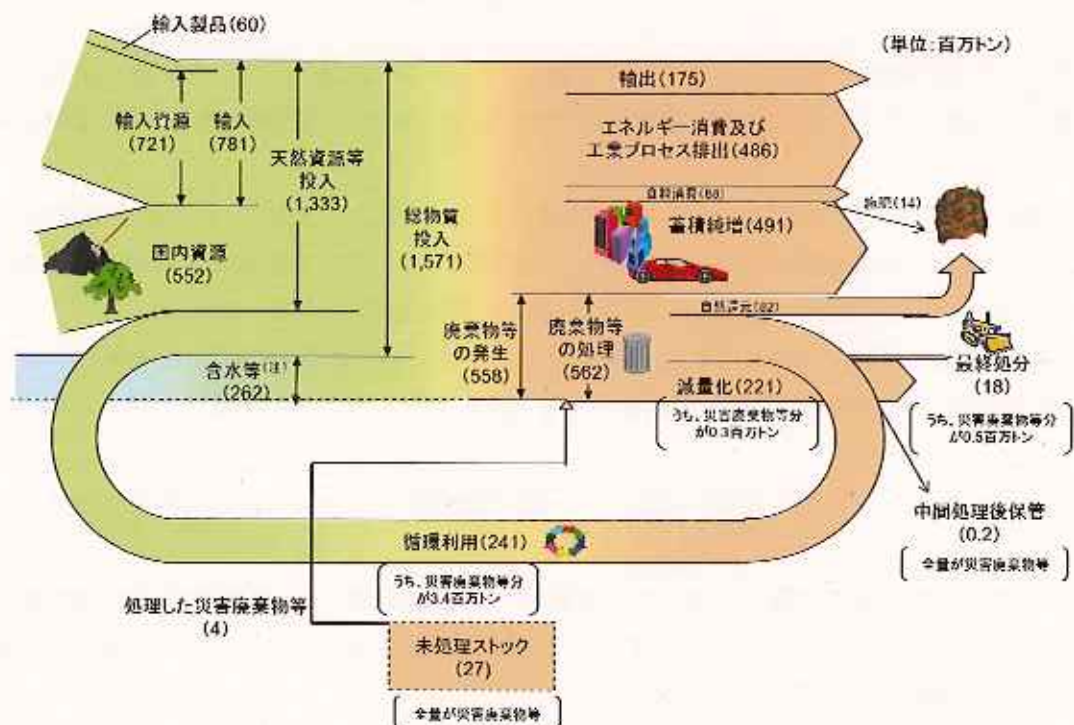
	農 林 水 産 省 1. 農林水産省では、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、飼料中の放射性セシウムの暫定評価値を定め、都道府県等に周知徹底を図っている。 2. 肥料については、放射能濃度が200 Bq/kg以下の汚泥について肥料原料としての利用を認めている。それに加え、長堤電流用としても事故前の農地土壌の放射性セシウムの濃度範囲に収めることができる値として、汚泥肥料を含めた全ての肥料の暫定評価値を400 Bq/kgと定め、都道府県等に周知徹底を図っている。さらに、汚泥肥料については、福島県等の16都県で生産されるものについて、適宜、放射性物質の濃度を計測し、暫定評価値の適合状況をモニタリングしている。	1. 農水産物のH.P.に飼料の暫定評価値の決定に係る関係通知、Q&Aや関係者向けのリーフレットを掲載し、暫定評価値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図った。 2. 肥料については、暫定評価値を超える肥料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料を採取し、放射性セシウム濃度の測定を実施している（実績：平成25年6月～平成26年3月迄、58点）。その結果、肥料の暫定評価値を超過する製品は確認されていない。	1. 飼料については、引き続き周知徹底を図っている。 2. 肥料については、引き続き周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施している（実績：平成26年4月～平成26年12月迄、72点）。飼料については、引き続き周知徹底を図っている。	1. 飼料については、引き続き周知徹底を図っていく。 2. 肥料については、引き続き周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施する予定。飼料については、引き続き周知徹底を図っていく。
内 閣 府	1. 廃棄物の発生量を抑制することや、避難指示区域等におけるインフラ復旧のための工事が本格化するこ と等を踏まえ、関係省庁が協力して、放射性物質の影響を受けた建築物等の解体・修復工事等に供し、発生する建設廃棄物の再利用及び再生利用の基本的考え方を定めた。			

(参考4) 災害廃棄物等を考慮した物質フロー図の試算結果

平成22年度(災害廃棄物等考慮)

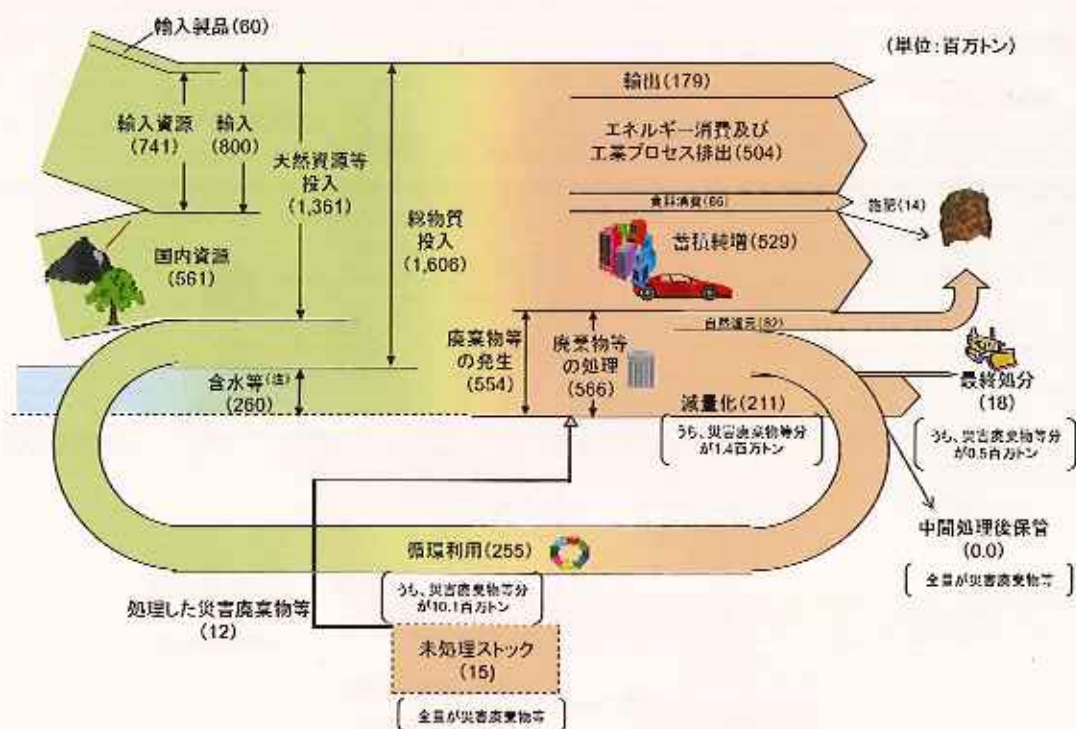


平成23年度(災害廃棄物等考慮)



(注)
含水等：廃棄物等の含水等(汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ)及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入(鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい)及び津波堆積物
災害廃棄物等の発生、処理：災害廃棄物等として計上しているのは東日本大震災時の発生量だけであるが、処理量は災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の適用を受けて処理されたものが全て含まれている。

平成24年度(災害廃棄物等考慮)



(注)
 含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び結業の鉱さい）及び津波堆積物
 災害廃棄物等の発生、処理：災害廃棄物等として計上しているのは東日本大震災時の発生量だけであるが、処理量は災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱の適用を受けて処理されたものが全て含まれている。

<留意点>

- ・物質フロー図は単年度の物質の出入りを示すものであるが、過去に蓄積されたものが取り崩されて廃棄物として発生した分についてはその年に蓄積された分から差し引き、「蓄積純増」として記載されている。
- ・そのため、災害廃棄物も過年度に発生したものも含まれていることに、とりわけ注意が必要である。
- ・従来の物質フロー図の「廃棄物等の発生」の概念と、本物質フロー図の「廃棄物等の発生」の概念は異なっている（従来の「廃棄物等の発生」は本フロー図の「廃棄物等の処理」に相当）。
- ・災害廃棄物等の発生量の数値は今後も更新されることが想定されるため、その度に災害廃棄物等を含む平成22年度の物質フロー図は作成し直す必要がある（確定するまでに数年程度かかることが想定される）。
- ・廃棄物のストックも財のストックも従来の物質フロー図では区別していないことに留意する必要がある。
- ・本物質フロー図では、国民経済計算との整合性を意識し、災害廃棄物以外の廃棄物等の在庫の扱いも「未処理ストック」で表現することができる構造となっているが、現状では、データの制約上、廃棄物等の在庫については扱うことができていない。

(参考5) 中央環境審議会循環型社会部会における審議経緯
(平成25・26年度)

平成26年

3月31日 循環部会①

- ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画の評価・点検の進め方
- ・ 平成26年度の環境基本計画(「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」部分)の点検
…環境基本計画の点検の進め方について説明。重点点検分野として行う重点検討項目案を決定。

6月13日 循環部会②

- ・ 環境基本計画の点検のための関係府省ヒアリング
…あらかじめ、環境基本計画の点検として行う重点検討分野の進捗状況について各府省に調査票を送付。その結果に基づいて進捗状況を点検。

7月8日 循環部会③

- ・ 環境基本計画に係る点検報告案の検討
…点検報告はその後総合政策部会においても検討。

10月3日 循環部会④

- ・ 第三次循環型社会計画の点検のための、産業界、NPO/NGO、地方自治体へのヒアリング

11月14日 循環部会⑤

- ・ 第三次循環型社会計画の点検のための、関係府省ヒアリング
…あらかじめ、循環型社会計画の進捗状況について各府省に調査票を送付。その結果に基づいて進捗状況を点検。必要に応じてヒアリングを実施。なお、各府省には、調査票の内容が環境白書に活用されることをあらかじめ周知。
- ・ 循環型社会計画の進捗状況全般について意見交換

12月25日 循環部会⑥

- ・ 物質フロー指標及び取組指標の進捗状況の点検
- ・ 第三次循環型社会計画の第1回点検報告書(暫定版)の検討
…点検結果及び課題・今後の方向性については環境白書にも活用。

循環部会⑥後

- ・ 「第三次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第1回点検結果について」パブリックコメント

平成27年

2月6日 循環部会⑦

- ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画の第1回点検報告書(案)
- ・ 第三次循環型社会形成推進基本計画の第2回評価・点検の進め方